

東京大学史料編纂所研究成果報告 二〇二〇―五

坊所鍋島家文書未刊分

—鍋島道虎關係—

石津裕之
及川 亘
小宮 木代良
佐藤 孝之

編

坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎關係―

東京大学史料編纂所研究成果報告 二〇二〇―五

東京大学史料編纂所研究成果報告 二〇二〇―五

坊所鍋島家文書未刊分

―鍋島道虎関係―

石津裕之
及川亘
小宮木代良
佐藤孝之

編

はじめに

坊所鍋島家文書は、現在、佐賀県立図書館に所蔵されている。約五二〇〇点のうち、当主鍋島道虎受給文書を中心とした慶長・元和期のものが千数百点以上含まれている。道虎は、生三と呼ばれ、佐賀藩成立期の藩政の中枢に位置した。道虎宛文書の差出者は、約四〇〇点を占める初代佐賀藩主鍋島勝茂を中心として、勝茂父で藩祖とされる鍋島直茂、勝茂の弟の鍋島忠茂、勝茂長男の鍋島元茂等の藩主一門のみならず、勝茂と姻戚関係にある大名岡部長盛、徳川家康と鍋島氏の間の子介を行っていた閑室元信、近隣藩の藩主や重臣（福江藩主五島玄雅・福岡藩重臣黒田利則・同藩重臣小河之直等）、道虎長男の鍋島茂泰等、多岐にわたる。また、案文も含むが道虎発給の文書も若干が残されている。

これらは、一九七〇年代から八〇年にかけて、佐賀大学名誉教授三好不二雄氏を中心として、佐賀県立図書館編集『佐賀県史料集成』の第十一巻・第十二巻・第十三巻・第十四巻・第十八巻・第二十一巻に、一二八〇点余が翻刻刊行された。その後、『佐賀県史料集成』に収められた坊所鍋島家文書は、成立期佐賀藩政史研究の基本史料として位置づけられてきた。現在、佐賀県立図書館は、この文書群を坊所鍋島家資料として、「古文書・古記録・古典籍データベース」において目録情報および資料画像の公開を進めている。

本史料集では、近世前期の道虎関係文書のうち、『佐賀県史料集成』等に未刊行の鍋島道虎関係文書を翻刻し、年次・居所等を中心に解説を試みた。本史料集の刊行に至る経緯については解題に記したが、『佐賀県史料集成』

刊行後四〇年以上を経た現時点で、坊所鍋島家文書全体の再検討を進める出発点と位置づけたい。本史料集刊行に際しては、佐賀県立図書館のひとかたならないご協力をいただいた。記して感謝申し上げます。

二〇二一年三月

石津裕之
及川亘
小宮木代良
佐藤孝之

〔付記〕 本報告書は、以下の研究プロジェクトの研究成果の一部として作成した。

- 科学研究費 基盤研究（B）「近世統一政権の成立と天下普請の展開―中近世移行期史料の研究資源化を通じて―」研究代表者及川亘 二〇一七年度～二〇二〇年度
- 科学研究費 基盤研究（C）「近世大名家臣家史料の共同分析―多久家史料の読み直し―」研究代表者小宮木代良 二〇一七年度～二〇二〇年度
- 東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点 特定共同研究近世史料領域「佐賀藩家臣多久家史料の研究」研究代表者小宮木代良 二〇一四年度～二〇一五年度
- 東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点 特定共同研究近世史料領域「近世初期大名家における大身家臣史料群の研究資源化」研究代表者小宮木代良 二〇一六年度～二〇一七年度

目次

❖ 史料編 ❖

坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―……………石津裕之・及川 亘・小宮木代良・佐藤孝之…………… 1

❖ 解題・論説編 ❖

解題……………小宮木代良…………… 127

「坊所鍋島家文書」に見る鍋島勝茂等の慶長・元和期の居所と行動について……………及川 亘…………… 132

❖ 附録 ❖

人名一覧…………… 5

収録史料一覧…………… 1

✦ 史料編 ✦

坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―

石津裕之・及川 亘・小宮木代良・佐藤孝之

例言

写真帳「佐賀藩鍋島家文庫史料」二九〇五〇（架番号 6170.92/6/29）
①〇を用いた。

一本史料集は、佐賀県立図書館所蔵「坊所鍋島家資料」のうち、『佐賀県史料集成』・『大日本史料』第十二編等に未翻刻の鍋島道虎受給・発給等に係る文書を翻刻したものである。

一 アラビア数字の文書番号は本史料集における通し番号である。

一文書名下の括弧内に、文書の形態と、佐賀県立図書館「坊所鍋島家資料」の請求記号を記した。

一字体は常用字体を使用し、一部正字も用いた。

一 「に」「は」の変体仮名の一部は片仮名の「ニ」「ハ」で代用した。

一 紙の変り目、折紙の段の変り目には「」を挿入した。

一 虫損・破損の箇所は「□」「」で示した。その一部は、鍋島報效会所蔵（佐賀県立図書館寄託）「鍋島家文庫」に含まれる写本「直茂公御書其外写」等により校訂した。なお、東京大学史料編纂所架蔵

一 判読不能の箇所は■で示した。

一 欠字・平出は一字空きとした。

一 『佐賀県史料集成』は『集』とし、巻数、文書群名・文書番号を記した。なお「坊所鍋島家文書」については、巻数と文書番号のみ記した。

一 『佐賀県近世史料』は『近』とし、編・巻、頁数を記した。

一 『大日本史料』第十二編は『十二編』とした。

一 「寛政重修諸家譜」は「寛政譜」とした。

一 『日本国語大辞典』は『日国』とした。

一 各文書の翻刻・校訂・校正は編者四名で行った。

一 各文書の解説は担当者ごとに執筆したが、内容は編者四名で検討・確認した。担当者名は「収録史料一覧」に記した。

史料翻刻・解説

1 鍋島勝茂祈禱願文案（堅紙）

（坊七二二二六）

御祈禱之意趣

一 鍋嶋信濃守武運長久子孫繁昌之御事、

一 至鍋島信濃守、公方様被為懸 御目、御愛敬万事存ル俛之御事、

一 土井大炊殿・酒井雅樂殿、至信濃守、不相易御懇ニ候て、御愛敬之御

事、

付、御前御取合存ル俛ニ御座候する事、

元和八年

十一月二日

【解説】

記主は明記されていないが、勝茂であると推測される。心願の祈禱のための願文案。「愛敬」は、「愛らしさ」の意から、「寵愛を得ること」の意となるか。元和八年三月に、勝茂と室高源院は佐賀を發し、伊万里經由で江戸へ向かう。五月二日大坂川口着。勝茂先行。高源院は、多久安順と同道して江戸へ向かう（『近』一一二、三四一頁〜三四三頁）。同年十二月二十六日、勝茂嫡男忠直は江戸にて任官。したがって勝茂はこの時在江戸中。十二月三日（元和八

年）付道虎宛勝茂書状（『集』一二、四六三号）には、「十一月二日之三通参着」との記述がある。このことから、本願文案は、同日付で佐賀の道虎から江戸の勝茂のもとに送られた168号および176号とともに、五社（あるいは七社）への祈禱のためのものであったと推定される。十二月三日付の勝茂書状で、陽泰院が作成した「右御祈禱之御心持之一ツ書」と呼んでいるものが、本願文案に該当する。元和八年十一月二日付勝茂祈禱覚書（『集』一二、四六二号）には、十二月三日付勝茂書状で指示された部分が加わっている。

また、十一月二日付関清長宛道虎書状（『集』二二、補五号）では、さらに「候忠寺」^{（つゝ）}その他の法印衆による佐賀城本丸での護摩祈禱のことについて、江戸の勝茂室付女房「さい将」からも添状のあったことが話題となっているが、これは、後欠のため年次不明宛名不明の勝茂書状（『集』一三、七七九号）に、「元忠寺」による本丸での護摩祈禱を「さい相」を通じて指示することを伝えている。この時の勝茂書状の後欠部分で五社祈禱のことが最初に指示されている可能性もある。

2 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一〇二）

以上、

御状拝見申候、寺井甚左衛門尉殿下人走、(筑前御笠郡)原田町在之由、(之直)小河知行所に
て早々申遣、従彼方老人相副、則御使へ渡置ニ、被連帰候、何も口上ニ
可成申候間、不委候、恐々謹言、

十月九日

(黒田利則)
養心

〔花押〕

生三様

(まいる)

御返報

【解説】

福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。利則は在筑前、道虎は在肥前か。佐賀領内の寺井甚左衛門下人が筑前領内の原田へ走ったのを、小河之直の知行所より人を派遣して捕まえ、佐賀領からの使いへ引き渡したことを報告している。年次は未詳。利則の歿年月日から慶長十六年以前、黒田氏が筑前に入ってきた慶長六年以降。

3

黒田利則書状(折紙)

(任到来、鮭巻尺、白練計合)

尚以、

〔二ツ、

坊七九一〇三〕

〔表書音

〕

〕

以上、

其後

(著無音書)

〔本意候、拙者事、御国境目岩戸罷越ニ付而諸事

〕

〔通、

〕

〕付候、就其先度於

宰符も、鍋信州へ筑前直ニ

〕

〔合候、爰元

〕

〕候者、我等可被仰

聞候旨候条、

〕

〔御入魂可為

〕

〕

〕此旨、藤八様〇加州

へも御心得

〕

〔被下候、尤以

〕

〕

〕申入候へ共、病者之儀ニ候条、

先以飛札申入

〕

〕

〕

〕

〕も、切々可得貴意候、恐惶

霜月八日

昌三様

(まいる、人々御中)

〕

〔花押〕

【解説】

本文書は虫食いがはげしいが、写が伝存している。虫食い部分の校訂注は、「従筑前之御書」(佐賀県立図書館寄託「鍋島文庫」015.3/13)中の本書状写に拠った。福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。居所は、利則は筑前岩戸、道虎は肥前のどこか、あるいは坊所か。

年次は、龍造寺高房の歿年以前なので慶長十一年以前。また、黒田長政の筑前守任官以後なので、慶長八年以降。利則が岩戸を領し

た時か。直茂・勝茂が「加州」・「信州」と呼び捨てになり、高房が様付けになっていることに注意。このしばらく以前に直茂が長政と太宰府で面会している。

4 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一〇七）

猶以、天野酒老樽、昨日上午方到来候間、貴老へ進入申候、誠少分候へ共、任幸便候、早々一つ可参候、何も期後便候、以上、

従信州（勝茂）様年頭御音札忝存候、先度御報可申処ニ、折節福岡罷出、其方持病氣故、延引慮外至候、唯今申上候条、可然様可預御心得候、恐々謹言、

亥（慶長十六年）

正月廿六日

養心（吉田利則）

（花押）』

生三様

御宿所（まいる）

【解説】

黒田利則より道虎に宛てた書状。勝茂よりの年頭音札への礼を伝達してもらえらるるようにな頼した披露状。天野酒は河内長野の酒。年次は、慶長六年（黒田筑前入国以後）以降、慶長十七年（「増益黒

田家臣伝」によると利則歿年）以前の亥歳なので、慶長十六年と比定できる。利則の居所は岩戸あるいは福岡か。道虎は佐賀領内。鍋島勝茂は在国中。慶長十六年は、佐賀領内検地、三部上知の年。

5 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一〇八）

以上、

態以使札申候、当国相良郡内脇山村百姓盗を仕、御国へ走、追手を懸、御内草場藤右衛門殿方御搦候而「（事）」御渡之段、常々被入御念故と

存事候、為御礼先如此候、彼盗人道にて又走候を追打ニ仕事候、恐々謹言、

亥（慶長）

慶十六年

黒養心（黒田利則）

二月六日

（花押）』

生三様

御宿所

【解説】

黒田利則より道虎に宛てた書状。佐賀領内へ逃げた福岡領内脇山村の盗人を、佐賀領内の草場藤右衛門が捕縛して、福岡領へ渡して

もらったことへの礼状。ただし、盗人は途中で逃げようとしたため
追いつけなかったとある。利則は、福岡領内にいるが、知行地の岩戸
か。道虎も佐賀領内と思われるが、坊所か。

【解説】

筑前福岡にいる福岡藩重臣黒田利則より道虎宛てた書状。筑前
怡土郡篠原村の走人が、肥前佐賀郡藤木村又右衛門に抱え置かれて
いた件で、走人の返還を求めたもの。以前、走女とその夫、ほかに
源介一類四人が返還されたことに対する謝辞も述べられている。な
お、源介一類四人の返還については、慶長十六年三月〇日付黒田利
則書状『集』一三、一〇二八号にみえる。

6 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一一三）

猶以、去十七日之御報、昨日拝見申候、彼源介一類四人御さし返、
慥ニうけ取、是又忝候、以上、

一書申入候、当国怡土郡内篠原村百姓次郎右衛門と申者、去年二月二走
り、御國中佐賀之内藤木村又右衛門と申者抱置候、則彼村庄屋理右衛門
ニ、当月初二届置由候間、此者口上をも御聞合せ候而、有躰ニ被仰付、
御差返し可為本望候、節々御無心まで申入事候、先度走女之儀申入候處、
女之儀者不及申、其夫まで御指返し、過分之至候、毎度被入御念儀共、
書中不得申候、恐々謹言、

7 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一一八）

以上、
節々御無心儀候へ共、此方家中野間忠次郎下女走、御国山内牛原村孫兵
衛所ニ罷居由候、此者口上御聞合せ候而、可預御差返二候、此女去年も走
候處ニ、其方以御意御返之由候、彼孫兵衛、此女之親之由候、様子者不
存候へ共、先如』此候、其元両存分被聞召届候て可被下候、打続走候儀、
不審ニ御座候間、申事候、恐々謹言、

（慶長）
慶十六亥

三月廿一日

福岡ヨリ申候、

黒田利則
黒養心

（花押）

鍋生三様

御宿所

（慶長）
慶十六年

五月八日

（筑前那珂郡）
岩戸ヨリ申候、

（黒田利則）
養心

（花押）

生三様
まいる
御宿所

【解説】

筑前岩戸にいる福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。福岡藩家中の下女が走り、肥前養父郡牛原村の孫兵衛所にいることが判明、この走女の返還を要請するとともに、この女は昨年にも走り、孫兵衛がこの走女の親であることから、十分な調査を求めている。

8 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一一九）

以上、

当国早良郡内庄村源兵衛下人と七郎と申者、四年以前二走、御国平口村五郎右衛門所にて、当年四月廿八日二見相、則預ヶ置由申候、此者口上も被聞召』合、御指返し候て可然候、早々可申入候処、去月者互二百姓共無隙故延引申候、毎度御無心迄候、恐惶謹言、

福岡ヨリ申候、

黒田利則

黒養心

慶十七年

六月七日

（花押）

鍋生三様

まいる

御宿所

【解説】

筑前福岡にいる福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。四年前に走った筑前早良郡庄村の源兵衛下人が、肥前佐賀藩領内にいることが判明したことから、返還を求めたもの。「慶十七」は慶長十七年であろうが、黒田利則は同年三月五日に歿したとされており（増益黒田家臣伝）、また利則は、慶長十六年霜月十五日付道虎宛書状（11号）で花押を変えた旨を書き添えているが、本書状には変更以前の花押が据えられており、この付年号については検討を要する。

9 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一二三）

以上、

一書申候、志^{筑前}廣郡泊村百性源右衛門尉下人源二郎、去々年十二月二走、御国拾二山内まなこ山枝村中原村之三郎次郎預り置由候、此者口上御聞合候て、即御返し候て可被下候、此走者之儀、八つ子^養、今年拾九年二罷成由申候、当春見合、彼者兄三郎次郎』所二罷居候、有躰二可被仰付儀尤候、恐々謹言、

筑前那珂郡

岩戸ヨリ申候、

黒田利則

養心

亥(慶長十六年)

七月廿四日

(花押)

生三様

まいる
御宿所

【解説】

筑前岩戸にいる福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。筑前志摩郡泊村の源右衛門尉下人が走り、肥前「まなこ山枝村中原村」にいたことが判明したことから、返還を求めたもの。「まなこ山」は、小城郡麻那古山村か(「天保郷帳」による)。本書状の花押は6号と同じであり、年次の「亥」は慶長十六年に比定される。

10 黒田利則書状(折紙)

(坊七九一二四)

猶以、信濃様御下向目出度存候、先度従神崎町走人返申儀、則被仰(神崎)

上由、弥可預御心得候、指儀無之付而、無沙汰仕候、以上、

先月廿八日之御状御使者、当朔日二岩戸御越、其節福岡罷居不懸御目、(岩戸)

御報も延引申候、村田出羽家来加兵衛走申、兄市左衛門請人故、先度出(吉次)

羽使者二御渡越、其御書中ニ、市左衛門失候ハ、六借儀と相見え、驚(流御)

夜須郡直ニ返申由候、則『籠者被仰付、御法度彼是之旨畏入候、此方へ

請取儀ハ、加兵衛女御国ニ居申由候間、請人取候儀如何ニ候、菟角女返し遣候者、出羽満足可仕候、雖然、加様之儀相互之事候条、其方次第二候、以来此並ニ候へハ、少成共出入甘申事ニ候間、可任御報申候、恐々謹言、

岩戸ヨリ申候、

養心(黒田利則)

亥(慶長十六年)

八月九日

(花押)

生三様

まいる
御宿所

【解説】

筑前岩戸にいる福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。走人である福岡藩家中村田吉次の家来の女が肥前にいるとのこと、その返還を求めたもの。本書状の花押は6号と同じであり、年次の「亥」は慶長十六年と推定される。村田吉次の家来走者の女の返還に関しては、慶長十六年霜月十五日付(11号)、同年同月二十七日付『集』一三、一〇三七号)、および七月二十八日付『集』一八、補九号)、慶長十六年三月十八日付(同、補四一号)の黒田利則書状がある。

11 黒田利則書状（折紙）

（坊七九二二八）

以上、

十三日の御状、於大隈今日拝見仕候、然者、村田出羽家来走者女之儀、

様子被聞召届、御国当国御間柄候条、無異義此度渡可被下通、本望之至

二候、就夫、従出羽請取人遣候条、則御渡候て可給候、か様儀相互二候

条、従此方も利屈不申候つる、御書中之通御入魂故と存候、筑前守二も

可申聞候、拙者事、娘相煩、大隈罷居、御報延引申候、次ニ鮎老籠・砦

老竇御音信、此地にて別而珍敷賞翫此事二候、節々御懇志御礼不得申候、

何も帰宅之節従宅可申入候、恐々謹言、

大隈ヨリ申候、但、判かへ申候、

（黒田利則）
養心

（慶長）
慶十六年
霜月十五日

（花押）

生三様
まいる

御報

【解説】

福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。福岡からではなく、筑前六端城の一つとされる大隈（益富城、元和元年廃城）から出されてる。文中に、大隈滞在は大隈城主毛利光一に嫁いだ利則女が

病気のためとある。また花押を変更したことも報じられる。

内容は「村田出羽（吉次）家来走者女」の返還の依頼であるが、

これは慶長十六年霜月二十七日付道虎宛黒田利則書状『集』一三、

一〇三七号）では、すでに返還済みとなっている。

12 黒田利則書状（折紙）

（坊七九二三四）

以上、

歳暮之御慶、目出度申納候、然者、御祝儀験迄、御樽老荷・鰯式喉、任

到来持せ進入候、誠ニ此等式ニ御座候へ共、不相易御心安故候、猶明春

吉事可申承候、恐々謹言、

（黒田利則）
養心

（慶長十六年）
極月廿六日

（花押）

生三様
まいる

御宿所

【解説】

福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。ともに国許に居るものと考えられる。慶長十六年の11号と同じ花押で、11号では「判か

「申候」とあるので、この書状の年次も慶長十六年となる。

13 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一三七）

以上、

一昨日之御報、昨晚拝見申候、肥前佐賀郡三重村之者銀子取ちらす由候て、不被仰付儀、如何候哉、前廉申定儀とハ相違仕候、其故者、彼者三好助兵衛所へ参、一日も奉公不仕、銀子此方之者ニ持せ、親共ニ相渡候間、走人にてハ無之候、銀子取申仕合、すり同前候哉、此段御分別候て、堅被仰付、銀子之儀ハ御差返し、尤候、先書ニも如申、か様之徒事者、互ニ不申付候ハて、不叶事ニ候間、重々申入候、恐々謹言、

福岡ヨリ申候、

子（慶長十七年）

養心（黒田利則）

二月廿一日

（花押）

生三様まいる

御宿所

【解説】

筑前福岡に在る福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。11号と同じ花押で、子年により慶長十七年。二月十六日付道虎宛黒田利

則書状『集』一三、一〇三九号）では、三重村の者が黒田家中三好助兵衛から銀子をだまし取つたため、黒田家側から返還を求めたことがあり、これと同じ件か。三重村は肥前佐賀郡、筑後川の港津で、佐賀藩の川副代官所が置かれる。

14 小河之直書状（折紙）

（坊七九一三九）

以上、

御六ヶ敷儀ニ御座候へとも、令啓上候、然者、当家中野口左介下人（成）与六と申候者、妻子共ニ走、御家中執行六内殿ニ罷居之由申候間、被仰届、則返被下候者、可為本望候、猶此者可得御意候、恐惶謹言、

小河内蔵允（之直）

慶長十七年

八月十七日

□（花押）

鍋生三様

人々御中』

【解説】

福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた走り者返還に関連する書状。

15 小河之直書状(折紙)

(坊七九一四三)

以上、

御六ヶ敷儀ニ御座候へとも、致啓上候、随而、当領分栗田村之百姓三郎・源四郎・源三郎三人、妻子共ニ走候て、御国三根郡之内西嶋村庄屋織部、被抱置之由候間、被成御尋、於罷居者、返被下候者可忝候、猶趣者、此者ニ可被成御尋候、恐惶謹言、

小河内蔵允(之直)

慶十七年

閏十月十三日

□(花押)

鍋生三様

人々御中』

【解説】

福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた走り者返還に関連する書状。

慶長十七年閏十月二十一日付道虎宛小河之直書状『集』一三、一〇六一号)にその後の経過があり、走り者のうち三郎は返還され、源四郎・源三郎は筑後へ移ったことが、道虎側から報告されたことが分かる。栗田村は現朝倉郡三輪町栗田、三根郡西嶋村は現三養基郡三根町。

16 小河之直書状(折紙)

(坊七九一四六)

以上、

一書致啓上候、然者、当領分原田村之百姓新四郎と申者、妻子共ニ慶十年之歳走、御領分上さ(佐賀)か郡之内かうくほ村ニ罷居之由候間、彼在所へ被成御尋於罷居者、被仰付御戻シ候ハ、可忝候、誠毎事御六ヶ敷儀ニ御座候へ共、申上候、恐惶謹言、

小河内蔵允(之直)

慶十七年

十一月十七日

□(花押)

鍋生三様

人々御中』

【解説】

福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた走り者返還に関連する書状。

なお、17号と関連する。之直・道虎ともに国許に居ると考えられる。原田村は現筑紫野市原田。「かうくほ村」は17号に見える川久保村か。

17 小河之直書状（折紙）

（坊七九一四七）

追而啓上仕候、先日者原田村走人新四郎儀申入候処、則被仰付、（つゞ）婦夫
子式人、殊財宝以下迄御目録を以渡被下候段御礼（不）□申得候、娘（不）壹
人（不）憐村へ仕付申候段不及是非候、いづれも「（御懇之方）」通筑前方へ可申登
候、以上、（黒田長政）

走人之儀付而致啓上候、当家頼林少（七乙）□申者召仕候下人新三郎（走）□申候て、
御国上佐賀郡之内かへくほ村之庄屋善左衛門召置之由候間、被成御尋於
罷居者、返被下候者可忝候、誠御六ヶ敷儀迄申入迷惑ニ奉存候、恐惶謹
言、

慶十七年
十二月十一日

小河内蔵允（之直）

□（花押）

鍋生三様
人々中』

【解説】

福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた走り者返還に関連する書状。
之直・道虎ともに国許に居ると考えられる。川久保村は現佐賀市久
保泉町。追而書によれば、16号で之直が道虎に返還を依頼した原田
村の百姓らが返還されたことが分かる。なお、「仕付」とは嫁ぐの意

味（『日国』）。

18 小河之直書状（折紙）

（坊七九一六三）

以上、

其以後差儀無御座候故、書状を以も不得御意候、然者隼居上ヶ候処、鈴
板（勝茂）二信州様御鷹と御座候間、居させ進之候、猶期後音候、恐惶謹言、
小河内蔵允（之直）

七月廿一日

□（花押）

鍋生三様
人々中』

【解説】

福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた書状。隼を「居上」げたと
ころ、鈴板に「信州様御鷹」と書かれていたので、これを鍋島家に
進上したことが書かれる。勝茂所用の隼が逃げ、それが黒田家領内
で捕獲されたのであろうか。鈴板とは、鷹の尾につける鈴を支える
板のこと（『日国』）。之直・道虎ともに国許に居ると考えられる。
慶長十七年三月五日に黒田利則が歿した（増益黒田家臣伝）こ

とに伴い、対鍋島家交渉における利則の役割が之直に引き継がれたとすれば、本書状の年次は慶長十七年以降である可能性が指摘できる。なお、坊所鍋島家文書における之直の書状のうち、最も年次が古いものは六月四日（慶長十七年カ）付『集』一三三、一〇五七号）であり、利則の歿後のものであることを踏まえれば、やはり利則の役割が之直に継承されたのではないだろうか。年次の下限は、道虎の歿年から寛永五年。

19 小河之直書状（折紙）（坊七九一六九）

猶以、先度者御報忝存候、（直茂）加州様方筑前かたへの御返書請取申候、（黒田長政）以上、

態致啓上候、然者、筑後より如此被仰越候間、両通則懸御目申候、筑後ニ被留置人之儀被成御請取、其元ニ被留置候六人之者被成御戻、五人之者之儀者、重而之可被成御沙汰ニ候哉、各様被仰談、御報ニ可被仰聞候、為其得御意申候、恐惶謹言、

十月十二日
□（花押）
小河内蔵允（之直）

鍋生三様

【解説】
福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた書状。筑後を治める田中家と鍋島家の双方で「留置」れている人間の返還方法について、之直が道虎に指示している。之直・道虎ともに在国許であろう。之直の書状であるため、慶長十七年以降のものである可能性が指摘できる（18号解説参照）。年次の下限は、直茂の歿年から元和三年。

20 小河之直書状（折紙）（坊七九一七〇）

以上、

貴札致拝見候、然者、其方御家中大木六右衛門殿下人又次郎妻子共四人、去年七月走候て、（筑前）当国穂岐郡之内土肥村罷居候由被仰聞候、（彦）則相改、右之又二郎妻子四人共戻進之候、何も御使へ申達候、恐惶謹言、

十月廿三日
□（花押）
小河内蔵允（之直）

鍋生三様
御報』

鍋生三様
人々御中

【解説】

福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた走り者返還に關連する書状。之直・道虎ともに国許に居ると考えられる。穂波郡は筑前東部中央に位置する。「土肥村」（土居村）は現桂川町土居であり、穂波郡に含まれる。

之直の書状であるため、慶長十七年以降のものである可能性が指摘できる（18号解説参照）。年次の下限は、道虎の歿年から寛永五年。

21 小河之直書状（折紙）

（坊七九一七四）

猶以、尋ニ被參候をも不存故、書状を以も不申上候処、無異儀渡被下候段、御礼不申得候、以上、

態致啓上候、然者当国より走參科人木之助と申候者、於其地御分領、此方之者見相御理申候処、則搦渡被下二付而、預御状、忝奉存候、右之搦者、慥ニ請取申候、為御礼申達候、恐惶謹言、

小河内藏允^{（之直）}

十二月廿二日

□（花押）

【解説】

福岡藩重臣小河之直より道虎に宛てた書状。福岡藩領より佐賀領への走者を搦め捕り返還してもらったことへの礼状。所在は、之直が筑前。道虎は、佐賀領内。年次は、慶長十七年の黒田利則歿より以降の可能性が考えられる（18号解説参照）。道虎歿の寛永六年六月より以前。

22 諫早直孝書状（折紙）

（坊七九二〇三）

尚以、生三とある儀者申ましき由候へとも、御留主之名を、いつれも被入御念、いつも御尋候条、わさと是より申事候、以上、

御状拜見申候、隨而、先度各様へ御音信之刻、豊後殿へ被遣候ハ、可然由申入候処、只今鷹之嶋十御越候、留主居生三より被遣候由申候て、おくり申候、幸々朝豊後殿へ各様御振「付而、我等も只今」

「勝手ニ」 「由候、将又」 「申、」 「早々」
「存候、何も」 「間、不」 「言、」

諫右近允^{（諫早）}

元和六年
十二月十一日

直孝（花押）

生三老
御返報

【解説】

佐賀藩重臣諫早直孝より道虎への書状。直孝は、元和六年末から七年初めにかけては田中氏改易後の筑後に派遣され、同地で松平甲斐・内藤左馬介・秋元但馬、松倉豊後等とともに番等を勤めている（『近』一一二、三三七頁）。

元和六年と推定される十二月二十八日付道虎外四名宛勝茂書状（『集』一二、四五九号）では、「一松甲州・内藤左馬助殿・秋元但馬守殿・松倉豊後守殿・岡田将監殿へ、今度歳暮心ニ、以書状、御音信申度候へ共、何とも手前仕放不申ニ付而、無其儀候間、我等申遣之由候て、節季ニ小荷炭薪などにも、あまりかろく無之様ニ取揃進之被申可然候、様子右近へ談合可被申候、於改年は、諸白樽などにも、従是、早と御祝儀可申述候間、可得其意候、」とあり、元和七年のものと推定される二月二日付道虎宛勝茂書状（『集』一二、四六〇号）では、「一柳川各へ歳暮ニ小袖肴炭薪、我等所よりと候て進入申候書立、右近より被相越、披見、可然存候、」とある。

右の時のこととすれば、直孝は筑後にいた可能性がある。道虎は、佐賀であるとすれば、「留守居」と表現していることから、勝茂は佐賀には不在。別に、諫早直孝の所在として、29号では、元和四年四月ごろに江戸に着いたと推測される史料もあるが、本文書は、佐賀の留守居からの音信としてのことから、近所の柳川に向けてのものと考えられ、元和六年に比定される。また、十二月十五日付道虎宛松倉重政書状（66号）とも関連する。

23 五島玄雅書状（折紙）

（坊七九三〇六）

猶々、少分ニ候へ共、任珍来鯨一桶進入候、誠表御音信計候、以上、^{（勝茂）}為改年之御慶、信州方預御使者忝存候、被入御念候、爰元珍博多酒一樽贈賜、御志之程一入賞翫仕候、信州於御前節々可然様ニ御取合憑存候、^{（五島力）}猶五郎左可被申候条、不能審候、恐々謹言、

^{（五島）}五淡路守

二月八日

玄雅（花押）

鍋嶋生三老
御報

【解説】

福江藩主五島玄雅より道虎に宛てた、勝茂からの年頭の使者への謝意の伝達を依頼する披露状。勝茂が「信州」と呼び捨てにされているので、慶長十三年ころ以前か。玄雅の居所は福江か。年次未詳。少なくとも玄雅歿の慶長十七年三月八日以前。

生三様
人々御中

【解説】

鍋島元茂付家老の持永茂成から道虎に宛てた書状。元茂は、元和五年十二月元服して紀伊守。慶長十九年に江戸へ行く。元和三年春に、一時帰国、直茂より所領と家臣を譲られる。同年七月上旬江戸へ向かい、八月十九日江戸着（『近』二一一、三八頁〜五四頁）。本状は、この年、江戸に向かう途中に、伏見城で秀忠に見得したときのものと確定できる。秀忠は上洛中。勝茂も上洛中。茂成は、元茂に随行して在伏見。道虎は在佐賀。

24 持永茂成書状（折紙）

（坊七九三一一三）

追而、^{（直茂）}加州様御耳、今時分如何被成御座候哉と、三平様其而被成御氣遣候、土用■申候間、頓而可為御本腹と被仰御事二候、以上一書致啓上候、海上順風悪御座候て、漸去廿日、大坂御着、同廿一日、伏見御上候て、昨日、^{（本多正純）}本上州・大炊殿へ、^{（土井利勝）}御出仕之儀被仰入候處、今日、御登城可然由、御差南二付而、^{（勝茂）}信州様・^{（鍋島元茂）}三平様御同前二御出仕御仕合能、御目見え、^{（鍋島茂春）}上意御懇二被仰出、下々迄大慶二奉存候、於様子ハ、直被仰遣候間、不及申上候、^{（鍋島茂春）}監物殿、今日、於伏見懸御目候、一入御息災二御座候条、御心安可被思召候、三平様江戸御下向之儀も五三日中二相澄可申候、何も其節可申越候、恐惶謹言、

^{（持永茂成）}持助左衛門尉

^{（元和三年）}七月廿三日

（花押）

25 持永茂成書状（折紙）

（坊七九三二一四）

^{（鍋島茂貞）}九郎兵衛殿、御死去之儀、承候て、扨々不慮之儀、無是非次第、可申様無御坐候、貴様御歎奉察、自是痛入申候、^{（鍋島茂春）}監物殿御愁歎非大形候、兼日九郎兵衛殿御奉公之御覚悟、拙者式迄淵底存候間、^{（勝茂）}殿様一方之御事かき二奉存候、無是非儀、』中々昏面二不得申述候まゝ、閣筆候、恐惶謹言、

^{（持永茂成）}持助左衛門尉

元和三年
八月九日

(花押)

生三様

人々御中

【解説】

鍋島元茂付家老の持永助左衛門茂成より道虎に宛てた書状。九郎兵衛については、九月四日付道虎宛鍋島忠茂書状〔『集』一一、六六六号〕に鍋九郎兵衛卒去記事がある。

以上、

一書令啓候、仍鍋九郎兵衛頓ニ死去之由相聞え、不及是非儀と申事に候、其方御朦氣察存候、此中便宜無之ニ付而、書状にても不申入候、此由為可申、如此ニ候、恐と謹言、

和泉守

九月四日

忠茂(黒印)

生三老

御宿所

九郎兵衛は、道虎の甥(次兄種巻の長男)である鍋島茂貞。「葉隠聞書考補」によれば、元和三年歿(『近』八一、二五〇頁)。元和三年には、茂貞が、元和三年四月以降、江戸から国許に使者として派遣されている記事がある(『集』一一、四〇四号・四一二号)。

茂貞の歿年を元和三年とすれば、本書状の年次は元和三年となる。

また、元和三年七月二十三日に、持永茂成と鍋島茂泰は、伏見で会っている(24号)ので、茂成は、このとき在伏見か。道虎は国許にあつたと推測される。また、茂貞死去のことは、八月九日付茂齋書状(112号)にもみえる。

26 持永茂成書状(折紙)

(坊七九三二五)

已上、

一書致啓上候、爰元少も相替申儀無御座、三平様(鍋島元茂)・御新藏様(元茂室鍋島比)一人御息災ニ被成御座候、可御心安候、

一直茂様御気色増々御本腹之由、三平様御大慶、下々迄御目出度申上候、

一三平様御傍廻之儀、貴殿様御一人被成御(頼之)由、連々被成御尊候間、弥

其御心得候て段銀其外御公役等之儀、無疎様ニ可被仰付儀、不及申上候、

一崎村百姓未進分、拙者手前より致皆納候儀、貴殿様御懇ニ御披露之

由、長左衛門申越、乍案中忝奉存候、乍恐某留守中之儀、悉皆奉頼候、

爰元様子今泉兵左衛門尉可被申入候間、不能詳候、恐惶謹言

持永助左衛門尉(茂成)

元和三年
十二月朔日

(花押)

生三様
人々御中

【解説】

鍋島元茂付家老の持永茂成から道虎に宛てた書状。内容から、茂成は在江戸で元茂の側におり、道虎は在佐賀と推定される。元茂と仁王の婚礼は、元和二年十月十七日（『近』二一一、三八頁）なので、本文書はそれ以降と推測される。

茂成は、元和三年七月には、元茂と同行（24号）して、江戸に向かい、翌元和四年閏三月には、元茂とともに在江戸（27号）。元和四年七月ころ、直茂死去後に、江戸の元茂のもとより佐賀に遣され（『近』二一一）、翌元和四年八月二十四日、江戸に戻っている（『近』二一一、六六頁）。

今泉兵左衛門は、元茂の側近。今泉の江戸派遣に関しては、十一月二十二日付元茂書状（『集』一二、六八二号）に「今泉兵左衛門尉近日差越候間、其節可申候、」との記事がある。この書状には、「信州様御拝領地、御直之御判被成御頂戴候二付而、御礼為可被仰上、御年寄中迄伝兵衛殿被仰付、爰元別而仕合能帰国被申候、」とあり、秀忠から勝茂への知行判物は、元和三年九月六日付なので

（『近』一一二、三三三頁）、元和三年のものと比定される。本書状はこの直後に出了されたものと推定されるので、元和三年に比定される。

27 持永茂成書状（折紙）

（坊七九三二九）

猶々、加州様御腫物御平癒、今一度承度念願下々申上儀二候、以御才覚何とぞ御養生之御歎束、此時二奉存候、将亦長左衛門尉へ御心付之段、承、乍案中忝奉存候、乍恐万事奉頼候、已上、

一書致啓上候、鍋右馬允殿、今月二日当地御着、勝勘右方同七日、今泉兵左衛門尉同拾日参着、貴札具二拝見申候、然者加州様御腫物」
〔被成候由、三平様・御新造様被聞召上、御太慶非大形、下々

迄満足申上候、

一御内書御頂戴為御」礼、右馬允殿御越、上州被成御直談、御仕合能御父子様御用被仰達候、勝茂様夏中者被成御在国」

〔連々二御越〕、今度、兵左衛門尉方二而皆々被差遣、請取候、三平様へ、右之趣具二申上候御書立も懸御目申候、銀子請取手形、重而進入可申候、

一三平様御居屋敷、今之まゝ二而一着申候間、御作事差図、吉五郎左衛門尉」談合仕、相澄し、銀子・入具積候て、近日一人を以可申越候、

將亦先日船津羽右衛門尉便ニ御状並見事之南蛮之手巾、又江戸へ廻船
ニ而海月壱桶被懸御意、節々之御音信忝次第候、海月外方衆へ振舞仕、
御懇志忝奉存候、爰元少も相替儀無御座候、勝勘右殿被參候間、万談
合申候間、可相調候間、可御心安候、御次而之節者 御父子様 御前、
右之段御披露奉頼候、恐惶謹言、

持永助左衛門尉

元和四年
閏三月十二日

(花押)

生三様
人々御中

【解説】

鍋島元茂付家老の持永茂成より道虎に宛てた書状。内容より茂成
は元茂とともに在江戸。道虎は在佐賀と推測される。

「御内書御頂戴為御礼」の使者としての右馬允の派遣については、
元和四年三月一日付元茂宛直茂書状（『近』二一一、五七頁）に、
直茂への病氣見舞いの秀忠御内書への御礼として、直茂本人の指示
で派遣されていることがわかる。

直茂の病状については、閏三月六日付（元和四年）道虎宛鍋島忠
茂書状（『集』一二、六三一号）に、右馬允からの「便」で、忠茂

が知らされたとの記事があり、本書状で、右馬允が閏三月二日に江
戸に着いたとの記事と関連するか。元茂が三平を名乗っている期間
で閏三月があるのは、元和四年のみである。本書状は元和四年に比
定できる。

28 持永茂成書状（折紙）

（坊七九三三〇）

以上、

梅野七大夫今月十六日当地参着、貴様御用三平様へ具ニ申達候、

一 御知行御祝儀貴様被入御念、其地上下能様ニ御調、御満足被成候、

一 御蔵入御遣方御心持之儀、貴様被入御精候段、御大慶非大形候、就夫、

弥先様万端被成御頼由、牟田弥右衛門尉口上ニ被仰含候、殊耕作時分

ニ候間、牟田藤兵衛・下川五郎右衛門尉、其外貴様御見計次第被仰付

可然由、弥右衛門尉へ被仰渡候条、濃々不及申上候、

一本蔵入御遣方、国元江戸調御物成可為不足由、被成御合点候、か様之

儀者連々被仰越可然奉存候、国元諸事不弁ニ御座候由被聞召由候へ

者、御心持ニ罷成儀候、万手前之しまりニも成申儀候間、拙者一人之

満足ニ存候、猶弥右衛門尉方口上ニ申候条、被聞召届可有御合点候、

恐惶謹言、

持永助左衛門尉

元和四年
閏三月廿三日

(花押)

生三様

人々御中

【解説】

鍋島元茂付家老持永茂成より道虎に宛てた書状。内容より、茂成は、元茂の側で在江戸。道虎は在佐賀と考えられる。梅野七大夫は、元茂の家臣。

「御知行御祝儀」は、元和三年十二月の直茂より元茂への知行渡しに対する祝儀のこと（『近』二一一、五五〜五七頁）。

年次は、閏月であることもふくめ、以上より元和四年に比定される。

生三様

人々御中

【解説】

元茂付家老持永茂成より道虎に宛てた書状。内容より茂成は在江戸、道虎は在佐賀と推定される。直茂の病状が話題となっており、また勝茂が在国中なので、元和四年と考えられる。勝屋茂為をしばらく江戸に滞在させるとしていることも、27号に元和四年閏三月七

29 持永茂成書状（折紙）

(坊七九三二二)

追而、右近殿能時分御越、（鎌早直孝）上州・大炊殿被成御満足候、於様子者重而可申上候、已上、

先月廿一日之追而御状、一昨日日拝見申候、（直茂）加州様御気色此中□相替申儀無御座由、得其意申候、右御状御認之時分、五日以前方御腫物御肩

も御やミ被成候故、一段御機嫌能御入候て、御植木など被仰付、被成 御

覧候由、三平様御大慶ニ被思召上候儀、非大形候、下々迄も御目出度申

上候、勝茂様夏中者御在国候て御養生御申可被成候条、次第ニ可被成

御本復と』満足申上儀ニ候、次ニ甲弥左某間之儀、不熟ニ御座候由、被

聞召届、無御心元被思召之由、御内證忝存候、其地への言上分／＼ニ申

上候儀者、彼方兼日之かたぎ故、不及是非候、其外ハ万談合仕り相調申

儀候、勝勘右方当分此地へ被召置候条、此間ニ 三平様御用多御座候ニ

付而、此廿日時分其地へ立帰ニ某可被仰付由候間、万端以面上可得其

意候条、不能一二候、恐惶謹言、

元和四年
卯月十日

(花押)

持永助左衛門尉

生三様

人々御中

日に茂為が江戸着とあることと矛盾しない。文中「かたぎ」とあるのは「敵」か。

30 持永茂成書状(折紙)

(坊七九三二四)

得便宜致啓上候、松崎二右衛門尉今月三日、大嶋加兵衛同四日参着、
両度之御状 三平様へ差上申候、為御音信、御念入候沈香百目御進上
被成、御祝着候、

一今月三日、土井大炊殿、三平様へ御振舞被成、書院二而御茶被進之候、

御手前見事二御座候由、大炊殿御誓言二而被成御褒美候、御相客二ハ

松平右衛門尉殿・当町奉行衆、其外 公方様御身辺衆二三人も御出二

而候、御料理衆ハ公方様御膳部衆にて候つ、岡部濃州御出候而、御相

伴も不被成、かつての御引廻被成御馳走候、三日晩之御振舞、廻炭・

廻花被成候而、夜半時分迄被成御座候、方々大名衆へ大炊殿御出候て

も、是程御しみ被成候儀者初二而御座候由、御御相客衆被仰候、尤、

信州様被成御相伴候つ、大炊殿方御馬代二金子老枚・御小袖十ヲ 三

平様へ被遣候、其元御太慶察申候、本上州も御同前二御申有度由候つ

れ共、惣様諸大名へも一切御振舞二無御出候間、右之分二候、余之御

年寄中も近日可有御振舞由、御父子様御談合候、勝茂様へ被得御

意候衆者、不残三平様へ被成御見廻候間、か様之衆も次第二可被

成御振舞由候、

一三平様御手前之銀子』式十貫目余、松崎二右衛門尉持参、則懸 御目

申候、御当用之刻無御油断御越、被成御満足候、今泉兵左衛門尉・永

石五郎右衛門尉銀子請取申候、手形二 三平様被成御点合候而被遣候

間、可有御請取候、

一高傳寺客殿之御差図、松崎二右衛門尉持参、御父子様へ懸 御目申

候、御指図一段御意二入申候、殊三月初比可為御成就由二右衛門尉申

上、早々出来貴様無御油断故と、御機嫌能御座候、具二被聞召上候

通、勝茂様御状を以可被仰遣由候、

一公方様、四月御上洛之由御沙汰候、勝茂様御事ハ、定而今月末二者

御暇出候て、京迄者 御先へ可被成御上と、何も申上儀二候、』

一三平様御蔵入来年御普請半役二被成候者、如仰銀百貫目入可申由、三

平様へ申上候、何共不被及御分別候、此調も貴様御才覚之外有間敷由、

被成 御意候間、其御分別候而、少成共御普請之御勝手二可罷成、御

才覚御油断被成間敷候、委儀者近日嶋八郎右衛門尉可被差下由候間、

其節直可被仰遣由候、恐惶謹言、

(持永茂成)
持助左衛門尉

(元和五年)
三月八日

□ (花押)

生三様

人々御中

【解説】

鍋島元茂付家老の持永茂成より道虎に宛てた書状。二条目で、土井利勝を招いた茶会の様子を詳しく伝えているが、勝茂・元茂ともに江戸にいて、両人の動静などを持永が国許の道虎に伝えたもの。年次は、岡部言勝が美濃守となるのが慶長十四年十二月であるので、この翌年以降、元茂が紀伊守となる元和五年十二月以前。四条目に「公方様、四月御上洛之由」とあるが、將軍秀忠は元和三年・同五年に上洛する。五条目にみえる「来年御普請」は、元和六年の大坂城普請を指すと思われるので、本書状の年次は元和五年が妥当といえる。なお、三条目に高傳寺客殿造立のことがみえるが、これに関連して、元和五年と推定される道虎宛勝茂書状が四点存する（『集』一二、四三八〜四四一号）。

31 持永茂成書状（折紙）

（坊七九三三〇）

追而、鯉尺致進入候、御祝儀之印計二御座候、以上、

改年之御慶珍重々々申納候、此方相替儀無御座、勝茂様御息災被成御座、御前其外前御仕合能御座候、^{（元茂）}紀州様も御同前二候条、御心安可被

思食候、大田六右衛門尉年之夜被罷着、紀州様被成御満足候、其元御用御書立共慥参着申候、正月御祝儀御取紛故、御状も未被成御覽候間、重而』可被仰越候、猶奉期後音之時不能詳候、恐惶謹言、

正月三日

持永助左衛門尉^{（茂成）}

□（花押）

生三様

人々御中

【解説】

鍋島元茂付家老の持永茂成より道虎に宛てた書状。勝茂・元茂は、ともに江戸にいたると思われ、持永が改年の祝儀を述べ、勝茂・元茂ともに息災である旨を、国許の道虎に伝えている。年次は、元茂が紀伊守となるのが元和五年十二月であるので翌六年以降、道虎が歿するのが寛永六年六月一日であるので同年以前。

32 鍋島元茂書状（折紙）

（坊四九一―二八七三）

一〇〇啓候、松崎二右衛門尉罷歸候刻、書状并為音信沈香百目送給、別（書カレ）而祝着ニ存（書カレ）「無元内望之節、懇志之至候、爰元少も無別条候、於様子者別書ニ申遣候間、可被聞届候、恐（タカ）〇謹言、

三平

卯月十一日

元茂（花押）』

生三老
御宿所

【解説】

鍋島元茂より道虎に宛てた書状。年次は、元茂が紀伊守となる元和五年十二月以前になるが、30号と関連するものであり、元和五年と推定される。元茂は、勝茂とともに江戸にいて、道虎は国許にいる。

33 閑室元佶書状（折紙）

（坊四九―二九六四）

猶々、野辺田孫兵衛事、馬廻ニ罷成候由承申候、「之儀ニ
「貴老御組之内ニ被」遣候、拙老不申様ニ、貴老御分別ニ
而、信州（勝次）へ被仰候て可」候、以上、

「小左衛門奉公」候へ共、「身年長申候間、
縦爰許ニ居申候共、「国本へ差下し〇〇申度事候条、国元へ
下申候、承候へ者、最前被召仕候由候間、「者之儀候条、相当之御
用被仰付被召仕候而、御」「下」「御六ヶ敷」「候へ共、右之首尾ニ候
間、」「是又無」「存候者、何方へ成共御口入にて」「下候、
於様子者小左衛門可申上候条、不能具候、恐惶謹言、

圓光寺

九月十二日

元佶（閑室）（花押）

鍋嶋生三貴老
御宿所

【解説】

閑室元佶より道虎に宛てた書状。全体に虫損が烈しく、意味をとりにくい。奉公人の処遇について伝えたものと思われる。年次は、元佶が慶長十七年五月に歿するので、同十六年以前。

34 橋村正滋書状（折紙）

（坊五〇―二四二二）

已上、

為御名代老人被仰付候、殊御供料銀子拾貳匁、慥令到来候、則御祈禱申、御祓御供令進覽之候、弥於神前御武運長久之旨、可抽丹誠候、尚御使江申達候、恐惶謹言、

元和貳年

二月廿四日

御師

橋村肥前大夫

正滋（花押）』

鍋嶋生三公

貴報

【解説】

伊勢外宮御師橋村正滋より道虎に宛てた書状。御供料の銀子を受け取ったこと、神前にて武運長久を祈ることなどを伝えたもの。年次は、付年号に「元和貳年」とあるので、これに従っておく。但し、橋村正滋の歿年については、58号の解説を参照。

35 橋村正景書状（切紙）

以上、

（坊五〇―二四二三）

御状之趣、具拜見仕候、仍（勝茂）信濃守殿様（勝茂女）、御市様為御祈念、善兵衛殿被成御参宮候、殊為御初尾銀子参枚并小神楽料銀子百廿目、慥ニ到来候、

将又、御（勝茂室蘭部氏）うへさまより小神楽料銀子百廿目、次ニ旧冬之御初尾銀子壹枚、

何も目出度神納仕候、即御神楽令執行、奉』致御祈禱、御供御祓銘々進上仕候、弥於神前御武運長久如意御延命之旨、可抽丹誠候、此等之趣宜預御披露候、委曲善兵衛殿江以口上申上候条、不能具候、恐惶謹言、

御師

橋村肥前大夫

（元和四年）
閏三月十八日

正景（花押）

鍋嶋生三公

貴報

【解説】

伊勢外宮御師橋村正景より道虎に宛てた書状。勝茂女市の祈念のために善兵衛が使者として参宮したこと、勝茂からの御初穂料等を、勝茂継室菊からの小神楽料等を、それぞれ受け取ったことを道虎に伝え、勝茂への披露を依頼したもの。年次は、市が誕生した慶長十二年九月二日から、道虎が歿する寛永六年六月一日の前年同五年までの間で、「閏三月」は元和四年に当たる。橋村正景書状に、57号がある。また、34号の正滋は、正景の先代に当たる（考訂渡会系図）。

36 妙覚院玄純書状（折紙）

（坊五〇―二四二五）

以上、

任幸便一書申上候、

一此地無相替儀候、（勝茂）殿様御夫婦様、何も御息災之儀候、貴老様御養子

之（勝茂女）「御長様別而御盛敷」「我々ニも御うへ様方」「節々守

共上申儀候、

一爰許御祝儀之砌、諸大名御取持之躰、又不断之御絵尺、御外聞一入之儀候、直可被仰越候間、不能細筆候、

一我々、二月十七日江戸着申候、則御祈禱所ニ罷移、無油断御精誠申

上儀候、

一監物殿帰国之節、伊豆三嶋ニ而面談申候、ふたくと候て、状をも上

不申候、

一我々留守、若輩者計召置候間、万奉頼候、

一玄庭坊・相如坊、若氣ニ候間、思召寄之程、御異見奉憑候、

一貴老様、連々菓共御用候而、御息災ニ候様、御心持肝要候、無申迄儀

候、

一從（陽泰院 直茂室石井氏）養泰院様御懇之御状被下候、御次而之節、御礼被仰上候而可被下

事、奉頼候、猶後便可申入候、恐惶謹言、

（寛永元年）
四月十日

妙覚院

玄純（花押）

正三様
人々御中

【解説】

千栗社の妙覚院玄純より道虎に宛てた書状。玄純は江戸にいて、国許の道虎に対し勝茂夫婦の息災などを伝えており、勝茂夫婦は在江戸。年次は、勝茂女長が生まれた元和九年以降、道虎が歿する寛永六年六月一日以前。この間の寛永元年に、鍋島茂泰は勝茂女市の婚儀（寛永元年正月二十二日）のための出府に同道しており、四条目にみえる「帰国」はこの時のことと思われ、また二条目の「御祝儀」が市の婚儀を示すとすれば、本書状の年次は寛永元年に比定される。なお、37号の宝珠院玄純と花押が同一か。

37 宝珠院玄純書状（折紙）

（坊五〇―二四二七）

櫛田宮就御造営、從（重茂）加州様銀子壱貫目、慥請取申候、当時如此候ハス

候とも、重而貴老迄御談合可申上之処、被入御念別而大慶存候、何様相

調、成就之節被成御覽候』様□の存事候、此由可然様可被仰上事、奉憑候、猶御使へ申入候条、書中不具候、恐惶謹言、

宝珠院

三月十八日

玄純(花押)

生三様

人々御中

【解説】

宝珠院玄純より道虎に宛てた書状。櫛田宮の遷宮に際し、鍋島直茂より銀子を受け取ったことを伝え、直茂への披露を依頼したものの。年次は、直茂が歿する元和四年以前。36号の妙覚院玄純と花押が同一か。

38 三怒軒良意書状(折紙)

(坊五〇―二四二八)

已上、

改年之御吉慶珍重々々、尚以不可有盡期候、然者、其表直茂加州様御夫婦様、一入御息災被成御座候由承、千喜万悦不過之御事候、此方モ、勝茂様別而御盛被成御入、公儀御仕合一段能御座候て、下々迄目出奉存

御事候、御次而之節者、加州様於御前御取合奉頼外無他候、仍テ、監物泰殿一段御仕合能被成御奉公事候、殊更馬乗与被仰付、御外聞御満足奉察候、其付而、弥御懇之上意不浅御事共二候、先書御直筆二而被仰遣候条、不能申上候、将又、連々以書中モ可申上儀候へ共、任無題目無其儀、本慮之外候、猶永日中可得尊意候、恐惶謹言、

三怒軒

正月八日

良意(花押)

拝上

生三様

人々御中

【解説】

三怒軒良意より道虎に宛てた書状。直茂夫婦の息災を喜ぶとともに、勝茂と公儀との関係が良好であることを伝え、道虎男茂泰の奉公の様子についても触れている。勝茂は在江戸か。直茂夫婦および道虎は在国許。年次は、直茂が元和四年六月三日に歿するので、同年前。

39 三怒軒良意書状(折紙)

(坊五〇―二四二九)

以上、

一書令啓入候、此地為御祝儀、從生三様・監物様、御使者被差上、勝茂様御悦可有御察候、殊御向所之御使者、余人方ハ早被罷立、一段之御仕合、可申上様無之候、仍我へ罷任無題目、以書状も不申上、背本意候処、生三様方拙者宿□へ、連々預御音信候通申越、誠々御事多中、被思召出、御深情之至、忝次第、難申謝奉存候、此中以書中可申』上候得共、御披見モ可御六六借と、無其儀候、貴殿様能々被仰上可給事、頼入候、将又、此方様子、御使者可為演説候間、不委細候、尚期後音之時候、恐惶謹言、

三恕軒

二月廿八日

良意(花押)

高嶋金十様

人々御中

【解説】

江戸にいる医師の三恕軒良意から国許の高嶋金十に宛てた書状。国許の道虎・茂泰父子から江戸に送られた「御祝儀」の使者に関する記述があり、二月二十八日付道虎宛玄朝書状(42号)等と同じ件であると考えられるので、年次は元和九年である。

差出の三恕軒良意(以)は曲直瀬家門人の医師である。下村生運の次男であるが、病身により医師として奉公した『近』八一、四

八八頁。慶長四年五月二十七日入門(天野陽介「曲直瀬玄朔門人索引」『曲直瀬道三と近世日本医療社会』公益財団法人武田科学振興財団杏雨書屋、二〇一五年)。宛所の高嶋金十は道虎内人と考えられる『近』八一、七二頁)。また「御使者」は42号から木下藤兵衛である。

40 宝蔵坊書状(折紙)

(坊五〇―二四三〇)

猶々、扇子三本・すきや踏皮沓足、令進献候、聊書状印計候、已上、態令啓上候、此近年無沙汰、背本意候、仍而御祈禱札贈進入候、御頂戴可為御満足候、弥於宝前、如意御安全御祈念、可抽丹誠候、其已来不能面拜、御床敷存候、御安泰之由承、目出』度存候、下国仕、蒙拝顔申度念願計候、猶追而可得尊意候、恐惶謹言、

宝蔵坊

九月吉日

(花押)

鍋嶋生三尊老

玉床下

【解説】

宝蔵坊某から国許の道虎に宛てた書状。宝蔵坊は未詳、九月六日

付閑室元侘宛龍造寺高房書状『集』一四、三岳寺文書六二号)では、閑室元侘から龍造寺高房への使者として現れる。踏皮とは足袋のこと。

41 良悦書状(折紙)

(坊五〇―二四三二)

追而申上候、爰許寺方も賀州様へ御礼為可被申上、一人差越被申候、万之御取合奉頼候、以上、

朝長清兵衛殿内談仕候、爰許寺飯米之儀、(直茂)賀州様被得御意候へ者、千石可被差遣之段、朝清兵衛方被仰越候、万事貴老様御引廻ならてハ難成御事候条、御心付奉頼候、拙者も双方之御為を存、如此候条、乍御六ヶ敷、可預貴報候、寺江其通懇ニ可申達候、』恐惶謹言、

十月十日

良悦(花押)

生三様

参 人々御中

【解説】

良悦某より国許の道虎に宛てた書状。良悦は、七月二十二日(元和五年)付道虎宛勝茂書状『集』一一、四四三号)、十二月二十六日付良悦書状(92号)では、中国からの誂え物について江戸の勝茂

や国許の道虎に報告しており、長崎に關係する人物と考えられ、「爰元」も長崎か。

「賀州様」(直茂、元和四年六月三日歿)存命中なので、元和三年以前である。また朝長清兵衛については、八月十四日付道虎宛鍋島忠茂書状『集』一一、五九五号)に牢人中の「朝永清兵衛」仕官のことあり。

42 玄朝書状(折紙)

(坊五〇―二四三二)

追而、先可申上候へ共、(勝茂)信州様・(勝茂室岡部氏)同御うる様・(鍋島忠直)肥前守様・(勝茂女、長)御ひめさま・(勝茂女、龜)おかめ様・(鍋島元茂)紀州様御夫婦、別而御息災ニ被成御座候、御心安可被思

召上候、

(鍋島元茂室岡部氏)御新造様御繁昌為御祝儀、木下藤兵衛殿被仰付、別而被成御祝着候、(鍋島忠直)飛騨守様弥被成御盛仁、御福々敷御座候、御新造様も御気色よく被成御座候間、御心安可被思召上候、随而、藤兵衛殿ニ而状書十帖被送下、誠以忝次第奉存候、委藤兵衛殿へ申』述候、具可被聞召上候、此方様子直ニ被仰遣候間、不及申上候、猶奉期後音之時、不能審候、恐惶謹言、

二月廿八日

玄朝(花押)

生三様

進覽 人々御中

【解説】

江戸の医師玄朝より国許の道虎に宛てた書状。「御新造様」の出産の祝儀として道虎から江戸へ使者を送ったことが記される。

年次は81・82号と併せると、鍋島元茂の男子直能（飛騨守、元和八年十二月十七日生）誕生直後の元和九年となる。従って「御新造様」は元茂室鍋島氏（鍋島茂里女）である。一方、勝茂室岡部氏は元和九年二月二日に女子（長、後に松平忠房室）を出産しており（二月五日〈元和九年〉付道虎宛鍋島元茂書状、『集』二二、七三〇号）、追而書の「御ひめさま」はこれに当たる。

差出の玄朝は曲直瀬家門人、「龍藏寺人、同年（慶長十一年）六月六日」（天野陽介「曲直瀬玄朔門人索引」『曲直瀬道三と近世日本医療社会』公益財団法人武田科学振興財団杏雨書屋、二〇一五年）。木下藤兵衛は、二月二十二日（元和九年）付道虎宛勝茂書状（『集』一二、四六九号）でも、今回の道虎・茂泰の使者として確認できる。

43 知幸書状（切紙）

（坊五〇―二四三三）

猶々、御殿様へ御取成之儀、奉頼計候、委曲使僧口上ニ可得（勝茂）口意候、以上、

任御嘉例、御祈祷之義抽丹誠、牛王札・御守并五明馬鬣、令進覽候、誠表御祝儀迄候、弥於神前御寿永長久之御祈念、聊不可有油断候、猶追而

萬悦可得貴意候、恐惶謹言、

九月吉日

知幸（花押）

鍋嶋生三老

人々御中

【解説】

知幸某より祈祷の件について国許の道虎に宛てた書状。知幸については不詳。

44 知幸書状（切紙）

（坊五〇―二四三四）

猶々、去年者、為御初尾鳥目百疋、被懸御意候、慥令拝受候、其元之儀、萬事御引廻之段頼存候、諸事可預御指南候、別而可為御神忠候、尚期後音候、以上、

如恒例、御祈祷之牛王札・御守并扇（儀）「令進覽之候、御頂戴所仰候、弥無油断御祈念之儀、不可存疎意候、於時宜者、使僧可申入候条、抛筆（儀）口、恐惶謹言、

八月吉日

知（幸カ）口

生三様

人々御中

【解説】

43号同様、祈祷について知幸某より国許の道虎に宛てた書状。

45 英彦山座主忠有書状（折紙）

（坊五〇―二四三五）

猶々、当山峯筋下山伏にて御座候、差新法共被用間敷儀にてハ、無御座候、殊前代方之代（儀カ）ニ候ヲ、今更可被相背候事、不及（分）□別候、上方ニモ、本山・当山と申候而、二派御座候、聖護院衆・内山衆にて御座候、此衆方之法度ヲ、其下々之山伏として被相背候事ハ、御座有間敷候、其宗（儀カ）之公事沙汰ハ、其本寺（儀カ）にて『相済儀候、但、世間之公事沙汰ハ、所（儀カ）之地頭・代官方、其沙汰可有御座候と存候、去年御登山之砌、大形ハ可被聞召候、委ハ惣山方可申入候、将亦、乏少之至候へ共、御樽代百疋令進入候、誠御音信まてに候、猶用口上候間、不能巨細候、以上、

其以後者、書状を以も不申入、無音背本意存候、仍去年者被成御登山候へ共、御茶さへ不申候而、于今御残多存候、其地御無事ニ御座候哉、爰元相替儀無御座候、随而、七月十五日当山之祭礼にて御座候、就其、諸

旦那之参詣之御事候、其御国之『山伏衆も、多分当山之袈裟筋にて御座候故、旦那引導にて参詣被仕候が、当所神前之取沙汰可被仕旨候へ共、前々方無之儀にて候間、分別不仕候へハ、筑前国腰原村ニ、其御分領之山伏衆として被立新関、諸旦那押留、権現御進物等ヲも被押取候、前代未聞之由候、恐々謹言、

彦山座主

三月十六日

忠有（花押）

鍋嶋生三貴老

人々中

【解説】

英彦山座主の忠有（宥とも）より国許の道虎に宛てた書状。忠有は日野輝資男で、慶長六年九月英彦山座主、寛永三年八月六日遷。筑前腰原村に肥前領の山伏が立てた新関において、諸国の山伏が引率した英彦山参詣の旦那衆およびその荷物が抑留された事件に関するものである。連れの文書として、同日付の83号がある。腰原村は一般には小石原村と書かれ、筑前上座郡。筑肥方面の参籠者が英彦山へ登山する際、小石原の宿で潔斎したという（『日本歴史地名大系』福岡県）。

46 英彦山増了坊幸教書状（折紙）（坊五〇―二四三六）

以上、

新春之御祝儀、珍重々々、尚更不可有休期候、仍如御嘉例、鍋嶋信州様（勝茂）

為御祈禱、越年之御名代兩人被仰付候、御供料銘々慥請取申候、則於神

前奉備御供、抽御精誠候、尚永日中可得御意候、恐惶謹言、

彦山増了坊

正月朔日

法印幸教（花押）』

鍋嶋生三様

人々貴報

【解説】

英彦山増了坊幸教より、勝茂のための新年の祈禱について、国許の道虎に宛てた書状。増了坊は英彦山先達の一つで鍋嶋家の宿坊となっていた。

47 英彦山増了坊幸教書状（切紙）（坊五〇―二四三七）

以上、

奉任御嘉例、御祈禱之目録、送令進入之候、倍御家門繁栄之御祈禱、無

緩可抽丹誠候、尤早々可申上候処ニ、御神役濟々故、申後候、尚秀者山（委）臥可申上候間、不能詳候、万吉、恐惶謹言、

彦山増了坊

三月廿八日

幸教（花押）

鍋嶋生三様

参 玉床下

【解説】

英彦山増了坊幸教より国許の道虎に宛てた書状。

48 英彦山増了坊幸教書状（折紙）（坊五〇―二四三八）

以上、

其後者遙不通罷過、所存之外候、仍任御嘉例之旨、御祈禱之目録、送令進覽候、弥御祈念之儀、於神前旦夕可抽懇篤候、猶山伏可申上候、恐惶謹言、

彦山増了坊

九月廿二日

法印幸教（花押）』

鍋嶋生三尊老

玉床下

【解説】

英彦山増了坊幸教より国許の道虎に宛てた書状。

上、

次ニ、去年内々得御意候一儀、外聞之儀候条、御前相調候様奉頼外

無他候、以上、

春陽之御吉慶珍重、不可有尽期候、此等之趣至 加州様早々可申上

(直茂)

候処ニ、旧冬令上洛、此中罷下候故、乍存申後候、就夫御祈念目録并御

樽肴進上申条、可然様御取合所仰候、猶永日中以参』可得貴意候条、不

能重筆候、恐惶謹言、

49 英彦山増了坊幸教書状(切紙)

(坊五〇―二四三九)

当年之吉慶珍重々、仍如嘉例御祈禱牛玉寶印送令進入候、御祈念事弥不

可有緩候、猶此山伏可申上候、恐惶謹言、

箱崎宮座主

正月吉日

幸教 (花押)

二月十三日

乗清 (花押)

鍋嶋生三様

参 人々御中

鍋正三様

人々御中

【解説】

英彦山神宮増了坊の幸教より道虎に宛てた書状。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年から寛永五年。

【解説】

箱崎宮座主乗清より道虎に宛てた書状。直茂への新年の挨拶が旧

冬の上洛により延引したことを詫びつつ、祈念目録などを進上する

旨が述べられる。

年次の上限は不明。年次の下限は、直茂の歿年から元和四年。

50 箱崎宮座主乗清書状(折紙)

(坊五〇―二四四〇)

追而、至貴殿様御祈禱之目録・不珍一籠令進献候、御音信迄候、以

51 大鳥居信岩書状(折紙) (坊五〇―二四四二)

猶以、鮎干炙一折令進覽之候、書信之驗而已候、

其以来者、依無指事不申通非素略候、誠去年石鳥居建立仕候処、石場已下御馳走被成、致成就候、其刻罷越可遂御礼儀雖本意、可為御濟々と于今遠慮仕事候、必以參多日之儀可申述候、御音信計候、恐惶謹言、

大鳥居

(元和元年)
閏六月拾八日 信岩 (花押)

生三様
人々御中』

【解説】

太宰府天満宮社僧大鳥居信岩より道虎に宛てた書状。前年の石鳥居の建設に際し、石場以下の「馳走」を道虎がしてくれたことに対する感謝を述べる。なお、文中の「濟々」とは多忙な様子の意(『日国』)。

年次は、天正と元和期で閏六月のあった年が元和元年のみであるため、元和元年に確定できる。

52 愛宕山威徳院行祐書状(折紙) (坊五〇―二四四二)

以上、

(直茂)
加賀守様御煩付、為御祈祷銀子壹枚慥山着候、万々御祈念得其意存候、則奉備御百味致精誠、勝軍御本地供之御札令進献之候、御頂戴可目出候、尚追而慶事可申入候、此等趣御披露所仰候、恐惶謹言、

愛宕山

二月廿七日 威徳院 行祐 (花押)

生三老
御中』

【解説】

愛宕山威徳院行祐より道虎に宛てた書状。直茂の病氣平癒祈祷の完了を報告している。愛宕山は、京都の愛宕神社のこと。

年次の上限は不明。年次の下限は、直茂の歿年より元和四年。

53 鞍馬寺月性院雄鑠書状(折紙) (坊五〇―二四四四)

尚以、御祈念之儀無油断奉抽懇祈候、将亦、毎年御代參被入御念候段珍重ニ存候、以上、

態令啓上候、仍御祈禱之御札致進献候、弥於御宝前、御武運長久之旨奉
抽精誠候、随而馬^{〔藩方〕}二^{〔片乙〕}合進覽候、誠二表御祝儀計御座候、何様来春ハ
ふと罷下、相積御礼』等可申上候条、不能詳候、恐惶謹言、

九月吉日

鞍馬寺

月性院

雄鑽 (花押)

鍋嶋生三様

人々御中

【解説】

京都の鞍馬寺月性院雄鑽より道虎に宛てた書状。
年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年より寛永五年。

二月廿日

□□ (花押)

鍋嶋生三様

参 貴報

【解説】

京都の鞍馬寺月性院より道虎に宛てた書状。53号と同じく月性院
からの書状であるが、筆跡や花押は異なるので別人か。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年より寛永五年。

55 内山先達某書状 (折紙)

(坊五〇―二四四八)

猶々、且暮御祈念疎意不存候、委曲一乘院へ申渡候間、不具候、以
上、

尊書令拜見恐悦之至候、殊更銀子五匁御芳情之段叵申謝候、於向後者別
而可得貴慮候間、乍恐其意可忝存候、仍而御札并管城三對』令進覽候、
表寸志計候、猶一乘院可申上候、恐惶謹言、

内山先達

八月八日

□ (花押)

54 鞍馬寺月性院某書状 (折紙)

(坊五〇―二四四五)

追而、去年者使僧差下申候処ニ、種々御懇之段申聞候、忝令存候、
以上、

御懇書殊御初尾銀子五匁ニ請取申候、則於御宝前、御武運長久如意御
満足之旨、奉抽精誠候、将亦御札進献申候、目出度可被成』御頂戴候、
猶御使者へ申入候、恐惶謹言、

鞍馬寺

月性院

鍋嶋生三様

まいる 貴報

【解説】

内山先達某より道虎に宛てた書状。祈禱料と推測される銀子を受領した旨などが述べられる。なお、「管城」とあるが、「管城子」が筆の異称（『日国』）であることを踏まえれば、「管城」は筆を指すのかもしれない。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年より寛永五年。

56 愛宕山威徳院納所書状（折紙）

（坊五八―三二八五）

猶以、法印御報可被申上処ニ、中国迄被罷越候間、自拙僧乍慮外如此候、以上、

貴札令拝見候、仍如御嘉例、御代参并為御百味料銀子拾貳匁慥到来候、即奉備御札供物等進献之候、弥於 神前如意安全之御祈念聊以不可有疎略候、恐惶謹言、

愛宕山

威徳院内

二月廿八日

納所（花押）

鍋嶋生三老

【解説】

愛宕山威徳院の納所より道虎に宛てた書状。愛宕山は、京都の愛宕神社のことである。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年より寛永五年。

57 橋村正景書状（折紙）

（坊五八―三二九二）

猶以、其元之義万事可然様ニ奉頼存候、以上、

態致啓上候、仍御佳例之奉致御祈禱、殿様并御前様・はう林様・翁介様

御祓進上仕候、無相違御披露奉頼候、随而貴殿様へ御祈禱之御祓太麻并

長匏二百本令進献之候、誠表御祝儀許候、弥於 神前御武運』長久如意

御安泰之旨可抽精誠候、猶此使者可得御意候、恐惶謹言、

御師

橋村肥前大夫

正景（花押）

九月吉日

鍋嶋生三公

玉床下

【解説】

伊勢外宮御師である橋村正景より道虎に宛てた書状。勝茂らや道虎の祈禱を行った旨などを述べる。

直茂存命中であれば、勝茂と別に直茂の名前が書かれるはずであり、それが無いことから見て、当該書状は直茂歿後のものである。よって、年次の上限は元和四年と推測される。年次の下限は、鍋島忠直が「翁介」と名乗っていることから、元和八年。

58 橋村正景書状（折紙）
（坊五八―三二九三）

猶以御祈念且暮無懈怠候、此等之趣宜預御披露候、目出、以上、
貴札拝見仕候、仍鍋嶋信濃守殿様之御うへさま御繁昌之折節之為御立願（勝茂室前部氏）
御成就、元忠寺法印御参宮候、殊太神楽料銀子老貫貳百目到来仕候、輒
太神楽執行仕候、御祓御供奉致進上候、弥於 神前御息災延命之旨可抽
精誠候、猶』元忠寺法印江申上候、恐惶謹言、

御師
五月十四日 橋村肥前大夫
正景（花押）

鍋嶋生三様
尊報

【解説】

伊勢外宮御師である橋村正景より道虎に宛てた書状。勝茂室（高源院）の安産の立願のために元忠寺法印が伊勢神宮に参詣し、太神楽料が無事に届いたことなどが述べられる。

年次の上限は不明。年次の下限は、「考訂渡会系図」（神宮古典籍影印叢書五―一『神宮禰宜系譜』所収）に拠る限り、橋村正景が元和九年四月二十三日に歿するため、元和八年と考えられる。しかし、「考訂渡会系図」は、正景の先代当主である正滋の歿年を慶長十二年とするが、34号の道虎宛正滋書状の日付は「元和元年二月廿四日」であり、この系図の記述と矛盾するため、系図の信憑性には留保が要る。そのため、正景の歿年についても慎重になった方がよく、当該書状の年次の下限を元和八年とすることについても、あくまで推測に留めておきたい。

なお、その推測のもとで、元和八年以前で五月十四日付近の時期に誕生した勝茂の子どもを探すと、慶長十八年六月二日生の忠直、元和三年四月六日生の「かめ」、元和四年六月十九日生の直弘、元和六年八月三日生の「伊勢菊」があり、当該書状は、慶長十八・元和三・四・六年のいずれかの可能性が指摘できる。

59 橋村正景書状（折紙）
（坊五八―三二九四）

態一書致啓上候、今程御達者被成御座候や、目出度申上候、於当地 勝
茂様別而御息災被成御座候間、御心安可被思召上候、此中千布四兵方へ
預ケ被 召置候与衆、拙者へ被成御預ケ之由、去廿三日清五左・勘右衛(勝意)
門尉を以被 仰聞せ候、拙者若輩者二候条、如何可有御座と、両人之衆
内談申候へは、御意』之外是有間敷由、兩人被申候条、先以御礼申上
候、進物之儀任差凶仕候、色々忝 御意無残所候、右之趣為可申上、如
此候、委清五左衛門尉・勘右衛門尉處より可被申越候条、不能細書候、
恐惶謹言、

極月廿五日

監物

茂泰(編島)
(花押)

生三様

進覧

茂泰

【解説】

鍋島茂泰より父道虎に宛てた書状。千布四兵衛の与衆を茂泰へ預
けられることになったいきさつを報告している。本状における石井
茂清と勝屋茂為から「御奉公引廻」を受けていることも伝えている。
勝茂は在江戸。茂泰も在江戸。道虎は国許。

千布死歿の報を受けて、その跡式について帰国後帰国後に談合す

る意向を伝えている十二月二十八日付道虎宛勝茂書状『集』一一、
三九三号)は元和元年に比定される(解題・論説編及川論文)。千布
四兵衛死歿後、跡式とは別に、残された与衆の処置を勝茂が行った
ものと考えることができ、本書状は元和元年以降のものに比定でき
る。直茂が存命中であるので、元和三年以前であるが、元和三年末
には、勝茂は在国なので除かれる。従って本書状の年次は元和元年
もしくは同二年に比定される。

なお、十二月二十三日付道虎宛勝茂書状『集』一一、四五六号)
にも、残された与を監物に付すことについての記事があり、正月八
日付道虎宛三怒軒良意書状(38号)にも、茂泰が「馬乗与」を仰せ
つけられたとの記事がある。

62 三位局消息(折紙)

(坊五八―三四四二)

とのさま御ちからに御いゑの御きつかいも御めし候御事はかりに
候、めてたく、
(勝茂)

とのさま御しあわせよく 御めミへ被申、それより日くわう山へ御さん
けいなされ候、そのほかいつれも御しあわせよく御さ候まゝ、心やすく
おほしめしあるへく候、まつく二怒もん事、ふと御つかいおほせつけ
られ候まゝ、そこもと御とくのへの事ハ、しつかいそれさまをたのミあ
(松懸)

けまいらせ候つきて、大むら三郎兵へひめへゑん中あいすミ、とのさ

ま・三平さまもねんころに御意をうけ申候まゝ、こんとしようきをも』申

候やうにと三郎兵へのへもたんかう申候まゝ、ひとへにこなたさまた

のミあけまいらせ候、むまの介(石尾右馬允)へもあひかへらす御ねんかろに御めをか

けられ候御事、かたしけなきとも申あけへきやうも候ハす候、く、

かつしけさまもこほりやしきかみやしき御かけ候て御さ候、いつもく

かせうさまそのきわまでこなたさま御ことはかりおほせられ候まゝ、い

まてハこなたさまをかせうさまとおほしめし候よし、御物かたりうけ給

候て、いよく御身の御やうしやう、めてたく、

十月十一日

より

しやうさんさま まいる

さんい

人々御中

【解説】

三位局より道虎に宛てた消息。三位局は在江戸。道虎は在佐賀か。

江戸における勝茂の近況を伝えるとともに、三位局の孫と思われる

(星野家過去帳『集』二八、星野家文書六)松崎二右衛門の大

村三郎兵衛女への縁談のことと、同じく三位局の男石尾右馬允へ目

をかけてもらっていることへの礼を述べる。亡き直茂が、臨終に際

して、勝茂へ道虎のことばかりを言っていたので、勝茂は、道虎を

直茂と同じように思っているとの話を伝え、養生を勧めている。

書状中「日くわう山へ御参詣」とあるが、十月六日付道虎宛鍋島

忠茂書状(『集』一二、六三六号)によると、勝茂は元和四年十月

二日に日光へ参詣している。したがって本書状も元和四年のもの

と比定される。

63 三位局消息(折紙)

(坊五八―三四四三)

返々、御かもしさまへハあと方のひんきニ申あけ候へく候、

としのはしめの御悦、めてたく申あけまいらせ候、まつく三平さまへ

とのさまより御ちきやうまいらせられ候、しふんからと申、十まんこく

とおほしめし候よしこそ、さんへい様もかたしけなく御申候へ、いよ

くかいくしく大介さま御ために御なり候する御ふんへつかんにうの御

事のよしこそ、おいことながら申あけまいらせ候、かへく御しんさうさ

まへも かせうさま御かた方御わたくしの御ちきやうまいらせられ候、

これまたいつれの五もしさまたちハ、『ま事ニかやうにハあそはし候ハ

んに、御くわいふんと申あけまいらせ候、いよくゑとの御とうりうも

くになされ候はんやうに御心もち入申へきよしこそ申あけまいらせ候

へ、こなたさまへつして御きも入ゆへに、御ふうふさまなから御ふしさ

ま御間と申あけ候ても、御くわいふんしちきを御とりなされ候と、御ま

へにても申あげまいらせ候、くハしくハ七大夫〔梅野〕との申され候へく候、めてたくかしく、

正月十四日
〔元和四年〕

より

しやうさんさま

つほね

「 』

〔三位局〕
さんい

【解説】

三位局より道虎に宛てた消息。三位局は在江戸。「御しんそう様へもかせうさま御かた方御わたくしの御ちきやうまいらせ」が、元和三年末に直茂室より鍋島元茂室へ化粧田が渡されたこと（城島正祥『佐賀藩の制度と財政』一二二頁）を指しているとすれば、元和四年正月十四日付の消息と比定される。三位局は在江戸。生三は在国。この前後の状況については、十二月朔日（元和三年）付道虎宛持永茂成書状（26号）、十一月二十二日（元和三年）付道虎宛元茂書状（『集』一二、六八二号）参照。勝茂は、十一月二十二日（元和三年）付道虎宛元茂書状（『集』一二、六八二）によると、元和三年末ころまでには佐賀に帰国している。「五もしさま」は御寮人の意味。梅野七大夫については、元和四年閏三月十六日に江戸に到着している（28号）。また、年末詳十月日付道虎宛元茂書状（『集』

一二、七〇六号）において、五部反銀についての交渉のため、江戸から佐賀へ派遣されていることがみえる。

64 おく局消息（折紙）

（坊五八―三四四四）

一筆申上候、

一やうたい〔編泰院、直茂室右井氏〕あんなさま一しほ御きけんのよし、今度二郎〔編泰院、直茂室右井氏〕もんたより二御

たま〜御しよ下され候ヲ見申、まんそくいたし候、さりながら御年

の事と申、なが〜の御わつらいに候へハ、御心もとなくのみそんし

候御事に候、

一き伊守さま、まへ〜よりさい〜しや□さし出候□□、御ふくちう〔編島元茂〕

くたり候て、色々御くすり遣申、ち又はり、ひねらせら』れ候て、ま

へよりハよく御さ候よし仰候、今ほとハなにとやらん御■■おもく

御さ候と□□申候て、はる〜御しろさまへもあからせられ候はず、

ことのほか御やせ候てなにともきつかひニ思ひ申候、

一そこもにてしか〜御きとふヲさせられ、御そくさいにならせられ

候やう二御きつかいあるへく候、右のやうす やうたいあんなさまへも

申上たく候へとも、『きかせられ候ハ〜御きつかい■す■間、わざと

申あげ候ハす候、御ふうふ間よきやうにとはかり御きとふ被成候よし、

いつも〜御ふミ下され候、きのかミさま御きとふ、おろか御座候ま

しく候へとも、あまりわか身きつかいひ候□、こま／＼申上候、く
いきやう殿御ふみニハ申遣候、又々、わたくしまこむすめ、そへた^(前甲)又
左衛門尉殿むすことのへ、やうたいゐんさま、きしうさま、仰こし、
ゑん中御すめ下され候、過分に申上候、万々たのみ上まいらせ候、さ
てまた、よし原九ひやうへ事□、きのかみさま、ひたさま御そはへそ^(編島直能)
へられ候、さも候へハしたひにひたさまの』なしみふかくなり候てよ
りハ、くにもとのみ□いもまかりなり申ましく候とて、今度御いとま
下され候てく□□申され候、万々この人くうしやうニ申上候まゝ、き^(口上)
かせられ候へく候、めてたくかしく、

八月九日
生三さま

人々
御申給へ

おく
つほね

【解説】

おく局より道虎に宛てた消息。おく局は在江戸。道虎は在佐賀。
また、文中の陽泰院と宮内卿は在佐賀、元茂は在江戸。おく局は、
元茂のことを気遣い祈禱等に没頭する陽泰院の老体を心配しつつ、
自身の孫娘の縁談の進展を依頼している。年次は、直能が生まれ
間もないことから元和九年から数年の間、少なくとも陽泰院の歿(寛
永六年一月)より前なので寛永六年以前。

65 御しんさう局消息(折紙)

(坊五八―三四四五)

返々めてたさ、かさね／＼申うけ給へく候、御ほんまるさま御さん
のゝち御ちけ御わつらい、上下きつかひ申候つれとも、やかて御き
けんよく御さ候て覚しめす御まへの御悦、そもしさまおなし御心中
すもし申上候、そもしさまへも文にて申あけ候はんヲ、あまり／＼
御きやく多■候まゝ、めてたき御事御とうせんに申上候、／＼、
御ふみのやうに、此春よりの御めてたさま／＼申あけつくしかたく候、
こゝもと御しんさうさま御はんしやうのよし、きこえ申、はや／＼と伊^(編島直能)
ひやうへ仰つけ候、御ねん比の御ふみ御しんさうさま御めにかへ申、御
悦二覚しめし候、すくに御返事めされ候まゝ御らんあるへく候、御しん
さうさま、わか子さま、御おや／＼さまなから何とも御そくさいにて候、
わか子さま御事、ひだのかみ殿とあさなヲ 大殿さまつけ御』申、一た^(編島直能)
んめてたき御事、日ほうさまほどに覚とらせられ候はんゆわい申候事^(直茂)
に候、まつ申上候はんヲ、御ほん丸さま、今月二日にする／＼と御ひめ^(勝茂室副部氏)
さま御悦なされ候、こゝもと上下のまんそくおほしめしやり候へく候、
さそ／＼そもしさま御よろこひ候はん、やうたいゐんさまの御まんそ^(陽泰院 直茂室五井氏)
くをしはかり上まいらせ候、五百八十ねんめてたき御事、つきしかたく
申おさめ候へく候、かしく、

(元和九年)
二月五日

方

生三さま 人々御中

申給へ

御しんさう
つほね

【解説】

御しんさう局（鍋島元茂室付女中）より道虎に宛てた消息。御しんさう局は、在江戸。道虎は在佐賀。文中の元茂室・勝茂室・鍋島直能・長・勝茂・元茂は在江戸。陽泰院は在佐賀。年次は、直能の出生（元和八年十二月十七日）があるので、元和九年。また、「御ほん丸さま」（勝茂室）の出生（元和九年二月二日、長）とも一致する。二月九日（元和九年）付道虎宛元茂書状（『集』一二、七三〇号）によれば、直能の祖父にあたる直茂は、かつて飛騨守を名乗っていた。また、この間の状況については、『十二編』五十三、元和八年年末雑載、二六三頁〜二七五頁参照。

66 松倉重政書状（折紙）

（坊五八―三四七六）

猶以、御鷹之鴨過分ニ存候、以上、

先日者御鷹之鴨拾懸御意候、未得貴意候事も無御座候ニ思食方一入過分

二存候、諫早右近殿（直孝）ニよく御礼被仰入可被下旨申入候、爰元ニ于今逗留仕有之儀ニ候、猶自是も可申入候、御念入忝候、恐惶謹言、

（松倉重政）
松豊後守

（元和六年）
十二月十五日

（花押）

鍋嶋生三様

人々御中

【解説】

島原城主松倉重政より道虎に宛てた書状。十二月十一日（元和六年）付道虎宛諫早直孝書状（22号）に関連する。元和六年筑後の田中改易後の在番中。したがって元和六年。重政および諫早直孝は柳川、生三は在佐賀。また、十二月二十八日（元和六年）付多久安順外四名宛勝茂書状（『集』一二、四五九号）および二月二日（元和七年）付道虎宛勝茂書状（『集』一二、四六〇号）も関連する。

67 松倉重政書状（折紙）

（坊五八―三四七七）

猶以、其後以書状も不申入候、将又、御太刀一腰・馬代銀子壺枚進
入申候、御音信計候、以上、

(筑後山門郡)
柳川二居申候時分、御鷹之鳥折々御心入、忝存候、内々其元へ御見廻可

申と存候へ共、何角延引いたし候間、先以使申入候、(藩役)信州殿其地二御座候而御満足と存候、猶追而可得貴意候間、早々申候、恐惶謹言、

(松倉重政)
松豊後守

(元和七年)
九月二日

鍋島生三様
人々御中

(花押)

【解説】

松倉重政より道虎に宛てた書状。66号と関連か。「柳川二居申候時分」が、田中改易後の柳川在番中のことであるとすれば、本状は、そこから松倉重政が島原へ帰国した直後の元和七年九月と考えられる。松倉はおそらく島原、道虎は在佐賀。勝茂は在佐賀。

御宿所

【解説】

筑後柳川藩主田中吉政より道虎に宛てた書状。田中吉政が筑後守となるのは慶長八年三月であり(中野等『筑後国主田中吉政・忠政』柳川市、二〇〇七年)、死歿は慶長十四年二月であるから、年次は慶長八年から同十三年までとなる。「高宮」は高宮布のこと。

69 田中吉政書状(折紙)

(坊五八―三四七九)

今朝者、種々御取持之段、殊召連候者迄ニ、(藩役)信州方御引物共御懇之儀、本望ニ存候、先以書状申入候間、可然様ニ御心得候て可被下候、猶塙八右衛門口上ニ申含候、恐々謹言、

(田中)
田兵部太輔

(慶長六年乙)
十二月廿八日

吉政(花押)』

68 田中吉政書状(折紙)

(坊五八―三四七八)

為端午之祝儀、高宮五端令進覽候、併表祝嘉驗迄候、猶期面之時候、恐々謹言、

田中筑後

五月三日
生三齋

吉政(花押)

【解説】

筑後柳川藩主田中吉政より道虎に宛てた書状。道虎が、吉政と勝

生三齋
御宿所

茂の間を取り持ったことへの礼を述べたもの。吉政は、慶長五年に筑後一国を賜い、同六年三月に初めて入国の暇を賜ったという（寛政譜）。初め兵部大輔、慶長八年三月に筑後守に改めた（中野等『筑後国主田中吉政・忠政』柳川市、二〇〇七年）。年次は、吉政の初入国の慶長六年または筑後守を称する前年の同七年になるが、勝茂が在国しているとすれば、慶長六年が妥当か。

【解説】

筑後柳川藩主田中吉政より道虎に宛てた書状。吉政が道虎に対し、佐賀藩領分に居住している柳川藩領分からの「徒者」についての情報提供を求めたもの。吉政は、慶長五年に筑後一国を賜い、同六年三月に初めて入国の暇を賜ったという（寛政譜）。初め兵部大輔、慶長八年三月に筑後守に改めた（中野等『筑後国主田中吉政・忠政』柳川市、二〇〇七年）。年次は、吉政の初入国の慶長六年または筑後守を称する前年の同七年になるが、冒頭に「未申通候へ共」とあることから、今回が初めての文通であるとするれば、慶長六年の可能性が高いか。

70 田中吉政書状（折紙）

（坊五八―三四八〇）

猶々、^{（諸限）}もろくま三左衛門方、此間迄徒者許容之由候間、三左衛門方へ於被入御念候へ、徒者之居住先々之様子聞可申候、可被成其御分
別候、以上、

未申通候へ共、令啓候、^{（勝茂）}仍信濃守殿御分領之内へ、此方之徒者相越候二付而、居住之所申入候処二、被入御念被 仰付候由、塙八右衛門方申越承、御心付之段、御芳志書中二不申得候、猶以面可申達候、於此方御用等、無御隔心可承候、恐々謹言、

田中兵部太輔

（慶長六年カ）
七月五日

吉政（花押）

生三斎

71 大村種純書状（折紙）

（坊五八―三四八八）

以上

今度者、致供候而、其元罷越候処二、種々御馳走段、^{（佐賀）}肥前守別而忝被存候、誠二我等式迄被召出、御懇二被懸御詞、殊更御脇指致拝領、忝仕合可申上様も無御座候、於已来御次而之節、^{（勝茂）}御前可然様被仰上可被下候、猶重而可奉得貴意候条、此節不能一二候、恐惶謹言、

十月廿八日

種純（花押）

大村清介

進上
鍋嶋生三老

【解説】

大村種純より道虎に宛てた書状。種純が「肥前守」の供をして佐賀の勝茂のもとを訪れた際の馳走に対する礼を述べ、「御前」すなわち勝茂への披露を頼んだもの。「肥前守」は肥前平戸藩主松浦隆信であり、年次は、隆信が肥前守を称する慶長十七年九月以降で、道虎が没する前年の寛永五年以前となる。なお、同日日付の道虎宛松浦肥前守書状（『集』一三、一〇九六号）があり、本書状とセットになるものである。

72 柳川調興書状（折紙）

（坊五八―三四九三）

以上、

為改年之御祝儀、^{（勝茂）}信州様江以愚札申上候条、一書致啓上候、御隣国ニ罷有、^{（肥前基肆）}節々得貴意候得共、未能拝面、万事申後候、是非々々今度田代辺へ

罷越、御礼可申述」「御」「急用之儀御座」「近日上洛仕候条、無其儀候、随而 信州様江御太刀・御馬代并朝鮮大鷹老居致進上候、可然」様ニ御取成可承候、御自分へ御太刀・御馬代并豹皮老枚令進入候、猶期後喜之節候条、不能詳候、恐惶謹言、

柳川豊前守

正月十一日

調興（花押）

鍋嶋生三老様
人々御中

【解説】

対馬藩重臣柳川調興より道虎に宛てた書状。改年の祝儀を述べ、隣国であるが未だ面識を得ていないので、今度肥前基肆郡田代村辺に出掛け御礼を申し述べたいが、急用で上洛することになったとし、道虎に勝茂への進上品の取り成しを依頼したもの。肥前基肆・養父両郡には対馬藩領があり、調興も知行地を持っていた。年次は、調興が豊前守を称する元和二年から、道虎が歿する寛永六年六月一日までの間となる。

73 後藤源左衛門尉書状（折紙）（坊五八―三四九五）

「（猶以）」是式如何（ヲシ）ニ御座候へ共、「（ハシ）」織羽折衷（ハシ）つ進上（申）□候、以上、

□（其）以来者、以書状も不申上候、然者、去年長助指下申候処ニ、種々御懇之由、殊銀子早速御渡被成、誠以過分忝次第、昏面ニ難申上奉存候、今度大坂御普請ニ付銀子御用之由、石井兵部殿（安應）方被仰越候間、去五月二百貫目、多久長門殿・武雄主殿（飛騨）殿・諫早右近殿・須古下総殿御手形ニ而、御取替申候、猶以御用之儀御座候者被仰付候へと、兵部殿迄申上候、随而当年長崎へ長助指下申候、』銀子五拾貫目御渡被成可被下候、則拙者手形仕進申候、委者長助口上ニ可申上候、恐惶謹言、

（元和六年カ）
八月廿二日
後藤源左衛門尉
□□（花押）

□嶋生（編）「」

【解説】

後藤源左衛門尉より道虎に宛てた書状。上方にいる後藤源左衛門尉が、大坂城普請用の銀子一〇〇貫目を立て替えたことを伝え、配下の者であろう長助を長崎に下すので銀子五〇貫目を同人に渡してほしいと依頼したもの。大坂城普請は、元和六年三月、寛永元年二月、寛永五年三月にそれぞれ開始されているが、須古信明は元和九

年に出家するので、本書状の年次は同年以前となり、元和六年が妥当か。「勝茂公譜考補」元和二年（六年の誤り）の記事中に「今年、大坂御普請アリ」として、同年六月十三日付で勝茂から長門・右近・主殿・下総に宛てた「公儀御普請之割覚」「公儀御普請之割役相除分」を載せている（『近』一一二、三三二―三三三頁）。

なお、徳川和子の入内（元和六年六月）に関わり、元和四年十一月十日に京都において、後藤源左衛門という人物が禁中への進物の調進に携わっている（『十二編』二十九、元和四年六月二十一日条）。また、元和六年四月二十二日に、やはり和子入内に関わって、京都所司代板倉重宗が後藤源左衛門を同道して関白九条忠栄を訪ねており（『十二編』三十三、元和六年四月二十二日条）、この後藤源左衛門は本書状に登場する後藤源左衛門尉と同一人物であろうか。

74 真久書状（折紙）（坊五八―三四九九）

以上、

追而申上候、借用之積り共、亀川右衛門尉殿にて下申候間、可有御披見候、

両度之尊札拝見申、忝奉存候、
□（二乙）八戸久兵衛にて御刀之具、（勝原茂念）勝勘右衛門にて（韓 庵）からかま、何も御意ニ不入

候「一」、重而調下可申候、かまハふたを下可申由、勘右衛門へも申含候へ共、是方心当仕候かま御取候儀を不存候間、調下不申候、ふたハ無之候共くるしからず候哉、からかねふたをとおほしめし候ハ、かまの口ニ「一」かたを被成可有御登候、合せ候て調下可申候、てゐこも御急敷候ハん哉と存、廻船無之候間、（西松左衛門尉）西松左へ相渡、（肥前松浦郡）楠久まで遣候、其元方夫丸兩人被遣御取よせ可有候、ひつさし候て入遣候間、一人にてハ持申間敷候、

一御乗物詔置候、廻船にて下可申候、

一江戸御普請并御作事かたニ銀子可差越由、□■■より被仰越候、勝勘右■之刻、御普請□ニ六十貫匁、江戸御作事二十貫匁之由候へとも、又候申来候分者、江戸へ廿貫匁、多賀へ百六十貫匁ほどの銀入積りニ候由候、近々可指下由候間、猶々も致借銀可指越由候て、（梅野）七大夫事も京ニ被罷有候、手前にてノ遣銀も、其元方不相登候、是もはや十四五貫匁借用候、又新蔵入石船料ニも□貫匁余借銀申候、（天カ）亀川右衛門尉殿にて、新蔵入算用共仕候て指越申候、御披見可被成候、

一御私之かい物代之儀被仰聞候、積り候て書付進入申候、毎々手前急敷候て、書面疎略至候、猶後便可申上候、恐惶謹言、

（慶長十七年）
閏十月五日

真久（花押）

生三様

【解説】

真久より道虎に宛てた書状。勝茂の求める「御刀之具」からかまの調達、および江戸屋敷の普請・作事費用の調達等について報じたもの。年次は、道虎が没する寛永六年六月一日以前の「閏十月」としては慶長十七年が該当する。なお、本書状の翌日付で道虎に宛てた真久書状がある（『集』一三、一一三二八号）

75

元碩書状（折紙）

（坊五八―三五〇五）

追而、深江橋右衛門尉、我等かこひへ被参ニ付て、此方ハ花をたん（氣味）そく仕儀、不罷成候間、御城の花も二所望いたし、うす色の椿を（氣味）出し申候処ニ、座敷おわり候まで、花を見不被申候て、何ともきびをうしなひ申候、ちと其元にて御糺明候て可被下候、以上、

改年之御吉慶、更不可有尽期候、

一上屋敷御祝言相澄、此方上下之取沙汰候、外聞能躰ニ御座候て、下々迄大慶過高幸候、

一其元不断御茶湯被成候由承候て、早々罷下拜見申度儀、不浅存候、只々御傍近罷居候て、夜日御指南をうけ申度事のみにて御座候、

一拙者事、貴様方被下候茶わん、いたつらに召置候てハと奉存候て、『ひ
さしの下を取かこひ申候処、（鍋島元茂）紀伊守様被聞召付候て、被成御出、忝次
第共ニ御座候、此比菊や宗有ニも、お茶わんにてすみを出し、まわり
炭など仕候、此方様子深橋右可被申上候間、不能詳候、恐惶謹言、

（寛永元年）
二月五日

元碩（花押）

生三様

人々御中

【解説】

元碩より道虎に宛てた書状。道虎に茶の湯の指導を受けたいと懇願し、また茶会の様子などを伝えたもの。年次は、鍋島元茂が紀伊守となるのが元和五年十二月であるので翌六年以降、道虎が歿する寛永六年六月一日以前となるが、一条目にみえる「上屋敷御祝言」は、この間にあった上杉定勝と勝茂女市との婚礼（寛永元年正月二十一日）と考えられ、従って年次は寛永元年といえる。

76 元碩書状（折紙）

（坊五八―三五〇六）

尚々、連々被思召出、御懇切之至過分之儀候、く、以上、

其已来御無音申上、非本意候、然者、廻船之節被思召出、海月壺樽被下、

誠ニ過分至極、御礼難申上候、早々以書状も可申上候処、何角取紛申後、
慮外不少候、尚奉期来信、不能詳候、恐惶謹言、

二月廿二日

元碩（花押）

生三様

人々御中

【解説】

元碩より道虎に宛てた書状。無音を詫び、海月を贈られたことに對する謝礼を述べたもの。年次は、道虎が歿する寛永六年六月一日以前。

77 柏庵某書状（折紙）

（坊五八―三五〇七）

猶く、此度江戸にて監物様御息女見上申候、一段と御息災ニ御座候間、可御心安候、以上、

（鍋島元茂）監物様御下向被成候付、乍憚一書令啓上候、拙子事殿様御供仕、此度相（備後守）伴申候へと被仰付、一段と仕合罷上申候、可御心安候、其元ニ罷有候砌、別而被懸御目、御念比之儀、以来にても、不相替尊老様を奉頼候、先可申上候ヲ、御祝言無恙相調、乍恐目出度奉存候、定而監物様御物語

可有間、不能』詳候、御国元にて拙者屋敷被下候へと、長州様・監物様御意候、誠に忝奉存候、偏ニ貴公様頼存候間、相調申候様ニ、念願至極ニ候、兎角貴公様を奉頼候外無他候、拙者殿様御供仕罷下、万々可得尊意事ニ候、恐惶謹言、

柏庵

二月廿九日

元口(花押)

鍋嶋生三様
御小性中

【解説】

柏庵某より道虎に宛てた書状。道虎の男茂泰が下向すること、勝茂の御供をして江戸に上ったこと、祝言が調ったこと等々を伝えたもの。年次は、多久安順が慶長十三年三月に長門守となるので翌十四年以降、道虎が歿する寛永六年六月一日以前となるが、この間における「御祝言」とは、上杉定勝と勝茂女市との婚礼(寛永元年正月二十二日)と考えられ、従って年次は寛永元年といえる。

78 多久家久(安順)書状(切紙)

(坊五八―三五一九)

一 (切封墨引)

長門守

生三老

家久

参 御宿所

今日御談合申候様子、今夕罷出、加州様へ可請 御内意と存候「」、罷帰時分失念申、令帰宅候、夜中之儀候間、定而御甘可被成御座と存「」、まり事(後欠)

【解説】

多久家久より道虎に宛てた書状。多久家久は、後の多久安順であるが、長門守となるのが慶長十三年であるから、年次の上限は同年となる。安順への改名は慶長十七年四月になるので、下限は同十六年となる(改名の事情については163号解説参照)。「今日」の談合について、「今夕」出掛けて直茂の内意を受けようと思うなどあることから、家久・道虎は近い場所におり、ともに在佐賀と考えられる。なお、この書状は、79号と接続する可能性がある。

79 多久家久(安順)書状(切紙)

(坊五八―三五二〇)

(前欠) そさうに御座候間、乍御六か敷、貴様御出候て、今日御談合申候様ニ、有躰被請 御内意、御存分之趣、委可被仰聞候、恐々謹言、

九月九日

多長門守(多)

家久 (花押)

【解説】

多久家久より某に宛てた書状。宛所は不詳であるが、道虎であると思われる。年次は、慶長十三年以降、同十六年までの間となる(78号解説参照)。「今日」談合したようになどとあることから、家久と宛所の某は近い場所におり、ともに在佐賀と考えられる。

なお、この書状は、78号と接続する可能性がある。接続するとすれば、宛所は道虎となる。

80 鍋島房茂 (信房) 書状 (豎紙)

一(端裏)

(坊五八―三五三〇)

(捺封墨引) 生三
参 御宿

豊前守

房茂(鍋島)

祇今御出候へ共、早晚之事情、無調法之至候、見事之有送給候、誠祝着之至候、即賞翫可申候、恐々謹言、

豊前守

八月十八日

房茂 (花押)

【解説】

国許の鍋島房茂より同じく国許の道虎に宛てた書状。差出の鍋島房茂(信房、豊前守)は、直茂の兄で、神代(こうじろ)鍋島家の祖。慶長十四年九月十九日歿『近』八―一、一七九頁)。

81 鍋島元茂付局消息 (折紙)

(坊五八―三五三二)

かへすく、めてたくく、かさねてく、く、以上、

御たんしやうの御さうきこめされ、あいたの御事にて候つるニ、御ししやおせ付られ候、御たいきにて御いり候、御しんさうさま御はんしやうなされ、わか子さま御もちなされ、御よろこひとおせられ候て、(鍋島元茂)

きのかみさま御ふたかたさま・わか子様へ御めいくいろくまいらせられ候、御いんきんなる御事あそはし候よし、きのかみさまおせられ候、さりながら、まんく』と御ゆわひなされ候、つきに、御ことおきおりふし、したくわたくしともまてにぎん五匁たされ、いく久しくめてたく御ゆわひあけまいらせ候、わか子さま御うつくしくあいらしき御事にて候、御まへさま御ふたかたさまへ御めにかへ申たき御事、いづれもく申あけことに候、まつく、めてたくくくく、かしく、

三月(元和九年)

しやう三さま

きのかみさま

つほね

たれにても
申給へ

【解説】

江戸の鍋島元茂付の局より国許の道虎に宛てた消息。

元茂男子誕生に際して、道虎が江戸に送った祝儀の使者に対する
礼状である。42号で二月には使者が江戸に到着しており、これも元
和八年十二月十七日生の直能誕生のことと考えてよい。よつて年次
は元和九年である。

82 しんよ消息 (折紙)

(坊五八―三五三二)

返々、めてたき御事、かさね〜申うけ給へく候、

(鍋島元茂 鍋島氏)
御しんさうさま御はんしやうの御よろこひと候て、ゑん路わさと御使、

(鍋島元茂)
き伊守さま御ふた所・わか子さま御かた、御めい〜御しうきおひた、

(鍋島直能)
しく仰られ候、御しんさうさまへ銀二まい進せられ候、誠々御よそかま

しく、けつく御めいわく被成候との御事に候、さりながら、五百八十ね

ん御ゆわゐ、めてたく申あけまいらせ候、そさまさそ御よろこひ候んハ

御心中、をしはかり申候、』さて〜ハたくしまてぎん五もんめ下され候、

下々までかやうに御心つかゐ被成候御事、かへりめいわくニそんし候、

御心さしのほど、ゆわゐまん〜ねんまてめてたくいた〜きまいらせ候、

又〜上やかた (勝茂室岡部氏) 御上さまする〜と一たん御うつくしき御ひめさま

御よろこひ、ひせんさま御ゆわゐど〜〜まても覚しめす、御まへめて

たき御事、かきりなくつきせん御ゆわゐともきこしめし、やうたいゐん

さまおなしく、』そさま御まんそくのほどをしはかり申候、ことに此 御

ひめさま御事ヲ、けんもつさま御やうしにあひすみ申、ちう〜の御悦

ヲきうりやう申上候、一たん御うつくしき御ひめさまにて候、さためて

御くたり御いそかハしく覚しめさるへしと申上御事に候、まつ申上候ハ

んヲ、やうたいゐんさまいまほと一たん御きけんよく御さ候ようけ

給候、こゝもと上下のまんそく、これまてにて候、おなしくそさま御そ

くさいの御事、これ又めて』たく申あけまいらせ候、いよ〜御たつし

や二候する御事、何よりき州さま御ふしさま御ちかくにて、こま〜御

身ヲかいふん御しへしあるへく候、又〜のそへやすへもん・のむら仁

ゑもん事、万たのみたてまつり候、にあひニめしつかわるへく候、万め

てたく、かしく、

(元和九年)
二月八日

生三さま

方
しんよ

【解説】

江戸のしんよ（元茂室鍋島氏付の女房か）より国許の道虎に宛てた消息。

元茂の男子誕生に加えて、勝茂室岡部氏の女子出産についても述べられており、年末年始の時期に元茂の男子に続いて勝茂の女子が誕生するのは、元茂男直能（元和八年十二月十八日生）と勝茂女長（元和九年二月二日生、後に松平忠房室）と考えられるので、本消息の年次は元和九年である。長については、道虎男茂泰の養女とすることが触れられているが、これは二月二十二日（元和九年）付道虎宛勝茂書状（『集』一一、四六九号）、年月日欠（元和九年）道虎宛勝茂室岡部氏消息（『十二編』六十所収「坊所鍋島家文書」）、三月十四日（元和九年）付道虎宛勝屋茂為書状（『集』一一、八九三号）、三月十五日付道虎宛牟田六郎兵衛書状（『集』一八、補二四号）などにもあり。

また、「ひせんさま御ゆわゐ」は勝茂次男忠直の元和八年十二月二十六日従五位下肥前守叙任を指す。

83 英彦山政所坊有延等連署書状（切紙続紙）（坊五八―三五五―）

態令啓上候、仍今度至 （直茂） 加州様、從座主以書状被申入候、其元可然之様御取合、奉頼候、隨而、乍御六ヶ敷以一書申上候、被聞召上候て可被下候、

一 去月十五日、当山祭礼にて御座候、毎年諸国ヨリ導者参詣仕候、然処

二、当年者其御国之山伏衆、筑前国於腰原村新関を立、（上座郡） 導者衆押留、権現御神物等、或者御供物等迄被押取候、前代未聞之事、

一 導者参詣之時、国ヨリ彦山宿坊迄者、国山臥衆導者引導仕、坊中ヨリ御神前迄者、彦山宿坊導者引導仕候而、社内之奉幣取沙汰仕儀二候処、社内之奉幣も從国山伏取沙汰可仕之由、数度雖蒙仰候、從往古之法度にて御座候間、座主合点不仕候へハ、結句其御国山臥衆、筑前国腰原村にて諸導者衆奉幣仕者、被押帰候事、御神敵不及是非候、惣別修驗二も当山・本山二派御座候而、其本寺々々ヨリ諸法度被申付候へハ、何も其法度相背者無之候、其御国山伏衆、皆々此山之袈裟筋にて御座候処二、山之法度を背、種々押妨被仕候、以外候事、

一 当山事、無縁所にて御座候へ共、諸且方々以助施、從往古天下為御祈願所被成御立置候間、于今も天下御祈禱無怠慢仕候事候処二、如右之候へハ、天下之御祈禱も相闕分二可有御座候条、山中迷惑此時候、各様以御分別、御国之山伏衆江被成御異見可然之様、御沙汰所仰口細精者用口上候条、可得御意候事候、恐惶謹言、

三月十六日

彦山政所坊

有延 (花押)

桜本坊

良清 (花押)

惣巖坊

真清 (花押)

鍋嶋生三尊老

参 人々御中

【解説】

英彦山の役者中より国許の道虎へ宛てた書状。45号(英彦山座主 忠有書状)の連れである。腰原村については45号解説を参照。鍋島直茂(元和四年六月四日歿)存命中により、元和四年以前。

84 瑞雪光欽書状(折紙)

(坊五八―三五五二)

芳翰拝閱、然者、愚僧一休之文字所持申由、被聞召及、昨日多木工允との迄御内意にて被仰聞候間、御道具ニ可罷立儀ハ、不存候へ共、任御意進入候間、若物毎ニ御用にも立候者、於某可勝面目候、然処、早々今日

為御礼謝預』尊書、御殷勤過分至極候、猶多々良木工允殿迄申入候条、不能細毫候、恐惶不宣、

瑞雪東堂

二月廿八日

光欽 (花押)

生三尊翁

貴酬

【解説】

東福寺前住瑞雪光欽より在京中の道虎に宛てた書状。光欽は、慶長十五年六月二十三日第二三世東福寺住持(慶長十六年六月十一日まで)、寛永元年八月一日寂(『東福寺誌』)。ここでは光欽が「東堂」と称しているので、少なくとも東福住持の後で、慶長十七年以後となる。

85 瑞雪光欽書状(折紙)

(坊五八―三五五三)

追而、高城留守居若輩仁、先運首座・愚老、今日公儀寺役等、於有之ハ、偏御光奉頼存候、拙口義も官寺之役に付而、令在洛事候間、可有御分別候、尚目出度期笑顔存候矣、

任便宜令啓候、罷上候刻者、御懇之至、難申謝令存候、然者、御氣相之由雖承及候、差忽申候故、不能芳訊候、打立候節寔無御心元存候、今程定而御勇健令推察候、拙老事、内々如申上候、本寺祖塔之役ニ差定罷上候へ共、前廉本寺住持職可相拘之旨、諸老中被申候間、七月十六日迄者東福住持役相勤候、其以後則開山塔常樂庵』勤行■帰仕候、秋来或来春、江戸御用御通り於有之者、此亦御尋本懐不可過之候、就其、奉本寺住持之刻、■東福祈祷配帙令進献候、自然拙老似合之御用候ハ、可被仰下候、猶多々良平左殿・同木工允殿迄申入候条、可有演説候、恐惶不悉、

東福当住

(慶長十六年)
首夏廿一日

光欽(花押)

鍋嶋

生三老

帷府

【解説】

京都東福寺住持の瑞雪光欽より国許の道虎に宛てた書状。

光欽の東福住持は慶長十五年六月二十三日から同十六年六月十一日まで(『東福寺誌』)とされるが、本文書では「七月十六日迄東福住持」とある。ただし、再住の所見もないので、年次は慶長十六年

としておく。「開山塔常樂庵」は東福寺の開山堂のこと。「運首座」については未詳。

86 愛宕山威徳院行祐書状(折紙)

(坊五八―三五五四)

年甫之佳兆、追日重疊不可有盡期候、抑杉原十帖・扇子五本令進献之候、併表祝詞計候、委曲猶此者可申入候条、不及再筆候、恐惶謹言、

愛宕山

威徳院

正月吉辰

行祐(花押)

生三老

玉床下』

【解説】

京都の愛宕山威徳院行祐より道虎に宛てた書状。道虎の居所は国許か。

威徳院は愛宕山白雲寺五坊の一つで、行祐は威徳院西坊の住持、明智光秀の「愛宕百韻」(「信長公記」卷十五)に登場する。光秀は天正十年五月二十七日に愛宕山参詣、二十八日に西坊において連歌を興行した。

87 愛宕山威徳院行祐書状（折紙）

（坊五八―三五五五）

次、御菓子一折進覧之候、書状之便迄候、以上、

昨日者燈籠（一）付、御使者被差上候、急度相調、神前二釣可申候条、

其節者御左右可申入候、我等も五三日中ニ可致下山候間、以面上可申述

候、委曲宗順可得貴（意候）□□、恐惶謹言、

愛宕山

威徳院

行祐（花押）

二月十七日

鍋嶋生三老

人々御中

【解説】

京都愛宕山威徳院行祐より京都滞在中の道虎に宛てた書状。近日中に愛宕山より下山し、面会したい旨を述べる。

88 愛宕山威徳院某書状（折紙）

（坊五八―三五五六）

以上、

態令啓達候、抑（御）□祈禱抽丹誠、御札等令進覧候、御頂戴可為御満足候、
弥於 宝前、御武運長久御祈念、永日不可存油断候、猶此宗順可得御意
候、恐惶謹言、

愛宕山

威徳院

□□（花押）

九月吉辰

鍋嶋生三老

人々御中

【解説】

京都の愛宕山威徳院某より道虎に宛てた書状。道虎の居所は国許か。86号・87号とは花押が異なり、行祐とは別人か。また89号・151号とも花押が異なり、行□とも別人か。威徳院使者の宗順については未詳。

89 愛宕山威徳院某書状（折紙）

（坊五八―三五五八）

猶々、はうりんさまへ可然様ニ、被仰上可被下候、已上、

乍幸便令啓上候、仍当夏信州様・同御うへさま為御祈禱、常燈之儀被仰

下候、早速相調、以吉日奉掛候、はうりんさまへ此等之趣、被仰上可被

下候、長日於 神前御祈念之儀、曾以不存油断候、猶奉期後慶候』条、不能詳候、恐惶謹言、

愛岩山
威徳院

十二月廿六日
行□(花押)

鍋嶋生三老様
人々御中

【解説】

京都愛岩山威徳院某より国許の道虎に宛てた書状。勝茂・同室岡部氏祈祷のための常灯のことについて、国許の直茂室陽泰院に伝えるよう依頼している。年次は陽泰院の出家の元和四年以後、死歿(寛永五年正月)の前年、寛永四年まで。これも86号・87号・88号とは花押が異なる。151号とは花押が一致する。

90 東林寺某書状(折紙)
(坊五八―三五五九)

追而、古三具足類歎息候て可懸御目候、相当御用等候ハ、可被仰知候、成程心掛可申上候、かしく、

御芳翰即拝閱候、彼筆跡多歳秘蔵仕候処、信州様御覽被成度之由候、併(勝茂)不入御気候哉、然処、借用有度之通、御懇之御意却而辱奉存候、折節拙

老落手』候事、幸無此上候間、稔令進上候、仍奉期貴面候、縷々御使節可為御演説之条、先々閣灌言候、恐惶謹言、

如月念六
□(花押)

生三様
参 貴報

東林寺

【解説】

東林寺某より道虎に宛てた書状。東林寺が秘蔵する「筆跡」を借用したいとの勝茂の意向を受け、これを進上する旨が述べられる。東林寺は、肥前神崎郡水馬場にある曹洞宗寺院のことか『近』一〇―二、二三―頁)。年次の上限は不明。下限は、道虎の歿年から寛永六年。

91 玄純銀子請取状(切紙)
(坊五八―三五六一)

銀子四貫四百目可然之由申上候へ共、五貫五百目被成御渡候条、慥請取申候、僧正様へ申届、御請取管上可申候、

以上、

辰

六月二日

玄純(妙覚院)
(花押)

生三老

参

【解説】

玄純より道虎に宛てた銀子請取状。玄純の花押は、36号と一致し、「妙覚院玄純」とあり、妙覚院は肥前千栗八幡宮神宮寺。玄純・道虎ともに在肥前と考えられる。要望額以上の銀子を受領した旨や、「僧正」へ届けた上で「筈」(証明書)を進上する旨を述べる。「僧正」は、玄純が欠字で表記していることから、玄純より上位の千栗八幡宮の社僧と考えられるが、詳細は不明。なお、六月三日(元和二年)付道虎宛玄純書状(『集』一三、一一三二号)では、宗龍寺・

泰長院からの「銀子請取之筈」を玄純が「僧正様」に提出している。

年次の下限は、道虎の歿年から寛永五年。かつ慶長期以降に限ると、辰年は慶長九年、元和二年、寛永五年である。

追而、去年寺口被遣置候米之儀、銀子相澄申候、爰元様子ハ兩人可有御達候、以上、

黒船仕合被聞召付、御音翰忝存候、此地為躰可被成御推察候、来年従天川黒船ハ参申間敷候条、御進物など御用共候者可被仰聞候、我等手前あまり損共不仕候間、御心安可被思召候、将亦、『御預之銀子、其地ハ御普請御入具由承候条、進覽申度存候へ共、三郎左被申分候ま、預召置候、今年手遣も不調候て不及是非候、何も溝溝上三郎左殿可被申上候、恐惶謹言、

十二月廿五日

良悦(花押)

生三様

参 貴報

【解説】

良悦より道虎へ宛てた書状。良悦は、七月二十日(元和五年)付道虎宛勝茂書状(『集』一二、四四三号)によれば、中国産の詔物の調達に関わっている。当該書状でも「天川」||マカオからの黒船のことや「進物」のことが書かれており、かかる外国船との関わりに着目すれば、良悦は在長崎か。道虎は在国許。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年より寛永五年。

93 卜隠軒采傳書状(折紙)

(坊五八―三五六四)

(閑室元信)

(直茂・勝茂)

長老煩無御心元被思召候而、加州様御父子ヨリ加藤内蔵助被仰付、御念比之尊札奉忝存候、則御報申上候条、可然様ニ御礼被仰上可被下候、然者、今度之煩終不被致本復、遷化被申候、定而残多可思召候、拙老事、

長老煩為見廻罷下候処ニ、無程被相果無方角仕合可被成御察候、乍去能時分罷下、如遺言取置仕本望存候、將又跡職之儀、(本多正信・正純)本佐州御父子・大石州へ

精被書置付、各御馳走之儀候、忌明申候者、(家康)上様へ御礼申上候様ニと

御異見候間、任其儀滞留申候、先可申上候を、(勝茂)信州様御事、』本佐州御父

子へ以来之儀頼入之由末期ニ書置被申候、拙子上州へ罷出候時も長老奇

特成儀ヲ被為書置之由被仰、別而御如在有間敷之通被仰聞候、御次而之

節信州様へ可然様ニ被仰上奉頼候、丹羽喜左衛門・加藤内蔵助両人之儀、

以来共ニ貴様被頼申由、長老常々被申置候条、万事御引廻奉頼候、喜左

衛門へ別而御心付之由過分至極候、何様秋中罷下御礼可申上候、委内蔵

助可申上候条、不能多筆候、恐惶謹言、

卜隠軒

(慶長十七年)
六月十八日

采傳(花押)

鍋嶋生三貴老

人々御中

【解説】

閑室元信の配下である卜隠軒采傳より道虎に宛てた書状。元信が亡くなった旨を報じており、元信の歿年から慶長十七年のものである。元信が歿したのは駿府であり、采傳は同地に滞留しているとの内容から在駿府。道虎は在国許であろう。文中の「取置」は、「死骸を取り片づける」という意味(『日国』)。なお、采傳が駿府に逗留していることから、本文中の「上様」は將軍秀忠ではなく、大御所家康を指す。

94 石井茂清覚書(切紙)

(坊五八―三五六七)

横尾新左衛門為飛脚被指下候、其元迄片道之路銀相渡候条、從其元江戸迄之路銀并船賃被仰付可然候、江戸にて主従老人半之飯米被下候間、可有其御心得候、以上、

元和仁年

(石井茂清)
石清五左

十一月廿四日

茂口(花押)

生三老

参

二月廿二日

(須古信昭)
下総守 (印)

(諫早直孝)
右近允 (印)

【解説】

在江戸の鍋島家中石井茂清より国許の道虎に宛てた覚書。江戸から国許へ派遣した横尾新左衛門に復路の路銀と船賃を渡してくれるよう道虎に依頼している。なお、年末詳十一月二十四日付道虎宛石井茂清書状(『集』一三、八七八号)は、当該覚書と日付・差出・宛名が一致しており、当該覚書と同便で江戸から国許へ届けられた可能性がある。

生三老
参

【解説】

鍋島家重臣須古信昭・諫早直孝より道虎に宛てた覚書。元和六年のものであり、この当時、松倉重政が治めていた有馬への走者の出入に関わって、横尾橘右衛門尉の妻子を引き渡すように道虎に依頼している。橘右衛門尉は妻子に先行して有馬へ「遣置」れており、元々は鍋島家中であったところ、この出入に際して松倉に仕えるようになったのであろうか。内容から見て、信昭・直孝および道虎は、在国許か。

95 須古信昭・諫早直孝覚書(切紙)

(坊五八―三五七四)

旧冬有馬へ走者出入二付、(犬巻)大物兵衛・馬(馬渡)三郎左衛門尉被仰付、相澄候刻、御分別ニ而有馬へ被遣置候横尾橘右衛門尉妻子共只今請取ニ参候間、無異儀可被差渡候也、

右橘右衛門尉

女房老人

姫老人

男子三人

已上五人也、

96 石井茂清・吉富源右衛門尉連署書状(折紙)

(坊五八―三五七八)

依 御意申遣候、仍而 (鍋島元茂)三平様御傍詰衆飯米銀之儀、此中遣方・同来年九月迄之算用目安持永助左衛門・今泉兵左衛門被差上、被成御 (成成)上覽、

(元和)
元六

則今度松崎二右衛門へ渡被遣様子被 仰越候間、可被聞召届候、夫二付而（目乙）「□安もあい銀仁拾四貫」 「分六厘五毛之儀、」 「上国之刻、渡」 「由二候、但当分」 「難成儀二候ハ、」 「内此中遣方之」 「来年三四月」 「飯米銀員数二右衛門江尋被聞召可被差渡候、勿論三四月方先様之飯米銀相続候様ニ無御油断可被仰付由二候、於委細者二右衛門可被相達候間、不具候、恐惶謹言、

霜月二日
（元和四年）

石井縫殿助（茂清）

茂□（花押）

吉富源右衛門尉

□□（花押）

生三老
人々御中

【解説】

鍋島家中石井茂清・吉富源右衛門尉より道虎に宛てた書状。江戸における鍋島元茂の「御傍詰衆」の飯米銀に関する書状であり、江戸にいた茂清らから国許の道虎に宛てられたものと考えられる。

年次については、茂清が元和二年十一月段階では「清五左」を名乗っており（94号）、当該書状では「縫殿助」を名乗っているため、元

和二年十一月以降と考えるのが自然であり、年次の上限は元和三年。年次の下限は、元茂が「紀伊守」ではなく、「三平」と表記されているので、元和五年。「坊所鍋島家文書」には、十一月二日付の道虎宛元茂書状が三通ほど伝来しており（『集』一一一、六九七〜六九九号）、三通は同じ年に発給されたものと考えられ、六九九号には、「然は来々々、当地御普請弥御儀定之由候」とあり、これは元和六年の公儀普請を指していると考えられるため、六九九号を含む三通は、元和四年のものと考えられる。一方、六九七号には「我等傍江戸詰在国_{（鍋島元茂）}之者、切米為可差渡、松崎二右衛門尉差下候」とあり、日付が同じであることを含め、明らかに当該書状と関連する。以上から、当該書状は、元和四年のものであると比定される。

97 石井茂清・関清長連署書状（折紙）

（坊五八―三五八〇）

追而、二介殿弟師可被召連儀者、不被 仰出候へ共、弟師兩人被相副可然存候、二介殿主従之儀、其元御按量次第被仰付可然由候、已上、

依 御意一書致啓上候、江戸御作事出来二付而、御式台其外御座二ツ三ツかゝせらるへく候間、藤井二介急度可被差上由二候、絵之具の儀勝屋采女所へ申遣候条、二介殿可入もの按量次第談合候て被相調持参可然候、

ろくしやう(録青)の儀者、此中江戸へ(生力)益手前より可被差廻由候、船二八戸治部左衛門尉請取被置候ろくしやうの分二介へ可渡遣由 御意二候間、治部左衛門尉二介方へ被差渡候様ニ可被仰付候、右御座之絵・松竹虎の間かゝせらるへき由候間、其校量候て絵之具采女手前より二介請取被参候様ニ可被仰聞候、(紺青)こんじやうも入可申候間、持せ可被遣由二候、為御存候、随而今日信濃国之内、望月と申在所迄被成御着候、来ル廿五日ニハ必江戸可為御着候、勝茂様一段御息災二候、下々迄無何事候、何れも江戸より可申遣候、恐惶謹言、

九月廿一日

石縫殿助

茂□(花押)

関平兵衛尉

清□(花押)

生三老
人々御中

【解説】

勝茂に付き従って江戸に参勤する途中で信濃望月にいた石井茂清・関清長より国許の道虎に宛てた書状。勝茂の意向に基づき、江

戸屋敷の式台などに絵を描かせるため、絵具の調達などを指示している。

茂清が元和二年十一月段階では「清五左」を名乗っており(94号)、当該書状では「縫殿助」を名乗っているため、元和二年十一月以降と考えるのが自然であり、年次の上限は元和三年。また、茂清は元和七年十一月に歿するので、元和七年が年次の下限となる。元和三年〜七年で、九月に勝茂が参勤途中なのは元和四年のみである(付録参照)。よって、元和四年のものと確定できる。なお、十月六日(元和四年)付道虎宛鍋島忠茂書状『集』一一、六三六号)には「信州御事、去廿五日当地御着」とあり、「来ル廿五日ニハ必江戸可為御着候」という当該書状の内容と符合する。

98 中野茂利・茂斎連署書状(折紙)

(坊五八―二五八五)

追而申候、孫左衛門尉儀、於差上者、切米十石ばかりにても御加勢候て可然由二候、已上、

一書啓上候、仍江戸にて御台所(料理)りうり手傳人無人ニ御座候間、堤孫左衛門尉儀、直茂様へ被仰上、於御分別者、被差上候様ニ可然由 勝茂様御意候、三平様御台所方ニも□人二候条、御両所間ニ被召置、御客人之刻、似合之御奉公申上候様ニと有之儀二候、貴老様御□□を以能様ニ御

申上無申迄候、次ニ御早船其地にて被仰付候様子吉村五左衛門尉へ被相

□□条』、則奉行之儀御校量を以可被仰付候、恐惶謹言、

□忠兵衛(中野茂利)

九月十四日(元和二年)

□(花押)

茂齋(花押)(幸田力)

生三様

人々御中

【解説】

中野茂利・茂齋より道虎に宛てた書状。江戸屋敷台所の料理手伝人がいないため、直茂に伺った上で堤孫左衛門を江戸に派遣するようにとの勝茂の意向を伝えるとともに、早船の奉行を手配するよう道虎に依頼している。内容から、江戸から国許に宛てたものである。なお、中野忠兵衛の名字は虫損しているが、年末詳九月二十一日付道虎宛中野忠兵衛・茂齋書状『集』一三、八一九号)と花押が一致するため、中野と判断できる。

十二月二十八日付道虎宛中野茂利書状(123号)と十月十八日付道

虎宛中野茂利書状(124号)に堤孫左衛門のことに言及があるため、

当該書状はこれらの二通と連れの書状であり、124号が元和二年に比定できる(同号解説参照)ので、当該書状の年次も元和二年となる。

99 甲斐弥左衛門尉・中野茂利連署書状(折紙)(坊五八―三五八七)

已上、

為 御意致啓達候、仍三平様被成御帰国ニ付而、上様御前相澄候様子(幸田)ハ從 勝茂様委被仰遣候間、不具候、さ候へハ、御乗船之儀大坂へ小鷹丸ヲ召置候外ニ、丈夫なるはや舟貳艘かり候て、御出船片時も無滞様ニ才覚可仕旨勝屋』采女・靄六左衛門尉・廣外(廣木)記右三人所へかたく被仰付候、然所ニ御手前方伊万里へはや舟仁艘則被仰付、無申及候へ共、舟道具已下丈夫ニ誘、大坂方被成御下候三艘舟ニ浦々泊々にてゆきちかひ候ハぬ様ニ見合、三平様其外貳艘之御供舟ニ被召替、かり舟二艘ハ大坂のことく可罷上通』船頭へ可被仰聞之由 御意ニ候、御迎之人夫已下ハ定而勝茂様より可被仰遣候、委敷ハ大坂方重疊さき飛脚ニ而可被仰越候間、不能細書候、恐惶謹言、

甲斐弥左衛門尉

夜ノ四ツ時(元和三年)
正月十二日

□□(花押)

中野忠兵衛尉(茂利)

生三様

御進覽

人々御中

【解説】

甲斐弥左衛門尉・中野茂利より道虎に宛てた書状。鍋島元茂の帰国時に大坂から乗船する船について、勝茂の意向を伝えたもの。大坂から「小鷹丸」と借船二艘で出発させ、道虎が手配した伊万里発の船二艘に途中で乗り換え、借船は大坂へ引き返させるのが勝茂の意向であった。内容から、江戸から国許に送られた書状であり、勝茂も在江戸であると分かる。

年次については、まず、元茂が「紀伊守」ではなく、「三平」と表記されていることから、元和五年が下限である。また、元茂は、慶長十九年に江戸城で秀忠に謁見して以降、江戸に在住し、元和五年以前に帰国したのは、元和三年のみである(『近』二一一、三三〇七三頁)。以上から、当該書状は、元和三年の帰国に際してのものと考えられるため、元和三年と判断できる。なお、元茂が元和三年正月十二日の時点では江戸にいたことが当該書状から判明する。

100 勝屋茂為・関清長連署書状(折紙)

(坊五八―三五九二)

以上、

依 御意一書致啓上候、仍其元於五社、貴老様御校量次第、被入御念可被成御祈禱由候、意趣者、公方様其下御年寄中至 勝茂様弥御挨拶御懇被思召上、御家御武運御長久之御精誠可被成候、此様子御心持二候て、自余ニ此趣相知不申様ニ可被成御』心得候、御祈禱之儀、則被思召置、急度御成就肝用二候、左御座候て、御結願之御札御目録、慥成便宜ニ可被成御上候、猶奉期後喜候、恐惶謹言、

十月十日

勝屋勘右衛門尉
茂為(花押)

関平兵衛尉

清長(花押)

生三様

人々御中

【解説】

勝屋茂為・関清長より道虎に宛てた書状。道虎は在佐賀。勝茂の意を受け、勝屋と関の両名が、佐賀国許の五社の祈禱を道虎へ指示している。元和八年十一月二日付の鍋島勝茂祈禱願文案(1号)お

よび同日付の168号・176号、さらに同日付勝茂祈祷覚書(『集』一二、四六二号)と関連すると推定される。勝茂と差出人の二人は、在江戸か。道虎は在佐賀。

ここでは、江戸での公儀向きについて神仏に頼る勝茂の姿勢がうかがえるが、正月十九日(寛永十九年カ)付多久茂辰外一名宛勝茂書状(『集』九、多久家文書四一六号)に記された祈祷にかかる出費等への「信心も能程」という姿勢との違いに注目したい。元和八年のものと思われる十二月三日付道虎宛勝茂書状(『集』一二、四六三号)では、祈祷に「三之丸」よりの指示があったことがわかる。

101 持永茂成・水町作右衛門尉連署書状(折紙) (坊五八―三五九五)

一書致啓上候、富岡二右衛門尉・福岡源左衛門尉盗取候武具之類、其元被入御念、御改之様子、懇ニ申上候、武具・玉葉・諸色共ニ御当用之物ニ候間、弥御改被仰付、代銀にて出候者其員数、又武具其儘にて出候物者なに／＼と御書付候て、急度可被差越由 御意ニ候、将又武具蔵有物帳、御蔵内ニ此』中御座候内被聞召上候、其帳ニ右衛門尉・源左衛門尉可存候間、若かくし候ハ、水せめさせられ候て、本帳差出し、か様ニ御糺明可然由候、左候て、蔵内之有物・盗取候物、御改可然由 御意之旨、岡本長右衛門殿口上ニ申渡候間、可被相違候、恐惶謹言、

八月五日

持永助左衛門尉

茂成(花押)

水町作右衛門尉

茂□(花押)

鍋島貞村

生三様

人々御中

【解説】

持永茂成・水町作右衛門尉より道虎・鍋島貞村に宛てた書状。持永と水町は、元茂とともにいるが、佐賀から離れた場所にいると推測される。道虎と鍋島貞村は在佐賀。

佐賀からの、家臣富岡二右衛門尉と福岡源左衛門尉による武具の盗み取り事件露見の報告をうけ、それへの対応についての元茂の指示を伝えている。また、八月五日付鍋島貞村・道虎宛鍋島元茂書状(『集』一二、七四四号)に、本状と同日付けで、同じ案件についての鍋島紀伊守元茂から道虎・鍋島貞村あての指示があるが、元茂の判断は、同じところにいる勝茂の御意を請けて決めることになっている。その状の中で、岡本長右衛門は、在江戸の勝茂の「御意」を伝えるため佐賀へ派遣されていることがわかる。また、九月廿八

日付道虎・鍋島貞村宛元茂書状（『集』一二、七四八号）では、富岡・福岡両人の処刑の様子が佐賀から伝えられたことを確認している。

以上より、本書状は、右の七四四号・七四八号にある富岡・福岡の処分に関連するものと考えられる。上限は、元茂が紀伊守であることから元和六年、下限は少なくとも道虎の歿年より寛永五年以前。この期間で、八月に勝茂が元茂とともに在江戸中であることが確認できるのは、元和八年八月、寛永元年八月、あるいは八月に元茂とともに上洛中であることが確認できるのは、寛永三年八月である。

102 持永茂成・水町作右衛門尉連署書状（折紙）（坊五八―三五九六）

（鍋島元茂） 紀州様為御意申上候、（諸郎） 諸正兵衛小身にて辛勞被申候間、被成御合力可然思召候由、被仰越候、御次而を以懇ニ申上候、御尤ニ被思召上、先御切米廿石可被下由、今度貴殿様・式部殿（鍋島貞村）へ御状被遣候、正兵衛本持御加増合物成六十石、高にて百石可被仰付と内々 被思召上候、貴様御同意ニ思召候は、重而知行之儀可被仰遣由候条、此御返事奉待候、尤喜右衛門尉（藤島）へも此段知せ』不申候、式部殿へも不申上候間、御沙汰被成間敷儀及申上候、恐惶謹言、

持永助左衛門尉（茂成）

十二月三日

茂□（花押）

水町作右衛門尉

茂（花押）

生三様
人々御中

【解説】

持永茂成・水町作右衛門尉より道虎に宛てた書状。持永と水町は、元茂とともに在江戸か。道虎は在佐賀。勝茂の所在は不明。小城家中の諸岡正兵衛への加増の意向を、道虎へ伝えている。道虎は、こうした小城家中の知行配分についても判断を求められる立場にあつたことがうかがえる。「元茂公御年譜」（『近』二一一、一二五頁）には、「生三八算勘の達人ニ而、元茂公へ小城御附属の後、田地方年貢其外御家中知行割の支配迄数年相任せ被置候付、式部少輔申談、御領分之仕置細碎定置候也」とある。

年次は、紀伊守の名乗りと道虎の歿年月日（寛永六年六月一日）より、元和六年から寛永五年までのあいだである。十二月二日付道虎宛元茂書状（『集』一二、七三五号）では、「当年々者、信州様御蔵入並ニ蔵役なしニ生益・諸正兵衛二牟田藤兵衛被相副、被申付之由、」とある。

103 持永茂成・水町作右衛門尉連署書状(折紙) (坊五八―三五九七)

俄二便御座候間、一筆申上候、

一 去月廿八日、大炊頭殿、其外何も被成御出、御機嫌能緩々と御座候儀、

藤島喜右衛門尉可被申上候間、不及申上候、

一 今月四日、井上主計頭殿・永井信濃守殿・青山大藏殿・内藤外記殿・

岡田兵部少殿、御出候て、御酒なとよく御さへり、いかにも緩々と御

座候、此御衆ハ昼夜御 城被成定詰候間、何方へ御出候刻も、漸御茶

計にて被成御立候、』紀州様にてハ寄特なる儀と笑雲誓言を以被申候、

此段 養泰院様へ可被仰上候、

一 今月十五日晩二大炊殿御囲にて、弾正殿・肥州様・紀州様へ御茶被進

之、大炊頭殿被成御出合、先様御三人無御等閑被仰合候様ニと思召、

別ニ御相客も不被仰由候て、千坂殿・勘右衛門尉も御座ニ被召出、色々

御懇之次第不大形候、加様之儀ニ付候ても、御家御長久之根元と下

以致満足候、其』元御大慶奉察申越候、

一 勝茂様方紀州様へ被遣候儀、路次無疎今月十四日参着申候、少も損し

不申、如何ニも新敷候て相届申候、来ル廿六日朝、政宗殿御茶可被進

之由、御約束被成候、能砌被遣、可被成御料理由候て、被成御満足候、

一 右両度之御数寄後、信州様御知音衆、一日間ニ御茶被進候、夫二付而

御造作之儀、増々にて下以めいわくニ存候へ共、勝茂様御』留主中

紀州様 公儀被成御調候へハ、爰元へ被成御座御同前之儀ニ候条、満

足仕儀ニ候、大炊殿にて紀州様御座躰、翌日千坂殿、勘右衛門尉へ書

状を以褒美被申候儀、不大形候、爰元様子喜右衛門尉可申上候条、濃々

不及申上候、恐惶謹言、

持助左衛門尉

極月十八日

茂成(花押)

水作右衛門尉

茂口(花押)

生三様 人々御中

【解説】

持永茂成・水町作右衛門尉より道虎に宛てた書状。持永と水町は、

元茂とともに在江戸。勝茂は在佐賀。勝茂帰国中に、江戸の元茂屋

敷にたびたび来客があったことについて報告している。十一月二十

八日の土井利勝来訪、十二月四日の井上正就等五名来訪、同月十五

日には利勝邸の茶室で、米沢城主上杉定勝、鍋島忠直、元茂が呼ば

れ、上杉家老の千坂高信、鍋島家臣の勝屋茂為同座で茶会がなされ

ている。また、このち同月二十六日には、伊達政宗邸での茶会に

も呼ばれる予定であった。十二月四日の招請にある「さハリ」とは、相手から差された盃を押さえて、酒をついで返すこと。また、十二月十五日の「囲」とは、茶室のこと。

井上正就の歿年月日(寛永五年八月十日)より、下限は寛永四年。鍋島忠直の肥前守任官日(元和八年十二月二十六日)より、上限は元和九年。このうち、上杉定勝の十二月の在江戸は、元和九年・寛永二年・寛永四年(「上杉年譜」)なので、この三ヶ年のうちに限定できる。この三ヶ年のうち、伊達政宗邸での茶会が、寛永二年十二月二十六日に開催されていることが確認できるが(「伊達氏治家記録」)、元茂の名前は見えない。なお、この三ヶ年のうち、元和九年十二月には勝茂は江戸不在と思われる(77号の記事から寛永元年初頭に江戸へ参勤している)、寛永四年十二月も江戸不在であると推定されるが(『近』一一二、三六三〜三六五)、寛永二年については未詳である。

104 小川四郎兵衛書状(折紙)

(坊五八―三六〇三)

以上、

幸便之条一書申上候、勝茂様・元茂様乍御父子、御前御仕合無残所候而、上下満足、不過之候、将又監物殿御息災二御座候、元茂様へ御

馳走之御振舞被成、一入御機嫌能候而、監物殿御悦共二候、随而千布四兵衛殿与監物殿へ被仰付、御満足無此上候、『我々式迄目出度奉存御事に候、此方似合之儀、内記談合申候間、御心安可被思召上候、於様子者各様方可被仰遣候条、不能細筆候、恐惶謹言、

十二月廿五日

茂(花押)

小川四郎兵衛尉

生三様
進覽

【解説】

小川四郎兵衛尉より道虎に宛てた書状。千布四兵衛与の鍋島監物茂泰への移動関係の記事(61号、『集』一一、三九三号、『集』一一、四五六号)があるため、本書状の年次は元和元年もしくは元和二年と推定される(61号解説参照)。勝茂と元茂は、ともに在江戸。道虎は在佐賀。鍋島茂泰は、在江戸。小川四郎兵衛は在江戸。

105 山崎勘解由佑書状(折紙)

(坊五八―三六〇五)

猶々、肥州様弥増二被成御成人、公儀御仕合残所無御座、下々迄奉

祝御事二候、(鍋島元茂)紀州様御間から別而能御座候、是又少も御心遣被成間

敷候、已上、

改年之御吉慶珍重々々、目出度申納候、仍旧冬御懇之尊書被下、忝致拝

見候、殊(鍋島忠直)肥州様御傍かふる小々性之儀、被入御念被差上、一段御意二

相申候間、御心安可被思召候、然者 勝茂様正月十五日当地被成御着、

同廿一日 御姫様御祝儀、別而御仕合能被成候而、爰元御祝之儀可被成

御察候、被聞召上、一入御満足可被成と奉察候、(鍋島茂孝)監物様御供被成、此方

にて遂拝』面、本望至極二候、追付御帰国候間、当地於様子者、直二御

物語可被成候条、不能申上候、随而愚宿子共無事二罷居候由被仰聞、満

足仕候、自然之時者被副御心可被下儀、深重奉頼候、大隈玄蕃方へ御加

筆申聞せ候、定而直二可被申上候、恐惶謹言、

山崎勘解由佑

(寛永元年)
二月六日

直□(花押)

生三様

人々御中

【解説】

山崎勘解由佑より道虎に宛てた書状。山崎は在江戸。道虎は在佐

賀。「御姫様御祝儀」は、二月十日付道虎宛元茂書状(『集』一一一、

七三四号)の記事より、寛永元年正月二十一日の鍋島勝茂女市と上杉定勝との婚礼と推定される。道虎子の監物茂泰が市の婚礼供のため佐賀から江戸へのぼってきたことを報ずる。また、在江戸の鍋島忠直と同元茂の様子についても報じている。年次は、市の婚礼記事より、寛永元年。また、同じ年の二月二十日付道虎宛大隈玄蕃書状(145号)とも関連する。

106

葉茂長書状(切紙)

(坊五八―三六〇六)

(前欠)

一大御所様去月十四日、江戸為御鷹野被成御越候間、躰二より拙者も江

戸可罷下儀も可有之候、此中度々申入候様ニ、三之丸銀子之儀、何も

無滞返納被申候様被成御意候て可被下候、今度惣銀並二不罷下候間、

千万氣遣奉存候、恐惶謹言、

葉次郎右衛門尉

(慶長十五年乙)
霜月四日

茂長(花押)

生三様

人々御中

【解説】

葉茂長より道虎に宛てた書状。茂長は在駿府と推定される。道虎は在佐賀か。三之丸は、慶長十六年六月ころの佐賀城普請以降は、直茂夫妻の居所であり、その二人、あるいはそのいずれかを指すか（ただし、一時期、歿年までの数年間、直茂は城北の多布施に隠居）。

「江戸為御鷹野」とあるが、家康は慶長十五年十月十四日に駿府を發して、その後各地で鷹狩りを行い、十一月十八日ころに江戸城に入っている（塚本明「徳川家康」、藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』一九九四年）。したがって、年次は慶長十五年の可能性が高い。茂長は、この年、名古屋城の公儀普請に参加している（及川亘「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』八十七号、二〇一九年）。

「銀子」について、慶長十一年正月廿日付鍋島勝茂覚書（『集』一、二五九）には、茂長から勝茂への借銀覚書等がある。今回の三之丸銀子は、直茂からの勝茂の借銀か。また茂長は、関ヶ原戦の直前に、直茂より「御用聞」として、家康に付けられたとの記事がある（『葉隠聞書』一一九五、栗原荒野編著『校注葉隠』の史料番号による）。慶長十六年十一月三日ころには、駿府にいて、勝茂および直

茂から閑室元估宛の状（三平元茂の江戸での御目見の依頼について）を取り次いでいる（『近』一一一、二七六頁）。

107 甲斐弥左衛門尉書状（折紙）

（坊五八―二六〇九）

以上、

一書致啓上候、

一直茂様日増ニ被得御験気、武雄へ被成御湯治之段、承、千秋万歳目出度御事、此上無御座候、殊秀忠公方様よりなへ鶴老羽被成御拝領、誠自他国之御覚、申上も疎ニ候、

一去年霜月編島元茂以来 三平様金銀出入、同出方今泉兵左衛門尉へ被仰付、当

九月迄、右諸算用凡相極、帳面并目安持参被申候、能被聞召届、両御前御披露無申迄候、』

一我等去夏在国刻も貴老様へ遂御内談候ことく、爰元 公儀御私諸事之御用被仰付候へは、御詰衆へ 御法度之儀共前後可及御外聞儀者、無用捨申渡候、乍去あまり申候てハと存候儀者、貴老様、東市介殿家忠を以直茂様御内証被仰聞候趣、少も失念不仕、耳目を（七カ）ふ（七カ）ぎ用捨仕候、惣別年いきつもり候て何篇とぼけ申候間、私曲無御座候而も大事之御奉公と覚悟申候、其通ニ極り候而者 御両殿様より人かすニ』被仰付候事も無躰ニ可罷成候、扱我等数年之苦勞も相捨り、子共迄可及迷惑事

必定ニ候条、今度兵左衛門尉ニ而心中を不残申遣候、縦一旦者 御機嫌如何敷候共、達テ可申分遠慮ニ候、少々人江被聞召上候共、連々のさらへ口かさなり候ハ、惣やうにハ難被思召替由候而、一途可被仰付と存事候、悉皆兵左衛門尉可申達候条、無御腹藏御返事ニ可被仰聞事、奉頼候、恐惶謹言、

甲斐弥左衛門尉

(元和三年)
十二月三日

□□(花押)

生三様
進覧 人々御中

【解説】

甲斐弥左衛門尉より鍋島道虎に宛てた書状。甲斐は在江戸。道虎は在佐賀。直茂と勝茂（「両御前」）は、在佐賀。

十一月晦日付道虎宛元茂書状（『集』一二、六八三号）に「去年十一月方去九月迄金銀出入之儀、今泉兵左衛門尉へ申付候、然処ニ於京都、信州様、弥左衛門尉・兵左衛門尉へ被仰聞候ハ、右算用方急度相究、帳面並目安、兵左衛門尉佐賀へ持参仕候様ニと被成御意候、定而鍋平左衛門尉・土勘解由方へ諸算用可相究由、信州様可被仰聞候、無申及候へ共、右兩人へ直談候て可被相澄候、兵左衛門尉

事、何様成帳面之仕分も無案内之者ニ候間、何もよく被相極尤候、」とある。

年次は、元茂の在江戸以後三平を名乗っている期間、かつ直茂の生存中なので、慶長十九年から元和三年までの範囲。さらに、「去年霜月以来」「九月迄」の「三平」の金銀出入りを今泉兵左衛門へ命じたことが書かれていることから、右の六八三号と連動していることが分かる。さらに十一月廿二日付の道虎宛元茂書状（『集』一二、六八二号）に、「今泉兵左衛門尉近日差越候間其節可申候」とあり、同書状は、元和三年の勝茂への知行判物拝領のことが述べられているので、右の六八二号も六八三号も、さらには本文書も、ともに元和三年であると推定される。甲斐弥左衛門尉は老耄を理由に隠居を申し出ている。

甲斐弥左衛門尉書状（折紙）

（坊五八―三六一〇）

猶以、先様余り無御用書状など遣候者、御返事御無用ニ候、乍勿論御用ニ付而之書中ニ候ハ、野二郎兵衛ニ相届候由、被仰聞可然存候、（野口）少も御氣遣可被盡事、如何と存候、已上、

一書致啓上候、然者、小柳久右衛門尉方にて貴老様不斗御煩被成候儀、被仰越、仰天仕候、乍去頓而御本腹之由、（備後）殿様被聞召上、御大慶被成

候、不及申候へ共、涯分無御油断御養生肝要ニ奉存候、随而、(多布施)たふせ御寺立被仰付、御作事之様子并高傳寺へ御作事半之由承、乍案中』御病中(論局元茂)二も御氣遣尤之儀ニ候、殿様・三平様へも慥ニ申上候、其外此方様子、下村左馬佐殿可被申達候間、不能重筆候、恐惶謹言、

甲斐弥左衛門尉

(元和四年)
霜月廿四日

茂□(花押)

生三老様
進覽 人々御中

【解説】

甲斐弥左衛門尉より道虎に宛てた書状。甲斐は在江戸。道虎は在佐賀。勝茂と元茂は在江戸。道虎が佐賀で煩っていることを聞き、養生を勧める。直茂の歿後百箇日の記事のある十一月十九日(元和四年)付道虎宛勝茂書状(『集』一二、四三三号)には、「小柳久右衛門尉・江上彦左衛門尉罷着、其方いつもの積聚差出相煩候由承」とある。この記述より、本書状も元和四年のものと考えられる。「たふせ御寺」とあるが、多布施にある御寺を意味する。多布施については、元和四年、ここにあった直茂の隠宅が、遺言により寺地とされた(『近』二一一、六四頁)。

109 甲斐弥左衛門尉書状(切紙)

(坊五八―三六一)

追而申上候、(前茂)賀州様遙々御腫物御煩被成候付而、一人可申付と、内々奉存候へ共、何と哉覽差出かましく候而へと相控申候、此五日前、我等召仕候与之者陣内形介差越申候、尤貴老様へ、加州様御煩に付而申付たる由、御噂仕間敷通、申聞候間、可被成其御心得候、委野口次郎兵衛所までハ申遣候、自然御急之御用共候ハ、其節此方へ可被差戻候、猶追々可申上候、恐惶謹言、

(元和四年)
後三月廿三日

□□(花押)

(切封墨引)

生三老様

甲斐弥左衛門尉

【解説】

甲斐弥左衛門尉より道虎に宛てた書状。甲斐は在江戸。直茂の煩い見舞いに使者を派遣することを伝えている。本書状は、閏月と直茂の病状より元和四年のものである。

110 茂齋書状(切紙)

(坊五八―三六一三)

一 (端書) 生三様 (切封墨引)

参 人々御中

方

追而、人方得申候間、墨一ちやう上申候、以上、

一書令啓上候、此地相替申儀共無御座候、御心安可被思召上候、仍先書
薪之事申遣候つ、御下之儀も未相知候之間、被差登候て可然候、自然
薪不被遣候而、何かと 被仰候へハ、我等も迷惑ニ奉存候条、申事候、
将亦海月五十樽之儀、是ハはや可被仰付と存候、若いまた敷も候ハ、
早々御登可被成候、少之儀も無御失念、重々被仰出儀候間、其御心得可
被成候、恐惶謹言、

(元和元年)
閏六月十一日

(幸田之)
茂齋(花押)

【解説】

茂齋より道虎に宛てた書状。茂齋が道虎に対し、薪と海月の送付を依頼したもの。年次は、道虎が没する寛永六年六月一日以前で、「閏六月」は元和元年となる。この時勝茂は、大坂の陣のあと上方に逗留しており、茂齋も一緒と思われる。

111 茂齋書状(折紙)

(坊五八―三六一四)

以上、

一書令啓上候、仍 御本丸御うへさま多安被成、御繁昌被成由候、目
出度申上候、御留主之儀ニ御座候へハ、一入御満足ニ可被思召上御事、
校量仕候、将亦、此地相替申儀共無御座候、
候、御奉公之儀も無御油断候、次ニ先便ニおそ被遣候、我等所方内意申
遣候由、御披露申候、一段御祝着被成候、恐惶謹言、

(元和三年)
五月朔日

(幸田之)
茂齋(花押)

生三様

参 人々御中

も 方

【解説】

茂齋より道虎に宛てた書状。国許の道虎から、勝茂室菊が無事出産したことを伝えられた茂齋の返書。道虎男茂泰の奉公についても触れている。勝茂および茂齋は江戸、菊は国許にいる。年次は、出産が亀の誕生(元和三年四月六日)とすれば、元和三年が該当する。

以上、

一書令啓上候、仍江戸方、京都にて 御遣可被成海月樽之積り之外ニ、
又海月三十樽可被差登之由、被仰遣候、両度ニ三十樽、能時分参合申
候て、被成 御祝着候、京之町衆まで海月樽なりとも被遣度由候条、
過分ニ入申口、為御存候、

(鍋島茂貞)

一九郎兵衛殿之御仕合、不及是非儀共にて御座候、大勢人おやに御成候
物をと、笑止ニ奉存候、御与中城原衆など何と可被仕候や、御心付可
被成候、

一我等所方、自然御用之儀共御座候ハ、奉憑候、

一御台所之御用之海月之儀申遣候处、明喜へ被仰付候而、両樽被差登せ
候、』忝存候、 公儀方ニ参候海月樽ハ、御客来ニハ少も無御遣候間、
明喜手前方と申遣候、為御存候、廳而 御下向可被成候間、万貴面上
にて可申上候、恐惶謹言、

八月九日

(申田方)
茂齋(花押)

京方

生三様

参 人々御中

も

【解説】

茂齋より道虎に宛てた書状。勝茂は京都に滞在中で、一緒にい
る茂齋が京都での贈答に使う海月の送付などについて道虎に伝え
たもの。年次は、勝茂が八月に在京していることから元和三年ま
たは同五年が考えられるが、書中で鍋島茂貞の死去に触れており、
同人が歿した元和三年が該当する。なお、本書状と同日付で、茂
貞の死去を悼んだ道虎宛の持永茂成書状(25号)がある。

113 相良伊右衛門尉書状(折紙)

(坊五八―三六一七)

猶以、拙者子共所無何事由、被仰下候、御事多半にて為思召寄、忝
御書中可申上様無御座候、自然之時者、被副貴意可被下儀、奉頼申
候、已上、

去年師走十七日之貴札、一昨廿一日参着、忝致拝見候、

一勝茂様一段御機嫌能、例年よりも別而御息災ニ被成御座候、節々御登
城、御仕合無残所儀ニ候条、御心安可被思召候、

(鍋島元茂)

一三平様御暇出申、殊更種々御拝領ニ而被成御帰国、貴公様御満足之儀
察上申候、 勝茂様御悦被成候儀も、可被成御推量候、

(鍋島茂卷)

一監物様、今程者別而御達者ニ御座候、方々毎日〳〵の御供御苦勞之儀、
誠以御校量之外之儀ニ候、 御前御あいさつ、其下々迄之御会尺、少
ももれ不申候、御供中皆々うちこみ候て被罷居候、 御前御仕合』儀

者、先日御悦事各方も定而可被申遣候、それにて可被成御合点候、其刻以書状申上度奉存候へ共、御前御状ニさへ御礼申候て、不能其儀候、目出度御事、拙者以下迄可申上様無御座候、内記方万心遣も併きとく成儀と、皆々被申事候、此比監物様へ殿様御申、御機嫌非大形之儀候、御供中皆々御取持、是も御頼候ても難成様子、御校量之外之儀ニ御座候、神そ偽不申上候、御かみ様へも御同前ニ申上候、御事多半書中御覽之儀も、御六借可被思召と奉存候へ共、よもさやうニハと可被思召と存、如此候、此表少篇も相替申儀無之候、玆儀候ハ、時々可申上候、恐惶謹言、

正月廿二日

(元和三年)

(相良)
相伊右衛門尉

茂(花押)

生三公様

足下 人々御中

【解説】

相良伊右衛門尉より道虎に宛てた書状。江戸にいる勝茂の近況を伝えるとともに、道虎男茂泰の行状について詳しく報せている。年次は、三平(元茂)が紀伊守と称する元和五年以前になる。同人は、元和三年にはじめて帰国するが、二条目がこのことを指しており、年次は元和三年といえる。これは同年と推定される正月十二日付道

虎宛茂泰書状(『集』一三、八五九号)に「今月十二日 三平様御暇出、二三日中爰元御打立可被成由候」とあり、同じく同年と推定される正月二十六日付道虎宛勝茂書状(『集』一一、四〇二号)に「三平、今時分定而可為下着と存候」とあることによっても首肯されよう。

なお、茂泰は正月二十三日付道虎宛書状(『集』一三、八五五号)で「今月十九日之晩、拙者小屋にて御膳上申候て」と、同月二十日付道虎宛書状(『集』一三、八五六号)で「今月十九日 勝茂様御成仕、殊外御機嫌能候て」と、正月十九日に茂泰邸に勝茂の御成があつたことを伝えているが、本書状三条目にみえる「先日御悦事」は、このことを指しているのかも知れない。

114 石尾右馬之佐書状(折紙)

(坊五八―三六一八)

猶々、爰元之様子、大田弥八左衛門尉可被申上候間、不能具候、已上、

幸便之条、一書致啓上候、爰元別而御無事ニ御座候、殿様一段御機嫌よく被成御座候条、御心安可被思召上候、将又監物様此中かほニ水かさ少出来申故、湯治五日被成、すき／＼と御快気候て、今程別而御奉公入御念候条、御心安可被思召候、被召仕候衆何も無異儀、諸事御法度等嗜被

申候間、拙者式迄致満足候、『相替儀も御座候者可申上候、尚重而可得尊
意候、恐惶謹言、

石尾右馬之佐

十一月十八日

□(花押)

生三様

まいる 人々御中

【解説】

石尾右馬之佐より道虎に宛てた書状。江戸にいる勝茂の様子を伝えるとともに、道虎男茂泰の病氣回復や奉公の様子を報せている。茂泰の「水かさ」に関しては、十一月二十四日付道虎宛石井茂清書状『集』一三、八七八号)に「御顔ニ少水かさ出来、なをりかね申候間、八王寺ちかくニ能湯御座候間湯治させられ」とあり、この茂清書状は元和元年から同五年の間と考えられるが、同三年・同五年は勝茂在国のため除かれる。なお、卯月十八日付道虎宛石尾右馬助書状『集』一三、九三六号)があり、この書状は元和三年と推定される。

115 某書状(折紙)

(坊五八―二六二五)

以上、

過十月十日之御書、忝拜見仕候、其元御無事之由、於拙子一入目出度存事二候、上方相替義無之候、竹庵何事無御座御着之由、一入祝着申、於爰元きもいり申、忝被仰聞之段、(重茂)賀州様御二人所ながら、(勝茂)信濃守殿別而御盛ニ御座候由、何より目出度御事、万々筆もつくしかたく存事二候、早々歳暮ニハ罷下、つもる御礼可申上とノ心中ハかりニて候、』於上方御用ノ御事候者、可被仰付候、御つゐて御入候者、御取成奉頼申候、恐惶謹言、

(慶長十二年力)
霜月十四日

■ 齋
□(花押)

鍋生三尊老

【解説】

某より道虎に宛てた書状。道虎からの書状に対する某の返書である。某は上方にいる。花押は茂齋のものとは異なる。道虎からの書状には、勝茂の近況が記されていたことが窺え、勝茂は国許にいたのであろう。文中に医師竹庵が佐賀に到着したことがみえるが、慶長十二年と推定される五月四日付道虎宛勝茂書状『集』一一、二九

五号)に、竹庵を召抱えるか否かをめぐる記述がある。本書状は、竹庵の召抱えが決定して以後のことといえるので、年次は慶長十二年ということになるうか。

なお、竹庵に関しては、閏六月五日(元和元年)付道虎宛勝茂書状『集』一一、三七八号)に、下向予定の竹庵が病気のため、代わって中庵を下すことが、年末詳の十二月二十八日付道虎宛勝茂書状『集』一一、三九三号)に、中庵と竹庵が鶴の疱瘡の治療に当たっていることが、それぞれ述べられている。

116 吉富源右衛門尉書状(折紙) (坊五八―三六二九)

一書啓上仕候、今度江口内蔵亮殿便ニ、元和四年御蔵米代御登料貳百貫目銀之内、拾八貫め被成御上せ儘ニ請取申候、是にて漸今月之飯米并御遣方相澄申分ニ候、将亦、御上洛之刻、岡内膳様(岡部長)方、長崎御買物代之由にて、『持上り申候銀之内方貳拾貫目被成御借用候、長崎にて五貫目御遣方ニ成、引残拾五貫めハ本丸へ残置、彼使にて罷上候、此銀子急度被成御上せ候様ニ、以書状可申入旨御意ニ候間、泉州様衆京方下向之刻、以書状申上候、此銀今度相加不被差上候間、無心元奉存候、定而彼使拙子書状不相届分にて御座有へく候、爰元にて過分ニ銀借用申候条、早

「被成御上せ可然候間、御上料之内も被成御校量」銀子不被差上

□■■ハ爰元迷惑可仕候、猶奉期後便之節可申上候、恐惶謹言、

十一月八日

吉源右衛門尉(花押)

生三様進覽

【解説】

吉富源右衛門尉より道虎に宛てた書状。吉富源右衛門尉は京都に
いると思われ、元和四年の御蔵米代銀の一部が届いたこと、岡部長
盛から長崎買物代を借用したことを述べ、この借用銀のうち使用せ
ずに本丸に残し置いた分について、早急に送付するようにと依頼し
ている。年次は、元和四年の御蔵米に言及していることから同年以
降で、文中の「御上洛」は翌年の秀忠の上洛を指し、従って本書状
の年次は元和五年に比定される。

117 吉富源右衛門尉書状(折紙) (坊五八―三六三三)

尚以、御一書之趣懇ニ申上召置候、いづれも重而可被仰遣之条、不
及口能候、く、以上、
鍋嶋平右衛門尉殿御越之刻、御状被下候、具拝見仕候、先書ニも申入候
様ニ、臆而可被仰遣由候へ共、何角候て于今御延引ニ候、今度九郎兵衛

殿にて可被仰遣旨申上候へハ、当月末時分、下村左馬助被差』下候条、彼便ニ可被仰遣由、御意ニ候、於様子御下向時分可有御談合御旨と、校量仕候、猶重而可申上候、恐惶謹言、

吉富源右衛門尉

(元和三年)
卯月十八日

□(花押)

生三様
進覽

【解説】

吉富源右衛門尉より道虎に宛てた書状。国許への使者派遣について、勝茂の「御意」を伝えたもの。勝茂および吉富源右衛門尉は、ともに江戸にいたのである。年次は、元和三年八月に鍋島茂貞が歿するので(25号・112号)同年以前になるが、本書状と同月日付の元和三年と推定される道虎宛勝茂書状『集』一一、四〇四号)に鍋島茂貞が使者として登場しており、本書状の年次も同年であろうか。

118 吉富源右衛門尉書状(折紙)

(坊五八―三六三四)

以上、

(勝茂女長)
御姫様 御養子付て、早々御使者被仰付、
(勝茂夫妻)
御夫婦様御機嫌よく、御仕合無残所目出度奉存候、御使者早々可被差下儀ニ御座候へ共、此比者新敷被成御立候御書院出来仕、御年寄衆様・其下各様御振舞なざるゝニ付て、一切』御状之御判なざるへき御隙も無之、于今延引仕候、将亦、我等式迄被思召出、見事之黒木綿老端被送下、忝共可申上様無御座候、いづれも御使者へ申述候条、不能多筆候、恐惶謹言、

吉富源右衛門尉

(元和九年)
三月十四日

□(花押)

生三様
尊報 人々御中

【解説】

吉富源右衛門尉より道虎に宛てた書状。勝茂夫婦および吉富源右衛門尉は江戸において、「御姫様 御養子」について早速使者を派遣すべきところ、新築した書院の幕府年寄衆などへの披露が重なり、延引した旨を述べている。勝茂女長の誕生は元和九年二月二日であり、本書状の年次も同年となる。長の誕生については、鍋島元茂が二月五日付道虎宛書状『集』一一、七三〇号)で知らせており、養子のことは、勝茂が二月二十二日付道虎宛書状『集』一一、四六九号)で言及している。また、吉富源右衛門尉が、元和八年と比定される

八月十七日付道虎宛書状〔集〕一三、九二四号〕で、近日書院等を建てることに触れている。書院が完成したことが述べられている本書状の年次が、元和九年であることを示す証左となる。

【解説】

平太夫より道虎に宛てた書状。鍋島家の「御普請」用の大石を盗み、柳川藩の田中筑後衆に売却した姉川十郎兵衛被官九右衛門尉の捕縛に関わる一件について述べたもの。この「御普請」（公儀普請）の年次・場所は不詳であるが、「田中筑後」が柳川藩主田中吉政であれば、同人は慶長八年三月に筑後守になり、同十四年二月十八日に歿するので、この間の公儀普請としては、同十一年の江戸城普請、同十二年の駿府城普請がある。吉政の子忠政であれば、同人は慶長十四年四月、遺跡を継ぎ、従四位下・筑後守に叙任、元和六年八月七日に歿するので、この間の公儀普請としては、慶長十五年の名古屋城普請、同十九年の江戸城普請、元和六年三月の大坂城普請がある。

119 平太夫書状（切紙）

（坊五八―三六三五）

（端書）
「生三様

参

平太夫

」

返々、彼九右衛門尉儀からめ申事、拙者存候へて、如此ニ無調法仕、迷惑申候、乍去我等不存通者、各々御存之前ニ候間、右之通総州（須古信明）御方方中野忠兵衛を以被仰上、我等落度なき者を「（茂利）」被分、い

よく御前（番書）「存候間、是又御氣遣被成間敷候、已上、

幸便候条、一書申上候、随而爰元御普請者姉川十郎兵衛被官九右衛門尉と申仁、今月五日、御手前大石七ツぬすみ取、田中筑後殿衆へうり申候を、服部新左衛門尉見合被成「福嶋九介へ被相届候者、からめてに堤傳右衛門尉・鷹田長左衛門尉兩人申付候へ者、如何仕候や、彼九右衛門尉時之間ニにけうせ申候付而、彼傳右衛門尉・長左衛門尉儀、乍兩人則「（後欠）」御意請御屋形ことく召寄、拙者処より番を申付召置候、（後欠

120 平太夫書状（折紙）

（坊五八―三六三六）

已上、

幸便之条、書状を以申上候、其元無何御息災ニ被成御座之由、目出度申上候、我等事、無油断御奉公仕候間、可心安候、委助左衛門殿可御物語候間、不能重筆候、恐惶謹言、

平太夫

卯月十四日

(花押)

生三様

人々御中』

【解説】

居所不明の平大夫より国許の道虎に宛てた書状。平大夫自身が無事に奉公していることを伝える。差出の平大(太)夫については、

三月十二日(慶長十六年)付道虎宛閑室元估書状(『集』一三、一

一八七号)、三月晦日(慶長十六年)付同書状(『集』一三、一

八八号)では勝茂に従って在京し、やはり無事に奉公していること

が国許の道虎に伝えられている。また五月二十七日(慶長十九年)

付道虎宛勝茂書状(『集』一一、三六〇号)では、平太夫が江戸で

無事に過ごしていることを勝茂自らが報じており、十一月十三日(慶

長十九年)付道虎宛鍋島元茂書状(『集』一二、六六八号)では、

「平太夫」が大坂冬の陣に参陣したことが伝えられる。使者の助左

衛門は持永茂成か。

121 鍋島茂利書状(切紙続紙)

(坊五八―三六三七)

生三様

拜上

六左衛門尉

一書申上候、仍小城山代官被仰付刻、佐賀山さへ難申付次第申上候へ共、

色々任 御意御請可申上旨、御下知ニ付而、先以此式ニ候、当御所務前

ニも何共可申付躰も無御座候、大破之儀拙者今存候、四千石納、黒目老

万石方手間入在所ニ候、一所務さへ不得申付、何角御理共申上候てハ、

如何可有之哉と奉存候間、貴殿様御分別を以、下代可仕者四五人(中欠)』

「今時分柄候儀候条、大形書状にて申上候、萬々御分別奉頼

候、恐惶謹言、

七月十二日

□(花押)

【解説】

道虎甥の鍋島茂利(道虎次兄種卷次男)より国許の道虎に宛てた

書状。一紙目の後に脱落あるか。小城山の代官職の処務について道

虎の支援の依頼。本文書では国許から離れている様子から、江戸か

ら差し出したものか。

122 中野茂利書状(折紙)

(坊五八―三六四二)

已上、

先書申上候様ニ、勝茂様今月廿一日被成御京着、如前々、相国寺へ被

成御宿在之御事ニ御座候、(秀忠)公方様去十四日江戸被成御打立、必来廿九

日ニ伏見可被成、御着座之由候、相替儀共候者、追々可申入候、次ニ、

先日、勝茂様方被仰遣候鷹師兩人、急度此地可被差上由、御意候、い

つかた方鷹参候へ共、鷹師一人も無之候間、又々被仰遣候、此中一人

相詰口鷹師、江戸へ御拝領御鷹ニ被相副、被残置候、大野金右衛門尉

へ口仰聞、鷹師御上せ可然候、随而、(鍋島茂泰)監物殿別而御息災ニ御奉公被入御

情候間、少も御氣遣有間敷候、恐惶謹言、

中野忠兵衛尉

(元和三年)
六月廿七日

茂利(花押)

生三様

人々御中

【解説】

將軍秀忠の上洛に供奉する勝茂に従って在京中の中野茂利より国許の道虎に宛てた書状。

勝茂が六月二十一日に京着したことが報じられる。六月二十二日

(元和三年)付道虎宛勝茂書状『集』一一、四〇六号と一致する。

また「公方様去十四日江戸被成御打立」とあるが、秀忠が上洛のため六月十四日に江戸出立するのは元和三年のことである『十二編』元和三年六月十四日条。

在京中の勝茂が相国寺を宿所としていること、京都へ鷹師を送るべきこと、また道虎男茂泰の奉公の様子についても伝える。

123 中野茂利書状(折紙)

(坊五八―三六四三)

追而申上候、(肥前)養父下野口泉分土井修理、老月ニ七日宛被仰付候由、

御書面之通申上候、其分にて不足ニ候者、余郷より加勢候様ニ被仰

付通、是又被聞召上候、八戸左近兵衛別而念入申候段、懇ニ申上候、

次ニ、拙者宿元無何事儀まで被懸御心ニ、御書中ニ蒙仰、誠御事多

半忝奉存候、

將又、(鍋島茂泰)監物殿別而御盛ニ御奉公、御情入申候、此間御馬被仰付、御

外聞忝御事、下々迄喜申儀ニ候、貴公様御満足奉察候、已上、

十月十八日・霜月廿三日貴札、乍両通具致拝見候、

一拙者事、先月廿三日、丹州龜山へ内膳様御用ニ付而被仰付、今月廿二

日、此方罷戻候、御用之儀共、互之御機嫌能相調申候間、御心安可被

思召候事、

一喜齋・多田新右衛門尉儀、先日被仰越候處、早々被差越、一昨日廿六

日罷着候、則似合之儀共被仰付候間、可御心安候、随而、新右衛門尉

知行、当年皆損仕ニ付、御心仕之御書面、御尤ニ奉存候、頓而申上、

少々御加勢之様ニ可有御座候間、重而自是可申入候、

一堤孫左衛門尉儀、先日早々罷着候、睨御台所ニ被召仕候、可御心安候、切米拾石被任御意被相渡候段、尤之御事候、將亦、若キ台所人兩人、俄有合不申候様子、是又懇ニ申上候、御歎息候て、追而此方へ可被遣事、無申迄候、恐惶謹言、

中野忠兵衛尉

(元和二年)
十二月廿八日

茂利(花押)

生三様
人々御中

【解説】

江戸の中野茂利より国許の道虎に宛てた書状。

喜齋(茶坊主)・多田新右衛門(細工師)・堤孫左衛門尉(料理人)が江戸に着いたとの記述があり、同じく道虎宛の九月十四日付中野茂利・茂齋連署書状(98号)十月十八日付中野茂利書状(124号)二通の連れの文書である。年次は124号の分析により元和二年と考えられる。

また、中野が勝茂の舅である丹波亀山城主の岡部長盛への使者として亀山に遣わされたことや、養父郡下野村などの筑後川北岸土井(堤防)修理、道虎男茂泰の奉公振りに関する記述もある。勝茂は在江戸である。

124 中野茂利書状(折紙)

(坊五八―三六四五)

(論旨茂卷)
追而、監物殿御盛敷、別而御奉公被入御精候間、可御心安候、已上、

一書致啓上候、先書如申入候、此地相替申儀無御座候間、可御心安候、

御用之儀共、直ニ御書中ニ被 遊遣候間、無申事候、

一其元御本丸ニ被召置候茶湯坊主喜齋事、此方へ急度可被差越由、御意

二候、爰元御座敷掃除仕者無人ニ候間、如右之ニ候、喜齋代へ、貴老

様御歎息候て、御本丸へ可被召置旨ニ御座候事、

一多田新右衛門尉事、此方にて御さや細工可被 仰付候条、喜齋同前ニ

可被差越由、御意ニ候事、』

一先書申上候堤孫左衛門尉、又其外ニ台所方仕ならひさうなる若キ者、

御見合を以、兩人之儀、是又無御失念此方へ可被差越由、御意ニ候、

孫左衛門事へ、勿論加州様へ御伺候て、(重茂)御意次第ニ可被仰付候、猶

御用口儀共、追々可申上候、恐惶謹言、

中野忠兵衛尉

(元和二年)
十月十八日

茂利(花押)

生三様
人々御中

【解説】

江戸の中野茂利より国許の道虎に宛てた書状。

佐賀城本丸の茶坊主喜齋や細工師の多田新右衛門尉、江戸で召し使うべき料理人の江戸下向を求める内容から、98号・124号の連れである。

年次について、同じく十月十八日付の道虎宛勝茂書状『集』一一、三九六号)は、鍋島元茂と婚姻するために国許からやってきた仁王(鍋島茂里女)の江戸到着を報じており、こちらは元和二年のものである。この勝茂書状でも「さや細工」を江戸へ送ることが求められているので、これと同時にもたらされたものと考えれば、本書状の年次は元和二年となり、これは98号から分かる勝茂・元茂の居所とも矛盾しない。

125 勝屋茂為書状 (切紙)

(五八―三六四九)

一書令啓上候、仍久納権佐殿儀、此中之煩、終不被得快気、去二日死去之由、誠以是非を可申上様無御座、絶言語候次第二候、殿様被聞召上、別而御不便ニ被思召上候段、被成 御意儀ニ候、爰元之儀、昨日牟田藤兵衛を申上候間、不能委筆候、恐惶謹言、

(元和三年) 正月廿七日

勝屋勘右衛門尉

茂為 (花押)

生三様 進覧

【解説】

勝屋茂為より国許の道虎に宛てた書状。国許で久納権佐が死去したことに關するもの。

文中に「爰元之儀、昨日牟田藤兵衛を申上候間」とあるのが、正月二十六日(元和三年)付道虎宛勝茂書状『集』一一、四〇二号)と状況が合うので、本書状の年次は元和三年である。元和三年正月頃の状況については、126号の解説参照。勝茂・茂為は在江戸。久納権佐については未詳。

126 勝屋茂為書状 (切紙)

(坊五八―三六五〇)

一書令啓上候、
生三様 進覧
一書令啓上候、

勝勘右衛門尉

一爰元弥相易儀無御座候、殿様(江)一入御息災被成御座御事候条、御心安可被思召上候、

一殿様御事、弥当六月比迄者此方御逗留二相究申候、雖然、只今も御暇出申、しきり二被成御下候様と、上意可有御座ハ、相知不申候、

一監物殿別而御盛二御奉公、弥無御由断候条、悉皆御心安可被思召上候、(鍋島茂泰)

一爰元御供衆飯米銀之様子、牟田藤兵へにて御四人・貴老様迄、御意之(甲斐弥左衛門尉)

通申上候、此方前二相かハリ万端高直二罷成候様子、かい弥左・成新右衛門尉など能被存候条、有躰被聞召届、御四人様へも御内談、不及申上候、

一もやいの出銀、此二月迄之御算用二候、当年御逗留二付而、二月方先々飯米銀之様子、是又牟田藤兵にて申上候間、被聞召届、きと様子相澄

申候様、御四人御談合、不及申上候、猶奉期後音候、恐惶謹言、(元和三年)

正月廿七日 茂為(花押)

【解説】

江戸の勝屋茂為より国許の道虎に宛てた書状。

一条目では在江戸の勝茂の息災を、三条目では道虎男茂泰の奉公振りを伝える。

五条目に見える「もやい」銀の徴収については、十月十日付・十月十八日付(ともに元和二年)道虎宛勝茂書状『集』一一、三九五

号・三九六号)に見える。また本書状の使者である牟田藤兵衛は、正月二十六日(元和三年)付道虎宛勝茂書状『集』一一、四〇二号)でも使者として登場し、両通は同時に道虎の許にもたらされたと考えられる。「もやい」の件とも合致するので、本書状の年次は元和三年である可能性が高い。

そこで、元和三年正月前後の勝茂の居所と行動について確認すると、勝茂は元和二年の十月に男子元茂との婚姻が決まった仁王(鍋島茂里女)を伴って江戸に参勤し(前掲『集』一一、三九五号・三九六号など)、そのまま越年、三年正月は、一時帰国する元茂を見送り、勝茂本人への賜暇も取り沙汰されるが(正月二十五日付下村茂充書状、『集』一八、補三三三号)、二月になっても賜暇については未定であった。一方、六月に將軍秀忠が上落することが春のうちに決まり、勝茂も帰国の暇が出たとしても江戸に留まり、秀忠の上洛に供奉することとなった(三月二十五日付道虎宛鍋島茂泰書状、『集』一三、八五〇号、および年月日欠道虎宛勝屋茂為書状、『集』一三、八八九号、ともに元和三年に比定)。これは本書状の二条目で、勝茂の江戸滞在は六月頃まで延びそうであるが、今にも暇が出て下国することになるかもしれないとされる状況と符合する。以上のことから、本書状の年次は元和三年としておく。

文中に「御四人」とあるのは、龍造寺一門の四人（多久安順・鍋島茂綱・諫早直孝・須古信明）を指す。彼らが鍋島家の家老クラス
の重臣としてセットで登場するのは、須古信明が隠居する寛永三年
までである。

127 勝屋茂為書状（折紙）

（坊五八―三六五三）

猶以、拙者宿元之儀、弥被副貴意候て可被下儀奉頼之由、不能申上
候、将又、便之しるし迄ニ、塩雁壺、并さけの子こもり杓尺、上申
候、又申上候、不断之御養生ニくすり酒を里兵衛ニ被仰付、こしら
へさせ候て御あかり被成可然奉存候、くすりさけハしなく御座候、
里兵へ存可被申候、かしく、

幸使之条、致啓上候、

一 今度御祝言御仕合能相調申、御年寄中被成御取持、無残所次第、何も
御下之各可被成御物語候条、不能申上候、

一 彈正様御夫婦御間、一入思召俣ニ御座候段、勝茂様御二所様御満足、
可被成御察候、

一 監物殿へ久々ニ今度懸御目、万御雑談之躰承、さりとハ御耆敷御覚悟、
御手前之儀者不及申上、殿様御為、此上御座有間敷と、拙者式一人
之様ニ案堵仕候、殿様も下々存候様二者被成御存間敷と、校量仕候、

先様ハ、此方御使などにも切々御越候而、可然御座候はんかと、内々
心得申儀ニ候、か様之儀ハ、能殿様被成御存候事、公私之御為ニ候
間、折々御合点も被成候様ニと、奉存儀ニ候、

一 深江橘右衛門尉便ニ、御秘藏之せんし御花入被下、誠以御深切之段、
忝次第不浅奉存候、心中程御礼不得申上候、殊監物殿便宜ニ、黒木綿
一端被下、種々御懇情之儀、過分至極ニ奉存候、

一 貴老様今程別而御息災ニ被成御座由承、殿様御為と申、第一拙者一
人之様ニ案堵仕候、弥兼々御心持御養性、幾度も此段推参申上度候、
猶奉期後喜之節、不能詳候、恐惶謹言、

勝屋勘右衛門尉

（寛永元年）

二月廿日

茂為（花押）

生三様

進覧 人々御中

【解説】

江戸の勝屋茂為より国許の道虎に宛てた書状。

一条目の「今度御祝言」とは上杉定勝と勝茂女市の婚礼を指す。

定勝と市の婚礼は寛永元年正月二十二日のことであり、本書状の年
次は寛永元年となる。

勝屋茂為書状（折紙）

（坊五八―三六五六）

また久々に江戸に下向した道虎男茂泰と対面したことが述べられる。その時に話題となったか、道虎は一時病気を患ったが、快氣を得たらしい。追而書では養生のための「くすり酒」のことが記される。

猶口加州様当分之御気色、炎天時分之儀二候条、如何と、朝夕無御

心元奉存儀二候、已上、

幸便之条、致啓上候、

一爰元弥相替儀無御座候、三平様・御新さう様、一入御息災之御事二候、

泉州御かたも御無事二御座候、御心安可被思召上候、

一右近殿、別而御仕合能御帰国二候、此中御逗留様子、直可被成御聞候

間、不能申上候、

一加州様今程之御気色、如何被成御座候哉、三平様・泉州、朝夕無御心

元被思召上儀二候、下々迄千万氣遣申上御事二候、其元より之御左右、

節々被聞召度之由、三平様被仰儀二候、いつも御到来中絶申儀二候条、

其御心得不能申上候、

一拙口於宿本之儀、』萬事乍慮外御心付奉頼候、就中、代官所之儀、爰元

より夜白氣遣仕事二候、もはや当物成時分二罷成候条、無緩様二と、

自然二ハ御一言頼上申候、

一持助左、何比其元可被差立候哉、拙者儀、方々之聞合せさへ難成御事

二候処三、こほり屋敷へ夜白相詰申儀迄、事あまり申躰二候条、持助

左早々此方被罷越候様二と、内々奉存儀二候、此段御内証二被成御心

得候様二と、申上儀二候、猶奉期後便候、恐惶謹言、

勝勘右衛門尉

六月十八日

茂為（花押）

生三様

人々御中

【解説】

江戸の勝屋茂為より国許の道虎に宛てた書状。

在江戸の鍋島元茂などの息災を伝える一方、勝茂の安否については触れておらず、勝茂在国中と考えられる。元茂などが病中の直茂の安否を案ずる様子が述べられる。

年次については、元茂初参府は慶長十九年七月頃（「勝茂公譜考補」『近』一―二、三〇一頁など）、直茂は元和四年六月三日歿なので、慶長二十年から元和四年の間である。また「御新さう様」は勝茂室

と元茂室の可能性があるが、勝茂室が国許から江戸に移るのは元和八年三月であり、『十二編』四十四、元和八年三月二十八日条)、ここでは元茂室(鍋島茂里女)である。さらに元茂の婚礼は元和二年十月(三元茂公御年譜)『近』二一一、三八頁)なので、元和三年か四年に絞られる。元和三年は、元茂は七月までは在国で、秀忠の上洛に合わせて佐賀を発する(七月十八日付道虎宛勝茂書状、『集』一、三八四号、七月二十四日付道虎宛勝屋茂為書状、『集』一三、八八号、『元茂公御年譜』『近』二一一、五三頁など)。また勝茂は元和三年の秀忠上洛への供奉の後は国許で越年し、翌年直茂の死を看取ることになる。従って、本文書の年次は元和四年となる。また江戸に直茂卒去の報がもたらされていなかったと考えられる。

129 勝屋采女祐書状(折紙)

(坊五八―三六六三)

先度者預御状、忝拝見申候、仍懸絵三ふく表具出来申候条、差下申候、どゞノ喜齋と申候て、今時分すきを嗜被申候衆まで、あつらへ申候、但、御意ニ不入所御座候者、何時ニても可被差上候、仕替候て差下可申候、右之代銀式十四匁、^(廣本)廣外記方請取候て、相澄申候、為御存候、』随而、拙者儀、於江戸色々御理申上候処、御機嫌よく被成御分別、来春可被差

替由、被成 御意、満足仕候、万々罷下候て、可申上候条、不能詳候、恐惶謹言、

勝屋采女佑

十二月廿五日

□(花押)

生三様

参 人々御中

【解説】

勝屋采女佑より国許の道虎に宛てた書状。

懸絵の表具が出来したので国許に送るとの内容。文中の「廣外記」は廣木外記で、主に大坂で藩の財務を担っていた人物である。その廣木から表具代金を受け取ったとあるので、勝屋も在大坂と考えられる。表具を請け負った「どゞノ喜齋」は123号などに現れる茶坊主の喜齋とは別人であろう。

130 市右衛門尉覚書(堅紙)

(坊五八―三六九九)

覚

一 薪料

銀式分

一 大こんのは

同二厘

一しき草 同五厘

一大豆四升 同五分

一かゆ米壹升 同壹分三厘

一ぬか一斗 同六リン

一くさ 同二分

一かす八升 同五リン

但、馬一疋一日飼料、

合銀老刃二分五厘

内

六分 国本ヨリノ当、

六分五厘 此方にて渡次、

以上、

右、八月三日より同十五日まで拾三分、馬一疋二付、渡次銀八匁

四分五厘充、

慶九年

八月十五日 市右衛門尉(印)

鍋主水様

生三老

参

【解説】

市右衛門尉より道虎・鍋島茂里に宛てた覚書。馬の飼料の費用を書き上げたもの。

年次は慶長九年。市右衛門尉は久納茂俊か。久納茂俊書状・覚書が現存するが、『集』一三、八七三〜八七五号)、いずれも花押が据えられており、印判ではないため、当該書状の「市右衛門」が久納茂俊であるか否かは決めがたい。また、茂里は竜造寺隆信家臣石井信忠息であり、文禄期から道虎とともに藩政の枢機に参画した。

文中に「国本」と「此方」とあることから、道虎らは在国許、市右衛門尉は国許以外の何処かということになる。慶長九年閏八月に勝茂は在上方であり、『集』一三、一〇九五号)、市右衛門尉が勝茂に随行しているとすれば、本書状は上方から送られたものである。

131 某覚書(切紙)

(坊五八―三七二三)

宗釣へ米三石ほと音「可申候、いつそや少のそ」「めし置候米有之
「間、其内可遣候、さん」「承候条、即可申付」「以^上」

生三まいる

【解説】

中野忠兵衛尉^(茂利)

茂□(花押)

某より道虎に宛てた覚書。「宗釣」へ遣わした米のことなどが書かれる。「宗釣」については、寛文十一年正月に鍋島直能に進上された鼓の手付の奥書に、文禄三年四月日付で「於保九郎次郎入道宗釣」から竜造寺鑑兼に宛てた覚書が記されており、この人物のことか『近』二一一、六三七頁)。差出は、道虎に切紙で命令をできる人物であることを考えれば、直茂か。

^(須古信明)
総州様
生三老
貴返人々御中

【解説】

石井茂清・中野茂利より道虎・須古信明に宛てた書状。多久安順の参府が難しいとの道虎の書状が江戸に届き、江戸にいる勝茂がそれを了承したことや、勝茂の江戸での様子が述べられる。よって、江戸から国許に宛てられたものである。

132 石井茂清・中野茂利連署書状(切紙続紙) (坊五八―三二七二七)

(前欠)

十七日到着致拝見候、^(多久安順)長州様正月江戸可有御越由被仰遣候処、何れももあい之儀当分不相成、長州様御手前計にてハ俄ニ御調難成様子御口書奉得其意、則彼御状 勝茂様へ懸御目候、尤之御理ニ候間、先以御上国被相控可然由 御口ニ候、此段直 御書を以為被仰遣由候間、不及委細候、次ニ此地聊相替儀無御座候、^(成)勝茂様節々被口御登 城、御 目見えさせられ、いつも御懇ニ被 仰出、御外聞之至御満足有之事候、^(本多正徳)上州様之儀者不及申、御年寄衆何れも別而御懇ニ御座候間、万被成御氣遣間敷候、猶奉期後音候、恐惶謹言、

石井縫殿助^(茂清)

正月廿三日

茂□(花押)

正月二十六日(元和三年)付道虎宛鍋島茂泰書状『集』一二、八五六号)では、石井茂清が「石清五三」とあり、本書状では縫殿助となっているため、年次の上限は元和四年。また、茂清が元和七年十一月に歿するため、年次の下限は元和七年。この期間の間で、正月に勝茂が在江戸なのは、元和五・七年である(解題・論説編及川論文参照)。よって、元和五年もしくは元和七年。

一 （瑞夷）

山崎与兵衛尉

茂□

生三様

参人々御中

以上、

致一書啓上候、仍罷待候砌、勝□勘右衛門尉方被仰遣候御口上之通、江

戸参着仕、則申達し候御状并覚之書慥ニ相渡申候、殿様御着、脇にて

勘右衛門尉別而取乱被申候故、紀州様へ被申上候儀五日延引仕候、去

廿四日ニ委敷被申上候、拙者も御前被召出候間、其元にて被仰聞候御口

上之趣何様懇ニ申上候、とくと□聞召届、銘々御納得被成候間、

御うへ様へ御礼可被仰上候由被成 御意候、今度直ニ從紀州様貴老様へ

御書被遣、殊從其元勘右衛門尉方迄被差遣候手頭ニ、紀州様御書判被

成被遣候、勘右衛門尉方方も御返札被申候間、不及口能候、右御返事此

中便御座候へ共、深江橋右衛門尉方□ニ可申越由勘右衛門尉被申事候て

致延引候、聊非油断候、随而 殿様・翁介様御同前ニ、去廿日 公方様・

大納言様江御目見え被成、御仕合残所無御座候、翁介様御時宜一段大

出来にて御座候つる由候、宰相様其外御年寄中方々ニても 翁介様御

時宜中々出来申、御年はえニハ似合不申程御座候由、各様御褒美被成候、

殿様・御うへ様御悦可被成御察候、下々迄奉悦御事候、紀州様 翁介

様へ御心懸被成候様躰中々常式之儀ニて無御座候、右御目見え前之夜者

少も御休み不被成、翁介様之御帷子・御肩衣・袴彼是を紀州様御異見

を以被成御仕立、其外不懸合之物者、紀州様御手前之御道具を被遣候

程御念入申候、尤 御目見え其外方々御礼ニも 紀州様御つき副被成、

御時宜等之御異見迄被成候、殿様・御うへ様御案堵此上無御座由被仰

候段、下々迄承知仕候、目出度奉悦事候、貴老様別□□満足可被成卜奉

察計ニ御座候、万々御心安可被思召上候、委曲深橋右衛門尉可被申上候、

恐惶謹言、

山崎与兵衛尉

六月廿八日

茂□（花押）

【解説】

山崎与兵衛尉より道虎に宛てた書状。国許から江戸に届いた道虎の書状や覚書に基づき、道虎の意向を勝屋茂為とともに山崎が元茂に上申したことや、鍋島忠直の秀忠・家光への御目見が無事に済んだことなどが述べられている。内容から見て、山崎は在江戸、道虎は在国許である。

年次の上限は、家光の大納言任官が元和六年九月であることから、元和七年。下限は、忠直が翁介と呼ばれており、元和八年十二月の肥前守任官よりも前であることから、元和八年。同じ日付の道虎宛

勝屋茂為書状(『集』一三、八九〇号)には六月二十日に忠直が御目見した記事があり、明らかに当該書状と関連する。また、この茂為書状には、勝茂・勝茂室・忠直が江戸に到着した旨が書かれており、かかる動きが見られるのは、元和八年のみである(解題・論説編及川論文参照)。よって、当該書状および茂為書状は、元和八年と確定できる。

134 修学院恕周書状(折紙) (坊五八―三七三四)

追而、從坂東寺青銅百足進獻被申候、御祝儀之驗迄二候、万御面拜にて可申述候、以上、不及御返候、く、
先日者、就坂東寺之儀、常行坊差下申候処、早速被成御披露、御二所様御意之通御書面具令承知、忝次第、更難申謝候、右之通坂東寺へ申越候処、御取合忝旨、先々参上を以、為可御礼申上、昨日爰元迄被罷越候、今程公私御繁多之儀令推察候条、拙僧可申述之由候而相留申候、筑後相替之時分弥奉頼外無他候、恐惶謹言、

(元和六年)
九月十五日 修学院 恕周(花押)

生三様

【解説】

背振山修学院恕周より道虎に宛てた書状。坂東寺に関する「御二所様」(直茂夫妻、もしくは勝茂夫妻)の意向を道虎が報せたことに對しての返書。修学院は、慶長期に直茂の命により背振山水上坊仁周が再興したものであり(『日本歴史地名大系』佐賀県、「修学院」)、「天台宗由緒書」によれば、「背振山中宮水上坊世代」の項目の中に「第二世恕周法印、右住職年月不相知候」とある(『近』一〇―一、五四頁)。坂東寺は、現筑後市熊野の天台宗寺院のことか(『日本歴史地名大系』福岡県、「坂東寺」)。
年次については、「筑後相替之時分」が元和六年八月の田中家改易のことを指すとすれば、元和六年の可能性が考えられる。

135 副嶋孫兵衛書状(切紙続紙) (坊五八―三七三九)

(編者)
「生三尊公」

参人々御中

雖題目無之候、幸便之条、啓上仕候、某事長々伏見へ被召置、七月十四日方罷下、同廿八日江戸着仕候、此表別而御静謐之躰候、
(編者忠茂)
半介事一入盛

二被御上、御城へも連々被罷出、種々御懇之上意共候、某以下迄安堵此上無御座候、随而某伏見逗留中（直茂）加州様色々忝儀共被仰出、外聞無此上候と奉存罷下候、自然之御次而二八、於御前能様二御取成奉頼候、此方様子濃々可申上候へ共、千惣所方可被申越候間、不及書載候、恐惶謹言、

副嶋孫兵衛

（慶長六年）
八月十二日

□（花押）

生三尊公
参人々御中

【解説】

江戸の副嶋孫兵衛より国許の道虎に宛てた書状。伏見から江戸へ着いたことや半介（鍋島忠茂、勝茂弟）の江戸での様子などを述べる。孫兵衛や文中の「千惣」の詳細は不明だが、半介に付けられた鍋島家中と考えられる。

半介は、慶長六年に江戸へ上り『近』一一二、二四二頁）、少なくとも慶長八年九月一日時点で和泉守忠茂を名乗っている（『集』一一二、五六七号）。半介の和泉守任官をめぐるのは、家康を「内府」とする表現から見て慶長七年に比定できる四月八日付の直茂宛本多正純書状

『近』一一二、二四三頁）に、半介の諸大夫成に言及があることから、遅くとも慶長七年のうちに和泉守に任官され、半介ではなく、和泉守と名乗るようになったと考えるのが自然である。よって、本書状の年次の候補は、半介という名乗りと半介の在江戸という状況から、慶長六年もしくは慶長七年となる。

さらに本文を見ると、孫兵衛は七月十四日に伏見を出発しており、「某伏見逗留中（直茂）加州様色々忝儀共被仰出」とあることから、孫兵衛と直茂が七月上旬ごろに伏見で会っていることが分かる。「島津御成敗之儀、相のひ可申由」とあることから、慶長六年に比定できる二月五日（慶長六年）付道虎等宛直茂書状（『集』一一、四一六号）には、直茂が慶長六年の秋まで上方に逗留するとあり、伏見で孫兵衛に会ったという状況と一致する。一方、直茂は少なくとも慶長七年六月には在国許であり、それ以降、慶長九年前半まで在国許である（解題・論説編及川論文参照）。以上から、本書状の年次は、慶長六年に比定できる。なお、本書状と同日付の道虎等宛半介書状があり（149号）、本書状と同じタイミングで江戸から国許に送られたものと考えられる。149号には、勝茂の体調不良に関する記述があり、これも本書状を慶長六年と考えることと矛盾しない（同号解説参照）。

(坊五八―三七七九)

追而、任見来、樽□并猪肢一ツ令進入候、誠表御□□□□、殊〔祝儀計〕ニ右
申上候■子夫婦ニ□□以来□□□□^{〔奉頼之〕}「■御用等御座候
ハ、可被仰付候、聊疎意有間敷候、以上、

雖未得貴意候、一書令啓上候、去□以来■子出」^{〔被之〕}「折々申入候

之処ニ、□聞召届、筑後之やうニ不被成御渡ニ事、於拙者令満足候、即

遂參上、忝之通可申上哉、遠路故、于今無音』仕、御心中■^{〔迷力〕}惑仕候余、

申後候条、先々書中にて申上候、何さま罷下御面にて可申述候、尚期其

節閣筆候、恐惶謹言、

□□廿五日

桑野藤左衛門尉

□□ (花押)

向

鍋嶋生三様

参人々御中

【解説】

桑野藤左衛門尉より道虎に宛てた書状。破損が多いために文意は不明瞭だが、道虎が「筑後」(筑後を治める田中家のことか)側へ「夫

婦」らを引き渡さなかったことへの感謝などを述べる。藤左衛門は詳細不明だが、本書状が走者の送還に関するものであるとすれば、地理的に近接する黒田家家中の人間であろうか。道虎は在国許、藤左衛門は「遠路」とされる場所にいる。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年から寛永六年。

(坊五八―三八〇六)

又申候、頭庄や之内、五郎左衛門ト木工右衛門□名代申付候、いつれ

ニ刀御ゆるし候はんやと忠兵へニたつねニ遣申候、已上、

雖案書■拙者申□候て、中忠兵衛〔中野茂利〕まで憑申候、即披露被申、上意之

通忠兵へかき付遣被申候間、可有御披見候、今朝申候様ニ白石中百性武

具〔狩〕かり之儀大分之事候間、今日此案書ニ御状被相添候て長州江見せ被申

可然候はんや、但御存分次第二候、参を以可得御意候へ共、別ニ無題目

候間、無其儀候、為御存候、以上、

九日

石井茂清
(石井茂清)

生三様

人々御中

右案書被遣候条、勿論御かきなをし候て可被遣候、已上、

【解説】

石井茂清より道虎に宛てた書状。百姓の「武具(狩)かり」に関して多久安順とやり取りすることなどを依頼している。「今朝申」とあることから、茂清と道虎は近い距離におり、ともに在国許であろう。

年次の上限は、多久安順が「長門」を名乗っていることから、慶長十三年（「水江事略」）。年次の下限については、茂清が「清五左」から「縫殿助」（名乗りを変えており、九月九日（元和四年）付道虎宛勝茂書状『集』一一、四三二号）では「石縫殿助」とあることから、元和四年とすることができる。なお、慶長十六年十一月には、白石地域の在有力者である秀半右衛門尉が成敗されており（小宮木代良「肥前杵島郡白石地域と鍋島勝茂」、同編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院ブックレット、二〇一九年）、「白石」に着目するとき、本書状は半右衛門尉成敗後における白石地域の支配に関わるものである可能性が指摘できる。

138 下総守書状（堅紙）

（坊五八―三八六〇）

我等身上之様子御入魂申候儀、日本国中神冥三宝御照覧、私之勝手を存非申儀候、為御存候、恐々敬白、

十月廿一日

□（花押）

（捺封墨引）

生三 参

人々中

下総守

【解説】

下総守より道虎に宛てた書状。身上に関する道虎の入魂に触れつつ、勝手な振舞をしないことを誓っている。「下総守」として「坊所鍋島家文書」に散見するのは須古信明であるが、実名は明らかに「信明」とは読めず、同人物に比定することは控えておく。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年から寛永五年。

139 某書状（堅紙）

（坊五八―三八六一）

一(編者)（捺封墨引） 生三様

貴報

猶々、御懇之儀、難申尽存候、以上、

尊書、殊上色糸壱斤被懸御意、被寄思召候て、御懇慮之段、過分之次第候、内々此旨可得貴意処ニ、御取紛も存候間、其儀無御座候、御逗留中今一度御出可忝候、拙者も此比相煩候て不沙汰、背本意存候、猶以面上

万々可申入候、恐惶謹言、

卯月廿二日

□(花押)

【解説】

某より道虎に宛てた書状。上色糸を贈ってくれたことへの感謝を述べつつ、道虎の「逗留中」にもう一度立ち寄ってくれるように依頼している。こうしたことから、道虎は国許以外のいずこかにおり、差出の人物もその付近にいると思われる。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年から寛永六年。

140 大橋左京亮書状(折紙)

(坊五八―三八六二)

以上、

先度者預御懇報忝存候、申入百性之儀、以内々替々二被成候儀、可為如何候哉、我等儀、未申通之間、塙八右被仰通由候条、委曲塙八右以書状被申入候、先日之後不預御左右間、追而申入候、御入魂^{可也}忝候、恐惶謹言、

大橋左京亮

霜月五日

貞□(花押)

生三様
人々御中

【解説】

大橋左京亮より道虎に宛てた書状。大橋は柳川藩田中家家中と思われる。

塙・大橋・道虎ともにそれぞれの在国中か。塙八右衛門は、柳川藩主田中吉政家中。「慶長七年台所入之掟」では、「よこめ奉行」、「式拾五ヶ条万仕置之一書(慶長一〇年九月一六日)」では、「大よこめ」(中野等『筑後国主田中吉政・忠政』所収)。また、年次未詳五月二日付道虎宛田中吉政書状(『集』一三、一〇九三号)に、道虎への伝達役として登場する。文中「委曲塙八右以書状被申入」とあるものに相当すると思われる霜月五日(年次未詳)付塙八右衛門書状(『集』一八、補七六号)を以下に示す。

猶々、彼走百性、返被下候者可辱候、拙者方如此可申入儀二て無御座候へとも、左京亮と別而無如在仁二て御座候条、扱令申候、互之百性様子之儀ハ大橋左京方方可被申入候、以上、

久不得御意候、仍貴様方大橋左京方江御返状、於此方拝見仕候、隨而大橋左京知行所方貴様代官所之内江百姓走候て有之由候、

前々被懸御目候条、我等方申進、返下候様と憑申ニ付而、如此申入候、於御同心者可忝候、左様二候は、御領内之御百姓、大橋左京知行江走越有之由候条、戻候様ニ可仕候間、御報ニ委可被仰聞候、恐惶謹言

霜月五日

塙八右衛門尉

□(花押)

生三様

参人々御中

以上から経緯を整理すると、田中家家中と思われる大橋の知行地から佐賀領内の道虎の代官所支配地内に向けての走人が発生し、大橋からの返還を求める書状に対して、道虎の返事は「以内々替々」との提案をするものであった。「以内々替々」は、複数の解釈の余地があるが、後述の慶長二十年の鍋島・田中両家間の協定で否定された「取り替え」だとすれば、別に柳川領内に走ってきていた道虎代官領百姓との「取り替え」、すなわち現状を追認するトレードのことであったとも考えられる。大橋は、道虎と旧知の塙にこの件の仲介を依頼し、その旨を十一月五日にこの書状で道虎に伝えた。それをうけて、塙からは、(現状追認ではなく)互いの走人を実際にもとの状態に戻すことを内容とする解決案が同日付の道虎宛書状で伝えられた。

柳川田中家と佐賀鍋島家の間の走人の返還については、慶長二十年卯月晦日付での両家間の「覚」(諫早家文書「直孝公御代」上(『長崎県史』所収))で、慶長二十年五月以前については時効とするが、それ以降は厳密にもとの場所に戻すとする協定が結ばれている。ここでは、以前は認められていた「取り替え」を「差し捨て」て、「届け次第互いに差し返す」としている。いっぽう、年月日不明十月十日付の村田兵助宛田中大膳外二名連署状(『集』一八、補六八号)および同日付小川蔵丞宛田中大膳外二名連署状(『集』一八、補六九号)では、両家の間での走人交換の具体的な経緯が記されている。このときは、相互の走人の返還作業の中で、互いの人数の釣り合いをめくり行き違いも生じている。おそらく、協定以前の状態を示していると推測できる。これに対して、七月十日(元和二年)付の生三宛田中大膳書状(『集』一八、補七〇号)では、返還交渉に際し、「御領分と此方人返之儀、深重申談候事候間」として、無条件に人返しを行うことを前提とした慶長二十年の協定が強調されている。以上から、本書状は、少なくとも慶長二十年の協定締結以前の佐賀・柳川両者間の交渉、さらにいうと、藩全体の意思決定というよりも、個別家臣の各知行地や代官支配地間における交渉であったと推定される。なお、塙からの書状に道虎の代官所とあるが、佐賀藩において道虎等の側近の重臣を河副庄の代官所の代官に任命したこ

とは、十一月十六（慶長十五年）付道虎宛勝茂黒印状にみえる（『集』一一、二八七号）。以上の経緯は、『佐賀藩の総合研究』本編第二章第五節、中野等『筑後国主田中吉政・忠政』参照。

衛門尉、河副五郎兵衛二而申上候間、可被聞召上候条、不能細書候、恐惶謹言、

廣木外記

（元和四年之）
八月十八日

（花押）

141 廣木外記書状（折紙）

（坊五八一—二八七六）

追而申上候、近比是式二而御座候へ共、杉原式束、（勝茂室岡部氏）御内儀様御方

へ唐皮屋之たひ式足進上申候、誠々御祝儀迄二候、将亦 殿様大坂

御着之刻、（勝茂卷）監物様江御談合申、御祝言可申上候条、御心安可被思召

上候、随而其地にて、子二而候勝八郎被 仰付、御祝言之可申上方

江者乍恐奉頼候、以上、

一書令啓上候、仍而今程上方相替儀共無御座候条、御心安可被思召上候、

将亦御手前之御米、海上無何事八月拾五日大坂上着申候、聽而売仕廻候

而御左右可申上候、随而玄蕃永々煩故、相果被申之通承、覚悟之前二而

者候へ共、二度遂見参不申儀二而入残多奉存候、併于今者不及力儀、

無申所候、然処二跡式之儀共兄弟之者共江 殿様より銘々被思召分、至

某、玄蕃知行之内百石之儀二部式合共二被仰付由候、忝口難申上候、今

度貴老様御才覚之段、誠々可申上様も無御座候、殊二右衛門尉ハ四十石

被仰付候儀、過分ニ奉存候、従』前々玄蕃歎被召置候知行之儀、不肖至

極二候兄弟之者共江 下候段、外聞実儀無残所奉存候、委者安本源太左

進上

鍋嶋生三老

参人々御中

【解説】

廣木外記より道虎に宛てた書状。廣木は在上方。廣木外記は、借銀の処理、買物、江戸普請等に関わっている（五月十二日〈元和五年〉付道虎宛勝茂書状へ『集』一一、四四一号〉、六月十三日〈年次未詳〉付道虎宛勝茂書状へ142号、『集』一一、四五一号〉、七月二十八日〈年次未詳〉付道虎等宛鍋島忠茂書状へ『集』一一、五七六号〉等参照）。道虎は在佐賀。大坂に道虎の米が着いたことを報じ、次に、おそらくは廣木の親族と思われる玄蕃の死と、その跡式を安堵されたことへの感謝を述べている。道虎の歿より前なので寛永五年以前として、勝茂が大坂に向かっていること、勝茂室岡部氏に関連して祝儀を送っていること等から、勝茂がこの時期に参勤途

上であることを示す八月二十一日（元和四年）付道虎宛勝茂書状（『集』一二、四三〇号）、勝茂室の出産（鍋島直弘、元和四年六月十九日生）と合わせて検討すると、元和四年であると推定される。

142 廣木外記書状（折紙）

（坊五八一三八七七）

已上、

一書令啓上候、嬉野縫殿御登之砌被仰聞候御馬道具、熊皮あおり袴間・紫ふさおかけ式間、右被仰候外ニ、茶しけ緒（マ）あおり袴間分副、縫殿江相渡申候、仍紫着物之儀ハ御法度之由ニ而不罷成候、ふさおかけ之儀ハ、上方衆何も馬ニかけ被申候間、御手前之ふさおかけも紫ニ染申候、一今度横田清十殿ニ而、銀五拾貫拾匁、御借銀為返納、御登せ被成候を、請取申候、某致出京、御『借銀返納申砌、岡部内膳様御在京被成候間、我々罷出、懸御目申候、然処ニ内膳様御意被成候ハ、御借銀返納之儀に付、某罷登候ハ、先々相待可申由、勝采女・我等江被仰付候間、銀子之儀三拾貫相国寺預ケ召置候、相殘銀子之儀ハ、御借銀江少々相納申候、又ハ采女・外記手前之小遣方ニ召置候、一去夏時分兵庫江作申候御藏、天満江なおいし申候、尤天満借屋之儀も小屋懸今般作事仕候、委ハ追而可申上候、縫殿御急被成候間、大煩（形）申上候、恐惶謹言、

二月二日

廣木外記

（花押）

鍋嶋生三老

参人々御中

【解説】

廣木外記より道虎に宛てた書状。廣木は在上方。道虎は在佐賀。横田清十郎は、鍋島家臣。二月三日（年末詳）付道虎宛勝茂書状（『集』一一、四〇〇号）に、勝茂から「天満算用者」の候補として名があげられている。馬道具の調達、上方借銀に関しての岡部長盛の指示、兵庫の藏の天満への移設等の経緯を報告している。年次は、道虎の歿年月日より寛永六年以前、岡部家との縁組以後なので慶長十年以降。「天満借屋」の記事が、144号に「兵庫詰」の者の天満への移動についての記述があることと関連するならば、元和二年前後とも考えられる。

143 廣木外記書状（折紙）

（坊五八一三八七八）

已上、

幸便之条、捧一書候、今程上方少篇も相替儀共無御座候間、御心安可被
思召上候、仍丹波栗百進上申上候、我々心志迄二候、細々之儀共先書江
申上候条、不能細書候、恐惶謹言、

廣木外記

十月九日

〔花押〕

鍋嶋生三老
参人々御中

【解説】

廣木外記より道虎に宛てた書状。廣木外記は在上方。生三は在佐
賀。年次は寛永六年以前。

之者共、天満へも罷移候、於様子者九郎兵衛殿へ大方御物語申上候間、
聞召可被上候、精者勝采女所（勝者）竊田藤左衛門尉にて言上被申候、為御存
知候、随而到某折々御懇二被 仰聞候段承、忝奉存候、拙者身』躰之儀、
万事一篇二奉頼候間、御口能不及申上候、恐惶謹言、

廣木外記

十一月廿五日

〔花押〕

生三老
進覽

【解説】

廣木外記より道虎に宛てた書状。廣木は在上方。道虎は在佐賀か。
上方詰め佐賀家中の様子等を伝える。年次は、鍋島九郎兵衛茂貞
が在世中（元和三年八月ころ歿、25号・112号参照）なので元和二年
以前。文中「兵庫詰」は、142号に兵庫の蔵から天満の蔵への移動が
あったことと関連するか。竊田藤左衛門は、二月三日付（年次未詳）
生三宛勝茂書状（『集』一一、四〇〇号）に、天満算用者の候補と
してあげられている。

144 廣木外記書状（折紙）

（坊五八―三八七九）

追而申上候、今程御氣相何と哉らん承候、是方氣遣申上候、御快氣
之通可被仰聞候、近比是式二候へ共、丹波栗五十進入申候、寸志計
候、将亦申上候、大庭勘左衛門尉主従付之儀、九郎兵衛殿へ精可被
仰候間、被聞召、御返事様子可承候、已上、
一書令啓上候、今程此地何事無御座候条、御心安可被思召候、仍兵庫詰

尚以、扇子二本致進上候、誠御祝儀之御事迄ニ御座候、
改年之御慶猶更不可有休期候、

一其表無相替儀、別而御達者被成御座候通、每便承我等式迄一入目出度
申上候、

一当地弥御静ニ 大殿様・御上様・忠直様・御姫様方・紀州様、取分御

機嫌能被成御座候間、御心安可被思召上候、

一先月廿一日 御姫様御祝言一段御仕合能相澄、何も御大慶可被成御察
候、今度監物様、御供にて、別而被成御辛勞、乍然、『目出度奉存事
に候、

一年内成仁右衛門方へ御加増之刻、於 御前某身上之儀共御懇ニ被 仰

上之通承、扱々忝次第、申上も疎ニ候、尤 御一人を奉頼罷居事候条、

万々不及申上候、

一某宿元へも以御使被成御尋之由申聞、誠過分至極奉存候、猶奉期後喜
候、恐惶謹言、

二月廿日

□□ (花押)

大隈玄蕃

生三様
御小性中

【解説】

大隈玄蕃より鍋島道虎に宛てた書状。大隈は在江戸。道虎は在佐賀。大隈は、105号(寛永元年二月六日)に、勝茂女市婚礼記事に關連して登場する。年次は、市と上杉定勝の婚礼の時のことと考えられるので、寛永元年。なお、在江戸の「御姫様方」の中に、元和九年二月出生の長が含まれるかについては、出生直後に鍋島茂泰の養女となる事が決められているが、長の佐賀への移動が遅れ気味であることから、不明な部分が残る(年月日未詳道虎室宛少将消息へ『十二編』六十、四二八〜四三二頁)。

146 古藤二郎左衛門尉書状 (折紙)

(坊五八―三八八三)

尚以、在郷參候故、御報延引申候、

以上、

貴札致拜見候、柳豊前事、二月廿九日ニ上京被申候、吉野ニ被參候由承
候、依夫延引候かと存候、仍 信州様御用之由候哉、被罷下候者従是可

申上候、年内被仰越候にくしうゆう朝鮮江詔被申候、參候ハ、少成共拙
者所まで渡し候へ之由、留主居之者へ被申越候歟、于今』不參候、今月
中ニ豊前下向可被申候、然後其段可申越候、恐惶謹言、

古藤三郎左衛門尉

三月廿一日

□□(花押)

鍋嶋生三様

貴報

古藤三郎左衛門尉

状(72号)では、田代での参会が提案されている。

147 某書状(切紙)

(坊五八―三九六二)

一、^(編纂)□□三様^(生)

参人々御中

」

【解説】

古藤三郎左衛門尉より道虎に宛てた書状。古藤については、「柳川調興公事之時方長老并ニ松尾七右衛門江御尋被成請答之帳」(東京大学史料編纂所架蔵謄写本、架番号2051.9/108)に、「翌年^(元和七年)之八月九日か古藤三郎左衛門江戸を罷下、豊前此御所丸之儀、御公儀へ得御意候とて三郎左衛門差下候、内々其入用之物をは佐護分右衛門豊前承、京都にて調候、」とあり、柳川調興の家臣であつたことがわかる。柳川調興は、宗対馬家家老。慶長十八年家督。元和二年四月以降豊前守。寛永十二年配流。

本書状では、古藤より道虎に対して、調興の帰国まで勝茂からの漢方薬(「にくしうゆう」とは肉蓯蓉へにくじゆうよう)か)の注文の件について返事を待たれるようにと伝えている。古藤は在対馬か、あるいは在肥前田代の可能性もある。道虎は在佐賀か。元和三年以降、寛永六年以前。正月十一日(年未詳)付道虎宛柳川調興書

已上、
□書啓上申候、然者□□殿御縁重、一昨日□□相濟申、信州様^(勝茂)□州御悦可被成御察候、□□相濟候間、年内御帰国候様ニと被 思食候得共、寒天にて候間、正月[■]過候者、此地御打立可被成と信州様(後欠)

【解説】

某より道虎に宛てた書状。差出人は勝茂とともに在江戸。道虎は在佐賀。年次は、寛永六年以前。

なお、十二月十一日(元和四年)付道虎宛鍋島忠茂書状『集』一、六二八号)の忠茂女の佐賀武雄の鍋島茂綱との縁組みに関する記述には、「娘事、年中寒天ニ候条、正月五日過候は、早々差下可申候、」とある。これは、本書状中の記述と酷似しており、互いに関連するとすれば、本書状は、元和四年末となる可能性もある。

148 茂齋書状(切紙続紙)

「生三様」

(坊五八―三九六四)

方

参人々御中

追而、我等めい在郷へめし置申候、我等事ハいつ罷帰候をも不存候御事にて候、自然之時ハ御心付奉憑候、以上、

年頭之為御祝儀早々外記方被仰付候、将亦御繁盛之御心遣被成、藤兵衛方被差越候、日数共御積り、彼是重々被入御念候段、将亦其上若子様ならハ□□之御祝儀、御料人様にて候ハ、と有御氣遣共まで被成候而、

種々御持候儀、御内方方大かたの御祝にてハ無御座候、次ニ藤兵衛、此地にて御内方御小性中御宿□□まで酒肴共」

「大勢振舞被申候、此等之儀までも御内人被 聞召候て御褒美被成候、御料人様其地へ御越之時分ハ定而 御状ニ可被仰遣候間、不及申上候、又々勝部左京方曲

仕合ニ牢人仕候処、御父子様別而被成御懇候ハ、坊所村へ監物様御知行内ニ被召置候由、左京方委申越候、平性大かたの人にて候に、今度御

心付之儀、忝御事ニ候、■々御芳情ニ御座候間、追而帰参之時分共、御ためらい被成候間、可然様ニ奉憑候、万此方之儀共、外記・藤兵衛方可

被申上候間、不能重筆候、恐惶謹言、

三月十七日

茂齋(花押)

【解説】

茂齋より道虎に宛てた書状。茂齋は、牟田茂齋か。この時は江戸における勝茂の側近と推定される。茂齋は在江戸。道虎は在佐賀。

二月二十二日付(元和九年)道虎宛勝茂書状(『集』一二、四六五号)によると、井上外記が、元和九年二月に監物茂泰から勝茂への使者として派遣されている。また、年末詳二月二十二日付道虎宛勝茂書状(『集』一二、四六九号)によると、木下藤兵衛も、元和九年二月に監物茂泰から勝茂への使者として派遣されている。このことは、この前後の39号・42号・154号でも確認できる。文中「御料人」とは貴人の女子であるが、元和九年とすれば、この時、出生直後に佐賀行きが取り沙汰されているのは、元和九年二月二日出生の長か。井上外記と木下藤兵衛が、在国の茂泰から勝茂への使者として派遣されているので本書状は、元和九年のものである。

149 鍋島忠茂書状(切紙続紙)

(坊五八―三九七五)

追而、信州御氣相、大形御快氣之由承、満足申候、無申及候へ共、いよ／＼御養生無御油断様にあるへく候、／＼、

任幸使用一書候、遠路故互御左右相絶、万々無心許存候、便之節可被仰越候、於此地ハ少篇無相易儀候、我々事切々御前へ罷出、一入仕合能分

に候、諸事可御心安候、仍江戸堪忍様』子之儀、今度添孫兵衛を以、加州(副忠)方被仰聞候ハ、何篇不如意之躰ニて可罷居由二候へ共、被对加州各我等へ御馳走之儀共二候、如此候処、余見苦敷躰にてハめいわくニ存候、何も信州被請御意可然様ニ各御談合尤二候、猶期後便時候、恐々謹言、

鍋半介(鍋忠)

八月十二日(慶長六年)

忠茂(花押)

久市右殿(久納茂俊)

生三

参

【解説】

鍋島忠茂より道虎・久納茂俊に宛てた書状。忠茂は在江戸。道虎等は、在佐賀か。江戸にいる忠茂の逼迫への対応を国許で検討してもらえるように要請している。忠茂の在江戸のことと、半介を名乗っていることから、本書状の年次は慶長六年もしくは慶長七年のいずれかに限定することができる(135号解説参照)。さらに、本書状追而書で、勝茂の「養生」のことが伝えられているが、勝茂は、二月五日(慶長六年)付道虎等宛直茂書状『集』一一、四一六号)において、慶長六年の間は体調不良のため国許におり、年末まで養生

する予定を述べている。勝茂は慶長七年正月からは回復して伏見に参勤している(解題・論説編及川論文参照)、勝茂の養生は、慶長六年の間に限定される。したがって、本書状は、慶長六年に比定できる。また、八月十二日(慶長六年)付道虎宛副島孫兵衛書状(135号)でも、江戸における「半介」の様子を伝えており、本書状と同時を送られたものである。

「久市右」は、久納茂俊『近』八一、三三三頁)。「市右衛門」については、七月七日(慶長十五年)付道虎宛勝茂書状『集』一一、二八三号)に卒去の記事がある。

150 鍋島忠茂書状(折紙)

(坊五八―三九九二)

已上、

一書申入候、然者、田中源右衛門尉事、此中久々江戸相詰申候条、先々此方召よせ、ちと甘させ可申と存候、いかゞ候はんや、御父子へ被得御意、御■ニ可示預候、委敷者此者口上ニ相含候、恐々謹言、

和泉守

十月廿二日

忠茂(印)

生三

まいる
御宿所』

誠候、此由御披露所仰候、恐惶謹言、

愛宕山

威徳院

行口（花押）

（元和六年九）
九月八日

鍋嶋生三尊老

貴報

【解説】

鍋島忠茂より道虎に宛てた書状。長年江戸勤務に従事して来た田中源右衛門尉を、忠茂が自分のもとに召し寄せ休養させようとし、直茂・勝茂父子の了解を得ることを道虎に依頼したもの。田中源右衛門尉は、江戸で忠茂に仕えていたのであろう。直茂・勝茂は在佐賀、忠茂は在蓮池か。

関ヶ原の戦い後に証人として江戸にいた忠茂は、慶長十三年に国許に帰るので、年次の上限は同年になる。直茂が存命中（元和四年六月三日歿）であるので、下限は元和三年となるが、帰国後間もないころであらうか。

【解説】

愛宕山威徳院某より道虎に宛てた書状。愛宕山は現在の愛宕神社（京都市右京区）で、威徳院は愛宕五坊のひとつ。

勝茂の継室菊が出産の折に常灯を寄進し安産が叶ったため、さらに常灯料を寄付することになり、それが届いたことを報せるとともに、灯籠を調備し、神前での祈念を続けることを約し、勝茂への披露を頼んだもの。勝茂は在国していると思われる。年次は、勝茂と菊の婚礼が慶長十年五月十八日であるので同年以降、道虎が歿するのが寛永六年六月一日であるので、その前年の同五年までとなるが、本書状にいう「常灯料壱貫貳百目」については、元和六年と推定される「御立願之次第」（175号）の中にみられることから、本書状も同年と考えられよう。とすれば、本書状にある出産は、元和六年八月三日生まれの伊勢菊のこととならう。なお、本書状と差出人が同

151 愛宕山威徳院某書状（折紙）

（坊五八―三九九七）

尊書令拜見候、然者、（勝茂）信濃守様之御うへ様、（勝茂室岡部氏）御誕生之砌常燈御立願之処

二、御産御平安之由、尤珍重存候、就其、常灯料壱貫貳百目致山着候、則、灯籠急度相調、今月中以吉日を掛可申候、燈明之儀昼夜無消滅様二堅可申』付候、猶以、於 神前御息災・御繁昌之御祈念、長日可奉抽丹

一の書状に89号がある。

153 石井次右衛門尉書状（折紙）

（坊五八―四〇〇三）

已上、

152 某書状（切紙）
（肥前小坡郡）
従牛津、伊佐早町孫介下女一人、三十歳ニ罷成候もの、出船申候御切手
為可被下、舟頭小七郎罷出候、御前能様御調儀奉憑候、為御存候、恐
惶謹言
（勝茂）

（坊五八―四〇〇〇）

卯月廿九日

「」

生三様御内

（捻封墨引）茂右衛門様
参

江平「」

□
（方カ）

【解説】

道虎の臣茂右衛門に宛てた書状であるが、差出人は料紙の欠損により不詳。小城郡牛津より出船する者の切手について、勝茂への調儀を依頼したもの。年次は不詳。道虎が歿する寛永六年六月一日の前年の同五年以前。

一書致啓上候、仍而拙者儀、海上順悪敷候而、去廿日大坂上着申候、
一来月、御普請者飯米凡七百石余入申候、彼米之儀、我等罷着候節御米
船着申候間、請取可申と、勝采女・野中金左衛門尉方へ申談候へ共、
此中五部方米之儀者、御普請飯米ニ相渡、少々銀ニ取かへ、于今御米
少も無御座候、今度罷着候赤米之儀者、五部方と筈ニ無之候、当分手
前ニ銀子御遣方候間、銀ニ取替へ候へて不相叶候条、米にて相渡候儀
不罷成通被申候、』当時飯米無御座候条、先十五日分之米三百四十石余
かい申候而、伏見・御影・飯森三ヶ所へ運送申候事、
一我等罷上候て方御上米ハ送筈、某へ可有御当由候つる間、出入御座有
間敷候、拙者上り前其地より御上せ候御米、いまた無上着も可有之候、
彼筈ニ五部方と無之御米ハ、従此方うけ取申間敷候哉、様子可被仰聞
候事、
一持上申候百匁貫匁銀之内、米代・川船代・栗石代・伏見石下し運賃、
其外小遣料ニ、銀五十貫匁程入申積ニ、何も談合申候間、相残五十貫
匁御借銀返納として、勝采女へ相渡、後藤源左衛門尉へ返納可申由、
被申候事、
一先様御上米之内、銀二成、御借銀御返納方ニ相成候分、勝采女請取被
申候様ニ□々』可被仰遣候、今度相渡候五拾貫匁分御返納之儀も、御

借銀方前段心中不申候間、いかゝ候ハんと被申候へ共、各様任 御書
相渡申候条、申上事候、

一 上かた借銀利足、先様ハ忒わり半ニ可相成由承候、於其分ハ、来年御
普請きそい申、諸手借銀之衆も候ハ、又々利足上り可申かと心中申
候、左様ニ候時ハ、老わり半之利足銀御返納候而、銀子御用之時忒わ
り半之御借銀、いかゝ御算用廻り可申哉と、存上候事、

一 此方当分米之さうは、白ハ三拾一石ニシテ十八匁五六分、赤ハ三拾一
石ニシテ十七匁五六分宛、とらせ申候事、』

一 手前銀子も、やかて遣切可申候間、御談合候て、追々被差上可被下候
事、

何も追々可申上候条、不能書載候、恐惶謹言、

石井次右衛門尉

(元和五年)
十一月廿九日

茂□(花押)

生三様

石又左様 進覧 人々御中

【解説】

石井次右衛門尉より道虎・石又左に宛てた書状。

「御普請」(公儀普請)のための飯米用の米の扱いや、借銀とその

返納等について述べたもの。「御普請」とは、石井次右衛門尉が大坂
に到着したとあるので、大坂城普請であろう。大坂城の公儀普請は、

元和六年三月、寛永元年二月、寛永五年三月にそれぞれ開始されて
いるが、十一月二十三日(元和六年)付道虎等宛多久安順・武雄茂
綱連署書状『集』一四、有田家文書六八号)により、本書状の差出
人である石井次右衛門が普請費用の遣り繰りに当たっていることが知
られ、ここでは元和六年の大坂城普請が妥当といえる。但し、本書
状の年次は、普請の準備状況が述べられていることから、前年の元
和五年といえよう。

なお、三条目以後藤源左衛門尉への借銀返納のことが見えるが、
同人については73号の解説を参照。

154 相良五兵衛書状(折紙)

(坊五八―四〇〇五)

以上、

御本丸 御上様・紀州様 御上様御誕生之御祝儀、又

(勝茂左衛門尉)
(鍋島元茂室鍋島氏)

(鍋島忠臣)
肥前守様へ被為

成候御祝儀、旁為可被仰上、木下藤兵衛・井上外記被成御越候、当地御
仕合之儀共、残所無御座候、於様子ハ、右兩人可被申上候、然者、此中
何角申拵候儀共、弥御無事ニ相澄申候由、御さた共ニ御座候間、御心安

可被思召上候、若替儀も御座候者、(鍋島茂巻)監物様迄時々ニ可申上候、万端此地様子之儀、兩人可被申上候、恐惶謹言、

三月廿一日

茂□(花押)

相良五兵衛

生三様

拜上』

【解説】

相良五兵衛より道虎に宛てた書状。勝茂継室と元茂室の出産の祝儀、および鍋島忠直の肥前守叙任の祝儀に対する返書である。江戸にいる勝茂・元茂に祝儀を伝えるために、国許から木下藤兵衛・井上外記の兩名が使者として派遣されたのであろう。

年次は、「肥前守様へ被為成候御祝儀」が、元和八年十二月の忠直の肥前守叙任を指すと思われることから、翌九年に比定される。同年二月二日には、勝茂女長が生まれており、「御本丸 御上様」の出産とも符合する。

なお、木下藤兵衛が使者として派遣されたことは、39号・42号・148号でも知られる。

155 鍋島信房(永忠)書状(折紙)

(坊五八―四〇〇六)

已上、

嬉野藤三郎事、(勝茂)信州へけい参小姓ニ召置度之由、(深堀)深茂所方我々迄被申越候、於然者、貴所心懸ヲ以、二之丸へけい参小姓ニ罷居候様ニ、取合せ頼存候、尚面前之節可申候、恐々謹言、

七月廿三日

豊入(豊前入道)

永忠(印)』

生三老
まいる

御宿所

【解説】

鍋島信房(豊前入道永忠)より道虎に宛てた書状。嬉野藤三郎を勝茂の小姓とすることの推薦を受けた信房が、道虎に勝茂への口添えを頼んだもの。この時の勝茂の居所は不明ながら、国許では二の丸を居所としていたのであろうか。信房は、勝茂の父直茂の兄で、勝茂にとつては伯父にあたる。年次は、信房が歿する慶長十四年九月十九日以前。

156 槓真悦書状(折紙)

(坊五八―四〇〇七)

猶々、輕微之至ニ御座候へ共、鱈一掛進上仕候、以上、

幸便之条、一書令啓上候、罷下候折節者、色々御念比之段、忝奉存候、仍とみんこすへ被遣候銀子參候由承、我々満足仕候、此地御用等御座候者、可被仰付候、我々』氣相も能御座候間、来春者罷下、万々可申上候、恐惶謹言、

槓真悦

十二月二日

□□(花押)

生三様
参 人々御中

【解説】

槓真悦より道虎に宛てた書状。佐賀を訪れた際の応接に謝意を表すとともに、「とみんこす」への銀子が届いたことを聞き、満足の意を伝えている。「とみんこす」はドミンゴ・フランシスコもしくはドミニコ会のことであろう。年次は不詳ながら、キリスト教関係者に銀子提供が可能だったのは、慶長十八年にキリシタン禁令が出される以前のことであろう。ドミニコ会は、慶長十一年に勝茂に対し、

教会建立の許可を申し入れ、翌年中には鹿島に建設されている『佐賀市史』第一巻、中世六「佐賀とキリシタン」。「とみんこす」への銀子提供は、こうした動きに関係したものであろうか。

157 市川源介書状(折紙)

(坊五八―四〇〇八)

追而申上候、我々宿本御心付之段、母所方被申越候、儲々、御頼敷次第不得申上候、弥々先様ニおいて偏ニ打頼罷居候条、万事御心懸之処、御失念被成間敷候、精ハ^(残カ)齋迄令申候間、定而可被申達候、
く、以上、

幸便之条、令啓上候、仍而、其後然々御左右無御座故、以書状不申上所、存外ニ奉存候、其元相替儀候はんや、御心無元申様候、此表之儀一入御無事候、殊ニ半介様^(鍋島忠茂)御盛ニ御座候、御供衆下々迄無何事候、□^(留カ)以可御心安候、将亦、』御前御仕合共、無残所躰ニて候間、御氣遣有間敷候、細々申上度候へ共、直ニ被申越候条、先以大形之様候、自然相替儀共候者、早々可申上候、恐惶謹言、

市川源介

^(慶長六年カ)
八月十日

「」(花押)

(墨引)

江戸方

生三様
参

【解説】

市川源介より道虎に宛てた書状。市川源介は江戸にいて、勝茂の弟半介（忠茂）の江戸での様子などを伝えている。半介は、慶長六年に証人として江戸に至り（「勝茂公譜考補」『近』一一二、二四一頁）、同七年四月頃に諸大夫成の動きがあり（135号解説参照）、本書の年次は慶長六年の可能性が高い。

158 林斎（関清長）書状（折紙）

（坊五八―四〇〇九）

一書致啓上候、仍而 勝茂様江戸にて可被為召仕御女房衆、先様無之候
ハてハと被思召上候条、くない卿殿被成御談合、五月雨前兩人程御くた
し可被成由候、今度 殿様御上国前ニ、（直茂室右井氏）三之丸御うへさま某被召寄、被
成 御（成）口候、自然江戸々、可被召仕女房衆共御よひ候ハ、有田八右衛（茂成）
門尉殿御料人前御つかひ候女房衆、今ハ唐人町近所へ自由にて居申候を、
貴殿様へ』被成御談合、御左右次第可被差上せ由候、彼女房衆を、今度
可被成御上せ由候、此外ニも今一人御覧合せられ候て、右兩人必雨前ニ
江戸着申候様ニ、可被仰付由候、右兩人ニ相付候て、とし寄たる衆を可

被相副由候、おさいなと方もかるく御（成）口口へき者を御そへ可然由、
御意候、此段くない卿殿御かたへも申上候条、被成御談合、きと御のほ
せ御尤候、恐惶謹言、

三月十一日

（関清長）
林斎清（花押）

生三様

進覧 人々御中

【解説】

林斎（関清長）より道虎に宛てた書状。江戸で勝茂に仕える女房衆を国許から選ぶにあたり、「三之丸御うへさま」の「御意」を道虎に伝えたもの。三之丸は直茂夫婦の居所と思われる、とすれば「三之丸御うへさま」は直茂室の陽泰院であろう。「くない卿」（宮内卿）は、陽泰院付の女中である。勝茂は在江戸か。年次の上限は、勝茂襲封の慶長十二年となる。下限は、林斎が関を名乗るまでとなるが、九月二十一日（元和四年）付道虎宛書状（97号）に、差出人のひとりとして関平兵衛（清長）がみえるので、元和四年以前となる。

159 某書状（切紙続紙）

（坊五八―四〇一四）

〔端裏〕
（切封墨引）

生三老様

貴報 人々御中 一

已上、

改年之御慶、万々目出度申納候、仍、小河四郎兵衛にての貴札、具遂
拝見候、

一直茂様倍被成御平驗、御膳なども、つねのことく御上り候由承、大慶
此上無御座候、

一御父子様被成御談合、三平様へ定成老万石余御知行被遣置、則、村々
（直茂・勝茂）

四郎兵衛二一兩人被相副御引渡候由、三平様被聞召届、御満足共御
悦共、可申上様無之候、誠 勝茂様御手前諸事、御借銀にて被成御調

候へ共、御心能如此御分別、さりとハ寄特成御事二候、就其も 三平
様爰元御堪忍之御覚悟、一篇二相極り申候、幸今兵左衛門尉其許逗留
いたし候条、思召寄無御用捨被仰含候而、可被差上候、左候ハ、弥

御請はつし被成間敷候、

一貴老様被成御隠居、万監物殿へ被仰渡候通、四郎兵衛物語申候、是又
（編島茂泰）

乍案中、御堅慮申も疎二候、然者、執平左殿、監物殿御傍二被仰付候
由承候、兼日平左殿覚悟も、貴老様取分被懸御目候間頼居由、卒度能
者などへも御噂被申候つる、涯分監物殿御懇之やうにと存候、今度御

供無御座由相聞候、何様肝要之御遠慮と存候、成十右殿御供之由申来
候、是も定而此方（後欠）
（成意）

【解説】

某より道虎に宛てた書状。後欠のため差出人は不明。年頭の挨拶
を述べ、道虎からの直茂が「平驗」との報せ、元茂および道虎男茂
泰に関する報せに対する返書。直茂・勝茂・道虎・茂泰は在国許。

元茂および差出人は在江戸か。冒頭の改年の挨拶から、この書状は
正月に認められたものである。二条目に、元茂に一万石の知行が
宛行われたことが述べられているが、「元茂公御年譜」によれば、一
万石の知行宛行は元和三年十二月一日のこととある。これにより、
本書状は元和四年正月に比定される。

また、三条目に道虎の隠居のことがみえるが、元和三年十一月朔
日付で、勝茂が茂泰に対し、道虎の譲渡希望により三八三三石余を
宛行う判物『集』一一、四二二号）を発給しており、これが道虎の
隠居を示すとすれば、本書状の年次が翌元和四年であることを支持
することになる。

ちなみに、証人として江戸にいた元茂は、元和三年正月中に江戸
を出立し帰国している（113号、『集』一三、八五九号、『集』一一、
四〇二号）が、同年七月上旬に江戸へ向かい、八月十九日には江戸

に着いている『近』二一一、三八頁（五四頁）。翌元和四年閏三月には江戸におり（28号）、この間江戸に滞在していたと思われる。

本書状の冒頭に、使者として小河四郎兵衛の名があるが、元和三年と推定される十二月二十八日付道虎宛元茂書状『集』一二、六八六号）に、「小四郎兵衛」が近日中に江戸に到着する旨が記され、正月十三日（元和四年）付道虎宛持永茂成書状『集』一三、九〇四号）に、「小川四郎兵衛」が正月九日に到着した旨が記されており、本書状に関係するものと思われる。

なお、本書状は、次の160号と筆跡が同一に見え、160号は本書状と繋がるのかも知れない（佐賀県立図書館「古文書・古記録・古典籍データベース」では、本書状を甲斐弥左衛門尉書状としている）。とすれば、日付は正月十六日、差出人は甲斐弥左衛門尉となる。但し、直接は繋がらず、繋がるとすれば間に一紙以上を挟むことになる。

160 甲斐弥左衛門尉書状（切紙）
（坊五八―四〇一五）

（前欠）条、御他見被成間敷候、猶諸慶永日中可申上候、恐惶謹言、

甲斐弥左衛門尉

正月十六日

茂（花押）

【解説】

甲斐弥左衛門尉より某に宛てた書状。文面の大部分は欠けており、最後の部分を残すのみであるが、159号と筆跡が同一に見え、本書状と繋がるのかも知れない（佐賀県立図書館「古文書・古記録・古典籍データベース」では、159号を甲斐弥左衛門尉書状としている）。但し、直接は繋がらず、繋がるとすれば間に一紙以上を挟むことになる。

繋がると仮定した場合、本書状の年次は元和四年、宛所は道虎となるが、正月十三日（元和四年）付道虎宛持永茂成書状『集』一三、九〇四号）に、正月九日に到着した使者の小川四郎兵衛が、道虎からの書状を携行した旨が述べられており、これを受けて右の持永茂成書状および本書状が認められたとみることが可能である。

161 某書状（切紙）
（坊五八―四〇一六）

生三様

貴報 人々御中」

以上、

改年之御慶、目出度申納候、

一旧冬、直茂様以外被成御煩候得共、少々被得御験気候由、勝茂様・泉州様・三平様被聞召上、御太慶此上無御座候、誠我等式迄上下御悦申上も疎二候、其後之御吉左右折角被成御待候、
一 おつるさま輒被成御瘡、殊翁介様・おいちさま・せんくま様、今度者御瘡瘡不（後欠）

【解説】

江戸から国許の道虎に宛てた書状。差出は江戸詰め勝茂側近の誰かと考えられるが、後欠であり、端裏にも署名は見えない。

旧年中に直茂が病気に罹ったが小康を得たことを在江戸の勝茂・忠茂・元茂が喜んでいること、また国許の勝茂女鶴が瘡瘡に罹ったがたやすく快気を得たこと、勝茂嫡男の忠直などは瘡瘡には罹らなかったこと、「せんくま」（直澄、元和元年十一月十二日生）がすでに生まれていることが分かる。従って、本書状は元和二年から直茂死没の元和四年の年年初に限定できるが、そのうち元和四年正月は勝茂が在国なので元和二年と三年のどちらかとなる。

本書状に言及される直茂の病気と鶴の瘡瘡の件は、十二月二十八日付道虎宛勝茂書状（『集』一一、三九三号）と状況が合う。この書状は元和元年のものと考えられるので（解題・論説編及川論文参照）、本書状はそれから年の明けた元和二年と比定しておく。

ところで、本書状は佐賀県立図書館「古文書・古記録・古典籍データベース」では「甲斐弥左衛門尉書状」とされる。たしかに160号・162号二通の甲斐弥左衛門尉の前欠書状と写真を見比べると筆跡は一致するようにも思われるが、確証はないので本書状の文書名は「某書状」としておく。

162 甲斐弥左衛門尉書状（切紙続紙）

（坊五八―四〇一七）

（前欠）「（書状被仰）」以「遣候条、不具候、

一源兵衛其地逗留仕候儀、無私曲御理り被遊分、御前にも別而御心付之段、懇ニ申聞候、乍勿論於吾等辱次第二候、
一三平様立戻り之御帰国可被成儀、本上州其外土大炊殿・酒雅楽殿彼御三人へも、直茂様旧冬始時分きぶくと御煩被成、少御快気之様ニ申来候、夫ニ付而、三平様国元御逗留六十日程ニ御暇被下候やうニ、
上様へ御取成可被成儀、色々被成御頼候条、必相澄可申候、猶奉期後便候、恐惶謹言、

甲斐弥左衛門尉

（元和二年）
正月七日

茂（花押）

【解説】

江戸の甲斐弥左衛門尉から国許に向けて出された書状(前欠)で、宛所は道虎と考えられる。

最後の一つ書には、「三平様立戻り御帰国可被成儀」とあり、三平(鍋島元茂)の一時帰国について、本多正純などを通じて暇を申請し、必ず実現するであろうことを報じている。元茂の慶長十九年の参勤後、「三平」を名乗っている間(元和五年末に従五位下紀伊守)で国許に帰るのは元和三年のことである。この時は正月十二日に帰国賜暇があったことが分かっており(正月十二日付道虎宛鍋島茂泰書状、『集』一三六、八五九号)、本書状の状況とも合う。従って本書状の年次は元和三年となる。

163 多久家久(安順)・鍋島道虎連署書状案(豎紙) (坊七九二七八)

一案書
(端巻)
(閑室元佑)

円光寺

尊報

多久長門守
(家久)
生三

正月廿五日之尊書、并小河四郎兵衛二而御口上之趣、加賀守至親子、具申聞せ候処二、(本多正純)本上州様過日奉頼被罷居候首尾、乍案中御頼敷儀、誠に深重忝被存候、其二付、頼而長門守差上せ被申候条、其節悉皆以尊顔可申上候間、不能重筆候、恐惶、

(慶長十七年)
二月十九日

多久長門守

案書

円光寺

尊報

生三

【解説】

佐賀の道虎・多久家久(安順)から閑室元佑(円光寺)に宛てた書状の案文。在国の直茂・勝茂父子が家康側近の本多正純への取り成しについて元佑に感謝していることが記される。また「頼而長門守差上せ」とあることから、二月十九日時点で多久安順は在国で、その後まもなく参府する予定であることが分かる。

多久安順は慶長十三年頃から「多久長門守」を名乗るが、慶長十二年六月頃はいまだ「龍造寺与兵衛」(『集』一四、有田家文書一二号)である。また閑室元佑は慶長十七年五月二十日寂なので、本書状の年次は慶長十三年から同十七年までとなる。

「勝茂公譜考補」によると、慶長十七年の岡本大八事件について、駿府詰の小川四郎兵衛が使者として国許に遣わされ、閑室元佑の二十二日付の鍋島直茂・同勝茂宛、正月二十五日付の多久安順・鍋島道虎宛二通の書状がもたらされた(『近』一一六、二七九〜二八二頁)。後者が本書状にいう「正月廿五日之尊書」に当たる。従って、本書

状の年次は慶長十七年と考えられる。

また「水江事略」では、岡本大人事件への対応のために、安順の駿府派遣が二月に決まり、三月上旬大坂着、四月一日駿府着、翌二日に家康に謁見し、家康を憚って「家久」の名を「安順」と改めたとされる。慶長十七年のものと考えられる二月二十六日付道虎宛多
久家久（安順）書状『集』一四、八二三号）では、この日に佐賀を
発つたことが、三月十八日付道虎宛勝屋采女佑書状『集』一三、八
九六号）では、三月十三日に伏見についたことが分かり、「水江事略」
の記述が裏付けられる。これは「頓而長門守差上せ」という本書状
の状況とも合致する。

164 鍋島道虎覚書（堅紙）

覚

（坊七九二七九）

一 銀十貫目、此方々さしのほせ申候、
一 銀十貫目、木下平左衛門尉方可有御請取事、
一 博多酒十樽、但、老斗五升入、并、海月大樽五つ、今度指上せ申候、
右、懇二御披露頼入候、以上、

慶八

六月十一日

生三（花押）

久納茂俊
久市右殿

まいる

【解説】

上方に送った銀子などに関して、国許の道虎より久納茂俊に宛てた覚書。花押は抹消されている。

慶長八年は七月二十八日に秀頼の祝言あり（『十二編』一、慶長八年七月二十八日条）。勝茂は五月には上洛しており、八月中旬には下国の積もりで廻船を国許に指示している（五月十二日付道虎宛勝茂書状、『集』一一、二二〇号）。本覚書はこの上洛中の進物に関わるものか。その後勝茂は煩い、十月の家康江戸下向まで伏見に詰める（十月三日付道虎宛勝茂書状、『集』一一、二二二号）。

165 鍋島道虎覚書案（堅紙）

（坊七九二八〇）

田雑織部切米三十石、勝三郎可差遣之由、被 仰出候、先様可被抽御奉
公事、尤肝要候也、

慶長十八年
十一月十日

生三

田雑勝三郎とのへ

【解説】

道虎より田雑勝三郎に宛てた覚書の案文。居所は両者とも国許か。

田雑織部は田雑大隅長広次男の頼広、子には玄蕃允長頼・又左衛門利頼がいる(『近』八一―、五六九頁)が、勝三郎は所見なし。田雑家は元有馬家中、天正十二年に田雑大隅が直茂に属する。「梶取田雑織部」また船手としての活動に対し、四月二十八日付田雑大隅・同五郎右衛門・同織部宛直茂感状がある(「御書物其外書附類」『近』八一―、一七六頁、『近』八一―、二二五頁、「中野神右衛門清明年譜」『近』八一―、六七〇頁)。

166 鍋島道虎書状案(切紙)

(坊七九二八二)

一書令啓上候、主水殿御下向之刻者、御気相も能御座候而、何も満足申候処ニ、又煩さいほつ仕、一昨夜相終被申候、言語ニ断たる儀ニ候、打続如此之儀、(直茂夫妻) 賀州御夫婦御膝氣可被成御察候、其許之儀も察申候、恐惶謹言、

生三

道泉

(慶長十五年)
八月十日

(多久茂書)
多凶書様

(大田茂藏)
大弾右様

参

【解説】

国許の道虎より多久茂富・大田茂歳に宛てた書状の案文。

文中に死去が報じられる「主水殿」は鍋島(横岳)茂里で、慶長十五年八月八日歿(「葉隠聞書校補」、『近』八一―、一七五頁)。「勝茂公譜考補」(『近』一一二、二七〇頁)に慶長十五年死去の顛末がある。多久茂富は、慶長十五年八月は尾張名古屋城普請に出役しており(及川亘「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」、小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院ブックスレット、二〇一九年)、佐賀から名古屋に向けて発せられた書状ということになる。

167 鍋島道虎書状案(折紙)

(坊七九二八三)

追而猶々、此走者此地久罷居候ニ付、娘一人縁ニ付候へ共、引離候て相渡申候、

走者之儀ニ付て、預尊札令拝見候、仍御領中御百姓善五郎口候而、此方領舩久(肥前佐賀郡)「二有之由、被仰聞候間、則相改、御使ニ差渡申候、猶以

おやこ六人

右之走者

慶長十年此方参、ほと久敷事候へ共、相口之儀候間、謹相渡申候、
此表於御用之儀小、不可存疎意候、恐惶謹言、

鍋生三

後三月十八日

道虎(花押)

小河内蔵允様(之直)
黒田美作守様(二成)
桐山丹波守様(信行)
井上周防守様(之房)

御報』

【解説】

国許の道虎より黒田家重臣の小河之直等に宛てた書状の案文。走り者返還に関するもの。日付の閏三月は慶長四年・元和四年が考えられるが、文中「慶長十年此方参」とあるので、本書状の年次は元和四年となる。

返還の対象となっている善五郎については、本書状の宛所となっている四人から閏三月十三日付の書状『集』一三、一〇二二号)で道虎に対して返還が依頼され、閏三月二十二日付の書状『集』一三、一〇二二号)では返還に対する謝礼と、すでに鍋島家領で縁付いた善五郎娘は留め置いたことが述べられる。

168 鍋島道虎書状(折紙)

(坊七九二八五)

就 御意預御状、拜見得其意申候、仍於五社、爰元之校量次第、御家御武運御長久之御精誠申上候様ニと被仰聞、尤ニ心得上申候、さい将殿よりも、其段細々被仰下候条、則 陽泰院様へ其段請 御意申候処ニ、弥可然被 思食上候条、先廉而今月二日より於 御本丸泰長院申請、真読之大般若遊させ申候、又 加州様御時よりの御吉例ニ御座候間、』会下之長老衆にて万部之御経、寺々ニ而同二日より初させ申候、大分之御祈禱ニ御座候之条、来年二月可被御成就由、 芳林様より被仰渡候、尤御祈禱之意起、他方ニ不相知様可仕候、此旨可然様可預御披露候、恐々謹言、

十一月二日

道虎(花押)

勝屋勘右衛門尉殿(茂巻)

関平兵衛尉殿(清長)

【解説】

国許の道虎より江戸の勝屋茂為・関清長に宛てた書状。道虎の元

169 鍋島道虎注文案（折紙）

（坊七九二八六）

に戻ってきて残されたものか、案文に控えとして花押を据えたものかは判然としない。

注文

一はかま 二つ

江戸の勝茂より五社で武運長久の祈禱を行うよう指示があったこ

一御入湯桶 一つ

とに対する返書。十一月二日より本丸において泰長院に真読大般若

一御行水桶 二つ

経を、各寺々では万部経を始めさせたことなどが伝えられる。また

一かいけ 四つ

祈禱は翌年の二月に成就すべきこと、祈禱について他所に知られな

一手桶 二つ

いようにすべきことなど勝茂母陽泰院の意向も記される。176号（十

一ひしやく 六つ

一月二日付の追而の状）の本状と考えられる。五社は千栗・川上・

一水こし 一つ

与賀・本庄・白山八幡、176号の解説参照。

一半切 二つ

元和八年と年次比定できる十二月三日付道虎宛勝茂書状『集』一

一水樽 二か

二、四六三号）に、「十一月二日之三通」が江戸に届いたことが記さ

一やきばら 十ヲ

れており、本書状の内容とも一致するので、本書状の年次は元和八

一味噌樽 二つ

年である。また元和八年十一月二日付の勝茂の祈禱願文案も残され

一塩 五俵』

ており（1号）、これと本書状・176号の三通が「十一月二日之三通」

一しやうゆふ 一樽

に該当することになる。

一炮 五十

なお、もう一通十一月二日付関清長宛道虎書状『集』二二、補五

一塩鯛 十ヲ

号）があるが、これについては1号の解説参照。

右之前、（同部様所）内膳様御台所へ被成御渡候て可被下候、已上、

鍋島生三

（元和六年）
九月廿四日

道虎（花押）

神戸善兵衛様
参

【解説】

国許の道虎より岡部家中の神戸善兵衛に宛てた岡部長盛への進物の注文。

勝茂の舅である丹波亀山城主岡部長盛は、元和六年に筑後柳川城主田中忠政死後の田中家改易にともなう柳川城接収に加番したが、本注文は鍋島家から在番中の岡部家中に炭・薪など見舞いの品を贈ったことが知られる（十二月二十三日付道虎宛岡部長盛書状、『集』一三、九六一号など）。本注文もこの時のものだろう。

本注文と同日付の道虎注文（『集』一三、八四六号）があり、「はかま・ひしやく・水こし・水樽・やきばら・しょうゆふ・鮑・塩鯛」の物品が一致する（但し水樽は一荷のみ）。こちらは後筆で岡部長盛の請取が書き込まれた複合文書であり、本注文はその案文で、実際に岡部側に送られたのは八四六号の方であろうか。

また本注文とほぼ同文の道虎注文案（『集』二一、補六号）もある。こちらは本注文の「内膳様御台所へ」が「甲州様御台所へ乍御六借」になっている他は、すべて同内容で道虎の花押もある。宛所は神戸

善兵衛尉となっているが、「甲州様」は柳川城接収に加番した中では松平（久松）忠良が知られるので、これと混同したものと思われる。なお本注文は『十二編』元和六年八月七日条（田中家改易の条）に未収録。

170 鍋島道虎覚書／神戸善兵衛請取状（折紙）（坊七九二八七）

覚

- 一 炭式荷 岡部助右衛門尉様
- 一 同式荷 岡部市郎右衛門尉様
- 一 同式荷 小長谷太郎右衛門尉様
- 一 同式荷 大塚三太夫様
- 一 同式荷 井手九右衛門尉様
- 一 同式荷 神戸善兵衛様

已上、

十二月廿三日 （元和六年） 生三（花押）

（異筆）「右之分、各へ慥ニ相渡申候、具二ハ書状ニ申上候、能々御披露奉頼入候、」

以上、

神戸善兵衛

(元和六年)
十二月廿三日

□□(花押)

鍋島生三様御内

(志茂)
しわ勘左衛門殿

【解説】

国許の道虎等より岡部家中に贈った炭の覚書と、岡部家中の神戸善兵衛請取状の複合文書。169号の文書と同様、元和六年の柳川城接収の際のものと考えられる。

171 鍋島道虎書状(折紙)

(坊七九二八八)

已上、

一書令啓達候、仍被 仰下候植木(種)なき五本・もつこ(木解)く五本・紅之山茶式本、高木権兵衛尉・大串雅楽助へ申付、桶ニ念を入うへさせ、船本差下候折節、吉嶋五郎左衛門尉船ニ乗かね候とて、桶方取いだしひたはだニ乗為申由承候、如此候ても木いたみ不申候へハ、可然事ニ候、若此木か
れ候共、某無念ニ不申付候、』於様子者、長兵衛尉細醉(母)為存事ニ候間、不
及口能候、恐々謹言、

生三

極月廿六日

道虎(花押)

関平兵衛殿

(清長)
まいる

【解説】

道虎より関清長に宛てた書状。ともに居所は佐賀と考えられる。勝茂の指示により植える植木の運送に関するもの。高木権兵衛尉は勝茂の代に鍋島茂綱屋敷の北の川端の並木に杉を植栽した際の奉行を勤めたことが知られる(『近』八―三、六三六頁・七三七頁)。

172 鍋島道虎書状案(折紙)

(坊七九二八九)

一書致啓上候、仍福地山(丹波天田郡) 御城御拝領ニ付而、信濃守所方(勝茂)以使者被申上候条、乍御次而、為御祝儀、御太刀一腰・御馬代銀子壹枚致進上候、誠慮外之式ニ候へ共、御祝言之驗迄ニ御座候、此由可然様可預御披露候、恐々謹言、

鍋島生三

(元和七年)
九月十八日

道虎

神戸善兵衛殿

【解説】

在国許の道虎より岡部家中の神戸善兵衛に宛てた書状案。岡部長盛が福知山城を拝領したことを祝い、長盛に然るべく披露をしてくれるよう依頼している。

長盛の福知山城拝領が元和七年八月であるため（寛政譜）、年次は元和七年に確定できる。なお、十月八日（元和七年）付長盛書状（『集』一三、九七五号）には「福地罷移候為御祝儀、御太刀馬代銀子老枚被懸御意候、別而忝存候」とあり、当該書状で触れられている道虎からの祝儀への礼として長盛が発給したものだと考えられる。

173 鍋島道虎覚書（切紙続紙）

（坊七九二九一）

銀式匁 大百助殿

同 今泉橋左衛門尉

同 小川四郎兵衛尉

同 志波傳左衛門尉

同 小田村源右衛門尉

同 石川右衛門助

同 河波橋右衛門尉

同 中野次兵衛尉

同 松崎仁右衛門尉

同 玄朝

同 久地井弥右衛門尉

同 今泉兵左衛門尉

同 堤橋之丞

同 綾部八左衛門尉

同 大田弥八左衛門尉

同 馬場理兵衛尉

同 吉原小左衛門尉

同 藤嶋外記

同 山田清右衛門尉

同 平川才右衛門尉

同 利卜

同 長斎

同 土肥源太良

同 松坂藤七良

同 今泉内記

同 元阿弥

同 永澤羽右衛門尉

同 藤嶋惣次良

同 福地長左衛門尉

同 田中知八(2)

同 石川久七良

同 横田長八良

同 野口長五良

右合銀子六十六匁、誠輕少之至恥入存候へとも、各被成寄合、一御遊

山のため進入申候、何も弥八左衛門尉口上ニ申候間、定而可被相送候、

已上、

極月廿二日 生三

銀子五匁 三位卿殿

同三匁 御つほね

同二匁 おみや

右銀子拾匁、誠けいひ(輕微)の儀ニ候へとも、御音信計ニ進之候へく候、已

上、

大田弥八左衛門尉殿

まごる

右之外ニ銀子三匁有、

口上、

【解説】

道虎より大田弥八左衛門尉に宛てた覚書。大百助以下三十三人が

二匁ずつ差し出した銀を道虎が集約した上で「御遊山」のための経

費として進上する旨が書かれる。「御遊山」する主体は勝茂もしくは

元茂であろうか。また、三位卿（三位局）以下三名から集めた銀は

「御音信」として進上する旨や、末尾には上記の銀以外に三匁を口

上という形で進上する旨も書かれる。大田弥八左衛門尉は不詳だが、

鍋島家中と考えてよい。

年次の上限は不明。年次の下限は、道虎の歿年から寛永五年。

174

鍋島道虎覚書（堅紙）

（坊五八―三七二二）

御伊勢江芳林様御夢見違(關泰院 直茂室右井氏) 三之丸ヨリ御立願之覚

一 銀子 拾仁匁(關泰院)

一 銀子 拾仁匁(勝茂室岡部氏)

一 銀子 拾仁匁(勝茂)

一 銀子 拾仁匁(武雄及綱室鍋島氏)

一 銀子 拾仁匁(武雄)

一 銀子 拾仁匁

一 銀子 拾仁匁

一 銀子 拾仁匁

已上、

元和六年

八月十一日

生三(印)

寿浄坊

参

- 一 勝尾寺荒神へ参銭老貫式文ノ代、桜下坊迄玄能院遣候、
- 一 銀子拾九匁式分 返事并銀請取管取候而可然候、

【解説】

道虎より寿浄坊に宛てた覚書。伊勢・愛宕に対する夢違(ゆめちがえ)。悪い夢を見た時、それが正夢となって災難が来ないように、まじないをすること。ゆめちがい。『日国』・立願のために直茂室・勝茂室・武雄茂綱室が献じた銀子を書き上げている。寿浄坊の詳細は不明であるが、伊勢・愛宕への祈祷を仲介する僧侶であると思われる(175号の宛名の「樹上坊」と同一人物の可能性もある)。また、勝尾寺荒神への賽銭を桜下坊まで玄能院を介して遣わしたので、その返事と受取の筈(証明書)をもらうようにとも指示している。

なお、茂綱室は「永田大蔵大夫純家女、直茂養女也、後妻和泉守忠茂女、勝茂公養女」(『近』八一、一五二頁)であるが、茂綱と忠茂女の祝言は元和五年四月であるため(『集』一一、四二七号)、ここでは鍋島忠茂女を指す。

175 鍋島道虎覚書(竖紙)

御立願之次第

(坊五八―三七一三)

一 愛宕山へ定燈之代

銀子老貫式百目

但、(勝茂)信州来年為御役違

一 伊勢太神宮へ大神楽為御立願

銀子老貫式百目

但、信州来年為御役違

一 愛宕山へ定燈為御立願代

銀子老貫式百目

但、今度御本丸様御誕生之砌、御機色ニ付、御立願、(勝茂室副氏)

樹上坊

一 銀子百五十目

主従三人

但、往来路銀・駄賃・船賃迄ニ凡積リニシテ、

一 銀子百目 但、燈燭為代、口上、立聞

右何も口上、

(元和六年カ)

八月十一日

生三(印)

樹上坊

参

【解説】

国許の道虎より樹上坊に宛てた覚書。愛宕・伊勢への立願の代銀などが書き上げられている。樹上坊の詳細は不明だが、伊勢・愛宕への祈禱を仲介する僧侶と思われる(174号の宛名の「寿浄坊」と同一人物の可能性もある)。

立願の名目である勝茂の「来年」の「役違」とは、勝茂の厄除けを指しているか。また、文中の「立聞」についても詳細は不明であるが、正月十三日(元和三年カ)付道虎覚書(『集』一二、補四号)には、「立聞銀返納」とあり、関連するか。

文中の「御本丸様御誕生」は、勝茂と室高源院の子女の誕生を指すと考えられる。元和六年八月三日に女子が誕生しており(八月二十九日(元和六年)付道虎・鍋島貞村宛鍋島元茂書状(『集』一二、七一号)、これと近い)、本書状の年次は元和六年カとしておく。なお、元和六年であった場合、勝茂は翌元和七年に四十二歳であって、いわゆる厄年に当たり、前述の「厄」除けと対応する。

176 鍋島道虎書状(折紙) (坊五八―三七―四)

猶々申上候、於五社御祈禱之由候つれ共、前々よりケ様之御祈禱二八七社二而なさるゝの由、(直茂室右井氏)陽泰院様御意候条、愛宕・御伊勢・千栗・川上・与賀・本庄・当社八幡、右七社二をひて御精誠之儀、陽泰院様致御談

合申上候事二候、御祈禱御人数為』御披見、従三之丸被成御越候、此由可有御申候、恐々謹言、

(元和八年)霜月二日 生三 道虎(花押)

(茂巻)勝屋勘右衛門尉殿
(清長)関平兵衛尉殿

【解説】

国許の道虎より江戸の勝屋茂為・関清長に宛てた書状。日付・差出・宛名・内容から、168号の追而の状である。168号では、五社での祈禱が話題となっているが、本書状では、先例に依じて七社の祈禱が適当であるとの直茂室の意向が述べられており、道虎はこのことを勝茂に上申するように茂為らに指示している。

年次は、168号と同じ元和八年(168号解説参照)。

なお、祈禱の依頼先の諸社については、以下の通り(いずれも出典は『日本歴史地名大系 佐賀県』)。

・千栗…千栗八幡宮。現北茂安町大字白壁字千栗。もと肥前国一の宮で旧国幣小社。
・川上…河上神社。現大和町大字川上。旧県社。

鍋島道虎覚書（折紙）

覚

（坊五八―三七一五）

・与賀…与賀神社。現佐賀市与賀町。旧県社。
 ・本庄…本庄神社。現佐賀市本庄町大字本庄字西寺小路。
 ・当社八幡…童造寺八幡宮。佐賀市白山。慶長期に童造寺村より佐賀城下の白山町に移され、地名にちなんで白山八幡宮と称した。
 なお、四月六日（元和四年）付道虎宛鍋島元茂書状（『集』一一、六九〇号）では、「与賀・本庄・河上・千栗・白山八幡」へ寄進がなされている。

- 一 銀五貫目 三浦四郎右殿
- 一 同五貫目 右同人
- 一 同仁貫目 右同人
- 一 同仁貫仁百九拾三匁四分 千布左衛門尉納、
- 一 同仁貫仁百九拾老匁五分 右同人納、
- 一 同三百目 右同人納、
- 一 同老貫百六拾七匁三分 井上藤太左衛門尉
- 一 同老貫五百目 堤惣兵衛納、

高嶋主膳へ渡、但、初之代、元和仁年、

- 一 同四百三拾九匁六分 右同人納、
- 一 同老貫四百九拾九匁 右同人納、
- 一 同老貫百仁拾三匁仁分 野中内記納、
- 但、米之代、犬塚忠右衛門尉存二而、木原武藤百性中へ被成御借シ申候、元
（肥前佐賀郡）
 和三年正月廿三日、
- 一 銀六百九匁四分 玄能院方返納、
- 一 同四貫五百拾五匁 河副太郎兵衛
 高嶋与三右衛門尉
- 右合銀仁拾七貫七百三拾八匁四分

元和仁年

卯月三日（花押）

- 一 同老貫一貫四百九十匁六分 千布右衛門尉納、
- 但、初之代、高嶋主膳へ渡、元和仁年、
- 一 銀一貫七百廿六文め四分 藤太左衛門尉納、
（井上）
- 右合銀三十貫九百五十五匁四分

【解説】

道虎の覚書。花押は本書掲載の道虎のものと同じであるため、道虎のものと考えられる。本覚書は、正月十三日（元和三年カ）付道虎覚書（『集』一一、補遺坊所四号）と内容が酷似する。千布右衛門

尉と藤太左衛門尉はどちらの覚書にも登場する。なお、「木原」は木原村（現佐賀市北川副町大字木原）であり、「武藤」は木原村の集落である。

178 鍋島道虎書状案（折紙）

（坊五八―三七三〇）

御状拝見忝候、仍高来表（龍前）へ人数差出被申之由、其聞候哉、有馬左衛門尉（直純）太輔（マ）国替依被 仰付、彼居城從此方請取申候而、御番可相懃之旨就被 仰聞、被致其格護候、御書面之通、申聞候間、念為之由被申事候、猶御使者被申宣候条、不能詳候、恐惶謹言、

鍋生三

（花押）

卯月廿五日
（慶長十九年）

使者小古瀬市左衛門尉

小郷内蔵允様

御報

【解説】

道虎から某へ宛てた書状案。宛名は「郷」に抹消記号が付されて

おり、黒田家重臣小河之直の可能性が考えられる。有馬直純（直純父晴信が左衛門大夫であったことと混同したためか、「左衛門尉太輔」となっている）の慶長十九年七月の日野江から日向延岡への国替に関わって、直純の居城を鍋島家が請取り、番を務めることなどを述べる。之直に宛てられたとすれば、近隣の大名である黒田家に本件を「念為」に伝えるための書状ということになる。なお、直純の居城請取と番は、在江戸中であつた勝茂ではなく、国許の直茂が指揮した（解題・論説編及川論文参照）。

以上の内容から、本書状の年次は慶長十九年である。

179 某覚書（切紙続紙）

（坊五八―三九三三）

一高麗御陣御備立御馬廻之内、

鍋嶋新左衛門 城原衆（龍巻）

鍋嶋生三 蓮池衆

両組

右之通相見え候事、

一文禄元年十月中旬、咸興（ハミガシ）ニ而漢南人数万取掛候節、生三御名相見え候

事、

一晋州牧司將軍御責之時、途中ニ而伏兵起り候時、生三被相働、秀嶋（チユンシウモクン）

九郎兵衛、首を取候而、生三江入御覽候由、相見え申候事、

一関ヶ原へハ御出陣無之様ニ相見え申候事、

一柳川陣之節、都合十三段御備之内、九番ニ被相備候由、

此節、生三馬印丸瓢箪黒塗、白犀之毛をゆりかけたる物之由、

右、此方控荒々相改候処、見当申候故、書付申候、以上、

五月廿六日

【解説】

道虎の参陣の履歴を書き上げた覚書。「此方控」を元に作成されたものであり、道虎の歿後に作成されたものか。

180 某覚書（竖紙）

（坊五八―三九三九）

春徳院梅養妙香大姉

行年

後陽成院御宇、持明院。基孝（道虎弟）女。慶長十四年己酉年卯月十一日、撰州於（長橋局姪為勝茂養、正一位中納言）

天満宅、為勝茂公有嫁娶礼、其後、

征夷大將軍家康公、岡部内膳正忠感女（長盛）為勝茂公養、嫁娶依有礼、依仰、

以再道虎嫁、

長江院繁室一貞大姉

行年

圓融院花嶽貞春大姉

行年

鍋嶋清良室多久氏
鍋嶋安芸平茂賢女
多久美作藤原茂辰女

【解説】

道虎・道虎男茂泰・茂泰男清良の室を書き上げた覚書。作成者・作成年次は不明。

本覚書によれば、道虎室は、持明院基孝女（養女）「長橋局」（養女）藤原基子の姪であり、慶長十四年に勝茂に嫁いだものの、のちに岡部長盛女と勝茂が婚姻したため、道虎に嫁いだとある。しかし、勝茂と高源院（岡部長盛女、家康養女）の婚礼は、慶長十年五月十八日に伏見で行われており（『近』一―一六、二四九―二五〇頁）、前後関係に誤りがあるといえ、右の履歴についても事実誤認を含んでいる可能性がある。とはいえ、道虎室の出自が持明院基孝に関係することを示唆している点は、興味深い。

181 黒田利則書状（折紙）

（坊七九一一五）

以上、

御状拝見申候、御家中原二郎左衛門尉殿下人走、当国石釜村二居由、則（筑前早良郡）

申付、御使へ相口口生ハ石釜口口（養女）「之由候へ共、不及口能差返候、

当国へハ逃遁之御用候間、如此候、何も追々相応儀可承候、恐々謹言、

慶十六

養心（黒田利則）

卯月朔日

〔花押〕

生三様

まいる

御返報

【解説】

福岡藩重臣黒田利則より道虎に宛てた書状。鍋島家中の原二郎左衛門尉下人を返還する旨が述べられている。利則は在筑前、道虎は在国許であろう。

《終》

✦ 解題・論說編 ✦

解題

小宮 木代良

坊所鍋島家文書について

坊所鍋島家文書は、佐賀藩の上級家臣で「家老家」の家格をもつ鍋島周防家に伝来し、現在、佐賀県立図書館に所蔵されている。鍋島周防家の知行地が肥前養父郡坊所を中心としたものであるため、他の鍋島を名乗る家の文書と区別するため坊所鍋島家文書と呼ばれている。全体の数量は五二〇〇点（佐賀県立図書館「古文書・古記録・古典籍データベース」内解題）とされるが、このうち、近世初期の文書の多さが特徴的である。とくに佐賀藩成立期の慶長から元和期にかけて藩政補佐の中枢にあつた鍋島道虎（生三）関係の書状が多い。

鍋島道虎について

鍋島道虎の経歴については、不明なことが多い。最終的には後述の坊所鍋島家文書全体の「読みなおし」後に確定したいが、ここでは、周辺の二次史料も含めて情報を整理し、現段階での大概を示す。

道虎について、「葉隠聞書校補」では、「（姉川信安の跡を）鍋島周

防守清席三男鍋島伊賀守道席入道生三相続也、慶長十六年三部地物成八百九石七斗六升差上、残物成千八百八拾九石五斗を領、御政務二預り如木の勲功尤多し、」（『近』八一―、三四七頁）、「鍋島生三八周防守清席之三男也、姉川中務太輔信康之家督相続、寛永六年六月死、行年七十七歳、法名生三道席、」（『近』八一―、五四八頁）とある。清虎の二男とする記述（『近』一一―、八一七頁）もある。歿年月日については、「元茂公御年譜」寛永六年の記事（『近』二一一、二二四頁）では、「六月四日 鍋島生三卒去 七十七歳 法名生三」とある。この他、「御家老系図」（鍋島文庫一四一―八）所収の「弘化四年 周防家系図 未十一月」によると、道虎は天文二十二年生まれ、長兄は経直（歿年未詳）、次兄は種巻（元和元年歿）、母は龍造寺家純女とある。

実父清虎は、天正十二年に歿している（前述「御家老系図」・『近』八一―、五四二頁）。姉川氏は神埼郡の姉川城を本拠とした国人領主で

あり、元龜三年姉川信安のとき、龍造寺隆信の命で坊所の領地に移った。

道虎が、姉川信安の跡を相続するまでの経緯として、「葉隠聞書」七九八（栗原荒野編著『校注葉隠』の史料番号による、以下同じ）では、「直茂公下村生運へ御意なされ候、段々年行き、世話する事、心に任せず、誰をがな打任せて置き度しと仰せられ候に付、高楊庵住持御縁と申し、器量にて候間、還俗仰付けられ、御頼みなされ然るべき由申上げ候、合点仕るまじき由仰せられ候に付、御使、某相勤むべくと数十度ひ、申し伏せ候、髪取り候儀は差免され候様にと候て、正三にて御奉公相勤められ、姉川知行下され候なり、」との話を伝えている。高楊庵は本庄村にあった。姉川信安の歿年は不明であるが、天正十二年四月までは姉川家当主として存命していたと思われる（『近』一一一、四八九頁）。したがって、道虎の「還俗」とその後の姉川家相続も、少なくともそれ以降であると考えられる。右の「髪取り」を免ぜられたとの表現に関連して、鍋島周防家に伝わった生三肖像は、剃髪の上に烏帽子をかぶった姿で描かれている（『上峰村史』三三五頁掲載写真、鍋島茂氏所蔵とある）。入道名である「生三」を名乗り続けていることと合わせ、「還俗」ではなく、僧体のまま鍋島氏に出仕したと推測される。なお「道虎」という名前は、一次史料では元和四年のもの（167号）がもつとも早く、慶長十五年八月十日付のもの（166号）では「道泉」と名乗っている。文禄役時の直茂の供勢としての渡海人数覚中にも、「鍋島生三入道道泉」とある

（『近』一一一、一四六頁）。

道虎の実父清虎は、鍋島直茂の祖父清久の長男清泰の長男であり、清久二男清房の子である直茂とは従兄弟の関係になる。本庄の清虎の館は清久以来の館地であったとされる（『近』一〇一二、十三頁、『近』八一、五四一頁、「葉隠聞書」七七二）。

出仕後の道虎の活動を伝える手がかりとして、もつとも早い記事は、天正十八年に不興を買った草野氏の行動を直茂に取りなしたとある「中野由来聞書等」（『近』八一、一九八頁）の記事である。

道虎の隠居については、元和四年正月と推定される道虎宛某書状（159号）に「貴老様被成御隠居、万監物殿へ被仰渡候通」とあり、元和三年十一月朔日付鍋島茂泰宛鍋島勝茂判物（『集』一一、四一二号）では、茂泰に、三八三三石余を「父生三令附属度之由依申、宛行畢」とある。長男の監物茂泰へ家督を譲る動きがあったことがうかがえる。ただし、その後も、道虎は、多くの重要な案件に関わっている。ほとんどの文書は、関ヶ原戦以降のものであり、この期間、基本的に道虎は肥前に在国している。道虎宛の書状のうち、上方や江戸に滞在している鍋島勝茂・鍋島元茂・鍋島忠茂・鍋島忠直等と、その側近の家臣たちからの指示や問い合わせ、また、近隣の領主やその家臣たちとの間の様々なやりとりが多い。「葉隠聞書校補」での「如木（如睦）之勲功」との評価は、平時における勲功の多さをいっている。一方、戦時においても、年次未詳

の某覚書(179号)には、道虎の参陣の履歴について「此方之控」をあらためたところ、①朝鮮出兵において蓮池衆を直茂の馬廻り衆として率いていたこと、②文祿の役の成興道での戦闘に参加していたこと、③朝鮮普州における戦闘に参加していたこと、④関ヶ原戦には参加していないこと、④立花宗茂を攻めた柳川陣では、十三番の備えのうち九番目이었다こと等が記されている。

知行地として、慶長十六年正月十一日付道虎宛鍋島勝茂知行宛行状(『集』一一、二九〇号)では、三根郡に、坊所地頭分四〇八石四斗を中心として一七五〇石の知行(物成知行)高が確認されている。右に示した元和三年十一月朔日付鍋島茂泰宛鍋島勝茂判物では、「坊所之内五ヶ村」以外にも「神埼郡之内九ヶ村」「佐賀郡巨勢之内三ヶ村」が記されている。坊所は、道虎以来続いた坊所鍋島家(鍋島周防家)による知行地支配の中心であった。幕末の万延元年には、同地佐渡神社内に坊所鍋島家九代茂郷により生三明神社が建立されている。

『嘉永七年御目通并公用書控』(古文書研究会〈佐賀〉、二〇〇七)によると、嘉永七年九月二十四日の佐賀藩主鍋島直正同席の同藩御仕組方会議席上において「周防守家書物之御話申上候事、生三入道之御話有之、謀議も有之、英雄と御意」のことがあった。坊所鍋島家伝来の文書について、藩中枢でも当時注目されていたことがうかがえる。天保十一年に作られた「鍋島周防」家文書の写し帳が鍋島文庫に伝来しているが

(鍋島文庫「直茂公御書其外写」等)、天保十四年ころまでに完成したと思われる「勝茂公譜考補」にも、道虎宛を中心とした坊所鍋島家文書が多く引用されている。あるいは、直正の指示により進められた「勝茂公譜考補」作成過程の中で、鍋島周防家伝来史料の調査が進み、近世初期の佐賀藩執政鍋島道虎への関心の高まりがあった可能性がある。

本史料集作成にいたった経緯と今後の見通し

本史料集編者の四名は、東京大学史料編纂所において、『大日本史料第十二編』の編纂を担当してきた。十二編担当室では、近世初期の一次史料の調査を進めてきた。その一環として、一九七二年に坊所鍋島家文書についても、近世初期分を中心とした部分(約一四七〇点)のマイクロ撮影を行い、それを、その後の『大日本史料 第十二編』の各巻の編纂に利用・引用してきた。

この坊所鍋島家文書は、一九七〇年から一九八〇年にかけて、佐賀県立図書館において、佐賀大学名誉教授三好不二雄氏の担当で『佐賀県史料集成』の十一巻・十二巻・十三巻・十四巻・十八巻・二十一巻に、近世初期の文書等一二八〇通余が翻刻され刊行された。この『佐賀県史料集成』版の坊所鍋島家文書は、一九六〇年代に『佐賀県史料集成』に収められた多久家文書と併せて、近世前期の佐賀藩政史研究を精緻化し大きく前進させた。佐賀県立図書館は、その後、坊所鍋島家文書のマイク

口撮影版紙焼本（以下紙焼本）の公開を経て、現在、カラーデジタル画像の公開を「古文書・古記録・古典籍データベース」上において進めている。

その後、史料編纂所十二編担当室においては、佐賀藩初期の一次史料群のうち、とくに大身家臣家に伝来した大量の文書群が、今後の『大日本史料』編纂に必須であるとの認識を持つに到った。一九九〇年代から多久家文書（多久市郷土資料館所蔵）の調査・撮影をすすめるとともに、二〇一四年度より、佐賀県在住の研究者等とともに、多久家文書を読みなおすための共同研究を進めている（①東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点 特定共同研究近世史料領域「佐賀藩家臣多久家史料の研究」研究代表者小宮木代良、二〇一四年度～二〇一五年度、②東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点 特定共同研究近世史料領域「近世初期大名家における大身家臣史料群の研究資源化」研究代表者小宮木代良、二〇一六年度～二〇一七年度、③基盤研究（C）（一般）（二〇一七年度～二〇二〇年度）近世大名家臣家史料の共同分析―多久家史料の読み直し―研究代表者 小宮木代良）。多久家文書の共同研究成果は、近々まとめる予定であるが、その作業の中で、多久家文書と対になる坊所鍋島家文書の読みなおしの必要性が強く認識されるに到った。そこで、佐賀県立図書館郷土資料室の協力を得て、これまでの原本整理データと、『佐賀県史料集成』等における翻刻分、諸種の撮影分データ等を照合し

たところ、整理された分のうち、近世前期の史料については約三〇〇通余が未刊であることを確認した。また、史料の撮影データについて、一九七二年の編纂所撮影マイクロ写真も、かつて公開されていた図書館撮影マイクロ紙焼分も、現在「古文書・古記録・古典籍データベース」上で公開されているデジタルカラー画像も、単独で全点を網羅するものはないことがわかった。

今後、多久家文書の共同研究グループを核としつつ、史料編纂所十二編担当者佐賀県立図書館郷土資料室の協力を進めながら、あらたな研究プロジェクトをたちあげ、未整理分原本も含めた坊所鍋島家文書全体の調査・研究、すなわち「読みなおし」を進めていく準備を進めている。本書では、右の近世初期未刊分のうち、鍋島道虎宛の文書および道虎発給の文書、計一八一通を翻刻、年次比定、人物比定を行い、解説を付した。これは、今後のプロジェクトの出発点として位置づけたい。なお、今回あきらかになった『佐賀県史料集成』未収載道虎宛文書のうち、岡部長盛書状十六通については、すでに『野田市史 資料編 中世2』（野田市史編さん委員会編 二〇〇二年）に、近世に作成された写（「岡部内膳正殿黒田養心并筑前家中其外書状（1）・（2）」佐賀県立図書館寄託「鍋島文庫」015.3/3）を用いて翻刻されており、本史料集には収載しなかった。

翻刻にあたっては、一九七二年撮影のマイクロ写真、県立図書館マイ

クロ紙焼分のコピー、ウェブ公開されているカラーデジタル画像を適宜確認しながら作業を進めた。本来であれば原本の確認が必要であるが、折悪しく新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行により、この間、現地に赴くこともかなわなかった。本書では読めなかった部分（■標記）が若干残されているが、現段階での成果をまずは発信することに意義を見だし、刊行することとした。今後のプロジェクト展開の中で、坊所鍋島家文書原本全体の再調査を進めながら確認していきたい。

最後に、本書の作成にあたり、さまざまなデータベース、参考文献のお世話になった。とりわけ佐賀県立図書館「古文書・古記録・古典籍データベース」及び「人名データベース」は、文書の年次を確定する際には必須の道具となった。絶え間ない「読みなおし」は、多くの先達の積み重ねのうえに成り立つことをあらためて痛感した。本書もその積み重ねのひとつに加えてもらうことを望みたい。

本史料集収載鍋島道虎関係史料の概要

全一八一点のうち、道虎宛の書状等が一六二点、道虎差出のものが一九点である。前者の差出者のうち差出数が比較的多いのは、佐賀藩家臣（持永茂成・甲斐弥左衛門尉・中野茂利・石井茂清・勝屋茂為等）、他

藩の家臣（福岡藩家臣黒田利則・同小河之直等）、寺僧および他家（妙覚院玄純・英彦山増了坊幸教・愛宕山威徳院行祐・伊勢外宮御師橋村正景等）、鍋島家関係の奥女中（三位等）等である。また、個々の通数は少ないが、五島玄雅・松倉重政・田中吉政・柳川調興等、周辺大名等からのものもある。直茂や勝茂からのものはない。しかし、今回の翻刻作業の中で、近世初期の藩主や家臣の動向を確定する上でこれまで解明できなかった事実関係を解決する記述が多く見つかった。詳細は、本文の解説を御覧いただきたい。道虎差出のものは、案文や写しと思われるものもある。本文の解説では、既刊分との関係についても可能な限り述べている。今後の史料群全体を対象とするプロジェクトの進行にともない、再度の読みなおしも必要となってくるだろう。

記事内容の傾向については多様であり、今後の既刊分の再検討と併せて見ていく必要があるが、江戸と国許でやり取りされた書状が中心であるところ、最大の特徴がある。また、福岡藩や柳川藩との間の走人の交換交渉、鍋島一門の宗教者への祈祷依頼、借銀処理等の藩財政に関わる記事が一定の割合を占める。

「坊所鍋島家文書」に見る鍋島勝茂等の慶長・元和期の居所と行動について

及川 亘

佐賀県立図書館所蔵「坊所鍋島家資料」には鍋島道虎(生三)受給・発給の慶長・元和期の文書が一〇〇〇通以上も含まれており、そのかなりの部分が『佐賀県史料集成 古文書編』(以下『集』とする)の一〇一四・一八・二一に収録され、『集』八〇一〇に収録される「多久家文書」とならんで、一次史料としては佐賀藩初期の藩政史研究の基本的な材料となっている。

一方で、「直茂公譜」・「直茂公譜考補」(『佐賀県近世史料』第一編第一卷)、「勝茂公御年譜」・「勝茂公譜考補」(『佐賀県近世史料』第一編第二卷)、「元茂公御年譜」(『佐賀県近世史料』第二編第一卷)等の編纂史料は佐賀藩初期の当主等の事績を詳細に記述したもので、当該期の佐賀藩政史の研究には欠かせないものであるが、慶長・元和期というごく初期に限って言えば、彼らの具体的な行動については分からないことが多い。

その点、「坊所鍋島家文書」(以下『集』)の文書群名に合わせて「坊

所鍋島家文書」とする)に含まれる文書群は、鍋島直茂・勝茂始め藩政初期の主要人物の居所と行動について豊富な情報を与えてくれる。日付のみ記され年記を欠く書状・消息が大部分を占めるため、それぞれの文書について年次比定が必要になるが、『集』においても年次比定されている文書は半数以下に留まる。書状に登場する人物の居所によって年次が確定する場合もあれば、年次によって彼らの居所が判明する場合もあり、年次比定と居所の確定は、書状を読解し、歴史的事実を確定する上で車の両輪ともいえる必要不可欠な作業である。

すでに丸山雍成「辺境大名・知行主の参勤交代―佐賀藩を中心として―」(同著『幕藩制下の社会と交通』第二章第一節、吉川弘文館、二〇〇一年)が、直茂・勝茂等近世前期の鍋島家当主の参勤を論じる中で、歴代当主の年譜類のほか、「坊所鍋島家文書」を始めとする『佐賀県史料集成』所収の諸文書等を用いて、彼らの居所についても分析しているが、慶長・元和期に限って言えば、さらに「坊所鍋島家文書」を丹念に

読み込んでゆくと、これまで年次が不明であった文書の年次が判明したり、彼らの日単位での移動や行動の様子が判明する場合もあり、それがまた別の文書の年次比定につながる場合も多い。

そこで本稿では、「坊所鍋島家文書」の鍋島道虎宛の慶長・元和期の書状を主な素材として、『集』による年次比定の成果を最大限に利用しつつ、「勝茂公御年譜」や「勝茂公譜考補」等の年譜類ともつき合わせながら、それぞれの文書の年次比定の手掛かりとなる記述を中心に拾って、勝茂を始めとする当該期の佐賀藩の主要人物について、居所と行動を跡づけておきたい。尤も、今回の未刊分の翻刻・解説のために必要な基礎作業の一環として行うもので、政治的重要事件について詳しく取り上げるものではないことを予めお断りしておく。なお、道虎宛書状の残存状況により、便宜上、関ヶ原の戦い後の慶長六年（一六〇二）から寛永元年（元和十年、一六二四）までを取り上げることとする。

以下、本稿では典拠等の注記は本文中の【】内に示す。省略記号は次の通りである。

- ・本書所収の文書はアラビア数字で【く号】と示す。
- ・『佐賀県史料集成』は『集』として巻数と文書番号を示すが、第一一〜一四巻所収の「坊所鍋島文書」については、単に刊本の文書番号を漢数字で【く号】と示し、同一八・二一所収の補遺分については【一八補く号】等と示す。

・「勝茂公御年譜」は「年譜」、「勝茂公譜考補」は「考補」とし、『佐賀県近世史料』の編冊頁を【『近』一―二、く頁】と示す。

・『大日本史料』第十二編は『十二編』とする。

・藤井譲治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』は『居』とし、例えば徳川家康の項目であれば【『居』家康】と示す。

* * *

慶長六年

「年譜」・「考補」によると、春に直茂に肥前三十五万七千石余りが安堵され、早々に直茂・勝茂父子は参府したとされるが【『近』一―二、三一頁／同二四二頁】、以下に述べるように勝茂参府は誤りである。

二月五日付道虎等宛直茂書状【四一六号】は、「島津御成敗之儀、相のひ可申由」とあることから慶長六年に比定できるが、上方での逗留のために借銀をしたので、島津氏征伐の兵糧として取り置いた米を早々に上方に運送するように国許に指示しており、この時点で直茂は上方にいたことが分かる。また「信州いつにてもかハリ次第二可罷下之由承候へ共、秋冬時分までハ、定而其元にて気相可養生と存」とあり、勝茂が参勤すれば直茂が交替して国許に帰ることになるが、勝茂は病氣のために国許で養生していることが分かる。直茂は秋頃までは上方に逗

留することになった。その後、直茂が帰国した時期は不詳である。

また三月二十六日付道虎宛直茂書状【四号】では、「内府様（家康）去廿三、ふしみ御うつり被成候、（中略）同廿五、致御目見、一段と忝被成御錠候間、可心安候」と、伏見での参勤の様子を伝える。この書状は『集』は「慶長四年カ」としているが、三月二十三日に家康が伏見に入るのは慶長六年である【『居』家康】。また国許での検地についてもし打出（増分）が出るようであれば、使者をもって勝茂に伝えるとしている。その他にこの書状からは勝茂に男子が生まれたことが分かる。元茂は慶長七年生であるから、別の早世の男子ということになる。

またこの年直茂は、小川市左衛門という者の家督を継ぎ、小川半介直房と名乗っていた次男忠茂を江戸へ証人として遣わした。二月五日付直茂書状ですでに、「信州弟居候由□聞候間、彼者召よせ如何由【一六号】とあり、勝茂弟を証人として差し出すことが打診されていたと分かる。直茂は慶長六年五月十五日付の覚書で忠茂に江戸詰の心掛けを説いているので【「考補」『近』一一二、二四二頁】、五月には忠茂の江戸詰めが決まったものと考えられる。また勝茂に対しても慶長六年六月二十五日付の覚書を遣わし、普段の心掛けを説いている【「考補」『近』一一二、二四二頁】。これらはともに口上を用いて兩人に伝えられており、覚書がもたらされた時点では、勝茂・忠茂の二人とも国許にいたと考えるのが自然である。

その後は、慶長六年のものと考えられる八月十二日付忠茂書状【149

号】・同日付副嶋孫兵衛書状【135号】によると、忠茂は七月十四日に伏見を発ち、七月二十八日に江戸に着いた。149号では、勝茂の病気は八月の時点でおおむね快気したことも述べられる。しかし勝茂は参勤はせず、閏十一月末の時点でも在国であり【一一四八号、閏十一月二十日付閑室元信書状】、年末も在国である【69号、十二月二十八日付田中吉政書状】。

なお、「考補」にはこの年のこととして、参勤の途次に桑名に立ち寄ったことが記されるが【『近』一一二、二四四頁】、引用史料は慶長十五年のものであり、慶長六年に江戸に参勤したという微証はない。

慶長七年

勝茂は正月早々に参勤する。正月二十日付道虎宛勝茂書状【一八九号】によると、参勤の途次、この日に下関に着いたことを国許に報じ、「内府様」（家康）上洛の沙汰はないが、大坂に着けば分かるだろうとしている。家康が將軍になる前で正月に上洛するのは慶長七年である【『居』家康】。勝茂は遅くとも二月初めには伏見に着いたものと思われる。

その後、六月二日付道虎宛勝茂書状【一七六号】では、「昨日朔日方御普請二相部候」とある。六月一日に着工するのは、慶長七年の伏見城

の公儀普請である【「当代記」】。この書状が慶長七年に決まると、それと関連すると考えられる四月二日付道虎宛勝茂書状【一七二号】・五月二十七日付道虎宛勝茂書状【一七五号】・六月一九日付道虎宛勝茂書状【一七七号】・六月二十一日付道虎宛勝茂書状【一七八号】が慶長七年のものとなり、勝茂は二月に上洛して以来一貫して伏見に詰めて、家中の普請衆の指揮をとっていたことが分かる。

また、一七八号からは直茂が在国であることが分かる。さらに「爰元御普請墓行候は、各御暇可被下由候、御普請八月十日比は可相澄積候、其節は藤八郎殿も御暇出可申と存候」とあつて、普請が八月十日頃には終わりそうであること、その際には在洛であった「藤八郎」（龍造寺高房）への賜暇もあるであろうことを報じている。これは「考補」の「九月廿八日、藤八郎殿御下着、今度初テ御暇出ル」【『近』一―二、二四五頁】という記述とも合う。あるいは勝茂もこの時に下国したかも知れないが、この年の八月以降の動向は不詳である。

また江戸証人の忠茂はこの年諸大夫に任ぜられ、「和泉守」を称するようになる。「考補」に引用される卯月八日付直茂宛本多正信書状【『近』一―二、二四三頁】では忠茂の諸大夫成のことを報じているが、書中で家康は「内府」と呼ばれており、家康の將軍就任は慶長八年三月二十五日であるから、この書状は慶長七年に比定できる。

なお「年譜」・「考補」・「元茂公御年譜」で諸説あるが、この年の

十月または十一月に蓮池城において元茂が誕生したとされる【『近』一―二、三二頁／『近』一―二、二四五頁／『近』二―一、七頁】。

慶長八年

慶長八年は三月に家康が征夷大將軍となる。勝茂も伏見に詰めて家康に供奉したと思われるが、正月頃の動向は不詳である。しかし將軍となった家康の命により長崎奉行として下向することになった小笠原一庵と面会している【七六九号、年月日欠勝茂書状（後欠）】。小笠原一庵が長崎奉行となるのは慶長八年の四月のことなので【『十二編』慶長八年四月是月条】、勝茂は少なくともこの時点では在伏見である。

五月頃には七月に秀頼の祝言が行われることが決まり、直茂の上洛も取り沙汰される【二一〇号、五月十二日付勝茂覚書】。その後勝茂は、七月二十一日・七月二十七日・八月七日・八月十一日・八月十二日と、上方から頻繁に国許の道虎に書状を書き送っている【二二三号〜二二七号】。これらの書状からは、閑室元倍等の取り成しにより直茂の参勤が免除されたこと、昨年入部した龍造寺高房が在国であること、七月二十八日に秀頼の祝言が執り行われ、家康の江戸下向までは上方に留まる予定であるが、八月中旬頃には下国できそうなので迎への船の用意をさせたことなどが分かる。ところが実際には家康の江戸下向は遅れ、十月十八日に伏見を出発し【『居』家康】、勝茂は同二十日頃に大坂を

発つこととなった【二二二号、十月三日付勝茂書状】。この間、七月には勝茂室戸田氏が国許で亡くなり【五六七号、九月一日付鍋島忠茂書状／「年譜」『近』一一二、三二〇三三頁／「考補」『近』一一二、二四七頁】、勝茂も九月から上方で病に臥せった【二一九号、九月十四日付勝茂書状／二二二号】。勝茂は帰国後、佐賀城二の丸に入り、本丸には名目上の国主である龍造寺高房が居住した【二一九号等】。

忠茂は九月二十一日付忠茂書状【五六七号】で確認できるのみであるが、一貫して在江戸と考えられる。

なお、「考補」では六月二十六日に高房が駿河守に任ぜられたとされるが【『近』一一二、二四六頁】、後述するように、これは慶長九年のことである。

慶長九年

勝茂は佐賀で正月を迎えたと思われるが、三月には家康の上洛に合わせて伏見に参勤している【二二七号、四月十三日付勝茂書状】。五月には直茂・高房（藤八郎）の上洛が取りざたされるが【二二九号、五月十八日付勝茂書状】、直茂は四五月頃病気を煩っていた【二二七号／二二九号】。高房は七月末には出国したらしく、八月十一日に伏見で家康に謁見するが【二三九号、八月十二日付勝茂書状】、高房も一時体調を崩したようである。その後直茂も出国するが、閏八月七日の時点でもま

だ伏見に到着していなかった【二四二号、八月二十八日付勝茂書状／〇九五号、閏八月七日付田中吉政書状】。閏八月十四日付直茂書状【三七号】では、直茂が伏見にいたことが確認でき、十三日に「藤八郎」（高房）が「諸太夫二被仰出」されたこと、家康は十四日に江戸に向けて伏見を発つたこと、直茂自身はその日のうちに大坂に移動して、翌日秀頼に謁見した後、十六日か十七日には大坂から出船する予定であることが国許に報じている。閏八月の月末頃には国許に着いたであろう。三七号・一〇九五号は閏月により慶長九年と決まるが、それと状況の合う二二七号・二二九号・二三九号・二四二号も同年に比定できる。

直茂は数日の上方滞在で帰国したが、勝茂・高房の伏見滞在は長引き、そのまま江戸に参府した。十月二十七日付勝茂書状【二四七号】は、「將軍様（家康）御上洛之儀、年中相延、正月三日江戸御動座之由」とあり、將軍となった家康が正月に上洛するのは慶長十年のことであるから慶長九年に比定できるが、これによると駿河守に任じられた高房が当二十七日に江戸に向けて出発したことが分かる。勝茂は江戸参府と帰国の両方の可能性があったが【二四六号、十月二十六日付勝茂書状／二四七号／一一五二号、十月二十五日付閑室元佑書状】、結局は江戸に参勤することになった。十一月十日に高房とともに江戸に着き、兩名は十四日に秀忠に謁見、十五日に家康に謁見した【二四八号、十一月十六日付勝茂書状】。その後は江戸で越年したと思われる。

忠茂は本年については所見がないが、在江戸と考えられる。

慶長十年

慶長十年は四月に秀忠が將軍職を襲う。家康は正月九日に江戸を發ち【『居』家康】、秀忠は遅れて二月二十四日に江戸を發つ【『居』秀忠】。「年譜」・「考補」によると、勝茂は家康・秀忠に供奉して、伏見に詰め、五月十八日に伏見において岡部長盛女（家康養女）と再婚、六月に夫婦ともども賜暇、帰国したとされる【『近』一一一、三三三〜三四頁、二四九〜二五二頁】。また「直茂公譜考補」によると、直茂も勝茂婚礼に合わせて伏見に参府したとされる【『近』一一一、八一三頁】。この年は「坊所鍋島家文書」では所見が乏しいが、江戸の忠茂から国許に送られた十一月五日付書状【五七三号】では、十一月には勝茂在国であることが確認できる。なおこの書状では、十月二十八日に家康が江戸に帰還したこと、高房夫妻が江戸で息災であること、翌年三月一日から江戸城の普請が始まることなどが報じられる。この書状は家康の江戸到着の日付から慶長十年のものであることが分かる【『居』家康】。

慶長十一年

直茂は、「直茂公譜」・「直茂公譜考補」には、この年江戸城の普請に出役したとあるのみであるが、江戸には勝茂が参勤し、直茂本人は参

勤しない。正月十五日付忠茂書状【五七四号】は、三月一日から江戸城の普請が始まるとしているので、慶長十一年に比定できるが、この書状では直茂の在国が確認できる。この他、慶長十一年に比定できる二六二号・五七五号・五七六号（後述）でも在国が確認できる。八月以降の所見がないが、一貫して在国であったと思われる。

正月を国許で迎えた勝茂は、三月の江戸城普請に合わせて参勤した。慶長十一年正月二十日付勝茂覚書【二五九号】は大坂で作成されており、正月十七日に大坂に着いたとする正月十八日付勝茂書状【二五八号】と状況が合う。数日を大坂・伏見で過ごし、その後二月五日に遠江金屋着【二六一号、二月六日付勝茂書状】、二月十一日に江戸参着、翌十二日に家康・秀忠に謁見した【二六二号、二月二十日付勝茂書状／五〇九号、二月十九日付龍造寺高房書状】。五〇九号は在江戸の高房が江戸城の公儀普請に言及していることから慶長十一年に比定できるので、これと状況の合う二六一号・二六二号も同年に比定できる。

この年の江戸城の普請は五月頃に終わるが【『十二編』慶長十一年五月是月条】、在江戸の忠茂は五月五日付書状【五七五号】で、鍋島家への割り当ても五月中旬頃に完工するだろうとしている。

七月二十八日付忠茂書状【五七六号】では、公儀普請が終わったので勝茂の屋敷の普請を行うとしているが、鍋島家が出役した江戸城の普請で七月以前に終了したのはこの年だけなので、この書状もやはり慶

長十一年に比定できる。この書状からは勝茂が直茂とともに在国であることが確認できる。

その後は「年譜」・「考補」に見はなく、「坊所鍋島家文書」にも該当する文書は今のところ見当たらない。

忠茂は五七四号〜五七六号で確認できるのみであるが、一貫して在江戸であると考えられる。

慶長十二年

直茂は、「直茂公譜」・「直茂公譜考補」に見はない。二月二十七日付忠茂書状【五七七号】、八月十七日付忠茂書状【六五七号】、二十日（十月九）付直茂書状【五〇号】等により在国が確認でき、一貫して在国だったと考えられる。五七七号と五〇号は、龍造寺高房の疾病と死歿の記述があり、慶長十二年のものと考えられる。六五七号には在江戸の忠茂が公儀普請の鍋島家出役分の完了を伝聞したことが記されるが、八月頃に普請がほぼ終わるのは慶長十二年の駿府城普請であると考えられる【『十二編』慶長十二年八月十五日条】。なお「寛政重修諸家譜」によると、直茂はこの年致仕したとされる。

勝茂は正月を江戸で迎えたか国許で迎えたかは不明である。ただし二月二十七日付忠茂書状【五七七号】には、在江戸の高房が正月頃より腹中を煩い、治療の効果も見られなかったところ、急に病状が悪化した

とあり、また「精八加州へ申上候」としていることから、二月末には勝茂は忠茂とともに在江戸であると考えられる。慶長十一年に比定される二月十九日付龍造寺高房書状【五〇九号】では高房本人が病気については特に記していないことからすると、五七七号は慶長十二年のものと考えられる。高房の父龍造寺政家の三月十七日付書状【「考補」『近』一―二、二五六頁】にも、高房の病状について勝茂からの二月二十八日付の書状が届いたとあり、勝茂の在江戸が確認できる。

高房は三月三日に内室（直茂養女）を殺害し自身も自害しようとしたが【「年譜」・「考補」『近』一―二、三五頁、二五五〜二五六頁】、国許の直茂に宛てた三月二十日付勝茂覚書【二六八号】からは、それへの勝茂の江戸での対応の様子が分かる。高房は公式には「狂疾」とされ、本復することなく九月六日に死去した。それから程なく父政家も十月二日に死去した。

勝茂は六五七号からは八月の時点で国許に戻っていることが分かる。九月十五日付本多正信書状【「考補」『近』一―二、二六一号】は、高房「狂疾」により代りの証人として江戸に遣わされた政家男村田八介の無事と高房の死去を伝えるが、この書状の宛所は直茂と勝茂になっており、ここからも勝茂の在国が確認できる。また本年のものと推定される十一月十四日付某書状【115号】でも勝茂の在国が確認でき、勝茂は国許で越年した。

忠茂は五七七号・六五七号で確認できるのみであるが、一貫して在江戸であると思われる。

なお、「年譜」・「考補」によると、九月二日に勝茂女市（後に上杉定勝室）が誕生した【『近』一一二、三五頁、二六三頁】。

慶長十三年

佐賀城全体の普請が行われたが【「直茂公譜」 「直茂公譜考補」 『近』一一一、二四八頁、八一六〜八一七頁／「年譜」 「考補」 『近』一一二、三五〜三六頁、二六四〜二六五頁】、今のところ「坊所鍋島家文書」には関連文書は見当たらない。

この年は、江戸の証人となっていた忠茂が病氣により帰国した。落馬の影響によるものとされる【「年譜」 『近』一一二、二六五頁】。正月十日頃には江戸を発つたらしく、本年のものと考えられる正月二十七日付忠茂書状【五七九号】によると、正月十九日に遠江の白須賀まで到達していた。その後、二月二十七日付忠茂書状【五八〇号】によると、伏見で参勤途中の勝茂と面会し、二月十四日には大坂天満に着いたが、すぐには出船せず有馬温泉に入湯する計画を立てたところ、風邪を引きしばらく逗留することになった。三月九日付忠茂書状【五八一号】では、風邪は治り、予定通り有馬温泉に入湯し、やがて下国するとしている。三月下旬には国許に着いたものと思われる。

直茂の具体的な行動は不明であるが、五七九号・五八一号で正月・三月には在国が確認できる。その後も一貫して在国であったと思われる。

勝茂は、五七九号によると、正月は国許で直茂とともにいるようであるが、前述の通り、二月十日頃には伏見にいたことが分かる。この年は家康・秀忠の上洛はないので、このまま駿府・江戸へと参勤したものと考えられる。その後については所見がない。

なお、この年は十月十一日に勝茂女鶴（後に多久茂辰室）が誕生した【「佐賀藩歴代藩主略系図」 『近』一一六付録】。

慶長十四年

「直茂公譜考補」によると、直茂は八月に龍造寺一門の多久家久（安順）等から連判の覚書を受けており、この時在国であることが分かるが、それ以外は所見がない。十一月一日付【五八二号】・十一月十日付【五八三号】の忠茂書状でも在国が確認できる。

勝茂は「考補」によると、「黒船」が入津した時には在江戸であったとする【『近』一一二、二六七頁】。「黒船」（ポルトガル船）が長崎に入津するのは七月頃である【『十二編』慶長十四年七月二十四日条】。その後、何時下国したかは定かでないが、直茂同様五八二号・五八三号で在国が確認できるので、十一月には帰国していた。

忠茂は在国で、五八二号・五八三号、および十一月二十八日付忠茂書

状【五八四号】により、直茂・勝茂から藤津に知行を与えられたことが分かる。

なお「年譜」・「考補」は、この年尾張名古屋城の普請に出役したとするが、慶長十五年の誤りである。

慶長十五年

直茂は在国である。閏二月二十六日付直茂書状【六五号】、七月二十日付閑室元佶書状【一一八一号】、九月十五日付同書状【一一八二号】、十二月十二日付同書状【一一九四号】などで確認できる。「直茂公譜」・「直茂公譜考補」によると、この年隠居したとある【『近』一―一、二四八頁、八二二頁】

勝茂は前年のうちに江戸に参府したか、年が明けてから参府したか分からないが、二月二十五日付勝茂書状【二七八号】によると、この時点で在江戸であり、駿府を訪れる秀忠に供奉する必要があるか本多正純に問い合わせていることが分かる。秀忠は同二十日に江戸を発ち同二十四日に駿府に着いている【『十二編』慶長十五年二月二十四日条】。二月の秀忠駿府滞在中に名古屋城の普請が正式に発令され、助役の諸大名は駿府から直ちに名古屋に赴いた【『十二編』慶長十五年二月是月条】。勝茂自身も名古屋に赴き、自国の普請衆を指揮した。勝茂が現地で多久茂富に指示を与えた書状が「多久家文書」に残されている【及川

亘「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院、二〇一九年】。九月には工事がほぼ終わり、助役の諸大名も帰国の途に就いた。十月三日付黒田利則書状【一〇五五号】は、筑前の黒田長政は九月十九日に伏見に着き、十月五日頃には福岡に着く見込みであると報じている。勝茂はやや遅れて名古屋を発った。九月十九日付勝茂書状【二八六号】では、「爰元御普請」が大方完了したので、来る二十七日か二十八日に出発し、伏見に五日間逗留してから下国するとしている。「爰元」は名古屋を指す【前掲及川論文】。国許に着いたのは十月二十日頃であろう。その後、十二月十二日付閑室元佶書状【一一九四号】で年末も在国であったことが確認できる。

勝茂が名古屋に滞在している間に、国許では勝茂男彦太郎が六月十日に、重臣の鍋島（横岳）茂里が八月八日に死去し【二八三号、七月七日付勝茂書状／166号、八月十日付道虎書状案】、勝茂はこれらの訃報を現地で受け取った。

― 忠茂は在国であると考えられるが所見はない。

慶長十六年

直茂は、「直茂公譜」・「直茂公譜考補」では佐賀城の普請・作事の竣工により蓮池城に居た子弟を佐賀城へ移転させたことが記される。

年間通じて在国と思われる。「坊所鍋島家文書」では、三月晦日付閑室元佶書状【一一八八号】、四月二十八日付閑室元佶書状【一一六一号】、五月四日付勝茂書状【二九五号】が後述するように慶長十六年に比定でき、これらにより在国が確認できる。

勝茂は正月を国許で迎えたと思われる。「年譜」・「考補」によると、この年は国許では、正月に藩財政強化のための「三部上地」と家中への知行判物発給があり、三月には上洛する家康に供奉するために自らも上洛し、六月には竣工なった佐賀城本丸へ移徙したとされる【『近』一―二、二七一―二七二頁】。

「坊所鍋島家文書」では、道虎宛の慶長十六年正月十一日付勝茂知行宛行状【二九〇号】が確認できる。また「本丸土手普請」に言及があることから本年のものと推定される正月十二日付勝茂書状【二九二号】では、領内には居るものの鷹狩か何かに出かけていることが分かる。

また、三月十二日付閑室元佶書状【一一八七号】には、勝茂が無事に京都に着き、前日の十一日には自亭にて振舞ったとある。これには「御所様（家康）御上着之儀も近々由」とあり、三月中旬頃に家康が京都に到着するのは慶長十六年のことと考えられるので【『居』家康】、この書状は慶長十六年に比定でき、「年譜」・「考補」の記事が裏付けられる。一一八七号の続報と考えられる三月晦日付閑室元佶書状【一一八八号】も慶長十六年のものということになる。一一八八号では勝茂は近々

江戸に下向する予定であるとしている。

家康の上洛は後陽成天皇の讓位と後水尾天皇の即位に伴うものであった。三月十七日に入京し、二十八日に秀頼を二条城に迎えて会見、四月十二日に後水尾天皇の即位があり、翌日参内してこれを祝賀し、同十八日には京都を發った【『居』家康】。勝茂の上洛・参府もこの家康の動きに合わせたものである。

四月二十八日付勝茂書状【二八〇号】、同日付閑室元佶書状【一一六一号】、五月四日付勝茂書状【二九五号】の三通は、上洛後の勝茂の動向が把握できるものであるが、以下に述べるように、慶長十六年に比定できる。二八〇号には「我等儀、本佐（本多正信）・同上（本多正純）御さしつ候間、円光（閑室元佶）御供申、今度江戸罷下候」とあり、本多正信・正純父子の指示により閑室元佶とともに江戸に下向する予定となっている。一一六二号にも勝茂と元佶が同道して江戸に向かうことが記されており、これらは同便で国許にもたらされたものである。二九五号はより具体的で、「我等事、江戸罷下、將軍様（秀忠）致御目見え、可然之由、本佐・同上州御指南二候条、円光寺御供申、中山道罷下、江戸隙明候ハ、東海道罷上、於駿府、又々大御所様（家康）御目見え申、可罷上之由、右御兩人御指南二候、早々打立申度候へとも、円光寺社家二付而、于今被入御隙儀候間、来ル九日十日間ニ、伏見可罷立候、其元へ下着は七月末たるへく候きと校量候」とある。これによると、勝茂

は元佶と同道して中山道經由でまず江戸に参府し、秀忠に謁見した後、東海道を上つて駿府に参府して家康に謁見する予定で、元佶の京都での所用が済むのを待つて五月九日・十日頃に伏見を発ち、国許には七月末には着く見込みとなっている。これらの内容は、秀忠の將軍襲職の慶長十年四月から元佶の寂する慶長十七年五月の間で、慶長十〇・十三・十五・十七年は本稿で述べる勝茂の動向と合わない。慶長十四年は、元佶が四月に駿府で開催される論議に聴衆として参加するために四月十三日頃に京都を発つので【『十二編』慶長十四年三月是月条】、やはり三通の書状と状況が合わない。可能性が残るのは慶長十六年のみである。なお、五月十一日付閑室元佶書状【一一六二号】には、「信州、御意にて御在京候間、外聞実儀可然候条、可為御満足候」とあり、この在京中のものと考えられるが、ここからは実際には五月十一日時点で勝茂・元佶はまだ京都を発つていなかったことが分かる。

江戸・駿府への参府後、いつ頃国許に戻ったかははっきりとしない。二九五号では、勝茂は七月末の国許下着を見込んでいたが、同じく「若於江戸越年二下候へと候ハ、六月中ニも其元下着候様ニ可罷下候」ともあり、江戸越年が命じられた場合は、大急ぎで国許に戻るつもりであったことが分かる。七月七日付閑室元佶書状【一一九〇号】では、「今度信州御下向候而、御両殿（家康・秀忠）へ被成御目見、御仕合能御帰国候」とあり、これも慶長十六年のものと考えられるが、勝茂は遅くと

も七月七日の時点では駿府を離れ下国していたことが分かる。「年譜」・「考補」には六月に佐賀城本丸に移徙したとあるが、それが正しいとすれば、勝茂は江戸での越年が決まり、六月に国許に下着、年内に再び江戸に参府したものと思われるが、「坊所鍋島家文書」ではこの後の勝茂の動向について明らかにできない。

忠茂は一貫して在国であったと考えられる。「年譜」によるとこの年鹿島に入部したとあるが【『近』一一一、二七頁】、「坊所鍋島家文書」には所見はない。

慶長十七年

直茂は、「直茂公譜」・「直茂公譜考補」、「坊所鍋島家文書」ともに所見がないが、在国と思われる。

勝茂は、年内に江戸に参府したか正月を国許で迎えたかは分からないが、三月十八日付勝屋采女佑書状【八九六号】により、三月時点で在駿府が確認できる。勝屋は上方詰めの家士だが、勝茂が駿府で家康・秀忠に無事に奉公しているとの情報を得、国許に伝えている。その後、閏十月には在江戸である【74号、閏十月五日付真久書状】。

この年は佐賀藩にとつて重大な出来事として岡本大人事件が起る。本多正純の与力岡本大人が、ポルトガル船を爆沈させた有馬晴信から恩賞斡旋にかこつけて多額の金品を詐取した事件であるが【『日本史

大事典』岡本大八事件の項目」、その恩賞の対象とされた場所が当時佐賀藩領であったので、そこが佐賀藩領となった経緯の釈明のため、急遽多久安順（当時家久）を駿府に派遣した。在駿府の閑室元佶に宛てた二月十九日付多久安順・道虎書状案【163号】では、安順はまだ在国であるが間もなく出発する予定となっている。またこの時のものであると考えられる二月二十六日付道虎宛安順書状では、道虎の見送りを受けた安順がこの日国許を発つたことが分かる。三月十八日には伏見に着き【八九六号】、そのまま駿府へと下った。駿府には四月一日に着き、翌日家康に謁見、家康の名を憚って、名を「家久」から「安順」に改めたとされる【「水江事略」】。

忠茂は在国であるが、閏十月十三日付忠茂書状【五九八号】で確認されるのみである。

慶長十八年

「坊書鍋島家文書」では本年に該当する文書は今のところ見当たらない。

直茂は「直茂公譜」・「直茂公譜考補」ともに所見がないが、在国と思われる。

勝茂は「年譜」・「考補」によると六月二日に佐賀城二の丸において忠直（翁介）が誕生、八月に唐津城主寺澤正成を饗応し、十月に参勤し

たとされる【『近』一―二、四五―四六頁、二九七頁】。

忠茂は在国と考えられるが、所見はない。

慶長十九年

直茂は「直茂公譜」・「直茂公譜考補」ともに所見がないが、一貫して在国と思われる。三月十二日付勝茂書状【三五六号】、五月二十六日付勝茂書状【三五九号】、七月六日付勝茂書状【三五九号】、十一月十三日付元茂書状【六六八号】等で在国が確認できる。

勝茂は江戸で正月を迎え、江戸城普請に従事する。また国許では白石での作事が予定されている【「考補」『近』一―二、三〇―一頁】。

慶長十九年の江戸城普請は四月八日に根石が据えられるが【『十二編』慶長十九年四月八日条】、三月二十八日付勝茂書状【三五七号】で来月四五日頃に根石を据える予定とされるのと状況が合い、この書状は慶長十九年のものと考えられる。また九月頃までは普請が続くだろうと予想されている。従って、公儀普請が四月頃に始まり九月頃までは続くだろうとの江戸での状況と国許での白石作事の件に合致する勝茂書状、二月六日付【三五四号】・二月十二日付【三五五号】・三月十二日付【三五六号】・五月二十六日付【三五九号】・五月二十七日付【三六〇号】・七月六日付【三六五号】・七月二十二日付【三六八号】の年次は全て慶長十九年となる。勝茂は一貫して在江戸である。

公儀普請は八月には完了し、暇が出れば帰国する予定であったが【三六八号】、十月に大坂に家康・秀忠が出馬することになり、暇が出た大名は一旦帰国し、改めて参陣せよとの命令であったが、結局そのまま江戸から大坂に参陣することになった。「考譜」にはその顛末が記されるが【『近』一一二、三〇五〜三〇六頁】、「坊所鍋島家文書」には所見がない。年末の十二月二十一日付勝茂書状【三六九号】は、大坂の陣が落着し、二十四日に家康が上洛、秀忠も伏見に入ったこと、自身も大坂城の城割普請を命ぜられそうではあるが、正月二十日頃には国許に着くであろうことを報じている。

この年は勝茂長男の元茂が初めて江戸に参府する。五月二十六日付勝茂書状【三五九号】では、七月中に元茂が江戸に着くよう国許に申し送ったことが分かる。国許の直茂は元茂が六月二十七日に出発するよう命じたが、実際には七月上旬まで延びたようである【三六八号、七月二十二日付勝茂書状】。「元茂公御年譜」は七月三日佐賀発、八月二十日江戸着、その後本多正信の取り成しで初目見得したとされる【『近』二一一、三二二頁】。八月十七日付元茂書状【六七八号】に、「明日江戸下着申候、御目見儀、佐州方御下知次第、一三日中御城へ罷出候様にと信州被申候」とあり、実際には八月十八日に江戸に到着したと思われる。この書状は『集』では「元和三年カ」とするが、本多正信（元和二年七月歿）が存命中であり、慶長十九年の初参勤時のものと考えられ

る。「元茂公御年譜」にいう八月二十日とは初目見得の日か。参勤後は公儀普請が完了し勝茂に暇が出れば、勝茂とともに駿府で家康に謁見し、そのまま帰国する見込みであったが【三六八号】、大坂の陣が起こり、勝茂は参陣、元茂は江戸に残ることとなった【六六八号、十一月十三日付元茂書状】。

また、慶長十三年以来国許で静養していた忠茂も江戸に参勤する。慶長十九年のものと推定される二月二十六日付忠茂書状【六〇二号】では、上国（参勤）のための船について多久安順と談合しており、四月十七日付忠茂書状【六〇三号】では、参勤途中にしばらく在京していたが、この日江戸に向けて京都を出発したことが記される。その後、五月六日付【六〇四号】・五月十一日付【六〇五号】・七月三日付【六〇六号】・八月十三日付【六〇七号】の忠茂書状には、公儀普請に加えて自身の江戸屋敷の作事について記される。また十二月十九日付元茂書状【六六九号】には、「乍若輩、加様成時節、致堪忍候儀幸ニ存候」とあって、これは元茂が大坂の陣に際して江戸で留守番をすることになったことを指すものと思われるが、同じく「此地之儀ハ何も泉州（忠茂）請下知、万事申付候間、可御心易候」とあり、忠茂も大坂には参陣せず江戸であることが分かる。

直茂は在国である。六月に肥前日野江城主有馬直純の転封が決まると、鍋島家にも城地請取への加番が命じられた【『十二編』慶長十九年

七月是月条】。勝茂は江戸参府中であり、国許の直茂が自身出役するようにとの幕府の指示があったが【三六一号、六月九日付勝茂書状】、実際には鍋島茂賢・多久安順等を現地に送ることで済んだようである【「考補」『近』一一一、三〇二〜三〇四頁】。

なお、三六五号等から六月頃には国許で道虎が病気を煩ったことが知られる。

慶長二十年／元和元年

直茂は「直茂公譜」・「直茂公譜考補」ともに所見がないが、在国である。正月十五日付元茂書状【六七〇号】、四月二日付元茂書状【六七四号】、閏六月一日付勝茂書状【三七七号】、十一月二十六日付忠茂書状【六〇九号】等で確認できる。

勝茂は大坂在陣中に新年を迎える。道虎宛の正月十五日付勝茂書状【三七〇号】には、「爰元御普請」について述べられているが、これは大坂城の城割を指しており【大平直子「多久家文書にみる大坂冬の陣後の城割普請」小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院、二〇一九年】、年次は慶長二十年に決まる。秀忠が来る十七日に大坂から上洛することや、自身も四五日後には割り当てられた普請を完了し、暇が出次第帰国する予定であることが報じられる。勝茂はこれとほぼ同内容の書状を多久安順にも出している【『集』八、多久家文書二

五三号】。

その後勝茂がいつ頃帰国したかは分からないが、一旦帰国し、大坂夏の陣に参陣する。「年譜」・「考補」では、五月一日、狩りに出ていた勝茂が出先で幕府の出陣命令に接し、直ちに帰城、大坂へと出立したとあるが【『近』一一一、四九頁、三一九頁】、同年のものと推定される四月二十九日付勝茂書状【三七五号】では、同日筑前秋月まで来ていたことが分かる。「田筑（田中忠政）其外之衆も、無人之躰にて、追付可被罷上之由承候間、船中も急候て可罷上と存候」とあり、勝茂本人も急ぎ参着することを優先して先ずは必要最低限の軍勢で参陣したと思われる。秀頼が自害した五月八日、勝茂はようやく西宮に着き、多久安順等が率いる主力軍は五月十九日頃に室津まで進出した【「年譜」・「考補」、『近』四九〜五〇頁、三一九〜三二〇頁】。

大坂落着の後、勝茂は京都もしくは伏見に詰める。六月十三日付勝茂書状【四五一号】では、秀忠が翌月初めには「被入御馬」、家康も駿府に「還御」との風聞により、勝茂自身の帰国も近いことを期待しているが、閏六月朔日付勝茂書状【三七六号】では、家康・秀忠は八九月頃までは上方逗留の見込みで、諸大名に対する賜暇も決まったことはないとして報じている。七月三日付勝茂書状【三八三号】では、一日に二条城で家康主催の能楽が張行され秀忠に相伴して見物したこと、また七夕には伏見城で能楽が張行される予定であり、その際に暇が出るとの風聞

があること、家康・秀忠の駿府・江戸帰還については盆前はなく、いつ頃になるか分からないことが報じられる。「坊所鍋島家文書」では暇が実際にいつ出たかは跡付けられないが、「年譜」・「考補」では七月十五日に暇が出たとされる。なお、七月七日は伏見城で諸大名を集めて「武家諸法度」が發布されたので【『十二編』元和元年七月七日条】、その後順次諸大名に暇が出されたものと考えられる。暇の後、勝茂が帰国したか江戸に下向したかは判然としないが、少なくとも閏六月末の時点では勝茂は国許に帰るつもりであった【三八二号、閏六月二十五日付勝茂書状】。

その他、「坊所鍋島家文書」に含まれる今回の上洛中の勝茂書状としては、六月二十四日付【三八五号】、もう一通の閏六月朔日【三七七号】、六月五日付【三七八号】、六月十二日付二通【三七九号・三八〇号】、六月二十日付【三八一号】、六月二十五日付【三八二号】がある。いわゆる一国一城令の発布により蓮池城を破却すべきこと、上方滞在が長引きそうなので、贈答用の海月を送るべきこと、逗留中に医師中庵と契約したこと等が国許に伝えられ、国許では直茂夫妻の無事、勝茂女市が腹をひどく煩ったが本復したと、忠直も煩ったが本復したことなどが分かる。

「年譜」・「考補」によると、七月十五日に暇が出たとされる【『近』一・二、五一頁、三二六頁】。その後、下国して参勤したか、直接江

戸に下ったかは分からないが、年末には在江戸であった。十二月二十八日付勝茂書状【三九三号】は江戸から出された書状であるが、国許の直茂が少々煩い、勝茂女鶴が軽い疱瘡を煩ったとある。夏に契約した医師の中庵が国許で診察したことが記され、また元和二年の書状であると考えられる十二月十三日付勝茂書状【三九二号】とは状況が合わないことから、この書状は元和元年のものと考えられる。

なお、十一月十二日に勝茂男直澄（千熊、甲斐守）が誕生した【「年譜」『近』一・二、五一頁】。

元茂と忠茂は江戸在府である。忠茂は病気により大坂の両陣に参陣しなかったが、九月十九日、歩行も叶わないほどの病気を押しして江戸城に登城し、秀忠に謁見したとされる【「考補」『近』一・二、三二九頁】。

元和二年

直茂は一貫して在国である。十月頃に煩った腹中の病気は快気したが、その後耳に腫物ができた。勝茂は十二月十三日付書状【三九二号】で国許の道虎にその対応について詳しく指示し、養生の相談のために元碩を江戸から遣わした。この耳の腫物の病気は元和四年の直茂の死につながるものであり、この書状が初見なので、これは元和二年のことと考えられる。「直茂公譜」・「直茂公譜考補」は、直茂の耳の腫物の病気を元和三年の夏頃からとしているが【『近』一・一、二四九頁、八

二五頁】、実際には元和二年の冬から煩ったことが分かる。

勝茂は前年内に参勤し、正月を江戸で迎えたが、三月十日付勝屋茂為書状【八八七号】、三月十七日付勝茂書状【三八七号】、三月二十八日付勝茂書状【三八八号】から、三月には駿府で病床の家康に供奉していることが分かる。その後、四月二十二日付勝茂書状【三八九号】に「將軍様二三日中ニ還御之由」と、四月二十六日付勝茂書状【三九〇号】に「將軍様明廿七日被成還御之由」とあるが、秀忠は四月十七日の家康薨去の後、四月二十七日に江戸に帰着しており【『居』秀忠】、これらの書状は元和二年に比定できる。勝茂自身の移動については言及がないことから、勝茂は駿府滞在のままであろうか。本多正信・正純父子と相談して五月の節句時分には「爰元」を出発したいとしている。

その後、五月十五日付勝茂書状【三九一号】には、「平右衛門・彦兵衛、元和元年之算用相澄罷上候間、啓一書候」とあり、この時勝茂は上方に逗留中であると考えられるので、予定通り五月の上旬に駿府を出発したものと思われる。また、家康百箇日供養に言及があることから元和二年に比定できる六月三日付玄純覚書【一一三三二号】には、「昨日御父子様（直茂・勝茂）被仰聞候様子」とあることから、勝茂は六月には在国である。六月四日付忠茂書状【六一五号】でも、「信州も定而今時分は可為御着国と存候」としている。

勝茂は八月まで国許で過ごし、八月二十七日に在江戸の元茂との婚姻

が決まった仁王（鍋島茂里女）を伴って佐賀を発つ【「元茂公御年譜」

『近』二一一三七頁】。九月一日に下関着【八七〇号、九月一日付鍋島茂泰書状】、九月十四日大坂天満着【三九四号、九月十四日付勝茂書状】『集』一八、補三四号、十月五日付広木外記書状】、翌十五日に京に上り、しばらく逗留した後【八七一号、九月十六日付鍋島茂泰書状】、江戸には十月五日着、翌六日に秀忠に謁見した【三九五号、十月十日付勝茂書状】。仁王はやや後れて十月十六日に江戸に着き【三九六号、十月十八日付勝茂書状】、翌十七日に元茂と祝言を挙げた【「元茂公御年譜」『近』二一一、三八頁】。

十二月六日付の持永茂成書状【九〇三号】、相良貞次書状【九一七号】、大塚惣兵衛書状【九一八号】の三通によると、勝茂と元茂夫妻が江戸で息災であることが分かるが、特に九〇三号は、この間在江戸であった元茂にも帰国の許可が幕府から下りる見込みであり、正式に暇が出るのを待つ状況であることを報じている。

忠茂は、「考補」によると病気により暇が出て下国したとあるが【『近』一―二、三三三二頁】、「坊所鍋島家文書」には所見はない。

元和三年

直茂は在国である。旧冬の腹中の病気は中庵と林理兵衛の治療により小康を得たが【四〇二号、正月二十六日付勝茂書状等】、耳の腫物の

病は完治しなかったため、江戸から遣わされた元碩と相談して、林理兵衛等を京都の慶祐法印の許に派遣し、薬の処方や外科治療を習わせ治療に当たらせた【四〇三号、二月二十二日付勝茂書状】。四月頃には耳の腫物は過半平癒したが【四〇四号、卯月十八日付勝茂書状】、完治はせず、七月には在京中の勝茂が所司代の板倉勝重等と談合して慶祐法印本人に佐賀への下向を依頼し【四〇九号、七月二十五日付勝茂書状】、十月頃には慶祐の治療により快方に向かった【六八〇号、十月十八日付元茂書状／六二七号、十一月二十八日付忠茂書状／六二九号、十二月十五日付忠茂書状／六八六号、十二月二十八日付元茂書状】。

勝茂は江戸で越年し、正月は在江戸である。帰国する元茂を見送った勝茂にも帰国賜暇が取り沙汰されるが【『集』一八、補三三号、正月二十五日付下村茂充書状／八五七号、二月二十二日付鍋島茂泰書状】、結局は江戸に逗留し、六月の將軍秀忠の上洛に供奉することに決まる【九〇二号、三月九日付茂齋書状／八五〇号、三月二十五日付鍋島茂泰書状など】。その間、正月二十四日には江戸城に登城し、秀忠が鷹狩で獲た鶴の料理を相伴し、雁二羽を拝領した【四〇二号】。二月十九日には幕府年寄衆を自亭に招いたが、一昨年の火事により罹災した他家の屋敷よりも見苦しいため、まずは書院教寄屋を作事することとなった【四〇三号】。四月は久能山から日光に遷座した東照宮へ秀忠が参拝したのに続き、二十二日に勝茂も参拝のために江戸を発った【八五一号、四月四日

付鍋島茂泰書状／八五二号、四月二十四日付鍋島茂泰書状】。この間、国許では四月六日に勝茂女亀が誕生している【「佐賀藩歴代藩主略系図」『近』一―六付録】。

六月には秀忠が上洛する。鍋島家でも四月頃から上洛の具体的な日程について情報を得るよう努めた【九三六号、四月十八日付石尾右馬助書状／九三〇号、五月六日付岩村小右衛門書状／『集』一八、補三十一号、五月六日付相良五兵衛書状／八五三号、五月十一日付鍋島茂泰書状】。勝茂は五月十六日に江戸を発つ計画もあったが【八五三号】、結局六月八日に江戸発、同二十一日に京着、相国寺に入った【四〇六号、六月十二日付勝茂書状／八六七号、六月二十一日付鍋島茂泰書状／六二二号、六月二十三日付忠茂書状／122号】。秀忠の江戸発は六月十四日であった【六二二号／122号／『居』秀忠】。

鍋島家では今回の勝茂の上洛供奉に合わせて嫡男の翁介（忠直）を秀忠に初目見得させることとなり、土井利勝の内諾を取り付け、七月二十日頃には国許を出発し八月一日頃には京都に着くよう国許に指示した【四〇六号／四〇八号、七月一日付勝茂書状】。忠直は七月十九日に国許を発ち【四一一号、八月四日付勝茂書状】、八月十二日に伏見城で秀忠に初目見得、そのまま暇を賜り、勝茂にも八月二十九日に暇が出た【六二四号、九月十二日付忠茂書状】。忠直の初目見得について、「考補」が三月二十八日に伏見においてとするのと、「元茂公御年譜」が七月十

九日に佐賀発、江戸においてとするのは、それぞれ半分は正しく半分は誤りである。勝茂・忠直父子は賜暇の後は国許に下り、勝茂は八月十五日に佐賀に着いた【六二五号、十月三日付忠茂書状／九月二十三日付元茂宛直茂書状、『近』二一一、五四頁】。忠直の佐賀下着の日は明らかでない。勝茂・忠直父子はそのまま国許で越年した。なお、九月六日付で秀忠から領地判物を受領している【「考補」『近』二一一、三三三頁／六八二号、十一月二十二日付元茂書状】。

元茂は正月に江戸参勤後初めて帰国した。正月十二日付宛鍋島茂泰書状【八五九号】によると、帰国の暇は正月十二日出、その二三日後に江戸を出立する予定となっている。正月二十六日付宛勝茂書状【四〇二号】では、そろそろ元茂が国許に着いたであろうとされていることから、元茂は二月初めには佐賀に着いたものと考えられる。

元茂は七月までは在国で、秀忠の上洛に合わせて佐賀を発ち、七月二十日大坂着、七月二十一日伏見着、同二十三日に伏見で秀忠に謁見し【24号、七月二十三日付持永茂成書状／八八八号、七月二十四日付勝屋茂為書状】、八月二日に伏見を発ち【四一一号、八月四日付勝茂書状／八四八号、八月四日付鍋島茂泰書状】、同十九日に江戸に着いたとされる【「元茂公御年譜」『近』二一一、五四頁】。その後は在江戸で、年末には、帰国中に直茂が約束した直茂隠居からの分知を正式に勝茂から認められた【九〇四号、正月十三日（元和四年）付持永茂成書状】。

忠茂は年の前半は所見がないが、後半は江戸在府が確認できる。国許の道虎に宛てた六月二十三日付【六二二号】・九月十二日付【六二四号】・十月三日付【六二五号】・十月十九日付【六二六号】・十一月二十八日付【六二七号】・十二月十五日付【六二九号】は全て江戸から発せられている。

ところで、この年は勝茂の男子と思われる「松法師」（「寛政重修諸家譜」にいう松吉か）が麻疹に罹った。四〇二号で勝茂は松法師を道虎の元で養生させるよう指示しているが、二月二十一日付鍋島茂泰書状【八四九号】には「松師殿御煩無御快氣、不及是非仕合、可申上様無是候」とあり、亡くなったものと思われる。

元和四年

直茂は在国である。耳の腫物の病は慶祐法印の治療によっても平癒しなかったが【六三〇号、正月十五日付忠茂書状】、徳庵・養徳院の治療により一時快方に向かった【六三二号、閏三月六日付忠茂書状／六八八号、閏三月十三日付元茂書状】。閏三月頃の病状については、道虎が差出と考えられる四月六日付忠茂宛書状案【九四〇号】、同じく年月日欠元茂宛書状案（後欠）【『集』一八、補八号】に詳しく述べられている。平戸より唐人の医師を招いたりもしたが【六九二号、四月二十九日付元茂書状】、六月三日に卒去した【九四七号、六月十八日付岡部長盛

書状／「直茂公譜」『近』一一一、二五二頁等】。

勝茂は直茂とともに新年を国許で迎えた。直茂の病状は一進一退で、本多正純からは「緩々と被成御在国、御養生御申候様」【六八八号／29号、四月十日付持永茂成書状】にと伝えられた。六月には三日に父直茂が亡くなったが、十九日に男子直弘が生まれた【「年譜」・「考補」『近』一一二、五一頁、三三四～三三五頁】。

その後、八月中旬に国許を発ち、八月二十一日には下関に居た【四三〇号、八月二十一日付勝茂書状】。九月九日には在京し【四三一号、九月九日付道虎等六名宛勝茂書状／四三五号、九月九日付道虎宛勝茂書状】、中山道を経由して九月二十一日には信濃佐久郡望月まで到達した【97号、九月二十一日付石井茂清等書状】。江戸には九月二十五日に着き、同二十七日に秀忠に謁見、十月二日より日光に参詣した【六三六号、十月六日付勝茂書状／八一一号、十月二日付勝屋茂為等書状／62号、十月十一日付三位局消息】。十月には諸大名衆に賜暇の風聞があったが、結局賜暇はなかった。勝茂は仮に暇が出たとしても江戸で越年する覚悟であった【四三二号、十月十七日付勝茂書状／『集』一八、補三五号、小川四郎兵衛書状】。

忠茂・元茂は在江戸である。再来年（元和六年）の大坂城普請が決まり、元茂は前年に分知を受けたことから初めて公役を負担することになった【六九九号、十一月二日付元茂書状】。

元和五年

勝茂・忠茂・元茂は揃って江戸で正月を迎える。勝茂は正月二日に登城し秀忠に謁見、元茂は翌三日に登城し秀忠に謁見、五日に勝茂・元茂正茂（忠茂男）が家光に謁見した。

五月に秀忠の上洛があり、勝茂も供奉した。勝茂は四十九日に暇を賜り、同二十二日に江戸発、五月上旬に京着した【四六七号、六月十八日付勝茂書状】。なおこの四六七号は折紙二紙にわたるものであるが、一紙目と二紙目の接続が誤っており、前半と後半は別々の文書である。ともに勝茂書状であることには問題はない。前半は在江戸の元茂（元和五年十二月に従五位下紀伊守）を「三平」とし、また先に見た元和三年の上洛とは日程が異なっていること、また追而書に元和五年の鍋島茂綱と忠茂女菊の婚姻について言及があることから、年次は元和五年であり、五月十日頃の書状ということになる。なお、文中に秀忠の上洛について「今月八日」もしくは「十五日」としており、実際に秀忠は元和五年の上洛では五月八日に江戸を発つ【『十二編』元和五年五月八日条】。後半は文中に「八月両月」とあり、閏八月があることから元和九年である。『集』が元和九年に比定しているのはこのことによる。

在京中の勝茂は、五月十二日付【四四一号】・七月十六日【四四二号】・七月二十二日付【四四三号】の各書状で、秀忠の参内（七月二十五日参

内)、秀忠女和子の入内の風聞(実際には元和六年入内)、翌年の公儀普請(大坂城普請)の実否、直茂一回忌とそれに伴う高伝寺作事に関する指示等について国許に伝えている。秀忠は参内後間もなく江戸に向するだろうとの見通しもあったが【四四三号】、実際には大坂・尼崎・郡山・奈良と巡見し、伏見を発つたのは九月十八日である【『居』秀忠】。

勝茂への賜暇の時期ははっきりとしないが、八月上旬はまだ在伏見である。八月六日付石井茂清書状【八八二号】には、八月四日・五日両日に伏見において能があり、勝茂も出仕し見物したとあり、これは伏見城での能の日程から元和五年と決まるので【『十二編』元和五年八月四日条】、八月六日時点では勝茂は伏見に逗留していることが分かる。また秀忠の江戸下向が九月二十日頃になるだろうとして、進物用の肴を伏見に送るように指示していることから、しばらくは暇が出ないことを見込んでいたことが分かる。

一方で、九月五日付忠茂書状【六四一号】は在江戸の忠茂から飛脚を使って上洛供奉後の勝茂着国を見舞うものである。文中に忠茂女が在国であることが記される。後述するように忠茂女菊が鍋島茂綱と婚姻するために江戸から国許に向かうのは元和五年正月のことであり、忠茂は寛永元年八月に歿することから【『年譜』『近』一一二、六十頁等】、この書状は元和五年か同九年の勝茂の上洛供奉の際のものであるとすることが出来る。また元和九年と確定できる八月二十七日付小少将消

息【五三九号】では、上洛中の勝茂への賜暇の情報がまだ江戸に届いていないことからすると、この忠茂書状は元和五年の可能性が高い。それならば、勝茂は遅くとも九月上旬頃には国許に着いていたことになる。その後、十一月には勝茂は在国であった。十一月十九日付岡部長盛書状【九四八号】は、勝茂の在国・「三丸様」(直茂室)・「本丸」(勝茂室)が揃って在国(勝茂室は元和八年に江戸移住)で、「来春大坂御普請」とあることから、大坂城普請は元和六年の普請を指し、この書状の年次は元和五年に確定できる。

忠茂は、二通の正月十四日付忠茂書状【六三七号/六三八号】から正月には在江戸であることが確認でき、四月十一日付忠茂書状【六三九号】から秀忠の上洛には供奉していないことが確認できるので、一貫して在江戸であったと考えられる。前年末に忠茂女菊と鍋島茂綱の婚姻が土井利勝の仲介によって秀忠に認められ【六二八号、十二月十一日(元和四年)付忠茂書状/一一三六号、十二月十一日(元和四年)付元碩書状】、菊は正月十四日に江戸を発ち【四二六号、正月十四日付勝茂書状/六三七号】、四月二十一日に国許で祝言を挙げた【四二七号、五月十九日付勝茂書状】。ちなみに茂綱は再婚である。「葉隠聞書考補」に茂綱について「永田大蔵大夫純家女、直茂養女也、後妻和泉守忠茂女、勝茂公養女」とある【『近』八一、一五二頁】。

元茂も一貫して在江戸であった。正月八日付元茂書状【七〇〇号】か

ら正月に在江戸であることが確認でき、七月十四日付元茂書状【七〇四号】等から秀忠の上洛には供奉していないことが分かる。元和三年の分知後、初めて元和六年の大坂城普請において公役を負担することになり、大名としての社交も始まったと見え、勝茂の後見により三月三日には土井利勝等を招いて茶会を開き、他の幕府年寄衆も順に招待することとなった【七〇二号、三月七日付元茂書状／30号、三月八日付持永茂成書状】。また、秋頃には腹を煩った。十一月二十日付元茂書状【七〇七号】は、直茂死去後で、在江戸の元茂が「三平」を称し、在国の勝茂が秀忠に（上洛からの）「還御」の祝儀の使者を送ったという内容から元和五年のものと考えられるが、「我等腹中も弥本復申候間、心安可被存候」とある。年末には十二月晦日付で従五位下紀伊守に叙任された【「元茂公御年譜」『近』二二一、七二頁】。

元和六年

勝茂は正月を国許で迎える。大坂城普請に関する記述から本年に比定できる二月二十六日付岡部長盛書状【九四九号】により、在国が確認できる。

この年は大坂城の公儀普請があり、鍋島家も出役した。当主である勝茂や元茂が大坂に詰めることはなく、多久安順・鍋島茂綱等を現地に派遣した【九四九号】。坊所鍋島家を継いだ道虎男茂泰も前年末頃から上

方に上り【八九八号、十二月五日（元和五年）付勝屋采女佑書状】、年末近くまで現地に詰めた【『集』一八、補二五号、十二月七日付宮部善右衛門尉書状】。

八月七日には筑後柳川城主田中忠政が嗣子なく死去し、田中家が改易された【『十二編』元和六年八月七日程】。勝茂の舅である岡部長盛も柳川城接收に加番し【九五〇号、九月二十四日付岡部長盛書状】、鍋島家からも陣中見舞いの品等を贈った【八四六号、九月二十四日付鍋島道虎注文／170号、十二月二十三日付鍋島道虎覚書等】。

勝茂は十一月に参勤する。国許を出た日は分からないが、大坂には十一月十八日に着き、二十日に大坂城の自家の普請丁場を巡視し【九五八号、十二月七日付岡部長盛書状／八三二号、十二月七日付諫早直孝書状／『集』一四、有田家文書三三三号、十一月二十三日付勝茂書状】、伏見を経由して江戸には十二月十七日に着き、同十九日に秀忠に謁見し、翌二十日に秀忠が鷹狩で獲た鶴を拝領した【四五九号、十二月二十八日付勝茂書状／『集』一八、補一四号、十二月二十六日付神代民部少輔書状／八七九号、十二月二十八日付石井茂清書状】。

なお、国許では八月三日に女子伊勢菊が誕生した【九八四号、八月十七日付岡部長盛書状／七一一号、八月二十九日付元茂書状】。また翁助（忠直）は十一月に疱瘡を煩ったが快気を得た【九五六号、十一月二十七日付岡部長盛書状等】。

忠茂は、八月十七日付忠茂書状【六四二号】・八月二十二日付忠茂書状【六四三号】・九月十九日付忠茂書状【六四四号】・閏十二月二十三日付忠茂書状【六四五号】で在江戸が確認でき、年の前半は所見がないものの、一貫して在江戸であったと考えられる。

元茂も、八月八日付元茂書状【七〇九号】・八月十七日付元茂書状【七一〇号】・八月二十九日付元茂書状【七一一号】・閏十二月一日付元茂書状【七一四号】・閏十二月十八日付持永茂成書状【九〇八号】で在江戸が確認でき、やはり年の前半は所見がないが、一貫して在江戸であったと考えられる。

元和七年

勝茂・忠茂・元茂は揃って江戸で正月を迎える。正月二十三日夜の徳川義直の上屋敷の火事により、鍋島家の上屋敷も類焼し【六四六号、正月二十五日付忠茂書状／七一五号、二月一日付元茂書状／七一六号、二月二日付元茂書状／九七〇号、二月九日付岡部長盛書状】、勝茂・忠茂・元茂はみな下屋敷に移った【六四九号、三月六日付忠茂書状】。

旧冬参勤したばかりの勝茂であったが、二月十九日には暇が出た【四六一号、三月四日付勝茂書状／六四八号、二月二十二日付忠茂書状】。すぐには江戸を発たず、三月十日頃に江戸出立の予定であった【四六一号】。実際にいつ頃江戸を発ったかは分からないが、五月には国許にい

ることが確認できる【九七三号、五月十九日付岡部長盛書状】。その後は在国である。

忠茂は正月に江戸で罹災した他は、七月二十日付忠茂書状【六五〇号】で在江戸が確認できるのみであるが、基本的に在江戸であったと考えられる。なお「考補」によると、この年下総矢作領に入部し休養したとされる【『近』一一二、三四二頁】。

元茂も一貫して在江戸である。正月に勝茂等とともに罹災した他は、五月十日付元茂書状【七一七号】・九月二十一日付元茂書状【七二〇号】・十二月二十日付元茂書状【七五〇号】により在江戸が確認できる。なお、勝茂室岡部氏や嫡男翁介（忠直）等の翌年の江戸居住が決まった【九七四号、六月四日付岡部長盛書状／六五〇号】。

元和八年

勝茂は国許で正月を迎える。正月二十二日には伊勢仁王（直朝）が誕生した【七二二号、二月十九日付元茂書状／六五九号、二月二十一日付忠茂書状／「年譜」『近』一一二、五二頁／「考補」『近』一一二、三四二頁】。

この年の江戸参府は室岡部氏や嫡男翁介（忠直）等を連れた旅となった。「年譜」・「考補」は三月二十七日佐賀を発つたとするが、二月十九日付元茂書状【七二二号】に、土井利勝の内意として三月末の出国で

よいとするのと符合する。その後、五月二十六日付岡部長盛書状【九七六号】によると、五月三日に大坂着、同七日伏見着、在京中の岡部長盛と面会し、同二十五日伏見発、妻子たちは翌二十六日に伏見を発った。この長盛書状から、勝茂が江戸に連れて行ったのは室岡部氏・翁介（忠直）・市・亀であったことが分かる。江戸に着いた日付は分からないが、五月二十一日付元茂書状【七二四号】によると、六月十日頃に到着の見込みとなっている。江戸着後は六月二十日に父子揃って秀忠に謁見した【八九〇号、六月二十八日付勝屋茂為書状】。なおこの参勤には多久安順が随行しており、安順は十一月の段階でも在江戸である【八二四号、十一月十六日付多久安順書状／「水江事略」等】。

その後は在江戸で、年末の十二月二十六日に翁介は秀忠の命により元服し、従五位下肥前守に叙任され、忠直と名乗ることになった【『十二編』元和八年十二月二十六日条】。忠直が在江戸で「翁介」と呼ばれるのは、この元和八年だけである。

忠直は、二月二十一日付忠茂書状【六五九号】・十月二十一日付忠茂書状【六六〇号】で在江戸が確認できる。「年譜」ではこの年に下総矢作に入部したともする【『近』一一二、五三三頁】。

元茂は、二月十九日付元茂書状【七二一号】・五月十八日付元茂書状【七二三号】・五月二十一日付元茂書状【七二四号】・六月二十八日付元茂書状【七四二号】・七月二十一日付元茂書状【七二五号】・十一月

十二日付元茂書状【七二六号】で在江戸が確認でき、この年も一貫して在江戸である。十二月十七日に嫡子直能（飛驒守）が誕生した【「元茂公御年譜」『近』二一一、八六頁／九一〇号、正月八日（元和九年）付持永茂成書状／八〇一号、正月十六日（元和九年）付元茂室消息／七二七号、正月二十七日付元茂書状／七二八号、正月二十八日（元和九年）付元茂書状】。

元和九年

正月二日、勝茂・忠直・元茂は揃って登城し、秀忠に謁見した【九一〇号、正月八日付持永茂成書状】。

勝茂は二月二日に女子長（後に松平忠房室）が誕生する。前年末の忠直の叙任、元茂男直能の誕生、そして長の誕生と慶事が続き、「坊所鍋島家文書」にはこれらに関連して正月から三月にかけて江戸から届いた書状が多数残されている。長は道虎男茂泰の養女となることが決まったが【82号、三月八日付しんよ消息等】、本年は方角が悪いとの勝茂室の意向により、下国は翌春まで延びたか【八九三号、三月十四日付勝屋茂為書状】。

この年は五月に秀忠が、六月に家光が上洛し、七月二十七日に家光が将軍職を襲うが、勝茂もこれに供奉した。将軍父子上洛の風聞は早くからあったようだが、正月には鍋島家でも三月初め頃上洛との情報を得

ていた【八九一号、正月十六日付勝屋茂為書状】。二月に松平忠直(家康孫、室は秀忠女)が隠居させられる事件【『十二編』元和九年二月十日条】が起ったこともあり、上洛は延引し、五月二十日に秀忠は江戸を出立した。五月二十一日付元茂書状【七三一号】等により秀忠出立の正確な日付が分かる【佐藤孝之二元和九年秀忠上洛の江戸出立日をめぐって】『十七世紀前半西南諸藩における大規模軍事動員』(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二―六)。勝茂が江戸を發つたのは五月十三日であった【七三二号/五三八号、年月日欠小少将消息(前欠)】。勝茂の京都市の日付は分からないが、六月八日の秀忠入京を京都で迎えた【四六六号、六月九日付勝茂書状】。勝茂への京都での賜暇の時期もはっきりとしない。六月中のものと思われる勝茂書状【四六八号】では、勝茂は八月に下国と見込んでいる。八月二十七日付小少将消息【五三九号】は日付に「先ノ」とあることから閏八月のある元和九年に比定できるが、「しなの殿もいまたこのち御下とも、又そこもとへ御下ともあひしれ候ハす候」とあり、八月二十七日の段階でも、勝茂への賜暇の日程はもとより勝茂が賜暇の後江戸参府するのか帰国するのかといった情報も江戸に届いていなかったことが分かる。結局は一旦国許に戻り、年末に参勤する【105号、二月六日付山崎勘解由佑書状】。

なお、この年は勝茂女市と出羽米沢城主上杉定勝との婚姻が決まる。市の婚姻相手については秀忠継室浅井氏が中心となって検討された。

春には決まるかと思われたが【九一一号、三月二十日付持永茂成書状】、ようやく五月初め頃に上杉定勝と決まった【五三八号】。この小少将消息は年月日欠であるが、勝茂の江戸出立の五月十三日と秀忠の江戸出立の五月二十日の間に書かれたものである。勝茂在京中も秀忠の婚姻許可が出るよう土井利勝や酒井忠世と図った【四六八号】。土井利勝からは祝言の時期は十一月頃との内々の沙汰もあり【五三二号、年月日欠高源院(勝茂室岡部氏)消息(後欠)】、勝茂室岡部氏は、上洛中の勝茂が江戸に下り、市の祝言を済ませて年末に下国することを期待していたが【五三九号】、年内の祝言とはならず、勝茂は下国した。ところで、五三二号は後欠で差出がなく、『集』では「高源院消息」としている。一方、五三九号の差出である小少将は勝茂室付の女房でこの消息も岡部氏の意思を記したものである。これは一紙目を欠くが、内容的に五三二号に接続すると考えられる。五三二号も差出に合わせて「小少将消息」としておくのが適当と思われるが、とりあえず『集』に従っておく。

元和十年/寛永元年

勝茂は前年末に国許を發ち、正月十五日に江戸に着いた【105号、二月六日付山崎勘解由佑書状】。正月二十一日、市は上杉定勝と華燭の典を挙げた【五三三号、年月日欠高源院消息(前後欠)】/六六一号、正月二十九日付忠茂書状/七三四号、二月五日付元茂書状等】。三月二十五

日には定勝夫妻等を自亭に招き、宴を催した【八九九号、四月十二日付 関清長書状】。

この年は大坂城普請があり鍋島家も出役した。二月一日に根石置きがなされ本工事が始まったが、鍋島家では総責任者として諫早直孝を派遣し、勝茂・元茂は在江戸のままであった【八四一号、二月九日付諫早直孝書状】。六月頃にはほぼ工事が完了し、諫早直孝も六月十日頃に帰国の途に就いたと見られる【『集』一八、補三二号、五月二十五日付 川副太兵衛尉書状】。

その後、八月四日に忠茂が領地の下総矢作で病歿する。勝茂は八月十三日付の書状【四八五号】で、このことを国許の道虎に報じ、高伝寺で葬儀をするとともに、陽泰院（直茂後室、勝茂・忠茂母）には暫くは伝えないように指示した。八月四日に死去したことは、勝茂書状と同時に国許にもたらされた八月六日付勝屋茂為・関清長連署書状【八二二号】で確認できる。

八月二十八日付勝茂書状【四八六号】で勝茂は、翌月に秀忠が江戸城西丸へ、家光が本丸へ移徙する予定であり、その後暇が出るであろうと国許に報じている。將軍職を家光に譲った秀忠は寛永元年九月二十二日に西丸に移徙するが、家光の本丸移徙は同十一月であったとされるので【『東京市史稿』皇城篇第一】、四八六号も寛永元年に比定してよいだろう。

また、年月日欠の勝茂室高源院消息【五三〇号】では、多久茂辰と結婚することになった勝茂女鶴の祝言を正月にすべきことを勝茂から国許に指示したことが分かるが、「ことしハ、むすめふたりをどん二つけ、むすこまでももうけ候て、われ々、そんしのまゝ成御事にて候」ともあって、勝茂室は慶事の重なった一年を喜んでゐる。この娘のうち一人は鶴のことであるが、もう一人は正月に江戸で上杉定勝と祝言を挙げた市のことを指す。息子も出産したとあるが、これは「寛政重修諸家譜」に「卿公」と現れる男子を指すのだろうか。この消息を寛永元年冬のものと考え、「水江事略」が多久茂辰と鶴の婚姻は寛永二年正月二十八日のこととするのと状況が合う。『集』は生まれた男子を元和八年正月二十二日生の直朝に当てるのか、この消息を「元和八年カ」とするが、文中に忠直が「肥前守」として現れる。忠直が肥前守に任ぜられるのは同年の十二月二十六日のことであり、可能性がないわけではないが、縁付いたとするもう一人の娘が誰にも該当しなくなるので、やはりこの消息は寛永元年に比定するのが妥当だろう。

五三〇号が寛永元年に決まると、同じく鶴の翌正月の祝言に触れている十一月二十八日付元茂書状【七三二号】も寛永元年のものとなるが、この書状で元茂は江戸で勝茂が息災にしていることを報じている。勝茂は少なくとも十一月末までは在江戸だったことになる。

* * *

以上、慶長六年から寛永元年（元和十年）までの勝茂の居所と行動を中心にまとめた。本文中に取り上げた文書を分析の核として、その周辺の関連文書も年次や勝茂等の居所が決まってくる場合が多い。そこで以下に、慶長六年～寛永元年の範囲で「坊所鍋島家文書」の年次と直茂・勝茂・忠茂・元茂・忠直・道虎・道虎男茂泰等の居所の判明する文書の一覧表を掲げる。凡例は以下のとおりである。

- ・ 文書番号は、本書所収の文書はイタリックで「*イ*号」と表記し、『佐賀県近世史料』一一～二三所収の文書については通しの文書番号のみ表記し、同一人所収の補遺分については「18補」、同一人所収の補遺分については「21補」として区別した。
- ・ 年次は、年次比定による。但し、文書に記載のあるものは「*イ*」内に表記した。

- ・ 年次比定については、確定に至らず一部推定のもも含まれる。
- ・ 閏月は③等とした。
- ・ 年次が判明しても居所の分からないものや居所情報を必要としないもの、逆に居所が判明しても年次が一つに決まらないものは除いた。

- ・ 居所は、主に書状の差出人が差出時点で認識している居所であ

り、参勤や下国の移動中等、実際と異なる場合がある。また勝茂等に随行する家士等が差出したもので、差出人の居所により間接的に勝茂等の居所が分かる場合は（*イ*）を付けて表記した。

- ・ 居所は、上方では京都・伏見・大坂を区別したが、京都・伏見のどちらかはつきりしないものは京都とし、また大坂とも区別できないものは上方とした。国許は佐賀とその他を区別せず、単に国許とした。「その他」には、文書の差出人等、直茂～道虎男茂泰以外の人物の居所を記した。また、死歿後・誕生前により在世していない年は「*イ*」とした。

なお、主に本書史料編所収文書の分析のために作成したもので完全版ではない。不十分な点もあり、誤りも含まれるかもしれないが、今後「坊所鍋島家文書」とともに他の史料群も併せて分析することにより、さらに文書の年次比定、勝茂等の居所の確定が進むきっかけとなれば幸いである。

〔付記〕 本稿は、科学研究費基盤研究（B）「近世統一政権の成立と天下普請の展開―中近世移行期史料の研究資源化を通じて―」（研究代表者及川亘、二〇一七年度～二〇二〇年度）の研究成果の一部である。

表 「坊所鍋島家文書」に見る鍋島勝茂等の居所

文書番号	年	月	日	文書名	居 所							
					直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
416	慶長 6	2	5	鍋島直茂書状	上方	国許	—	—	国許	国許		
4	慶長 6	3	28	鍋島直茂書状	伏見	国許	—	—		国許		
149号	慶長 6	8	12	鍋島忠茂書状			—	—	江戸	国許		
135号	慶長 6	8	12	副嶋孫兵衛書状	伏見		—	—	江戸	国許		副嶋在江戸
1148	慶長 6	⑪	28	閑室元佶書状		国許	—	—		国許		
69号	慶長 6カ	12	28	田中吉政書状		国許	—	—		国許		吉政在国
189	慶長 7	1	20	鍋島勝茂書状		下関	—	—		国許		
172	慶長 7	4	2	鍋島勝茂書状		伏見	—	—		国許		
175	慶長 7	5	27	鍋島勝茂書状		伏見	—	—		国許		
176	慶長 7	6	2	鍋島勝茂書状		伏見	—	—		国許		
177	慶長 7	6	19	鍋島勝茂書状		伏見	—	—		国許		
178	慶長 7	6	21	鍋島勝茂書状	国許	伏見	—	—		国許		
769	慶長 8(4月)			鍋島勝茂書状		伏見カ	—	—		国許		
210	慶長 8	5	12	鍋島勝茂書状	国許	伏見		—		国許		
213	慶長 8	7	21	鍋島勝茂書状		伏見		—		国許		龍造寺高房在国

214	慶長 8	7	27	鍋島勝茂書状	国許	伏見	—		国許		
215	慶長 8	8	7	鍋島勝茂書状		上方	—		国許		
1150	慶長 8	8	10	閑室元信書状	国許	京都	—		国許		元信在京
216	慶長 8	8	11	鍋島勝茂書状	国許	上方	—		国許		
217	慶長 8	8	12	鍋島勝茂書状		上方	—		国許		
567	慶長 8	9	1	鍋島忠茂書状		伏見	—	江戸	国許		
219	慶長 8	9	14	鍋島勝茂書状	国許	(上方)	—		国許		高房在国
220	慶長 8	9	19	鍋島勝茂書状	国許	(上方)	—		国許		
1170	慶長 8 力	10	2	閑室元信書状		上方	—		国許		元信在京
221	慶長 8	10	3	鍋島勝茂書状	国許	上方	—		国許		
222	慶長 8 力	11	20	鍋島勝茂書状		国許力	—		国許		
223	[慶長 8]	11	22	鍋島勝茂判物		国許	—		国許		
225	[慶長 8]	11	26	鍋島勝茂判物		(国許)	—		国許		
227	慶長 9	4	13	鍋島勝茂書状	国許	伏見	—		国許		
229	慶長 9	5	18	鍋島勝茂書状	国許	伏見	—		国許		高房在国
234	慶長 9	6	21	鍋島勝茂書状	国許	伏見	—		国許		高房在国
506	慶長 9	6	25	龍造寺高房書状			—		国許		高房在国
239	慶長 9	8	12	鍋島勝茂書状		伏見	—		国許		高房在伏見
242	慶長 9	8	28	鍋島勝茂書状	上洛	伏見	—		国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
1095	慶長 9	⑧	7	田中吉政書状	上洛	伏見		—		国許		
37	慶長 9	⑧	14	鍋島直茂書状	伏見			—		国許		
1171	慶長 9	10	21	閑室元佶書状	国許	伏見				国許		元佶・高房在伏見
1152	慶長 9	10	25	閑室元佶書状		伏見		—		国許		元佶・高房在伏見
246	慶長 9	10	26	鍋島勝茂書状	国許	伏見		—		国許		
247	慶長 9	10	27	鍋島勝茂書状		伏見		—		国許		
248	慶長 9	11	16	鍋島勝茂書状		江戸		—		国許		高房在江戸
573	慶長 10	11	5	鍋島忠茂書状	国許	国許		—	江戸	国許		
574	慶長 11	1	15	鍋島忠茂書状	国許	国許		—	江戸	国許		
258	慶長 11	1	18	鍋島勝茂書状		大坂		—		国許		
259	[慶長 11]	1	20	鍋島勝茂覚書		大坂		—		国許		
260	慶長 11	1	20	鍋島勝茂書状		大坂		—		国許		
167	慶長 11 力	1	27	鍋島勝茂書状	国許	伏見力		—		国許		
261	慶長 11 力	2	6	鍋島勝茂書状	国許	金谷		—		国許		
509	慶長 11	2	19	龍造寺高房書状		江戸		—		国許		高房在江戸
262	慶長 11	2	20	鍋島勝茂書状	国許	江戸		—		国許		
575	慶長 11	5	5	鍋島忠茂書状	国許			—	江戸	国許		
576	慶長 11	7	28	鍋島忠茂書状	国許	国許		—	江戸	国許		

577	慶長 12	2	27	鍋島忠茂書状	国許			—	江戸	国許		高房在江戸
268	慶長 12	3	20	鍋島勝茂覚書	国許	江戸		—				高房在江戸
657	慶長 12	8	17	鍋島忠茂書状	国許	国許		—	江戸	国許		
50	慶長 12	10カ	25	鍋島直茂書状	国許			—		国許		高房死去
115号	慶長 12カ	11	14	某書状	国許	国許		—		国許		某在江戸
579	慶長 13	1	27	鍋島忠茂書状	国許	国許		—	白須賀	国許		
580	慶長 13	2	27	鍋島忠茂書状		伏見		—	大坂	国許		
581	慶長 13	3	9	鍋島忠茂書状	国許			—	有馬	国許		
946	慶長 14	10カ	2	岡部長盛書状				—		国許		
582	慶長 14カ	11	1	鍋島忠茂書状		国許		—	国許	国許		
583	慶長 14カ	11	10	鍋島忠茂書状	国許	国許		—	国許	国許		
584	慶長 14カ	11	28	鍋島忠茂書状				—	国許	国許		
278	慶長 15	2	25	鍋島勝茂書状		江戸		—		国許		
65	慶長 15	②	26	鍋島直茂書状	国許			—		轟木		
1180	慶長 15	②	28	閑室元佶書状				—		国許		元佶在京
283	慶長 15	7	7	鍋島勝茂書状		名古屋		—		国許		
1181	慶長 15	7	22	閑室元佶書状	国許	名古屋		—		国許		元佶在名古屋
166号	慶長 15	8	10	鍋島道虎書状案	国許			—		国許		多久茂富等宛
285	慶長 15	8	26	鍋島勝茂書状		名古屋		—		国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
1036	慶長 15	9	13	黒田利則書状	国許	名古屋		—		国許		利則在国
1182	慶長 15	9	15	閑室元信書状	国許	名古屋		—		国許		元信在名古屋
286	慶長 15	9	19	鍋島勝茂書状	国許	名古屋		—		国許		
1055	慶長 15	10	3	黒田利則書状	国許	下国		—		国許		利則在国
1194	慶長 15	12	12	閑室元信書状	国許	国許		—		国許		元信在駿府
290	[慶長 16]	1	11	鍋島勝茂知行宛行状		国許力		—		国許		
1187	慶長 16	3	12	閑室元信書状		京都		—		国許		元信在京
1188	慶長 16	3	30	閑室元信書状	国許	京都		—		国許		元信在京
85号	慶長 16	4	21	瑞雪光欽書状				—		国許		光欽在京
280	慶長 16	4	28	鍋島勝茂書状		京都		—		国許		元信在京
1161	慶長 16	4	28	閑室元信書状	国許	京都		—		国許		元信在京
295	慶長 16	5	4	鍋島勝茂書状	国許	京都		—		国許		元信在京
1162	慶長 16	5	10	閑室元信書状		京都		—		国許		元信在京
1034	[慶長 16]	7	6	黒田利則書状				—		国許		加藤清正死去
1190	慶長 16	7	7	閑室元信書状		下国		—		国許		元信駿府
293	慶長 16 力	7	11	鍋島勝茂書状		不明		—		国許		
1183	慶長 16 力	11	26	閑室元信書状				—		(国許)		平井七大夫在京、 元信在駿府力

1037	慶長 16	11	27	黒田利則書状				—		国許		利則在岩戸
163号	慶長 17	2	19	多久安順等書状案				—		国許		安順在国
1184	慶長 17 力	2	26	閑室元信書状				—		国許		元信在駿府
823	慶長 17	2	26	多久安順書状				—		国許		安順出国
896	慶長 17	3	18	勝屋采女佑書状		駿府		—		国許		勝屋在伏見
93号	慶長 17	6	18	卜隠軒栄伝書状				—		国許		栄伝在駿府
74号	慶長 17	⑩	5	真久書状		江戸		—		国許		真久在江戸
598	慶長 17	⑩	13	鍋島忠茂書状				—	国許	国許		
354	慶長 19	2	6	鍋島勝茂書状		(江戸)				国許		
355	慶長 19	2	12	鍋島勝茂書状		江戸				国許		
602	慶長 19	2	26	鍋島忠茂書状					国許	国許		
356	慶長 19	3	12	鍋島勝茂書状	国許	江戸				国許		
357	慶長 19	3	28	鍋島勝茂書状	国許	江戸				国許		
603	慶長 19	4	17	鍋島忠茂書状	国許				参勤	国許		
604	慶長 19	5	6	鍋島忠茂書状					江戸	国許		
605	慶長 19	5	11	鍋島忠茂書状	国許				江戸	国許		
359	慶長 19	5	26	鍋島勝茂書状	国許	江戸	国許			国許		
360	慶長 19	5	27	鍋島勝茂書状		江戸				国許		
361	慶長 19	6	9	鍋島勝茂書状	国許	江戸				国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
362	慶長 19	6	20	鍋島勝茂書状		江戸				国許		
363	慶長 19	6	25	鍋島勝茂書状		江戸カ				国許		
364	[慶長 19]	6	27	鍋島勝茂覚書		江戸				国許		
606	慶長 19 カ	7	3	鍋島忠茂書状					江戸	国許		
365	慶長 19	7	6	鍋島勝茂書状	国許	江戸	参勤			国許		
366	[慶長 19]	7	12	鍋島勝茂書立点合	国許	江戸	参勤			国許		
367	慶長 19	7	12	鍋島勝茂書状	国許	江戸				国許		
368	慶長 19	7	22	鍋島勝茂書状		江戸	上方カ			国許		
607	慶長 19	8	13	鍋島忠茂書状					江戸	国許		
678	慶長 19	8	17	鍋島元茂書状		(江戸)	参勤			国許		
668	慶長 19	11	13	鍋島元茂書状	国許	大坂カ	江戸			国許		
1084	慶長 19	12	8	小河之直書状						国許		
1025	慶長 19	12	18	栗山備後守等書状	国許					国許		
669	慶長 19	12	19	鍋島元茂書状	国許		江戸		江戸	国許		
369	慶長 19	12	21	鍋島勝茂書状	国許	大坂				国許		
939	元和 1			某書状		大坂	江戸		江戸	国許		某在江戸
670	元和 1 カ	1	15	鍋島元茂書状	国許	大坂カ	江戸			国許		
370	元和 1	1	15	鍋島勝茂書状		大坂				国許		

1089	元和 1	2	5	栗山備後守書状						国許		
671	元和 1	2	8	鍋島元茂書状	国許	(大坂)	江戸			国許		
674	元和 1 力	4	2	鍋島元茂書状	国許		江戸			国許		
375	元和 1 力	4	29	鍋島勝茂書状		秋月				国許		
672	元和 1	6	8	鍋島元茂書状	国許	(上方)	江戸			国許		
451	元和 1	6	13	鍋島勝茂書状		伏見				国許		
385	元和 1 力	6	24	鍋島勝茂書状	国許	伏見				国許		
376	元和 1	⑥	1	鍋島勝茂書状		伏見				国許		多久安順伏見
377	元和 1	⑥	1	鍋島勝茂書状	国許	伏見		国許		国許		
883	元和 1	⑥	1	中野茂利書状	国許	(伏見)				国許		中野在京
378	元和 1	⑥	5	鍋島勝茂書状		伏見				国許		
810	元和 1	⑥	5	石井茂清等書状		(伏見)				国許		石井・中野在京
379	元和 1	⑥	12	鍋島勝茂書状		伏見				国許		
380	元和 1	⑥	12	鍋島勝茂書状		(伏見)				国許		
381	元和 1	⑥	20	鍋島勝茂書状		伏見				国許		
382	元和 1	⑥	25	鍋島勝茂書状		伏見				国許		
383	元和 1	7	3	鍋島勝茂書状	国許	伏見				国許		
608	元和 1 力	9	15	鍋島忠茂書状		国許			江戸	国許		
609	元和 1	11	26	鍋島忠茂書状	国許				江戸	国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
456	元和 1	12	23	鍋島勝茂書状		江戸				国許	江戸	
393	元和 1	12	28	鍋島勝茂書状	国許	江戸				国許		
887	元和 2	3	10	勝屋茂為書状	国許	駿府	江戸		江戸	国許		勝屋在江戸
387	元和 2	3	17	鍋島勝茂書状	国許	駿府				国許		
388	元和 2	3	28	鍋島勝茂書状	国許	駿府				国許		
389	元和 2	4	22	鍋島勝茂書状	国許	駿府力				国許		
390	元和 2	4	26	鍋島勝茂書状		駿府力				国許		
391	元和 2 力	5	15	鍋島勝茂書状		上方				国許		
1132	元和 2	6	3	玄純覚書	国許	国許				国許		
615	元和 2	6	4	鍋島忠茂書状		国許	江戸		江戸	国許		
870	元和 2	9	1	鍋島茂泰書状		下関				国許	下関	
394	元和 2	9	14	鍋島勝茂書状	国許	大坂				国許		
98 号	元和 2	9	14	中野茂利等書状			江戸			国許		中野等在江戸
871	元和 2 力	9	16	鍋島茂泰書状		京都				国許	京都	
676	元和 2 力	9	17	鍋島元茂書状	国許	参勤	江戸			国許		
18 補 34	元和 2	10	5	広木外記書状		参勤				国許		広木在大坂
395	元和 2	10	10	鍋島勝茂書状		江戸	江戸			国許		
396	元和 2	10	18	鍋島勝茂書状		江戸	江戸			国許		

124号	元和2	10	18	中野茂利書状	国許	江戸				国許	江戸	中野在江戸
903	元和2	12	6	持永茂成書状		江戸	江戸			国許	江戸	持永在江戸
917	元和2	12	6	相良貞次書状		(江戸)				国許	江戸	相良在江戸
918	元和2	12	6	犬塚惣兵衛尉書状		江戸	江戸			国許		犬塚在江戸
392	元和2	12	13	鍋島勝茂書状	国許	江戸			江戸	国許		
123号	元和2	12	28	中野茂利書状		江戸				国許	江戸	中野在江戸、長盛 在国
162号	元和3	1	7	甲斐弥左衛門尉書状	国許		江戸			国許		甲斐在江戸
859	元和3	1	12	鍋島茂泰書状		江戸	江戸			国許	江戸	
99号	元和3	1	12	甲斐弥左衛門尉等書状		江戸	江戸			国許		甲斐等在江戸
113号	元和3	1	22	相良伊右衛門尉書状		江戸	下国			国許	江戸	相良在江戸
855	元和3カ	1	23	鍋島茂泰書状		江戸				国許	江戸	
18補33	元和3	1	25	下村茂充書状			下国			国許		下村在江戸
856	元和3カ	1	26	鍋島茂泰書状		江戸				国許	江戸	
402	元和3	1	26	鍋島勝茂書状	国許	江戸	下国			国許		
125号	元和3	1	27	中野茂利書状		江戸				国許		中野在江戸
126号	元和3カ	1	27	勝屋茂為書状		江戸				国許	江戸	勝屋在江戸
857	元和3	2	12	鍋島茂泰書状		江戸				国許	江戸	
403	元和3	2	22	鍋島勝茂書状	国許	江戸				国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
849	元和3カ	2	22	鍋島茂泰書状		江戸				国許		
902	元和3	3	9	茂斎書状		江戸				国許	江戸	茂斎在江戸
850	元和3	3	25	鍋島茂泰書状		江戸				国許		
889	元和3			勝屋茂為書状		江戸				国許		勝屋在江戸
851	元和3	4	4	鍋島茂泰書状		江戸				国許		
885	元和3	4	12	中野茂利書状		江戸				国許		中野在京
404	元和3	4	18	鍋島勝茂書状	国許	江戸				国許		
936	元和3	4	18	石尾右馬助書状		江戸				国許		石尾在江戸
117号	元和3カ	4	18	吉富源左衛門尉書状		江戸				国許		吉富在江戸
852	元和3カ	4	24	鍋島茂泰書状		日光				国許		
111号	元和3	5	1	茂斎書状		江戸				国許	江戸	茂斎在江戸
930	元和3	5	6	岩村小右衛門尉書状	国許	江戸				国許		岩村在江戸
18補31	元和3	5	6	相良五兵衛書状		江戸				国許		相良在江戸
853	元和3	5	11	鍋島茂泰書状		江戸				国許		
406	元和3	6	22	鍋島勝茂書状	国許	京都				国許		
867	元和3カ	6	22	鍋島茂泰書状		京都				国許		
622	元和3	6	23	鍋島忠茂書状	国許	上洛	国許		江戸	国許		
122号	元和3	6	27	中野茂利書状		京都				国許	京都	中野在京

407	元和3	6	29	鍋島勝茂書状	国許	京都				国許		
408	元和3	7	1	鍋島勝茂書状	国許	京都				国許		
384	元和3	7	18	鍋島勝茂書状	国許	伏見	上洛	国許		国許		
854	元和3	7	18	鍋島茂泰書状		京都				国許		
24号	元和3	7	23	持永茂成書状	国許	伏見	伏見			国許	伏見	持永在伏見
888	元和3	7	24	勝屋茂為書状	国許	伏見	伏見			国許		勝屋在伏見
409	元和3	7	25	鍋島勝茂書状	国許	京都				国許		
410	元和3	7	25	鍋島勝茂書状	国許	京都				国許		
411	元和3	8	4	鍋島勝茂書状	国許	京都				国許		
848	元和3	8	4	鍋島茂泰書状		京都	参勤			国許		
868	元和3カ	8	9	鍋島茂泰書状		伏見		伏見		国許		
112号	元和3	8	9	茂齋書状		(上方)				国許		茂齋在京
428	元和3			鍋島勝茂書状	国許	京都				国許		
624	元和3	9	12	鍋島忠茂書状	国許	下国	江戸	下国	江戸	国許		
625	元和3	10	3	鍋島忠茂書状	国許	国許	江戸	国許	江戸	国許		
679	元和3	10	10	鍋島元茂書状	国許		江戸	国許		国許		
680	元和3	10	18	鍋島元茂書状	国許		江戸			国許		
626	元和3	10	19	鍋島忠茂書状	国許	国許	江戸	国許	江戸	国許		
681	元和3	10	23	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
682	元和3	11	22	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		
627	元和3	11	28	鍋島忠茂書状	国許	国許	江戸		江戸	国許		
683	元和3	11	30	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸		江戸	国許		
685	元和3	11	30	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		
629	元和3	12	15	鍋島忠茂書状	国許				江戸	国許		
686	元和3	12	28	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		
26号	元和3	12	1	持永茂成書状			江戸			国許		持永在江戸
107号	元和3	12	3	甲斐弥左衛門尉書状	国許		江戸			国許		甲斐在江戸
904	元和4	1	13	持永茂成書状	国許	国許	江戸			国許		持永在江戸
63号	元和4	1	14	三位局消息	国許	国許	江戸	国許		国許		三位局在江戸
630	元和4	1	15	鍋島忠茂書状	国許				江戸	国許		
921	元和4	1	16	小川四郎兵衛書状	国許	国許	江戸			国許		小川在江戸
159号	元和4(1月)			某書状	国許	国許	江戸			国許		某在江戸
631	元和4	③	6	鍋島忠茂書状	国許	国許			江戸	国許		
27号	元和4	③	12	持永茂成書状	国許		江戸			国許		持永在江戸
688	元和4	③	13	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		
632	元和4	③	14	鍋島忠茂書状	国許	国許			江戸	国許		
18補22	元和4	③	14	納富千兵衛尉書状		国許			江戸	国許		納富在江戸

28号	元和4	③	23	持永茂成書状			江戸			国許		持永在江戸
109号	元和4	③	23	甲斐弥左衛門尉書状	国許					国許		甲斐在江戸
18補8	元和4			某書状案	国許		江戸			国許		
689	元和4力	4	3	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		
690	元和4	4	6	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		
940	元和4	4	6	某書状	国許	国許			江戸			
691	元和4	4	10	鍋島元茂書状	国許	国許	江戸			国許		
29号	元和4	4	10	持永茂成書状	国許	国許	江戸			国許		持永在江戸
633	元和4力	4	28	鍋島忠茂書状	国許	国許			江戸	国許		
692	元和4	4	29	鍋島元茂書状	国許		江戸			国許		
693	元和4	6	2	鍋島元茂書状	国許		江戸			国許		
634	元和4	6	2	鍋島忠茂書状	国許	国許			江戸	国許		
947	元和4	6	18	岡部長盛書状		国許				国許		
128号	元和4	6	18	勝屋茂為書状	国許	(国許)	江戸		江戸	国許		勝屋在江戸
635	元和4	8	3	鍋島忠茂書状	—	国許			江戸	国許		
694	元和4	8	13	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		
141号	元和4力	8	18	廣木外記書状	—	参勤				国許	参勤	廣木在坂
430	元和4	8	21	鍋島勝茂書状	—	下関				国許		
695	元和4	9	2	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
695	元和4	9	2	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		
431	元和4	9	9	鍋島勝茂書状	—	伏見				国許		
435	元和4	9	9	鍋島勝茂書状	—	伏見				国許		
97号	元和4	9	21	石井茂清等書状	—	望月				国許		石井等参勤随行
811	元和4	10	2	勝屋茂為等連署書状	—	江戸	江戸			国許		
636	元和4	10	6	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
62号	元和4	10	11	三位局消息	—	江戸	江戸			国許		三位局在江戸
432	元和4	10	17	鍋島勝茂書状	—	江戸	江戸			国許		
18補35	元和4	10	29	岩村小右衛門尉書状	—	江戸				国許		岩村在江戸
800	元和4	10	30	鍋島元茂室消息	—			江戸		国許		
698	元和4カ	11	2	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸			国許		
699	元和4	11	2	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		
433	元和4	11	19	鍋島勝茂書状	—	江戸				国許		
108号	元和4	11	24	甲斐弥左衛門尉書状	—	江戸	江戸			国許		甲斐在江戸
628	元和4	12	11	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
1136	元和4	12	11	元碩書状	—	江戸			江戸	国許		元碩在江戸
920	元和5カ	1	7	小川四郎兵衛書状	—	江戸	江戸			国許		小川在江戸
700	元和5	1	8	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸			国許		

701	元和5	1	8	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		
1137	元和5	1	8	元碩書状	—	江戸	江戸		江戸	国許		
426	元和5	1	14	鍋島勝茂書状	—	江戸				国許		
637	元和5	1	14	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
638	元和5	1	14	鍋島忠茂書状	—	江戸				国許		
943	元和5カ			某書状	—	江戸	江戸			国許		正月頃
897	元和5	2	7	勝屋采女佑書状	—					国許		勝屋在上方カ
438	元和5	2	25	鍋島勝茂書状	—	江戸				国許		
702	元和5	3	7	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸			国許		
30号	元和5	3	8	持永茂成書状	—	江戸	江戸			国許		持永在江戸
439	元和5	3	9	鍋島勝茂書状	—	江戸	江戸			国許		
440	元和5	4	11	鍋島勝茂書状	—	江戸	江戸			国許		
639	元和5	4	11	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
441	元和5	5	12	鍋島勝茂書状	—	京都	江戸			国許		
427	元和5	5	19	鍋島勝茂書状	—	京都				国許		
467	元和5	6	18	鍋島勝茂書状	—	京都	江戸			国許		
704	元和5	7	14	鍋島元茂書状	—	京都	江戸			国許		
442	元和5	7	16	鍋島勝茂書状	—	京都				国許		
472	元和5カ	7	18	鍋島勝茂書状	—	京都				国許		

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
443	元和5	7	22	鍋島勝茂書状	—	京都				国許		
882	元和5	8	6	石井茂清書状	—	京都				国許		石井在京
641	元和5カ	9	5	鍋島忠茂書状	—	国許			江戸	国許		
705	元和5カ	10	12	鍋島元茂書状	—	国許	江戸			国許		
706	元和5カ	10		鍋島元茂書状	—	国許	江戸			国許		
948	元和5	11	19	岡部長盛書状	—	国許				国許		岡部在江戸
707	元和5	11	20	鍋島元茂書状	—	国許	江戸			国許		
640	元和5カ	12	5	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
898	元和5	12	5	勝屋采女佑書状	—					国許	大坂	
862	元和6カ	2	21	鍋島茂泰書状	—					国許	大坂	
949	元和6	2	26	岡部長盛書状	—	国許				国許		岡部在江戸
777	元和6～			鍋島勝茂書状	—		江戸			国許		
844	元和6	7	21	鍋島道虎書状	—					国許	大坂	
709	元和6	8	8	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		
710	元和6	8	17	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		
642	元和6	8	17	鍋島忠茂書状	—	国許			江戸	国許		
983	元和6	8	17	岡部長盛書状	—	国許				国許		岡部居所不明
984	元和6	8	17	岡部長盛書状	—	国許				国許		長盛居所不明

643	元和6	8	22	鍋島忠茂書状	—	国許			江戸	国許		
711	元和6	8	29	鍋島元茂書状	—		江戸			国許		
644	元和6	9	19	鍋島忠茂書状	—	国許			江戸	国許		
846	元和6	9	24	鍋島道虎注文	—					国許		
950	元和6	9	24	岡部長盛書状	—	国許				国許		長盛柳川城請取
1097	元和6	9	25	松平忠良書状	—					国許		忠良柳川城請取
1098	元和6	9	28	松平忠良書状	—					国許		忠良柳川城請取
1099	元和6	9	30	松平忠良書状	—					国許		忠良柳川城請取
952	元和6	11	3	岡部長盛書状	—	国許				国許		長盛柳川城請取
953	元和6	11	4	岡部長盛書状	—	国許				国許		長盛柳川城請取
954	元和6	11	18	岡部長盛書状	—	参勤				国許		長盛柳川城請取
1100	元和6	11	21	松平忠良書状	—	江戸				国許		忠良柳川城請取
955	元和6	11	22	岡部長盛書状	—					国許		長盛柳川城請取
956	元和6	11	27	岡部長盛書状	—					国許		長盛柳川城請取
1116	元和6	11	30	秋元泰朝書状	—	江戸		国許		国許		秋元柳川城請取
958	元和6	12	7	岡部長盛書状	—	参勤				国許		長盛柳川城請取
1117	元和6	12	7	秋元泰朝書状	—			国許		国許		秋元柳川城請取
832	元和6	12	7	諫早直孝書状	—	参勤				国許		直孝柳川出張
18補25	元和6	12	7	宮部善右衛門尉書状	—	参勤				国許	大坂	宮部在国

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
959	元和6	12	16	岡部長盛書状	—					国許		長盛柳川城請取
1101	元和6	12	16	松平忠良書状	—	江戸		国許		国許		忠良柳川城請取
1103	元和6	12	23	松平忠良書状	—	江戸				国許		忠良柳川城請取
18補14	元和6	12	26	神代民部少輔書状	—	江戸				国許		神代在江戸カ
459	元和6	12	28	鍋島勝茂書状	—	江戸	江戸			国許		
879	元和6	12	28	石井茂清書状	—	江戸				国許		石井在江戸
1102	元和6	12	29	松平忠良書状	—	江戸		国許		国許		忠良柳川城請取
714	元和6	⑫	1	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸			国許		
962	元和6	⑫	7	岡部長盛書状	—					国許		長盛柳川城請取
833	元和6	⑫	7	諫早直孝書状	—					国許		直孝筑後出張
963	元和6	⑫	13	岡部長盛書状	—					国許		長盛柳川城請取
1119	元和6	⑫	13	岡田善同書状	—			国許		国許		岡部柳川城請取
834	元和6	⑫	13	諫早直孝書状	—			国許		国許		直孝筑後出張
835	元和6	⑫	14	諫早直孝書状	—			国許		国許		直孝筑後出張
908	元和6	⑫	18	持永茂成書状	—	江戸	江戸			国許		持永在江戸
964	元和6	⑫	22	岡部長盛書状	—	江戸				国許		長盛柳川城請取
1118	元和6	⑫	22	秋元泰朝書状	—					国許		秋元柳川城請取
645	元和6	⑫	23	鍋島忠茂書状	—	(江戸)			忠茂	国許		

836	元和6	㊫	26	諫早直孝書状	—					国許		直孝柳川出張
837	元和6	㊫	28	諫早直孝書状	—					国許		直孝柳川出張
838	元和7	1	3	諫早直孝書状	—				国許	国許		直孝柳川出張
839	元和7	1	10	諫早直孝書状	—				国許	国許		直孝柳川出張
840	元和7	1	13	諫早直孝書状	—				国許	国許		直孝柳川出張
646	元和7	1	25	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
715	元和7	2	1	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸		江戸	国許		
460	元和7	2	2	鍋島勝茂書状	—	江戸	江戸			国許		
716	元和7	2	2	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸			国許		
969	元和7	2	4	岡部長盛書状	—	江戸				国許		長盛柳川城請取
647	元和7	2	8	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
970	元和7	2	9	岡部長盛書状	—	江戸	江戸		江戸	国許		長盛柳川出張
1104	元和7	2	10	松平忠良書状	—	江戸				国許		忠良柳川城請取
971	元和7	2	13	岡部長盛書状	—					国許		長盛柳川城請取
648	元和7	2	22	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
1105	元和7	2	25	松平忠良書状	—	江戸			国許	国許		忠良柳川城請取
461	元和7	3	4	鍋島勝茂書状	—	江戸				国許		
649	元和7	3	6	鍋島忠茂書状	—	江戸	江戸		江戸	国許		
1073	元和7	3	10	小河之直書状	—					国許		長盛柳川城請取

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
1074	元和7	3	□	小河之直書状	—					国許		長盛在赤間
972	元和7	3	21	岡部長盛書状	—					国許	芦屋	長盛豊前芦屋出帆
717	元和7	5	10	鍋島元茂書状	—	国許	江戸			国許		
973	元和7	5	19	岡部長盛書状	—	国許				国許		長盛在国力
974	元和7	6	4	岡部長盛書状	—	国許				国許		長盛在国力
650	元和7	7	20	鍋島忠茂書状	—	国許			江戸	国許		
720	元和7カ	9	21	鍋島元茂書状	—	国許	江戸			国許		
975	元和7	10	8	岡部長盛書状	—	国許				国許		長盛在福知山
750	元和7カ	12	20	鍋島元茂書状	—	国許	江戸			国許		
721	元和8	2	19	鍋島元茂書状	—	国許	江戸			国許		
659	元和8カ	2	21	鍋島忠茂書状	—	国許カ			江戸	国許		
723	元和8	5	18	鍋島元茂書状	—	京都	江戸			国許		
724	元和8	5	21	鍋島元茂書状	—	参勤	江戸			国許		
976	元和8	5	26	岡部長盛書状	—	京都				国許		長盛在京
742	元和8	6	28	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
890	元和8	6	28	勝屋茂為書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		勝屋在江戸
133号	元和8	6	28	山崎代兵衛尉書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		山崎在江戸
725	元和8	7	21	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		

923	元和8	8	17	吉富源右衛門尉書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		吉富在江戸
931	元和8	8	20	岩村小右衛門尉書状	—	江戸		江戸		国許		岩村在江戸
660	元和8	10	21	鍋島忠茂書状	—	江戸			江戸	国許		
168号	元和8	11	2	鍋島道虎書状	—	江戸				国許		
176号	元和8	11	2	鍋島道虎書状	—	(江戸)				国許		勝屋・関在江戸
21補5	元和8	11	2	鍋島道虎書状	—	(江戸)				国許		関在江戸
726	元和8	11	12	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
824	元和8	11	16	多久安順書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
463	元和8	12	3	鍋島勝茂書状	—	江戸				国許		
779	元和8			鍋島勝茂書状	—		江戸		江戸	国許		
464	元和8	12	30	鍋島勝茂書状	—	江戸		江戸		国許		
910	元和9	1	8	持永茂成書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		持永在江戸
801	元和9	1	15	鍋島元茂室消息	—		江戸	江戸	江戸	国許		元茂室在江戸
891	元和9	1	16	勝屋茂為書状	—	江戸				国許		勝屋在江戸
727	元和9	1	27	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
728	元和9	1	28	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
892	元和9	2	4	勝屋茂為書状	—	江戸				国許		勝屋在江戸
730	元和9	2	5	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
802	元和9	2	5	鍋島元茂室消息	—		江戸	江戸	江戸	国許		元茂室在江戸

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
65号	元和9	2	5	御しんさう局消息	—	江戸	江戸			国許		御新造局在江戸
977	元和9	2	20	岡部長盛書状	—	江戸		江戸		国許		長盛在国カ
465	元和9	2	22	鍋島勝茂書状	—	江戸		江戸		国許		
469	元和9	2	22	鍋島勝茂書状	—	江戸	江戸			国許	国許	
18補16	元和9	2	26	山崎勘解由佑等書状	—	江戸		江戸		国許		山崎在江戸
934	元和9	2	28	今泉兵左衛門尉書状	—		江戸			国許		今泉在江戸
18補29	元和9	2	28	今泉六左衛門尉書状	—					国許		今泉在江戸
39号	元和9	2	28	三恕軒良意書状	—	江戸				国許	国許	良意在江戸
42号	元和9	2	28	玄朝書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		玄朝在江戸
938	元和9	2	29	梅野七太夫書状	—					国許		梅野在江戸
18補26	元和9	2	29	水町作右衛門尉書状	—	江戸	江戸			国許		水町在江戸
729	元和9			鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
18補38	元和9	3	5	松崎二郎右衛門尉書状	—	江戸				国許		松崎在江戸
803	元和9	3	8	鍋島元茂室消息	—			江戸		国許		元茂室在江戸
82号	元和9	3	8	しんよ消息	—		江戸	江戸		国許		しんよ在江戸
926	元和9	3	8	山崎政良書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		山崎在江戸
893	元和9	3	14	勝屋茂為書状	—	江戸				国許		勝屋在江戸
118号	元和9	3	14	吉富源左衛門尉書状	—	江戸				国許		吉富在江戸

18 補 24	元和 9	3	15	牟田六郎兵衛書状	—		江戸	江戸		国許		牟田在江戸
18 補 37	元和 9	3	18	塚原藤左衛門尉書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		塚原在江戸
911	元和 9	3	20	持永茂成書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		持永在江戸
154 号	元和 9	3	21	相良五兵衛書状	—	江戸	江戸	江戸		国許	国許	相良在江戸
81 号	元和 9	3		鍋島元茂付局消息	—		江戸			国許		元茂付局在江戸
538	元和 9			小少将消息	—	上洛				国許		小少将在江戸
731	元和 9	5	21	鍋島元茂書状	—	上洛	江戸	江戸		国許		
466	元和 9	6	9	鍋島勝茂書状	—	京都				国許		
468	元和 9			鍋島勝茂書状	—	京都	江戸			国許		
532	元和 9			高源院消息(後欠)	—	京都				国許		高源院在江戸
539	元和 9	8	27	小少将消息(前欠)	—	京都				国許		小少将在江戸
105 号	寛永 1	2	6	山崎勘解由佑書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		山崎在江戸
661	寛永 1	1	29	鍋島忠茂書状	—	江戸				国許		忠茂在江戸
533	寛永 1			高源院消息(前後欠)	—	江戸				国許		高源院在江戸
734	寛永 1	2	5	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸		国許		
75 号	寛永 1	2	5	元碩書状	—		江戸			国許		元碩在江戸
105 号	寛永 1	2	6	山崎勘解由佑書状	—		江戸	江戸		国許		山崎在江戸
841	寛永 1	2	9	諫早直孝書状	—	江戸				国許		直孝大坂出張
127 号	寛永 1	2	20	勝屋茂為書状	—	江戸				国許	江戸	勝屋在江戸

文書番号	年	月	日	文書名	直茂	勝茂	元茂	忠直	忠茂	道虎	茂泰	その他
145号	寛永1	2	20	大隈玄蕃書状	—	江戸	江戸	江戸		国許	江戸	大隈在江戸
978	寛永1	2	26	岡部長盛書状	—	江戸				国許		長盛在京
1143	寛永1カ	2	28	菊屋宗口書状	—					国許	江戸	菊屋在江戸
77号	寛永1	2	29	柏庵書状	—	江戸				国許	江戸	柏庵在江戸
842	寛永1	3	5	諫早直孝書状	—					国許		直孝大坂出張
979	寛永1	3	15	岡部長盛書状	—	江戸				国許		長盛在国
36号	寛永1	4	10	妙覚院玄純書状	—	江戸				国許	下国	玄純在江戸
899	寛永1	4	12	関清長書状	—	江戸				国許		関在江戸
18補17	寛永1	4	19	山崎勘解由佑等書状	—	江戸				国許		山崎在江戸
484	寛永1	4	20	鍋島勝茂書状	—	江戸				国許		
18補32	寛永1	5	25	河副太兵衛尉書状	—					国許		川副在大坂カ
812	寛永1	8	6	勝屋茂為等書状	—	江戸			矢作	国許		勝屋在江戸
485	寛永1	8	13	鍋島勝茂書状	—	江戸			—	国許		
486	寛永1	8	28	鍋島勝茂書状	—	江戸			—	国許		
732	寛永1	11	28	鍋島元茂書状	—	江戸	江戸	江戸	—	国許		
530	寛永1			高源院消息(前後欠)	—	江戸			—	国許		高源院在江戸

✦
附錄
✦

人名一覧

【凡 例】

- ・人名の横には、その人物が見える文書の
通し番号を記した。
- ・人物の説明は、本書におけるその人物の
地位、資格などの理解を助ける程度に留
めた。また、各号の解説で触れた事項に
ついては、適宜略した。
- ・本書の趣旨に鑑み、鍋島道虎については
立項しなかった。
- ・『佐賀県史料集成』は『集』とし、巻数、
文書群名・文書番号を記した。なお「坊
所鍋島家文書」については、巻数と文書
番号のみ記した。
- ・『佐賀県近世史料』は『近』とし、編・巻、
頁数を記した。
- ・『大日本史料』第十二編は『十二編』とし
た。
- ・「寛政重修諸家譜」は「寛政譜」とした。

ア

青山幸成 103

幕府年寄。大蔵少輔。

愛宕山威徳院行祐 →行祐

愛宕山威徳院行口 89・151

京都愛宕山威徳院住持。

愛宕山威徳院納所 56

愛宕山威徳院某 88

京都愛宕山威徳院住持。

姉川十郎兵衛 119

未詳。鍋島家中か。

綾部八左衛門尉 173

鍋島家中。十一月晦日（年未詳）付道
虎宛鍋島元茂書状（『集』一二、六八四
号）では、元茂の「供」からはずされ
ている。

有田茂成 158

鍋島家中。傳蔵。八右衛門尉。須古信
周三男。文禄二年還俗して家督相続。
寛永二年七月七日歿。（『近』八一、
四九四頁）

有馬直純 178

肥前日野江藩主。

イ

諫早直孝 22・29・66・73・95・126・128

鍋島家重臣。右近允。寛永十二年六月三十日歿。六十二歳。

石井次右衛門尉 153

鍋島家中。

石井茂清 61・94・96・97・132・137

鍋島家中。清五左衛門。縫殿助。元和七年十一月二十一日歿。〔『葉隠』下(岩波新書本、四四～四六頁、『近』八一、六〇二頁)

石井兵部 73

鍋島家中。

石尾右馬允 62・114

右馬之佐。三位局男。〔『近』一一二、三七〇頁)

石川右衛門助 173

鍋島家中。

石川久七良 173

未詳。鍋島家中か。

石又左 153

鍋島家中。石井又左衛門か。

市 35・105・145・161

勝茂女。慶長十二年九月二日生。寛永元年正月二十二日、上杉定勝に嫁す。寛永十二年六月三日歿。

市右衛門尉 130

鍋島家中。

市川源介 157

鍋島家中。

一乗院 55

未詳。修験か。

井出九右衛門尉 170

岡部家中 (『集』一三、九六六号)。

犬塚惣兵衛 95

鍋島家中。

犬塚忠左衛門 177

未詳。鍋島家中か。

井上外記 148・154

鍋島家中。

井上之房 167

福岡藩黒田家中。周防守。

井上藤太左衛門尉 177

鍋島家中。

井上正就 103

幕府年寄。

今泉橋左衛門尉 173

未詳。鍋島家中か。

今泉兵左衛門尉 26・27・30・96・107・159・173

鍋島家中。鍋島元茂付 (『近』二一一、七五頁)。

今泉内記 173

鍋島家中。元和六年に鍋島元茂から勝茂に提出された「江戸詰男女着到」に名前が見える (『近』二一一、七五頁)。

ウ

上杉定勝 103・127

出羽米沢藩主。

右衛門尉 141

未詳。鍋島家中か。

内山先達 55

大和内山永久寺に属する修験か。

梅野七大夫 28・63・74

鍋島家中。鍋島元茂付（『近』二一一、五七・七五頁）。二月三日付真久・久伯連署書状（『集』一三、一一四二号）にも「七大夫」とある。

嬉野藤三郎 155

未詳。

嬉野縫殿 142

鍋島家中。

運首座 85

未詳。

工

江口内蔵亮 116

鍋島家中。

江平 152

未詳。江頭か。

圓光寺元佶 → 閑室元佶

才

大木六右衛門 20

鍋島家中。

大串雅楽助 171

鍋島家中。文禄の役では鍋島茂里組下（『近』一一一、一五一・五八三頁）。

大久保長安 93

幕府年寄。

大隈玄蕃 105・145

鍋島家中。

大嶋加兵衛 30

鍋島家中。

太田茂歳 166

鍋島家中。

大田六右衛門尉 31

鍋島家中。

大田弥八左衛門尉 114・173

鍋島家中。

大塚三太夫 170

岡部家中（『集』一三、九六六号）。

大鳥居信岩 51

太宰府天満宮社僧。元龜三年生。天正十六年に父信寛の跡を継ぐ。寛永五年退隱。正保四年正月三十日歿（『大宰府・太宰府天満宮史料 太宰府天満宮史料補遺』太宰府天満宮、二〇〇六年、四六六頁）。

大野金右衛門尉 122

鍋島家中。

大庭勘左衛門尉 144

鍋島家中。

大橋左京亮 140

柳川藩田中家中。

大村三郎兵衛 62

鍋島家中。

大村種純 71

清介。平戸藩家中か。

岡田利良 103

兵部少輔。秀忠に近侍、元和八年十二月より徒頭（「寛政譜」）。

岡本長右衛門 101

鍋島家中。

岡部市郎右衛門尉 170

岡部家中。

岡部助右衛門尉 170

岡部家中。

岡部長盛 116・123・142・169・180

内膳正。勝茂継室菊（家康養女）の実父。慶長十四年八月より元和七年八月まで丹波亀山城主、元和七年八月福知山に転封。（「寛政譜」）

岡部宣勝 30

岡部長盛男。慶長二年生。同十四年十二月二十八日、従五位下・美濃守。寛永九年冬、遺領を継ぐ。寛文元年十月二十七日致仕、同八年十月十九日歿。姉が勝茂の継室。（「寛政譜」）

御かみ 113

未詳。

小川（小河）四郎兵衛尉 104・159・173

鍋島家中。慶長十七年には鍋島家駿府留守居（『近』一一二、二八〇頁）。元和六年には、鍋島元茂の江戸詰男女着到中にあり（『近』二一一、七六頁）。

おく局 64

鍋島家女中。

小河之直 2・14・15・16・17・18・19・20・21・167・178

福岡藩黒田家中。内蔵允。出自は英保氏。小河伝右衛門信章の跡を継ぐ。一万石。寛永十六年四月十六日歿。

おさい 158

未詳。鍋島家女中か。

小田村源右衛門尉 173

未詳。鍋島家中か。

御つほね 173

未詳。鍋島家女中か。

御みや 173

未詳。鍋島家女中か。

力

甲斐弥左衛門尉 29・99・107・108・109・126・160・162

鍋島家中。

勝八郎 141

廣木外記男。→廣木外記

勝部左京 148

未詳。

勝屋采女 97・99・142・144・153

鍋島家中。伝高院（勝茂女市、上杉定勝室）付。寛永十二年六月伝高院に歿死した「勝屋采女」（七十二歳）（『近』一一二、三九五頁）と同一人物か。

勝屋采女佑 129

鍋島家中。

勝屋茂為 27・29・61・74・100・103・125・126・127・128・133・168・176

鍋島家中。勘右衛門。江戸留主居（『近』八一、三四五頁、『近』八一、六〇九頁）。寛永十二年三月二十二日歿（『近』八一、三四五頁）とあるが、

寛永十三年二月までは存命か（『集』八、多久四〇・四三・二一三・二二六号）。

加藤内蔵助 93

未詳。閑室元佶関係者か。

亀 42・145

勝茂女。元和三年四月六日生。母は岡部氏。諫早茂敬室。

亀川右衛門尉 74

鍋島家中。

河副五郎兵衛 141

未詳。

河副太郎兵衛 177

鍋島家中。十月二日（元和四年カ）付道虎宛勝屋茂為他三名連署書状（『集』一三、八一一号）では「江戸御賄方」とある。

河波橋右衛門尉 173

未詳。鍋島家中か。

閑室元佶 33・93・163

臨濟僧。肥前小城郡出身。幕府の寺社行政・外交に関与。慶長十七年五月歿。

神戸善兵衛 169・170・172

岡部家中。

キ

菊や宗有 75

未詳。二月二十八日付の菊屋宗口書状（『集』一三、一一四三号）がある。

喜齋 123・124

中野宗甫または三右衛門。玄又より茶道相伝して剃髪して喜齋と号し、後ト齋と改める。（『近』二一一、九一九頁）

きのかみさまつほね 81

鍋島元茂（紀伊守）付女中。

木下藤兵衛 42・148・154

鍋島家中。

木下平左衛門尉 164

未詳。

九右衛門尉 119

姉川十郎兵衛被官。

行祐 52・86・87

愛宕山威徳院西坊の住持。

桐山信行 167

福岡藩黒田家中。丹波守。丹齋。山家村代官。寛永二年三月十七日歿。

ク

草場藤右衛門 5

鍋島家中。

久地井弥右衛門尉 173

未詳。鍋島家中か。

宮内卿 64・158

陽泰院付女中（『近』二一一、三〇頁）。

黒田一成 167

福岡藩黒田家中。美作守。三奈木黒田家。明暦二年十一月十三日歿。

黒田利則 2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・181

福岡藩黒田家中。養心。修理。黒田孝

高および同長政家臣。筑前にて一万二千石。慶長十七年三月五日歿。（東京大学史料編纂所蔵謄写本「増益黒田家臣伝」）

黒田長政 3・11・19

筑前福岡藩主。慶長八年従四位下筑前守。元和九年八月四日歿。

桑野藤左衛門尉 136

未詳。

ケ

月性院某 54

京都鞍馬寺の院家である月性院の住持。

月性院雄鑽 →雄鑽

元阿弥 173

未詳。

玄莚坊 36

未詳。千栗八幡宮社僧か。

玄純 36・91

妙覚院住持。妙覚院は、千栗八幡宮の神宮寺である弥勒寺の院主坊（『近』一〇一一、「解題」、一一～一二頁）。天明六年の幕令による本寺末寺調査に際して作成された差上帳によると、玄純は天海の「法嗣」であり、「当院中興開山権僧正」と称される（同前、九頁）。

元碩 75・76

未詳。

元忠寺 58

佐賀郡巨勢修理田村にあった寺院。延暦寺末。元和四年、勝茂室の願により愛染明王・聖天尊像を作り、一字の堂が建立された（『近』一〇一一・一七四～一七五頁）。

玄朝 42・173

医者。曲直瀬家門人。

玄能院 174・177

未詳。

玄蕃 141

未詳。廣木外記の親族か。

源兵衛 162

未詳。

コ

幸教 46・47・48・49

英彦山先達。鍋島家宿坊。

小古瀬市左衛門尉 178

未詳。

小左衛門 33

未詳。

五島玄雅 23

肥前福江藩主。文禄三年八月より五島家当主。慶長十七年三月八日歿。

御しんさう局 65

御新造局。鍋島元茂室鍋島氏付女中。

後藤源左衛門尉 73・153

未詳。徳川和子の入内に関与する後藤源左衛門という人物の姿が見えるが、関連は不明（『十二編』二十九、元和四

年六月二十一日条、『十二編』三十三、
元和六年四月二十二日条)。

古藤三郎左衛門尉 146

柳川調興の家臣。

小長谷太郎右衛門尉 170

岡部家中。

小柳久右衛門尉 108

鍋島家中。

サ

さい将 168

勝茂室の侍女。(『集』一二、四六九号・
五四八号)

酒井忠世 1・162

幕府年寄。

相良伊右衛門尉 113

鍋島家中。

相良五兵衛 154

鍋島家中。

桜下坊 174

未詳。

三恕軒良意 38・39

医者。良以とも。曲直瀬家門人。

三位卿 →三位局

三位局 62・63・173

陽泰院付女中。寛永六年、陽泰院に追
腹(『近』一一二、三七〇頁)。

シ

執行平左衛門尉 159

鍋島家中。

執行六内 14

鍋島家中。太郎左衛門(『近』一一一、
一五五頁)。

嶋八郎右衛門尉 30

鍋島家中。

持明院基孝 180

永正十七年生。永禄元年十二月二十三
日参議。天正十三年正月六日正三位。

慶長十六年五月二十八日歿。九十二歳。

(橋本政宣編『公家事典』)

下総守 138

未詳。

下川五郎右衛門尉 28

鍋島家中。

下村左馬佐 108・117

鍋島家中。

修学院恕周 →恕周

寿浄坊 174

未詳。

樹上坊 175

未詳。

常行坊 134

未詳。

乗清 50

管崎宮座主。「管崎宮遷宮記録」(『管崎
宮史料』管崎宮、一九七〇年)には、
慶長十六年二月の猿楽舞台建立の本願
として「座主五智林院乗清」とあり。

恕周 134

背振山修学院住持。

二郎右衛門 64

未詳。鍋島家中か。

志波勘左衛門 170

鍋島家中。寛永五年の「惣着到」には
「鍋島生三組」とある。

志波傳左衛門尉 173

未詳。鍋島家中か。

真久 74

未詳。

真清 83

英彦山惣殿坊住持。

陣内形介 109

未詳。鍋島家中か。

しんよ 82

未詳。鍋島元茂室付の女房か。

ヌ

瑞雪光欽 84・85

第二三世東福寺住持。慶長十四年十月九日東福寺公帖、同十五年六月二十三日第二三世東福寺住持、寛永元年八月一日寂（『東福寺誌』）。

助左衛門 120

持永茂成か。→持永茂成

須古信明 73・95・119・126

鍋島重臣。下総守。慶長十三年家老職を兼ねる。元和九年法体。寛永三年隠居。寛永十九年四月十二日歿。

セ

関清長 97・100・158・168・171・176

鍋島家中。林斎。還俗後、関を名乗る。平兵衛尉。将監。寛永十五年九月歿。四十九歳。（『近』八一、三四六頁）

是道明智 168

泰長院住持。泰長院は曹洞宗寺院（願明源「壬申戦争における佐賀の従軍僧是琢明琳について」『九州史学』一八五）。

千惣 135

未詳。千布か。

善兵衛 35

鍋島家中。

ソ

宗順 88

未詳。愛宕山威徳院の使者を務める。

僧正 91

千栗八幡宮の社僧。

宗釣 131

未詳。於保九郎次郎入道宗釣か。

相如坊 36

未詳。千栗八幡宮社僧か。

増了坊幸教 →幸教

そへた又左衛門尉 64

未詳。鍋島家中か。

副嶋孫兵衛 135

鍋島家中。

添孫兵衛 149

副島孫兵衛か。→副島孫兵衛

夕

大百助 173

未詳。鍋島家中か。

高木権兵衛尉 171

鍋島家中。「寛永五年惣着到」では、四〇六石。

高嶋金十 39

鍋島道虎内人か（『近』八一、七一頁、『集』一三、九一七・一一四四号）。

高嶋主膳 177

未詳。鍋島家中か。

高嶋与三右衛門 177

未詳。鍋島家中か。

多久家久 →多久安順

多久茂辰 180

鍋島家中。多久安順養子。

多久茂富 166

鍋島家中。凶書。慶長十五年八月は名古屋城普請に出張。

多久安順 73・77・78・79・126・132・137・163

鍋島家重臣。家久。慶長十三年三月長門守。寛永十三年正月十三日隠居、同十八年十月二十六日歿。

武雄茂綱 73・126

鍋島家重臣。主殿。

武雄茂綱室鍋島氏 174

鍋島忠茂女。勝茂養女。なお、忠茂女は後妻であり、前妻は永田純家女（直茂養女）である。（『近』八一、一五二頁）

田雑勝三郎 165

鍋島家中。

田雑頼広 165

鍋島家中。織部。

多田新右衛門尉 123・124

細工師。

多々良平左衛門 85

鍋島家中。

多々良木工允 84・85

鍋島家中。

伊達政宗 103

田中源右衛門尉 150

鍋島家中。

田中忠政 119

筑後柳川藩主。天正十三年生。慶長十四年四月、遺跡を継ぎ、従四位下・筑後守。元和六年八月七日歿。（「寛政譜」）

田中知八 173

未詳。鍋島家中か。

田中吉政 68・69・119

筑後柳川藩主。天文十七年生。天正十六年三月十七日従五位下・兵部大輔。慶長五年、筑後一国を賜い柳川城に住す。同六年三月、初めて入国の暇を賜わる。侍従・筑後守。同十四年二月十八日歿。（「寛政譜」）

子

竹庵 115

医師。

知幸 43・44

未詳。

千坂高信 103

米沢藩上杉家重臣。伊豆守。

千布右衛門尉 177

未詳。鍋島家中か。

千布左衛門尉 177

未詳。鍋島家中か。

千布四兵衛 61・104

鍋島家中。

忠有 45

英彦山座主。日野輝資男。慶長六年九月英彦山座主。寛永三年八月六日遷。

長 36・42・65・118・145

勝茂女。元和九年二月二日生。寛永十年七月十三日、松平忠房に嫁す。貞享三年八月五日歿。

長斎 173

未詳。

長左衛門 26・27

鍋島家中。

長助 73

未詳。

長兵衛尉 171

鍋島家中。

ツ

堤橋之丞 173

未詳。鍋島家中か。

堤惣兵衛 177

鍋島家中。

堤傳右衛門尉 119

鍋島家中。

堤孫左衛門尉 98・123・124

鍋島家中。料理人。元和五年以前に元茂に仕えるも、不届きにより供から外され、切米召し上げ(『集』一一、二七三号)。

鶴 161

勝茂女。多久茂辰室。天性院。慶長十三年十月十一日生。

靄田長左衛門尉 119

鍋島家中。

靄田藤左衛門尉 144

鍋島家中。

靄六左衛門 99

鍋島家中。

テ

寺井甚左衛門尉 2

鍋島家中。

ト

土井利勝 1・24・29・30・103・162

幕府年寄。

東林寺某 90

神崎郡水馬場にある曹洞宗寺院の住持
か。

徳川家光 133

徳川家康 93・106・180

徳川忠長 133

徳川秀忠 1・30・99・100・107・122・133・
162

どぶノ喜斎 129

未詳。

土肥源太良 173

未詳。鍋島家中か。

富岡二右衛門尉 101

鍋島家中。

朝長清兵衛 41

鍋島家中。

ナ

内記 104・113

鍋島家中。

内藤正重 103

幕府旗本。寛永三年十月三日「従五位
下に叙し、なを外記と称す」(「寛政譜」)。

永石五郎右衛門尉 30

鍋島家中。

永井尚政 103

幕府年寄。

永澤羽右衛門尉 173

未詳。鍋島家中か。

長嶋五郎左衛門尉 171

未詳。鍋島家中か。

中野茂利 98・99・119・122・123・124・
132・137

鍋島家中。忠兵衛。内匠。水町丹後守
茂成次男。寛永十八年大馬廻。慶安三
年四月十三日歿。七十四歳。(『近』一
一二、二八四頁、『近』八一―一八二
頁、『近』八一―二、七四二頁)

中野次兵衛尉 173

未詳。鍋島家中か。

長橋局 180

持明院基孝女基子。後陽成天皇に仕え
る。堯然親王母。(橋本政宣編『公家事
典』)

鍋島右馬允 27

鍋島家中。

鍋島勝茂 1・3・4・10・18・23・24・25・

27・30・31・33・35・36・39・42・

43・46・57・58・61・62・63・65・

67・69・70・72・77・89・90・93・

97・98・99・100・103・104・105・

108・113・114・115・118・122・

125・126・127・132・133・141・

145・146・147・149・150・152・

155・158・159・161・172・175・

180

肥前佐賀藩主。天正八年生。文禄四年
二月十四日従五位下・信濃守。寛永三
年八月二十七日従四位下・侍従。明暦
三年二月二十四日歿。

- 鍋島勝茂室岡部氏 35・36・42・57・58・
65・82・89・111・118・
133・141・145・151・
154・174・175
勝茂継室菊。高源院。岡部長盛女。家
康の養女となり、勝茂の後室となる。
慶長十年五月十八日、伏見において婚
礼。
- 鍋島清良室多久氏 180
多久茂辰女。鍋島清良は鍋島茂泰男。
法名は圓融院花嶽貞春大姉。
- 鍋島貞村 101・102
倉町鍋島。式部。慶長元年生。正保二
年二月歿。五〇歳。(『近』八一、五
一七頁)
- 鍋島茂賢 180
鍋島茂里弟。深堀。
- 鍋島茂貞 25・112・117・144
道虎従兄弟男。九郎兵衛。元和三年歿
(『近』八一、二五〇頁)。
- 鍋島茂里 130・166
主水。横岳。石井安芸守信忠男。初直
茂養子。横岳下野守頼続家督。慶長十
五年八月八日歿。
- 鍋島茂綱 →武雄茂綱
- 鍋島茂利 121
道虎兄鍋島種卷次男。六左衛門。(『近』
一一二、二四八・三六四頁、『近』八一
一、二五〇頁)
- 鍋島茂泰 24・25・36・38・39・61・77・
82・104・105・111・113・114・
122・123・124・126・127・141・
145・148・154・159
道虎男。監物。縫殿助。右近。(『近』八
一一、三四七頁)
- 鍋島茂泰室鍋島氏 180
鍋島茂賢女。法名は長江院繁室一貞大
姉。
- 鍋島忠茂 116・128・135・149・150・157・
161
勝茂弟。半介。和泉守。慶長六年江戸
へ質として赴く。慶長十三年務を辞す。
寛永元年八月四日歿。
- 鍋島忠直 42・57・63・82・103・105・133・
145・154・161
勝茂次男。宗家嫡子。翁介。慶長十八
年生。元和八年十二月二十六日従五位
下肥前守。母は岡部氏。
- 鍋島種卷 179
道虎兄。新左衛門。文禄の役参陣(『近』
一一一、一四六頁)。
- 鍋島直茂 3・19・24・26・27・29・37・38・
41・50・52・62・65・78・83・93・
98・107・109・115・124・128・
135・149・150・159・161・162・
163・166・168
肥前佐賀藩祖。加賀守。元和四年六月
三日歿。
- 鍋島直茂室石井氏 36・57・63・64・65・
82・89・103・158・166・
168・174・176

陽泰院。芳林。「三之丸御うへさま」とも。寛永六年正月八日歿。

鍋島直澄 161

勝茂三男。蓮池藩祖。千熊。元和元年十一月十二日生。

鍋島直能 42・64・65・81・82

鍋島元茂男。元和八年十二月十七日生。慶安四年十二月二十八日従五位下加賀守。母は鍋島氏。

鍋島信房 80・155

神代鍋島家祖。房茂。豊前守。出家後、豊前入道永忠と名乗る。

鍋島平右衛門尉 117

鍋島家中。

鍋島道虎室 180

法名は春徳院梅養妙香大姉。

鍋島元茂 24・26・27・28・29・30・31・32・42・62・63・64・75・81・82・96・98・99・102・103・104・105・107・108・113・128・133・145・159・161・162

慶長七年生。三平。元和五年十二月晦日従五位下紀伊守。承応三年十一月十一日歿。

鍋島元茂室鍋島氏 26・27・42・63・65・81・82・128・154

鍋島主水茂里女。「御新造様」とも。

成新右衛門尉 126

鍋島家中。成松新右衛門尉か。「寛永五年惣着到」では三〇〇石。

成富十右衛門尉 159

鍋島家中。

成富仁右衛門 145

鍋島家中。慶長五年の伏見城攻に従う。

(『近』一一二、二一三頁)

二

西松左衛門尉 74

鍋島家中。

丹羽喜左衛門 93

未詳。閑室元佑関係者か。

ノ

野口一成 14

福岡藩黒田家中。左介。寛永二十年四月八日歿。八十五歳。(東京大学史料編纂所蔵謄写本「黒田家臣伝」)

野口二郎兵衛(次郎兵衛) 108・109

鍋島家中。

野口長五良 173

鍋島家中。元和六年に鍋島元茂から勝茂に提出された「江戸詰男女着到」に名前が見える(『近』二一一、七五頁)。

のそへやすへもん 82

未詳。

野中金左衛門尉 153

鍋島家中。

野中内記 177

未詳。鍋島家中か。

野辺田孫兵衛 33

鍋島家中。
野間忠次郎 7
福岡藩黒田家中。
のむら仁ゑもん 82
鍋島家中。前田伊予守家定次男。鍋島
元茂付人。(『近』八一、五八五頁)

ハ

柏庵 77
未詳。医師か(『集』一一、二九五号)。
箱崎宮座主乗清 →乗清
橋村正景 35・57・58・59
伊勢外宮御師。肥前大夫。元和九年四
月二十三日歿。(「考訂渡会系図」)
橋村正慈 34
伊勢外宮御師。肥前大夫。
服部新左衛門尉 119
鍋島家中。
塙八右衛門 69・70・140
柳川藩田中家中。「慶長七年台所入之
掟」では「よこめ奉行」。「式拾五ヶ条
万仕置之一書(慶長十年九月十六日)」
では「大よこめ」(中野等『筑後国主
田中吉政・忠政』)。
馬場理兵衛尉 173
鍋島家中。元和六年に元茂から勝茂に
提出された「江戸詰男女着到」に名前
が見える(『近』二一一、七五頁)。
林少^(七)□ 17
福岡藩黒田家家中。

原二郎左衛門尉 181
鍋島家中。
坂東寺 134
現筑後市熊野の天台宗寺院のことか。

ヒ

東島市介 107
鍋島家中。
英彦山座主忠有 →忠有
英彦山桜本坊良清 →良清
英彦山惣巖坊真清 →真清
英彦山政所坊有延 →有延
久納権佐 125
鍋島家中。現三根町内に知行五八〇石
余り(『集』一七、久納六号)。
久納茂俊 149・164
鍋島家中。市右衛門。一五三〇石(『佐
賀の江戸人名志』)。直茂に仕え、直茂
隠居後は勝茂に仕える。慶長十五年歿。
(『近』八一、四七六頁)。
秀嶋九郎兵衛 179
鍋島家中。
平川才右衛門尉 173
未詳。鍋島家中か。
廣木外記 99・129・141・142・143・144
未詳。鍋島家中か。三根郡前牟田村歎
喜山聞法寺の開基了西を俗名廣木外記
と伝える(『上峰村史』一〇七六頁)。
「一向宗由緒」(『近』一〇一三)は「今

の御家中廣木伝左衛門先祖廣木采女兄也」とする。

フ

深江橋右衛門尉 75・127・133

鍋島家中。寛永十二年に「鍋島大膳亮与私内 深江橋右衛門・勝屋外記」(藤野保『佐賀藩の総合研究』五五六頁)。

深茂 155

未詳。深堀家某。

福岡源左衛門尉 101

鍋島家中。

福嶋九介 119

未詳。鍋島家中か。

福地長左衛門尉 173

鍋島家中。元和六年に鍋島元茂から勝茂に提出された「江戸詰男女着到」に名前が見える(『近』二一一、七五頁)。

藤井二介 97

未詳。絵師か。

藤島喜右衛門尉 102・103

鍋島家中。

藤嶋外記 173

未詳。鍋島家中か。

藤嶋惣次良 173

未詳。鍋島家中か。

船津羽右衛門尉 27

鍋島家中。

へ

平太(大)夫 119・120

鍋島家中。

ホ

法印 56

未詳。愛宕山関係者か。

宝珠院玄純 37

妙覚院玄純と同一人物か。→玄純

宝蔵坊 40

未詳。

ト隠軒栄傳 93

閑室元信(圓光寺)の配下。「円光寺内ト隠軒栄傳」と署名のある薬師寺学修方宛書状が薬師寺に伝来する(十二月十一日付、及川亘編『薬師寺の中世文書』東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点特定共同研究「薬師寺中世史料の研究」グループ、二〇一六年、五五頁)。

本多正純 24・27・29・30・93・132・162・163

幕府年寄。

本多正信 93

幕府年寄。

マ

槇真悦 156

未詳。

松倉重政 22・66・67

肥前日野江藩主。

松坂藤七良 173

鍋島家中。元和六年に鍋島元茂から勝茂に提出された「江戸詰男女着到」に名前が見える(『近』二一一、七五頁)。

松崎二右衛門尉(仁右衛門尉) 30・32・96・62・173

鍋島家中。

松平正綱 30

幕府勘定頭。右衛門佐。

松浦隆信 71

平戸藩主。天正十九年生。慶長十七年九月従五位下肥前守。寛永十四年五月二十四日歿。(「寛政譜」)

馬渡三郎左衛門尉 95

鍋島家中。慶長十五年の直茂の隠居に伴い、直茂から鍋島元茂に付けられている(『近』一一一、八二二頁)。

ミ

三浦四郎右衛門 177

鍋島家中。元和七年に鍋島元茂に付属(『近』二一一、八〇頁)。

水町作右衛門尉 101・102・103

鍋島家中。元和七年時点で鍋島元茂家中(『近』二一一、八〇頁)。

溝上三郎左衛門 92

鍋島家中。六月二十七日(慶長十九年)付道虎宛勝茂書状(『集』一一、三六四号)では、中国産の詔物の調達につき、道虎と交渉する役割を勝茂から期待される。

妙覚院玄純 →玄純

明喜 112

未詳。

三好助兵衛 13

福岡藩黒田家中。

ム

牟田藤兵衛 28・125・126

鍋島家中。

牟田弥右衛門尉 28

鍋島家中。

村田吉次 10・11

福岡藩黒田家中。出羽守。元和七年十月二十九日歿。五十七歳。(東京大学史料編纂所蔵謄写本「黒田家臣伝」)

モ

茂右衛門 152

道虎内人か。

茂齋 98・110・111・112・148

未詳。鍋島家中の牟田茂齋か。牟田茂齋は「直茂公還俗被仰付候、(中略)寛永年中迄存命、物成五拾八石五斗を領、

子孫不詳」とある（『近』八一一、三一四頁）。

持永茂成 24・25・26・27・28・29・30・
31・96・101・102・103・128

鍋島家中。鍋島元茂付家老。寛永十二年五月十四日歿。（『近』二一一、七頁）

諸岡正兵衛 102

鍋島家中。元和七年には小城家中（『近』二一一、八一頁）。

諸岡惣左衛門尉 60

鍋島家中。

諸隈三左衛門 70

未詳。

ヤ

八戸久兵衛 74

鍋島家中。

八戸左近兵衛 123

鍋島家中。

八戸治部左衛門尉 97

鍋島家中。

安本源太左衛門 141

未詳。

柳川調興 72・146

宗家重臣。慶長十八年家督。元和二年四月以降豊前守。寛永十二年配流。

山崎勘解由佑 105

鍋島家中。寛永四年には鍋島忠直近習（『近』二一一、一一八頁）。

山崎与兵衛尉 133

鍋島家中。

山田清右衛門尉 173

未詳。鍋島家中か。

ユ

有延 83

英彦山政所坊。

雄鑽 54

月性院住持。月性院は京都鞍馬寺の院家。寛永四年に青蓮院に宛てた誤状に「月性院 雄鑽」と見える（「華頂要略」七四、東京大学史料編纂所蔵謄写本）。

ヨ

葉茂長 106

鍋島家中。次郎右衛門尉。

陽泰院（養泰院） → 鍋島直茂室石井氏。

横尾橋右衛門尉 95

未詳。鍋島家中か。

横尾新左衛門 94

鍋島家中。

横田清十 142

鍋島家中。

横田長八良 173

未詳。鍋島家中か。

吉島五郎左衛門尉 23・27・171

鍋島家中。物成百石（『近』八一一、六三一頁）。

吉富源右衛門尉 96・116・117・118

鍋島家中。

吉村五左衛門尉 98

鍋島家中。

吉原九兵衛 64

未詳。鍋島家中か。

吉原小左衛門尉 173

鍋島家中。元和六年に鍋島元茂から勝茂に提出された「江戸詰男女着到」に名前が見える(『近』二一一、七五頁)。

リ

里兵衛 127

未詳。鍋島家中か。「理兵衛」であれば、林理兵衛であり、医療に従事する姿が見える(『集』一一、一〇二・三九二号など)。

利ト 173

未詳。

龍造寺高房 3

藤八郎。慶長七年九月二十八日佐賀下着。同八年六月二十六日駿河守、江戸詰を命じられる。慶長十二年九月歿。

良悦 41・92

未詳。七月二十二日(元和五年)付道虎宛勝茂書状(『集』一二、四四三号)では、中国産の詔物について勝茂に報告。

良清 83

英彦山桜本坊住持。

林斎 → 関清長

判読不能

■ 斎 115・158

未詳。茂斎、もしくは義斎か。

収録史料一覧

通番	管理番号	年	月日	史料名	形態	解説
1	坊72216	元和8	11月2日	鍋島勝茂祈禱願文案	竪紙	小宮
2	坊79102		10月9日	黒田利則書状	折紙	小宮
3	坊79103		11月8日	黒田利則書状	折紙	小宮
4	坊79107	(慶長16)	1月26日	黒田利則書状	折紙	小宮
5	坊79108	慶長16	2月6日	黒田利則書状	折紙	小宮
6	坊79113	慶長16	3月21日	黒田利則書状	折紙	佐藤
7	坊79118	慶長16	5月8日	黒田利則書状	折紙	佐藤
8	坊79119	慶長17	6月7日	黒田利則書状	折紙	佐藤
9	坊79123	(慶長16)	7月24日	黒田利則書状	折紙	佐藤
10	坊79124	(慶長16)	8月9日	黒田利則書状	折紙	佐藤
11	坊79128	慶長16	11月15日	黒田利則書状	折紙	及川
12	坊79134	(慶長16)	12月26日	黒田利則書状	折紙	及川
13	坊79137	(慶長17)	2月21日	黒田利則書状	折紙	及川
14	坊79139	慶長17	8月17日	小河之直書状	折紙	及川
15	坊79143	慶長17	閏10月13日	小河之直書状	折紙	及川
16	坊79146	慶長17	11月17日	小河之直書状	折紙	石津
17	坊79147	慶長17	12月11日	小河之直書状	折紙	石津
18	坊79163		7月21日	小河之直書状	折紙	石津
19	坊79169		10月12日	小河之直書状	折紙	石津
20	坊79170		10月23日	小河之直書状	折紙	石津
21	坊79174		12月22日	小河之直書状	折紙	小宮
22	坊79203	(元和6)	12月11日	諫早直孝書状	折紙	小宮
23	坊79306		2月8日	五島玄雅書状	折紙	小宮
24	坊79313	(元和3)	7月23日	持永茂成書状	折紙	小宮
25	坊79314	(元和3)	8月9日	持永茂成書状	折紙	小宮
26	坊79315	(元和3)	12月1日	持永茂成書状	折紙	小宮
27	坊79319	(元和4)	閏3月12日	持永茂成書状	折紙	小宮
28	坊79320	(元和4)	閏3月23日	持永茂成書状	折紙	小宮
29	坊79321	(元和4)	4月10日	持永茂成書状	折紙	小宮
30	坊79324	(元和5)	3月8日	持永茂成書状	折紙	佐藤
31	坊79330		1月3日	持永茂成書状	折紙	佐藤
32	坊49-2873	(元和5カ)	4月11日	鍋島元茂書状	折紙	佐藤
33	坊49-2964		9月12日	閑室元佶書状	折紙	佐藤
34	坊50-2422	元和2	2月24日	橋村正滋書状	折紙	佐藤
35	坊50-2423	(元和4)	閏3月18日	橋村正景書状	切紙	佐藤
36	坊50-2425	(寛永元)	4月10日	妙覚院玄純書状	折紙	佐藤
37	坊50-2427		3月18日	宝珠院玄純書状	折紙	佐藤
38	坊50-2428		1月8日	三怨軒良意書状	折紙	佐藤
39	坊50-2429	(元和9)	2月28日	三怨軒良意書状	折紙	及川
40	坊50-2430		9月吉日	宝蔵坊書状	折紙	及川
41	坊50-2431		10月10日	良悦書状	折紙	及川
42	坊50-2432	(元和9)	2月28日	玄朝書状	折紙	及川
43	坊50-2433		9月吉日	知幸書状	切紙	及川
44	坊50-2434		8月吉日	知幸書状	切紙	及川

通番	管理番号	年	月日	史料名	形態	解説
45	坊50-2435		3月16日	英彦山座主忠有書状	折紙	及川
46	坊50-2436		1月1日	英彦山増了坊幸教書状	折紙	及川
47	坊50-2437		3月28日	英彦山増了坊幸教書状	切紙	及川
48	坊50-2438		9月22日	英彦山増了坊幸教書状	折紙	及川
49	坊50-2439		1月吉日	英彦山増了坊幸教書状	切紙	石津
50	坊50-2440		2月13日	宮崎宮座主乗清書状	折紙	石津
51	坊50-2441	(元和元)	閏6月18日	大鳥居信岩書状	折紙	石津
52	坊50-2442		2月27日	愛宕山威徳院行祐書状	折紙	石津
53	坊50-2444		9月吉日	鞍馬寺月性院雄鑽書状	折紙	石津
54	坊50-2445		2月20日	鞍馬寺月性院某書状	折紙	石津
55	坊50-2448		8月8日	内山先達某書状	折紙	石津
56	坊58-3285		2月28日	愛宕山威徳院納所書状	折紙	石津
57	坊58-3292		9月吉日	橋村正景書状	折紙	石津
58	坊58-3293		5月14日	橋村正景書状	折紙	石津
59	坊58-3294		9月吉日	橋村正景書状	折紙	小宮
60	坊58-3322		3月23日	諸岡惣左衛門尉書状	切紙	小宮
61	坊58-3385	元和1 or 元和2	12月25日	鍋島茂泰書状	折紙	小宮
62	坊58-3442	(元和4)	10月11日	三位局消息	折紙	小宮
63	坊58-3443	(元和4)	1月14日	三位局消息	折紙	小宮
64	坊58-3444		8月9日	おく局消息	折紙	小宮
65	坊58-3445	(元和9)	2月5日	御しんさう局消息	折紙	小宮
66	坊58-3476	(元和6)	12月15日	松倉重政書状	折紙	小宮
67	坊58-3477	(元和7)	9月2日	松倉重政書状	折紙	小宮
68	坊58-3478		5月3日	田中吉政書状	折紙	小宮
69	坊58-3479	(慶長6力)	12月28日	田中吉政書状	折紙	佐藤
70	坊58-3480	(慶長6力)	7月5日	田中吉政書状	折紙	佐藤
71	坊58-3488		10月28日	大村種純書状	折紙	佐藤
72	坊58-3493		1月11日	柳川調興書状	折紙	佐藤
73	坊58-3495	(元和6力)	8月22日	後藤源左衛門尉書状	折紙	佐藤
74	坊58-3499	(慶長17)	閏10月5日	真久書状	折紙	佐藤
75	坊58-3505	(寛永元)	2月5日	元碩書状	折紙	佐藤
76	坊58-3506		2月22日	元碩書状	折紙	佐藤
77	坊58-3507	(寛永元)	2月29日	柏庵某書状	折紙	佐藤
78	坊58-3519		—	多久家久(安順)書状	切紙	佐藤
79	坊58-3520		9月9日	多久家久(安順)書状	切紙	佐藤
80	坊58-3530		8月18日	鍋島房茂(信房)書状	豎紙	及川
81	坊58-3531	(元和9)	3月[]	鍋島元茂付局消息	折紙	及川
82	坊58-3532	(元和9)	3月8日	しんよ消息	折紙	及川
83	坊58-3551		3月16日	英彦山政所坊有延等連署書状	切紙続紙	及川
84	坊58-3552		2月28日	瑞雪光欽書状	折紙	及川
85	坊58-3553	(慶長16)	4月21日	瑞雪光欽書状	折紙	及川
86	坊58-3554		1月吉辰	愛宕山威徳院行祐書状	折紙	及川
87	坊58-3555		2月17日	愛宕山威徳院行祐書状	折紙	及川
88	坊58-3556		9月吉辰	愛宕山威徳院某書状	折紙	及川
89	坊58-3558		12月26日	愛宕山威徳院某書状	折紙	及川
90	坊58-3559		2月26日	東林寺某書状	折紙	石津
91	坊58-3561	慶長9 or 元和2 or 寛永5	6月2日	玄純銀子請取状	切紙	石津

通番	管理番号	年	月日	史料名	形態	解説
92	坊58-3563		12月25日	良悦書状	折紙	石津
93	坊58-3564	(慶長17)	6月18日	卜隠軒栄傳書状	折紙	石津
94	坊58-3567	元和2	11月24日	石井茂清覚書	切紙	石津
95	坊58-3574	元和6	2月22日	須古信昭・諫早直孝連署覚書	切紙	石津
96	坊58-3578	(元和4)	11月2日	石井茂清・吉富源右衛門尉連署書状	折紙	石津
97	坊58-3580	(元和4)	9月21日	石井茂清・関清長連署書状	折紙	石津
98	坊58-3585	(元和2)	9月14日	中野茂利・茂齋連署書状	折紙	石津
99	坊58-3587	(元和3)	1月12日	甲斐弥左衛門尉・中野茂利連署書状	折紙	石津
100	坊58-3592	(元和8)	10月10日	勝屋茂為・関清長連署書状	折紙	小宮
101	坊58-3595		8月5日	持永茂成・水町作右衛門尉連署書状	折紙	小宮
102	坊58-3596		12月3日	持永茂成・水町作右衛門尉連署書状	折紙	小宮
103	坊58-3597	(寛永2カ)	12月18日	持永茂成・水町作右衛門尉連署書状	折紙	小宮
104	坊58-3603		12月25日	小川四郎兵衛書状	折紙	小宮
105	坊58-3605	(寛永元)	2月6日	山崎勘解由佑書状	折紙	小宮
106	坊58-3606	(慶長15カ)	11月4日	葉茂長書状	切紙	小宮
107	坊58-3609	(元和3)	12月3日	甲斐弥左衛門尉書状	折紙	小宮
108	坊58-3610	(元和4)	11月24日	甲斐弥左衛門尉書状	折紙	小宮
109	坊58-3611	(元和4)	閏3月23日	甲斐弥左衛門尉書状	切紙	小宮
110	坊58-3613	(元和元)	閏6月11日	茂齋書状	切紙	佐藤
111	坊58-3614	(元和3)	5月1日	茂齋書状	折紙	佐藤
112	坊58-3616	(元和3)	8月9日	茂齋書状	折紙	佐藤
113	坊58-3617	(元和3)	1月22日	相良伊右衛門尉書状	折紙	佐藤
114	坊58-3618		11月18日	石尾右馬之佐書状	折紙	佐藤
115	坊58-3625	(慶長12カ)	11月14日	某書状	折紙	佐藤
116	坊58-3629	(元和5)	11月8日	吉富源右衛門尉書状	折紙	佐藤
117	坊58-3633	(元和3カ)	4月18日	吉富源右衛門尉書状	折紙	佐藤
118	坊58-3634	(元和9)	3月14日	吉富源右衛門尉書状	折紙	佐藤
119	坊58-3635		-	平太夫書状	切紙	佐藤
120	坊58-3636		4月14日	平太夫書状	折紙	及川
121	坊58-3637		7月12日	鍋島茂利書状	切紙続紙	及川
122	坊58-3642	(元和3)	6月27日	中野茂利書状	折紙	及川
123	坊58-3643	(元和2)	12月28日	中野茂利書状	折紙	及川
124	坊58-3645	(元和2)	10月18日	中野茂利書状	折紙	及川
125	坊58-3649	(元和3)	1月27日	勝屋茂為書状	切紙	及川
126	坊58-3650	(元和3)	1月27日	勝屋茂為書状	切紙	及川
127	坊58-3653	(寛永元)	2月20日	勝屋茂為書状	折紙	及川
128	坊58-3656	(元和4)	6月18日	勝屋茂為書状	折紙	及川
129	坊58-3663		12月25日	勝屋采女佑書状	折紙	及川
130	坊58-3699	慶長9	8月15日	市右衛門尉覚書	豎紙	石津
131	坊58-3723		-	某覚書	切紙	石津
132	坊58-3727	元和5 or 元和7	1月23日	石井茂清・中野茂利連署書状	切紙続紙	石津
133	坊58-3731	(元和8)	6月28日	山崎与兵衛尉書状	切紙続紙	石津
134	坊58-3734	(元和6カ)	9月15日	修学院恕周書状	折紙	石津
135	坊58-3739	(慶長6)	8月12日	副嶋孫兵衛書状	切紙続紙	石津
136	坊58-3779		[]25日	桑野藤左衛門尉書状	折紙	石津
137	坊58-3806		9日	石井茂清書状	切紙	石津
138	坊58-3860		10月21日	下総守書状	豎紙	石津

通番	管理番号	年	月日	史料名	形態	解説
139	坊58-3861		4月22日	某書状	豎紙	石津
140	坊58-3862		11月5日	大橋左京亮書状	折紙	小宮
141	坊58-3876	(元和4カ)	8月18日	廣木外記書状	折紙	小宮
142	坊58-3877		2月2日	廣木外記書状	折紙	小宮
143	坊58-3878		10月9日	廣木外記書状	折紙	小宮
144	坊58-3879		11月25日	廣木外記書状	折紙	小宮
145	坊58-3880	(寛永元)	2月20日	大隈玄蕃書状	折紙	小宮
146	坊58-3883		3月21日	古藤三郎左衛門尉書状	折紙	小宮
147	坊58-3962		-	某書状	切紙	小宮
148	坊58-3964	(元和9)	3月17日	茂斎書状	切紙続紙	小宮
149	坊58-3975	(慶長6)	8月12日	鍋島忠茂書状	切紙続紙	小宮
150	坊58-3991		10月22日	鍋島忠茂書状	折紙	佐藤
151	坊58-3997	(元和6カ)	9月8日	愛宕山威徳院某書状	折紙	佐藤
152	坊58-4000		4月29日	某書状	切紙	佐藤
153	坊58-4003	(元和5)	11月29日	石井次右衛門尉書状	折紙	佐藤
154	坊58-4005	(元和9)	3月21日	相良五兵衛書状	折紙	佐藤
155	坊58-4006		7月23日	鍋島信房(永忠)書状	折紙	佐藤
156	坊58-4007		12月2日	模真悦書状	折紙	佐藤
157	坊58-4008	(慶長6カ)	8月10日	市川源介書状	折紙	佐藤
158	坊58-4009		3月11日	林斎(関清長)書状	折紙	佐藤
159	坊58-4014	(元和4)	-	某書状	切紙続紙	佐藤
160	坊58-4015		1月16日	甲斐弥左衛門尉書状	切紙	佐藤
161	坊58-4016	(元和2)	-	某書状	切紙	及川
162	坊58-4017	(元和3)	1月7日	甲斐弥左衛門尉書状	切紙続紙	及川
163	坊79278	(慶長17)	2月19日	多久家久(安順)・鍋島道虎連署書状案	豎紙	及川
164	坊79279	慶長8	6月11日	鍋島道虎覚書	豎紙	及川
165	坊79280	慶長18	11月10日	鍋島道虎覚書案	豎紙	及川
166	坊79282	(慶長15)	8月10日	鍋島道虎書状案	切紙	及川
167	坊79283	(元和4)	閏3月18日	鍋島道虎書状案	折紙	及川
168	坊79285	(元和8)	11月2日	鍋島道虎書状	折紙	及川
169	坊79286	(元和6)	9月24日	鍋島道虎注文案	折紙	及川
170	坊79287	(元和6)	12月23日	鍋島道虎覚書／神戸善兵衛請取状	折紙	及川
171	坊79288		12月26日	鍋島道虎書状	折紙	及川
172	坊79289	(元和7)	9月18日	鍋島道虎書状案	折紙	石津
173	坊79291		12月22日	鍋島道虎覚書	切紙続紙	石津
174	坊58-3712	元和6	8月11日	鍋島道虎覚書	豎紙	石津
175	坊58-3713	(元和6カ)	8月11日	鍋島道虎覚書	豎紙	石津
176	坊58-3714	(元和8)	11月2日	鍋島道虎書状	折紙	石津
177	坊58-3715	元和2	4月3日	鍋島道虎覚書	折紙	石津
178	坊58-3730	(慶長19)	4月25日	鍋島道虎書状案	折紙	石津
179	坊58-3933		5月26日	某覚書	切紙続紙	石津
180	坊58-3939		-	某覚書	豎紙	石津
181	坊79115	慶長16	4月1日	黒田利則書状	折紙	石津

東京大学史料編纂所研究成果報告 2020-5

坊所鍋島家文書未刊分一鍋島道虎関係一

編集・発行 石津裕之（東京大学史料編纂所）
及川 亘（東京大学史料編纂所）
小宮木代良（東京大学史料編纂所）
佐藤孝之（東京大学名誉教授）

2021年3月31日発行 ©

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学史料編纂所

TEL 03-5841-5975

印刷・製本 株式会社 白峰社